

平成29年 2月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齡 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行	秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人
危 機 管 理 課 長	羽 飼 和 彦	税 務 課 長	山 下 正 巳
収 納 課 長	鈴 木 浩 二	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長	伊 藤 仁 史

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	村瀬 修
児童課長	大木 弘己	商工観光課長	大河内 博
土木課長	山田 宏淑	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三輪 眞士 書記 土方 康寛

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 報告第1号	専決処分の報告について
日程第5 議案第1号	平成29年度弥富市一般会計予算
日程第6 議案第2号	平成29年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第7 議案第3号	平成29年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第8 議案第4号	平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第9 議案第5号	平成29年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第10 議案第6号	平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第11 議案第7号	平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第12 議案第8号	弥富市行政手続条例の一部改正について
日程第13 議案第9号	弥富市情報公開条例の一部改正について
日程第14 議案第10号	弥富市個人情報保護条例等の一部改正について
日程第15 議案第11号	弥富市職員定数条例の一部改正について
日程第16 議案第12号	弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第13号	弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第18 議案第14号	弥富市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
日程第19 議案第15号	弥富市自治功労者礼遇条例の一部改正について
日程第20 議案第16号	弥富市税条例等の一部改正について
日程第21 議案第17号	弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第22 議案第18号	弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
日程第23 議案第19号	相互救済事業の委託について
日程第24 議案第20号	市道の廃止について

- 日程第25 議案第21号 市道の認定について
- 日程第26 議案第22号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第27 議案第23号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第24号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第25号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（武田正樹君） 会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより、本日の撮影と放映、市側より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより平成29年第1回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、炭竈ふく代議員と佐藤高清議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を、本日から3月23日までの24日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期を本日から3月23日までの24日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（武田正樹君） この際、日程第4、報告第1号を議題とします。

地方自治法第180条第2項の規定により、長に委任した専決処分については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告にかえさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第5 議案第1号 平成29年度弥富市一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

○議長（武田正樹君） この際、日程第5、議案第1号から日程第11、議案第7号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に平成29年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

本日ここに、平成29年第1回弥富市議会定例会の開催に際し、市政運営に臨む私の所信と平成29年度予算案につきまして、その概要を申し上げ、市民の皆様、議員の皆様にご理解、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

初めに、本年は日本国憲法と地方自治法が昭和22年5月3日に施行され、70年の節目の年を迎える意義深い年であり、この節目の年を迎えるに当たり、地方自治の意義と重要性を再認識し、これまでの取り組み成果を礎に、初心を忘れることなく、市政の一層の発展と地方自治の伸展に期するとともに、本市のさらなる安全・安心なまちづくりに全力を尽くし、将来へ着実に歩みを進めていこうと決意を新たにしております。

さて、経済情勢は、企業収益や雇用所得環境の改善など、景気の緩やかな回復基調が続いているものの、米国のトランプ新政権が今後も保護主義姿勢、円安批判を強めれば、輸出や企業収益の減少が見込まれます。また、中国を初めアジア新興諸国の景気持ち直しで、我が国の景気は足元でやや持ち直してはいるものの、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

また、人口におきましては、これまで例のない急激な減少に向かっており、少子化と高齢化が同時に進行する、極めて難しい対応を迫られており、医療、介護、福祉、年金、子育てを初めとする持続可能な社会保障制度の確立や地域の活力と人口減少の抑制を目指す地方創生は、まさに最重要課題でございます。

本市といたしましても、景気回復による市税収入の伸びより、高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加等及び公共施設の維持管理に伴う経費の増加のほうが大きいことから、財政環境の先行きは大変厳しい状況であり、これまでどおり公共サービスを提供することが大変難

しくなりつつあります。

こうした状況を踏まえ、平成29年度は行政の構造改革元年として、保育料の見直し、国民健康保険税の見直し、公共施設の使用料等の見直し及び公共施設の統廃合を含めた維持管理の見直し等、さまざまな改革に着手してまいります。

この現状を市民の皆様、議員の皆様に御理解を賜り、あわせて各種施策に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

平成29年度の基本方針を申し上げます。

それでは、平成29年の市政運営に当たって重要な視点として、引き続き次の3つの視点をもって取り組んでまいります。

1点目は、もっと災害に強いまちづくりであります。

市民の皆様の安全・安心のため、防災・減災等の災害対策は最重要課題として取り組んでまいります。過去の災害を教訓として、防災・減災に対するハード面、ソフト面の対応力の強化が大変重要であります。また、災害時の防災ボランティアセンターとの協力体制及び支援を受ける力を高める取り組みの強化も重要となっております。これからも市民の皆様、議員の皆様とともに、さらなる安全・安心なまちへと積極的に防災・減災の対策に取り組んでまいります。

2点目は、もっと人に優しく健やかまちづくりであります。

安心して子供を産み育てられる環境をつくるため、結婚、妊娠、出産から子育てまで、切れ目のない施策を展開してまいります。昨年、健康都市宣言を行い、子供から高齢者まで誰もが健康で生きがいを持って暮らせるまちづくりの実現を目指してまいります。

3点目は、もっと豊かで活力のあるまちづくりであります。

本市の持つ地域特性や資源を最大限に生かし、安全性・快適性などの住みよさ、文化・自然などの魅力、豊かさ、美しさ、楽しさなど本市の魅力を発信する取り組みに力を注ぎ、本市の顔でもあるJR・名鉄弥富駅自由通路整備など都市機能の向上を進め、市民が安心して豊かに暮らすことができるよう、引き続き活力のあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、本年度の重点施策について、3つの重要な視点に基づく6つの政策目標に沿って申し上げたいと思います。

政策目標1. 定住と交流、活力を生むまちづくりでございます。

最初に、土地利用について申し上げます。

名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターへの移転計画に伴い、これを南部地域活性化のチャンスと捉え、南部地域の土地利用計画の検討をしてまいります。

次に、道路網の整備の取り組みについて申し上げます。

交通の要衝のまちとしての機能を一層強化し、市民の安全性・利便性の向上を図るため、引き続き都市計画道路名古屋第3環状線、主要地方道弥富名古屋線を初め、道路整備促進について関係機関へ積極的に要望してまいります。また、中央幹線道路及び都市計画道路穂波通線を初め、市道の整備を計画的に、また効率的に促進し、円滑な交通処理に努めてまいります。

道路の老朽化対策につきましては、橋梁の点検を計画的に実施するとともに、引き続き橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画などにに基づき計画的に修繕を実施し、道路の適正な管理を図ってまいります。

続きまして、鉄道駅及び周辺環境の充実について申し上げます。

J R・名鉄線弥富駅周辺においては、J R・名鉄線で分断された南北の連絡を確保し、駅のバリアフリー化を進め、安全性・利便性を向上させるため、J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化整備について、平成32年度を目途とし供用を進めてまいります。平成29年度も、引き続き事業実施に向け、鉄道事業者との協議及び調査、概略設計を実施してまいります。

次に、港湾地域の整備促進について申し上げます。

親しまれるみなとづくりとして、鍋田埠頭東側が新たな魚釣り施設として選定の運びとなりました。この事業が早急に実現されるよう関係団体に要望してまいります。

政策目標2. 快適で安全・安心なまちづくりについて申し上げます。

防災・減災の拠点施設として、新庁舎建設事業につきましては、新年度予算計上を行い、工事発注に向け関係機関との協議を迅速に進めており、今後も安心して安全なまちづくりの拠点として、また地域活動の拠点として、皆様に親しんでいただける新庁舎の早期完成を目指し、全力で取り組んでまいります。市民の皆様、議員の皆様には、現在、仮庁舎での運用となり、大変な御不便、御面倒ではございますが、何とぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、防災・減災の取り組みにつきましては、平成28年度策定した弥富市津波避難計画をもとに、津波ハザードマップ及び津波避難計画冊子を作成してまいります。避難場所の確保として学校、保育所などの屋上整備を行っておりますが、新たに西部保育所の屋上整備を行い、あわせて民間施設の避難場所確保にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

駅前などの公共性の高い場所への防犯カメラ設置を拡充するとともに、自治会への防犯カメラ設置補助を継続し実施してまいります。あわせて、警察や地域の防犯パトロール活動と連携しながら犯罪防止に取り組んでまいります。

また、高齢者向けの交通安全教室や警察、交通安全推進協議会などとの連携のもとに、死亡事故の根絶を目指して交通安全対策に取り組んでまいります。

次に、下水道整備の取り組みについて申し上げます。

公共下水道事業につきましては、汚水適正処理構想及びアクションプランに基づき、市街化区域及び人口集中地域を重点整備区域として、効率的な公共下水道整備とコスト削減の取り組みを進めることとします。

今後も供用区域を拡大し、普及率の向上を図るとともに、接続促進に努め、健全な事業運営に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、農業集落排水事業につきましては、既存施設の処理機能を維持していくため、機器等の更新を目的とした機能強化対策を計画的に進めるとともに、引き続き接続促進を図り、効率的で健全な運営に努めてまいります。

続きまして、環境衛生に関する取り組みについて申し上げます。

市営の火葬場につきましては、昭和50年2月の竣工から42年がたち、施設の老朽化が進んでおります。そのことから、ばい煙等の環境対策、炉本体の安全対策等、これらの問題に対応するため、新しい火葬場建設が求められていますので、平成29年度は新火葬場の基本構想策定に着手してまいります。

政策目標3. 健やかで優しいまちづくりであります。

最初に、健康づくり・医療体制の充実への取り組みについて申し上げます。

健康都市宣言のもと、健康長寿を目指し、市民の皆様一人一人がよりよい生活習慣を心がけ、互いに支え合いながら地域社会全体で健康づくりに取り組んでいかなければなりません。そのために市民、地域、行政が一体となって健康づくりを推し進めていくために健康づくり推進協議会を立ち上げ、生涯健康なまちづくりを目指していこうと考えております。

がん検診事業においては、今までチラシを各戸配布して受診勧奨しておりましたが、がん検診が身近な検診として受診していただけるよう、直接、対象者に受診券を送付することとし、受診率向上を図ってまいります。また、昨年10月より定期接種となったB型肝炎ワクチンなど予防接種による効果的な疾病予防や妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援のための相談・支援体制の確立に努めてまいります。

次に、医療体制の充実につきましては、平成22年度末から施設整備を進めてこられました海南病院の大規模改修工事が、平成28年11月末に全て施設整備が完了し、12月11日に竣工式が行われ完全竣工いたしました。最新鋭の医療設備による質の高い安全な医療の提供、地域の基幹病院として強いリーダーシップのもと、地域の医療機関と提携し、よりよい医療提供体制の実現がなされるものと期待しており、引き続き行政としても支援をしてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援の取り組みについて申し上げます。

発達障がい児の支援ニーズの高まりに対応して、発達障がいのある子供たちを持つ保護者だけでなく、発達障がいの傾向のある子供たちを持つ保護者、育児に不安の強い保護者、よ

い仲間関係が築けず困ってみえる保護者等の支援をするためにペアレント・プログラム研修を新たに実施いたします。

次に、保育料につきまして20年間据え置きをしておりますが、本市の保育を安定的、継続的に維持していくため、公的負担と利用者負担の適正化を図るための改定が必要と判断し、平成30年度に向けた保育料の改定を行いますので、御理解をお願いいたします。また、多様化する保育需要へ対応するため、引き続き保育士の確保への取り組みと施設面では、長寿命化を図るため必要な補修工事を適宜進めてまいります。

次に、高齢者支援の取り組みについて申し上げます。

全ての高齢者の方が生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう、第6期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に基づき、地域包括ケアの実現に向けたまちづくりを目指してまいります。

高齢化の進展に伴い、増加が見込まれる認知症高齢者対策といたしまして、引き続き予防教室やふれあいサロンの実施、あるいは認知症サポーター養成講座を各地区で開催してまいります。また、認知症初期の支援を包括的、集中的に行う認知症初期集中支援チームを設置し、自立支援のサポートを行います。

さらに、平成29年度で第6期介護保険事業計画、高齢者福祉計画の計画期間が終了することから、平成30年度から3年間の第7期介護保険事業計画、高齢者福祉計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に、障がい者支援につきましては、平成28年4月に施行された障害者差別解消法を反映した平成30年度から平成32年度までの3カ年の第5期障がい福祉計画を策定し、障がいのある方が差別なく共生できるまちづくりに向けて努力してまいりたいと考えております。その施策の一つとして、障がいのある方が地域の中で自立した生活ができるよう海部南部障害者自立支援協議会と協力して、障がい者向けグループホームの早期建設の実現に向け、事業者を積極的に支援してまいります。

続きまして、国民健康保険事業につきまして、国民皆保険制度の根幹を担う国民健康保険事業の安定的な運営は、市民の健康・生命を守り、安定した生活を支える重要な役割を果たしております。しかしながら、安定した国保運営を行う独自財源の確保は大変厳しい状況にあり、財源不足を法定外の補填に頼り続けることは、他の施策に影響を及ぼすだけでなく、健全な国保運営ができない状況にあります。

本市におきましては、平成23年度に保険税率を改定して国保運営を実施してまいりましたが、基幹財源の保険税収入の減少、退職者医療制度の廃止による交付金の削減など、収入は減少する一方、保険給付費、高齢化の進展による後期高齢者支援金の増加など支出は増大しており、さらに厳しさをましておるところでございます。これまでに保険税収納率の向上、

医療費の適正化を図るため、レセプト点検やジェネリック医薬品の普及促進に努めてまいりましたが、この状況は平成30年度の広域化の実施後も安定的で持続可能な国民健康保険事業制度として維持していくためには、保険税率の見直しが必要でありますので、御理解をお願い申し上げます。

政策目標4. 人が輝き文化が薫るまちづくりについて申し上げます。

最初に、教育行政につきましては、市長と教育委員会で構成する総合教育会議などを通じて連携をとり、一層深め、教育施設の方向性を共有するよう努めてきたところでございます。

また、この総合教育会議で、本市の目指す教育の基本となる弥富市教育大綱が策定され、その中で、知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を大綱の目指す姿とし、あすの弥富を担う人材育成と特色のある文化のまちづくりを重点的に推進することを掲げております。今後もこの大綱を礎に、総合教育会議を通じてさまざまな教育に関する課題を話し合い、教育現場を支えてまいります。

個別の施策といたしましては、平和教育推進事業の一環として、中学2年生の広島派遣を引き続き実施してまいります。

いじめや不登校などの対策につきましては、弥富市いじめ防止基本方針のもと、子供の人権を守ることを基本に、いじめの未然防止と早期発見をする体制づくりを確立するとともに、関係機関と連携の強化を図り、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

次に、小・中学校施設につきましては、学校は子供たちにとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育む潤いのある空間として整備、維持する必要があることから、児童・生徒の安全・安心にかかわる教育環境の整備は重要であるとの認識のもと、平成29年度は重点的に予算配分をさせていただいております。

津波・高潮緊急時避難場所の整備につきましては、大藤小学校の校舎屋上防水工事及び避難用防護柵設置工事を実施してまいります。また、温暖化への対策として、授業に集中して取り組めるよう、中学校の普通教室にエアコンの設置を計画し、平成29年度に設計をし、そして平成30年には設置工事を実施してまいります。このほか、学校トイレの洋式化の改修を初め、給食施設や給食機器の改修、遊具の修繕、設備の改修を実施してまいります。

次に、文化芸術の振興につきましては、唯一の名誉市民であります服部檐風先生が、生誕150年を迎えられます。檐風先生の書斎であった「藍亭」を森津の藤公園に移築いたしましたので、平成29年4月の藤まつりに合わせ記念式典を開催したいと考えております。今後は、この「藍亭」を含めた森津の藤公園を市民のふれあいの場所として整備していきたいと考えております。

次に、青少年健全育成につきましては、関係機関、関係団体、地域住民等が青少年の非行・被害防止に対する共通の理解と認識を深め、保護者や児童・生徒への薬物乱用防止やネ

ットトラブル対策に関する啓発活動を行うことや、地域の青少年健全育成活動関係者や学校職員が参加して巡回活動などを実施してまいります。

続きまして、スポーツ活動の推進につきましては、多様なスポーツニーズに対応できるスポーツ環境の充実や施設の有効利用を推進し、健康の維持・増進と市民相互の交流を図るとともに、人の心を動かす力を持っているスポーツの魅力を伝えるよう講演会を開催し、スポーツの振興を図ってまいります。

政策目標5. 豊かで活力に満ちたまちづくりでございます。

最初に、本市の重要な産業である農業への取り組みにつきましては、効率的な営農に向けて、担い手の農地集積、農地の適正な管理、集約化の推進に引き続き取り組んでまいります。

農業を取り巻く環境が大変厳しい中、今後ますます農業の体質強化が必要となってくるわけでございます。そのため収益性の高い農産物の生産・販売、6次産業化への取り組みを支援し、地元でとれた安心・安全な農産物の地産地消を推進してまいります。また、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の協働活動を引き続き支援してまいります。

次に、観光・レクリエーションの振興として、地場産業である金魚、あるいは三ツ又池公園における芝桜を観光資源の中心として活用し、市の観光推進を図ってまいります。

4月には平成29年度最初の事業として、桜の春まつりを初め、芝桜まつり、藤まつりを三花まつりとして開催してまいります。

次に、企業立地推進につきましては、企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇や、港湾地域における工場立地法の緑地面積率等の規制緩和の特例措置により、引き続き立地企業を支援してまいります。

本年2月13日には国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の一翼をなす川崎重工業株式会社名古屋第一工場に、新たに床面積1万3,000平米、サッカー場3面分相当の「ボーイング777X」、トリプルセブンXの組み立て工場が竣工し、航空宇宙産業のさらなる発展が期待されるところであります。また、市内中小企業の経営維持・安定化に向け、小規模企業等振興資金の保証料補助を行い、引き続き支援してまいります。

続きまして、消費者対策の取り組みにつきましては、インターネット商取引の普及や消費者ニーズに対応した商品・サービスの多様化により、消費生活に関するさまざまな問題が発生しております。今後、消費生活の多様化が進む中、消費者の安全と安心を確保するために、海部地域の市町村と連携を組み、本年4月より津島市に海部消費生活センターを開設します。これからも消費者教育・啓発や情報提供の強化、消費生活相談体制の一層の充実に努めてまいります。

政策目標6. ともにつくる自立したまちづくりについて申し上げます。

地域における身近な防犯対策や子育て、高齢者の見守りなどの必要性が高まっているほか、東日本大震災の発生などを背景に、自主的な防災活動や避難支援活動等の重要性が一層注目され、ともに支え合い、助け合いながら地域の課題をみずから解決していくことの重要性が再認識されるようになってきており、地域コミュニティ機能の再生と創造が強く求められます。市の広報紙、ホームページ、弥富市への手紙、御意見箱、ケーブルテレビやコミュニティエフエムなどを通じ、広報・広聴活動を行い、市民の皆様へ情報提供や意見の反映に努めてまいります。

今後は、こうした取り組みをさらに充実させ、地方分権時代のまちづくりの仕組みとして定着するよう、市民参画、市民協働をさらに促進する施策を進めていく必要があります。引き続き補完性の原理のもと、自治会、町内会や各コミュニティ推進協議会活動の支援に努めてまいりますとともに、自治会を初めとする地域コミュニティとの連携等のあり方を検討し、機能の強化を図っていくことが重要であると考えております。

次に、行政改革につきましては、行政の構造改革元年として厳しい財政状況の中、限られた財源と人的資源で多様化・高度化する市民ニーズに対応するためには、さらにスリムで効率的な行政運営を目指していかなければなりません。そのため、事務事業、組織、施設等の見直しを聖域を設けることなく改革を行ってまいります。

また、高度経済成長期や人口の増加に合わせて整備した公共施設等が、建設から相当年数経過し、大規模改修や更新が必要な時期を迎えつつあります。このため、将来の財政負担を軽減し、次世代に良質な資産を引き継ぐため、公共施設等総合管理計画に基づいて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することにより、持続可能な行政運営の実現を目指すとともに、国土強靱化にも資するものであります。

さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、必要な施策を実施することで、将来にわたってまちの活力を維持し、市民の皆様方が住んでよかった、住み続けたいと感じ、また、市外の皆様にも移り住みたいと思っただけのようなまちづくりを進めていかなければなりません。

以上、新年度の重点施策について申し上げます。

続きまして、新年度の予算について申し上げます。

平成29年度の予算規模は、一般会計は156億円、前年対比7.4%増となりました。また、特別会計は6会計合わせまして103億3,743万3,000円、前年度比3.4%増で、一般会計、特別会計の総額は259億3,743万3,000円、前年度対比5.7%増となりました。

本市の財政状況は、景気の緩やかな回復基調による市税収入等の増加はあるものの、社会保障関連経費の増大、老朽化している公共施設の維持改善・更新など多額の費用負担が見込まれます。一方、平成28年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置が段階的に縮減され

ております。こうした状況を踏まえ、全ての事務事業を精査し、優先順位をつけ、限られた財源を賢く使い、持続可能な社会の実現に向け、さらに、市民の皆様の生活向上や本市のさらなる発展に向け、第1次総合計画等に基づく各種施策を推進してまいります。

結びに、本市が目指す将来像である「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現と同時に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進し、我がまち弥富のさらなる発展のため、全力で邁進してまいります。

以上、市政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げます。

市民の皆様、議員の皆様には、市政運営に対する御理解と御協力及び一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます、新年度に臨む私の施政方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、議案第1号平成29年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を156億円、前年度対比7.4%の増、前年度を10億7,000万円上回り、過去最大の予算規模となりました。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税収入につきましては、固定資産税等の伸びにより、市税全体では前年度対比1.7%増の80億7,190万5,000円を見込み、歳入全体の51.7%を占めるものであります。

また、地方交付税につきましても、平成28年度から普通交付税の合併算定がえによる増加分が段階的に縮減されたことも考慮しながら、特別交付税と合わせて3億8,400万円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては、24億6,238万7,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、市債として庁舎整備事業債9億1,280万円など12億8,280万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、新庁舎建設事業、コミュニティバス運行事業など24億9,553万7,000円を計上いたしました。なお、新庁舎建設事業におきましては総額58億4,570万7,000円とし、平成31年度までの3年間で継続費として計上させていただきました。

3款民生費につきましては、子ども医療費助成事業、保育所等の環境改善のための工事費など少子高齢化対策や要支援者等の多様な介護予防・日常生活支援ニーズに地域全体で応えていくための総合事業など、きめ細やかな対応を図るため、61億4,200万5,000円を計上し、一般会計予算の39.4%を占めるものであります。

4款衛生費につきましては、地域医療補助事業、乳幼児・妊婦等の予防接種事業、母子保

健事業、健康増進事業、ごみ処理や資源再生の推進、環境保全に取り組むため11億35万円を計上いたしました。

6款農林水産業費につきましては、生産調整推進対策支援事業、多面的機能支払交付金事業、土地改良事業など、魅力ある農業を実現するために9億8,706万3,000円を計上いたしました。

8款土木費といたしましては、道路改良事業を初めとする道路ネットワーク整備と市街地排水対策としての河川整備など都市基盤整備事業、都市計画マスタープラン策定委託費やJR・名鉄弥富駅自由通路整備調査設計費など11億2,961万2,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、引き続き津波対策として、津波避難計画策定事業や津波・高潮避難設備を整備する工事費など、災害に強い安心・安全なまちづくりを進めるため、7億7,057万6,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、中学校普通教室空調機設置の設計費を初め、小・中学校の環境改善のための工事費や総合社会教育センター総合体育館修繕工事費など、教育環境の充実を図るため、12億4,196万9,000円を計上いたしました。

次に、議案第2号平成29年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、平成29年度は公共用地の先行取得の計画はありませんので、昨年度対比87.4%減の1万3,000円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比0.9%減の49億4,100万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比2.9%増の5億1,117万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成29年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定29億7,307万円、サービス事業勘定1,118万円を合わせ、前年度対比6.2%増の29億8,425万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、機能強化対策工事費など、前年度対比45.8%増の4億4,900万円を計上いたしました。

最後に、議案第7号でございます。平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、市街化区域及び人口集中地域を重点に面整備を進めるための管渠布設工事費など、前年度対比3.5%増の14億5,200万円を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案7件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第12 議案第8号 弥富市行政手続条例の一部改正について
- 日程第13 議案第9号 弥富市情報公開条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 弥富市個人情報保護条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 弥富市職員定数条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 弥富市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 弥富市自治功労者礼遇条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 相互救済事業の委託について
- 日程第24 議案第20号 市道の廃止について
- 日程第25 議案第21号 市道の認定について
- 日程第26 議案第22号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第27 議案第23号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第24号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第25号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第12、議案第8号から日程第29、議案第25号まで、以上18件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案3件、条例関係議案11件、予算関係議案4件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号弥富市行政手続条例の一部改正につきましては、行政指導の中止等を求める場合等にその根拠となる規定に法律を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号弥富市情報公開条例の一部改正につきましては、情報公開・個人情報保護審査会に送付する書面を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号弥富市個人情報保護条例等の一部改正につきましては、情報公開・個人情報保護審査会に送付する書面を定めるため及び行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号弥富市職員定数条例の一部改正につきましては、育児休業中の職員を職員定数の外とする等のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び議案第13号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号弥富市議会の議決すべき事件に関する条例の制定については、基本構想について議会の議決を経て策定するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第15号弥富市自治功労者礼遇条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号弥富市税条例等の一部改正については、地方税法並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、印鑑の登録に関し性別の登録を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市遺児手当支給条例の一部改正については、児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号相互救済事業の委託については、相互救済事業のうち建物災害共済事業を公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託するための必要があるものであります。

次に、議案第20号市道の廃止につきましては、圃場整備に伴う道路整備事業により、関係路線を廃止する議案及び議案第21号市道の認定につきましては、住宅開発事業区域内等の道路新設や県道降格等に伴い、関係路線を市道として認定するものであります。

次に、議案第22号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、臨時福祉給付金給付に必要な事業費を計上するほか、国民健康保険特別会計繰出金等を計上するものであります。

次に、議案第23号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入不足を補うため、一般会計から1億3,000万円を繰り入れるものであります。

次に、議案第24号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第25号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の最終調整をした結果の補正であります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長のほうから説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算は総務部長に説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、条例議案につきまして御説明申し上げます。

議案第8号弥富市行政手続条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案を5枚はねていただきまして、弥富市行政手続条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 許認可等に関する権限を明示する場合、行政指導の中止等を求める場合及び行政指導をすることを求める場合にその根拠となる規定に法律を加えることとした。

2. その他必要な規定の整備をすることとした。

3として、この条例は平成29年4月1日から施行することとしたでございます。

次に、議案第9号弥富市情報公開条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市情報公開条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 弁明書の写しを添えて情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとした。

2. 反論書または意見書が実施機関に提出された場合には、その写しを情報公開・個人情報保護審査会に送付することとした。

3として、その他必要な規定の整備を行うこととした。

4といたしまして、この条例は29年4月1日から施行することとしたでございます。

次に、議案第10号弥富市個人情報保護条例等の一部改正について御説明申し上げます。

議案を6枚はねていただきまして、弥富市個人情報保護条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

こちらにつきましても、先ほどの弥富市情報公開条例の一部改正と同じく、1. 弁明書の写しを添えて情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとした。

2. 反論書または意見書が実施機関に提出された場合には、その写しを情報公開・個人情報保護審査会に送付することとした。

また3といたしまして、保有個人情報を訂正した場合に通知する当該保有個人情報の提供先に、条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を加えることをした。

4といたしまして、その他必要な規定の整備をすることとした。

5といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、29年5月30日から施行することとしたでございます。

次に、議案第11号弥富市職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市職員定数条例の一部を改正する条例のあらましをごらん

んください。

1. 育児休業に伴うフルタイムの任期付職員を採用する場合、その職員は職員定数内となるため、育児休業中の正規職員の職員定数の外とすることとした。

2. 職員定数の外とされている職員が復職し、また職務に復帰した場合において、職員の員数が職員定数を超えることとなるときは、その超えることとなる員数の職員は、1年を超えない期間に限り、当該定数の外とすることができることとした。

3といたしまして、この条例は、29年4月1日から施行することとしたでございます。

次に、議案第12号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

6枚はねていただきまして、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 時間外勤務等の制限等の請求の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4、2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童を含むこととした。

2. 介護を行う職員から請求があった場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務を免除することとした。

3. 介護休暇について、六月の期間を3回に分割して取得できることとした。

4. 介護休暇とは別に、介護を行う職員に対し、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを認める無給の介護時間を新たに設けることとした。

5. その他必要な規定の整備をすることとした。

6として、この条例につきましては、平成29年4月1日から施行することとしたでございます。

次に、議案第13号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

8枚はねていただきまして、弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 非常勤職員が育児休業を取得する場合における要件を緩和し、その任期が満了するときの子の年齢を1歳6カ月以上とした。

2. 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により育児休業等の対象となる子として特別養子縁組の監護期間中の者等に加えて規定された「その他これらに準ずる者として条例で定める者」を、実親の同意が得られないために養子縁組ができない養育里親である職員に

委託されている児童とした。

3. 育児時間、または介護時間の承認を受けている職員に対する部分休業の承認は、1日につき2時間から育児時間または介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた範囲内で行うこととした。

4. その他必要な規定の整備を行うこととしたでございます。

この条例は、29年4月1日から施行することとしたでございます。

次に、議案第14号弥富市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市議会の議決すべき事件に関する条例のあらましをごらんください。

1. 地方自治法の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めることとした。

2. 議会の議決すべき事件は、総合計画の基本構想の策定、変更、または廃止に関することとした。

この条例は、公布の日から施行することとしたでございます。

次に、議案第15号弥富市自治功労者礼遇条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市自治功労者礼遇条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、推挙の基準に教育委員会委員の職とは別に教育長の職を定めることとした。

2. この条例の公布は、公布の日から施行いたしまして、平成28年10月1日から適用することとしたでございます。

次に、議案第16号弥富市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

議案20枚はねていただきまして、弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 個人市民税の住宅借入金等特別控除の適用期限を2年間延長することとした。

2. 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得し、一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車について、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）を平成29年度分に限り適用することとした。

3. 法人市民税の法人税割の率を「100分の9.7」から「100分の6.0」に引き下げることとした。

4. 軽自動車税に環境性能割を導入し、現行の軽自動車税を種別割へ名称変更するために必要な規定の整備を行うこととした。

5として、その他必要な規定の整備を行うこととした。

6. この条例につきましては、公布の日から施行することとした。ただし、一部につきましては、平成29年4月1日、または平成31年10月1日から施行することとしたでございます。

○議長（武田正樹君） 次に、村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第17号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して、印鑑登録原票及び証明書に男女の別を記載しないこととした。

2. この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

次に、議案第18号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市遺児手当支給条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議案第19号相互救済事業の委託についてを御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、相互救済事業の委託のあらましをごらんください。

1. 相互救済事業のうち建物災害共済事業の委託は、平成18年に市制施行をした際、特例基率が適用されていたため、引き続き一般社団法人全国自治協会に委託してまいりましたが、平成29年4月からその特例基率が廃止されることに当たりまして委託金額が増加することに伴い、公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託することとした。

2といたしまして、市が所有、使用または管理する建物、工作物及び動産について、火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来、車両の衝突、騒擾、破壊行為、風災・水災、雪災、土砂崩れによる災害の填補をさせることとしたでございます。

○議長（武田正樹君） 次に、橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 議案第20号市道の廃止についてを御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、廃止路線調書をごらんください。

内容といたしましては、圃場整備に伴う道路整備事業により、市道西中地217号線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第21号市道の認定についてを御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんいただきたいと思います。これに基づ

いて御説明を申し上げます。

内容といたしましては、住宅開発事業区域内の道路新設や県道降格等に伴い、市道前ヶ須六條線ほか10路線を認定するものでございます。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、議案第22号、補正予算の説明を申し上げます。

平成28年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,051万円を減額し、歳入歳出予算の総額を148億7,671万2,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、市税1億30万円、地方消費税交付金1,500万円、国からの臨時福祉給付金給付事業費補助金8,400万円、臨時福祉給付金給付事務費補助金1,501万9,000円。これは国の補正予算に伴うもので、全額、繰越明許費で翌年度に繰り越すものでございます。

歳出予算の主な内容といたしましては、全体的には歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

款ごとの費用につきましては、民生費におきまして、国民健康保険特別会計繰出金1億3,000万円、臨時福祉給付金8,400万円、教育費におきましては、栄南小学校・白鳥小学校シャッター取替工事請負費1,011万円であります。

なお、この小学校の工事請負費につきましては、国の補正予算に伴うもので、12月に補正計上させていただきました大藤小学校避難用屋上防護柵設置工事費と合わせて、全額、繰越明許費で翌年度に繰り越すものでありまして、あわせてこれらの事業の財源として地方債の補正も計上するものでございます。

その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第23号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,800万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を49億3,504万8,000円とするものであります。

歳入におきましては、療養給付費負担金1億円、保険財政共同安定化事業交付金1億2,000万円の減額、その他一般会計繰入金1億3,000万円の増額等を計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者支援金6,000万円、国民健康保険支払準備基金積立金6,000万円の減額であります。

次に、議案第24号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定において、地域密着型介護サービス給付費9,237万6,000円の増額、介護保険支払準備基金積立金7,738万1,000円の減額等を計上し、歳入歳出予算の総額を28億1,687万

9,000円とするものであります。

議案第25号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を13億4,446万9,000円とするものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案18件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案18件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 佐 藤 高 清

平成29年3月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 朝 日 将 貴 | 2番 | 江 崎 貴 大 |
| 3番 | 加 藤 克 之 | 4番 | 高 橋 八重典 |
| 5番 | 永 井 利 明 | 6番 | 鈴 木 みどり |
| 7番 | 那 須 英 二 | 8番 | 三 宮 十五郎 |
| 9番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|-------|----|---------|
| 16番 | 大 原 功 | 1番 | 朝 日 将 貴 |
|-----|-------|----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 |
| 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齡 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼
農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 平 野 宗 治 |
| 庁 舎 建 設
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 | 秘 書 企 画 課 長 | 佐 藤 雅 人 |
| 危 機 管 理 課 長 | 羽 飼 和 彦 | 税 務 課 長 | 山 下 正 巳 |
| 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保 険 年 金 課 長 | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 | 伊 藤 仁 史 |

| | | | |
|--------|--------|----------------|---------|
| 福祉課長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所長 | 村瀬 修 |
| 児童課長 | 大木 弘己 | 商工観光課長 | 大河内 博 |
| 土木課長 | 山田 宏淑 | 下水道課長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水谷 みどり | 生涯学習課長 | 安井 文雄 |
| 図書館長 | 山田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 三輪 眞士 | 書記 | 土方 康寛 |
|--------|-------|----|-------|

6. 議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び13日月曜日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と朝日将貴議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） おはようございます。2番 江崎貴大でございます。

早速、通告に従いまして、大きく2点質問させていただきます。

まず初めに、本市の通級指導教室の現状と今後についてお伺いいたします。

近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童・生徒の数が増加している傾向にあり、通級による指導を受けている児童・生徒も、平成5年度の制度開始以降、増加してきています。

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いつつ、集団生活に適應できるようにするための指導を中心として特別に設置した通級指導教室で行うものです。

平成27年度、通級による指導実施状況調査によりますと、通級による指導を受けている児童・生徒数は、平成25年度から3年間で15.9%、1万2,388名増加しています。これらの状況は弥富市においても例外ではないと思います。

そこで、通級指導教室についてお伺いします。

まず、本市で通級指導教室を設置している学校はどこでしょうか。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） おはようございます。

通級指導教室設置校なんですけれども、現在は日の出小学校と白鳥小学校の2校に設置しております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、本市の通級指導教室利用児童数は何名いらっしゃるでしょうか。学校ごとに、推移もあわせてお答えください。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 26年度以降の児童数でお答えいたします。

26年度は、日の出小学校10人、白鳥小学校10人、弥生小学校5人の25人です。

27年度は、日の出小学校10人、桜小学校2人、大藤小学校1人、白鳥小学校8人、弥生小学校14人の35人です。

28年度です。日の出小学校9人、桜小学校3人、大藤小学校1人、白鳥小学校10人、弥生小学校18人の41人となっております。児童利用数は年々増加している状況でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 通級指導教室を設置していない学校の生徒は、巡回で先生が来られる学校もありますし、そうでない学校は、保護者の方の送り迎えで設置している学校に、その時間に通っているという現状だと思います。

それでは、弥富市において特別支援学級と通級指導教室のすみ分けの考え方を教えてください。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 特別支援学級は、障がいの程度が比較的軽度であっても、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童・生徒のために設置された学級です。小学校または中学校の学習指導要領に沿って、児童・生徒一人一人の障がいの状況や特性に応じた個別指導計画を作成し、指導や支援を行っております。

特別支援学級については、小学校の入学以前に、保護者との就学相談会や教育支援委員会などで特別支援学級進学が適切かどうかを確認し、決定しております。

また、通級指導教室は、先ほどの議員の説明にもありましたが、通常の学級に在籍している児童で、多動・注意集中困難など心身の軽度の問題から起きる集団適応や教科学習になじめない児童に、授業の大部分を通常の学級で行いながら、週に一、二時間取り出して、個々の実態に応じた指導計画に基づき、学習活動を円滑にするための資質を身につけるための指導や支援を中心に行っております。

いずれにいたしましても、障がいのある子供及びその保護者等の多様なニーズに応え、乳幼児期から中学校卒業後の進路選択等の各場面において、一貫した支援並びに適正就学等の

ための連携・協力体制のもと、特別支援教育に取り組んでおります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） ありがとうございます。

先ほど御答弁いただいたとおり、弥富市内にも通級指導教室のない学校がございます。通級指導教室のない学校においては、さまざまな課題で別の学校に設置されている通級に通えない、また諦めてしまったお子さん、御家族がいらっしゃいます。やむなく普通級で過ごすようなお子さんもおられるようです。

小学校を幾つか見に行きましたが、先生が注意深く目をかけていないといけないお子さんや、支援員がつきっきりにならないといけないお子さんが各小学校にいました。校長先生もそのような子が何人かいるということを念頭において、通級指導教室において不安定になったときに落ちつく練習をさせたりということを丁寧に教えたい、そのような環境が必要だとおっしゃっていました。あのときこうやったらうまくいったよねという経験を通常学級の中で実践的に生かしてコントロールできるようになれば、集団生活の中でもっとうまく適応できるようになるともおっしゃっていました。

そこで、現在、通級指導教室を設置していない学校に対する今後の対応はどのようにお考えでしょうか。数日の巡回という形でも、それらの学校への通級指導教室の設置をすることはできないでしょうか。

栄南小学校が大藤小学校とともに通級指導教室の設置を要望しているようですが、そちらの状況も踏まえてお答えください。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 29年度に4月から通級指導教室を弥生小学校、大藤小学校に新たに設置いたします。拠点校として、現在設置の日の出小学校、白鳥小学校と合わせて4校となります。今後、栄南小学校も含めて設置がない小学校については、児童や保護者の負担軽減や指導効果向上に向けて、必要に応じて通級指導教室の担当者が当該小学校に巡回して指導・支援を行ってまいります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 2校ふやしていただけるということで、ありがとうございます。

今現在設置していないところはもちろん、現在通級のある学校も、対象とする児童数がふえてきているというところを現状のままで対応することに不安を抱えていたので、いい報告になるかと思えます。

小学校を今回見学していた中で、特別な支援が必要な子に対しての弥富市の支援は、支援員をつけていただいたりと考えてもらっている、年々よくなっていると現場の先生方は感謝されていました。

一方で、新1年生で小学校に上がってくるに当たっての環境の変化で、就学前に想定していたよりも注意の目が必要になってくる子がいたり、学年が上がり授業数がふえることで見ている時間がふえ、総体的に教員、支援員の負担が大きくなっていくなど、完全に十分だとは言えない現実だということも言うておりました。

市長が施政方針でおっしゃっていた総合教育会議でも取り上げられたことがあるかと思えます。今回質問させていただいた通級指導教室も含めて、1問目の最後に服部市長に総括をいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

通級指導教室の御質問に対して、江崎議員のほうに御答弁申し上げていきたいと思っております。

本市におきましては、通級指導教室の期待というのが年々、保護者の方からの要望等も含めて高まっているわけでございますが、お子様の成長のあり方については早い時期から保護者の方が気づかれており、健やかな成長を願ってみえるわけでございます。関係機関と一生懸命そのつながり、あるいは適切な支援のために努力されているというような状況があるわけでございます。

また、先ほど課長の答弁にもございましたように、この利用の児童数というのが非常にふえてきているというのが現状であるわけでございます。しかし、保育所の中においては、支援が必要なお子様に対しては保育士をきちんと加配させていただき、きめ細かな支援をさせていただいておるわけでございます。また、保護者の方と所長、あるいは保育士とが連携をとりながら、保育士に対してしっかりと保護者のほうへ応えていくようにという形で指導もしているところでございます。また、保育士みずからも定期的な研修を受けながら、いわゆるよい支援がどうあるべきかということも学んでいるところでございます。

しかし、小学校の段階に入りますと、保護者の方も毎日の送迎がなくなりますし、あるいは先生との情報交換というのが少なくなってくるわけでございます。子どもさんの成長のあり方として、非常に保護者の方が不安に感じられているというような状況があるわけでございます。

そうしたことを少しでも早く解決しなきゃならないということで、本市といたしましては本年度、教育委員会におきまして、情報交換の一つのツールとして、このような就学支援シートというものを保育所、あるいは幼稚園というところに出させていただきました。内容につきましては、小学校の先生方にきめ細かなお話を保護者の方としていただきたい、このシートをもって情報交換をしていただきたいと思っているわけでございます。そして、その課題については、十分話し合いを保護者の方としていくというような状況をこれからはしっか

りにとっていきたいと思っております。

保護者の方におきましては、自分の子供さんの学校生活をどういう形でスタートさせたいということは非常に大きな問題であろうと思っております。通常の学級でスタートさせるのか、あるいは特別支援学級において在籍させるのかということにつきましては非常に迷われるわけでございますけれども、そういった形の中でこの通級指導教室というのが役に立ってくるかなあと思っております。

通常は、普通学級に籍を置きながら、週に一、二回この通級指導教室を受けていただくということを、先ほども課長が答弁をしているわけですが、そういう小学校をふやしていきたいと思っております。そうした形の中で、子供さんも先生と一定のコミュニケーションがとれば、ちょっと保育園時代のことを思いながら安心するというような状況にもあるわけでございます。

そうした形で、来年度も拠点校をふやしながら、学校の先生においても、それぞれのふやした学校において巡回をしていただくというようなことをこれからも私たちとしては教育委員会ともどもやっていきたいと思っております。

小学校から中学校に入ってまいりますと、この児童さんも基本的にはいい方向に改善されてくると。非常に落ちつきが出てくるとか、あるいは多動性のことも少なくなってくるというようなことがあるわけでございます。しかしながら、中学生においても対象者は若干あるということでございますので、これからも県教委に要望を申し上げながら、そういったような形で指導していただく方をふやしていただければと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、保護者の考え方、子供さんに対する愛情ということと同時に、我々はどう受けとめてそれを解決していくかということが大変重要だろうと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 力強い御答弁、ありがとうございました。引き続き現場の声を聞きながら、今後後退していかないように、よろしく願いいたします。

続いて、2問目に移らせていただきます。

本市の福祉避難所の運営についてお伺いいたします。

東日本大震災から6年がたとうとしております。昨年4月に内閣府のほうで、過去のガイドラインを改訂する形で、福祉避難所の確保・運営ガイドラインが作成されました。東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占めたと言われております。また、特別な配慮が求められる方々にとっては、直接の被害だけでなく、必ずしも生活環境が十分に整備されたとは言えない避難所で長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害し、復旧・復興に向けての生活再建への移行に困難を生じているケースも見受けられます。

福祉避難所とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために何らかの特別な配慮がされた避難所です。一般的には2次避難所として位置づけられ、小学校などの避難所での生活が困難で福祉避難所の開設が必要と判断した場合、施設管理者に開設を要請します。

東海豪雨の際には、車椅子の男性が、足の踏み場もない避難所に入れず、危険な自宅にとどまっていたという事例がございます。また、熊本地震の際には、発達障がいの子供のいる家族が避難所に入れず、車中泊を続けていたという事例がございます。また、避難所での大人のおむつがえは周囲の迷惑になるからと、介護施設の入所者が倒壊の危険のある施設に戻るなどの事態も見受けられました。さらには、要支援者をかわりに見てくれる人がいないため、世話する家族が食料や支援物資を受け取る列に並べないなどの問題も起きました。要支援者に特別に配慮した福祉避難所は、過去の大地震、大災害で切実に求められてきました。

そこで、福祉避難所について伺います。

弥富市でも福祉避難所を指定されておりますが、弥富市で指定している福祉避難所はどこでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） おはようございます。

先ほどの件につきまして、御答弁申し上げます。

議員のお話のとおり、福祉避難所は災害時に介護が必要な高齢者や、また障がい者の方々などを一時的に受け入れましてケアする施設でございます。必要に応じまして開設いたしまして、ケアの必要な方が一般の避難所から福祉避難所へ移動していただくこととなります。行き先につきましては、本市のほうから福祉避難所に受け入れを調整いたしまして、受け入れ態勢が整い次第、御家族等の御協力の下、施設に移っていただきます。

福祉避難所につきましては、総合福祉センター、それから十四山総合福祉センター、輪中の郷、愛厚弥富の里、長寿の里・十四山がございます。

福祉避難所へは、施設の受け入れ態勢が整ってから一般の避難所から移動していただきますので、直接出向かれても受け入れることはできません。熊本地震では、地震発生直後に一般の避難者の方が福祉避難所に殺到されたために、福祉避難所を開設することができず、その役割を果たせなかったという事例が発生いたしました。

福祉避難所におきましては、要配慮の方が安心して避難生活を送るために必要な施設であるため、まずは一般の避難所に避難していただくというものでございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今、5カ所福祉避難所をおっしゃっていただきましたが、それらの福祉避難所はどのような基準で、またどのような整備がなされているとのことで指定されたの

でしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 福祉避難所につきましては、社会福祉施設のように現況におきましてデイサービスセンター等通所施設や、バリアフリー化、物資、機材、人材が整っている施設で指定させていただいております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 非常時に有効に施設を利用させていただくために、地域と協働していくことが大切だと施設の方々は感じております。日ごろにおいても、夏祭り、秋祭り、施設見学など、地域住民と交流を持って顔の見える関係づくりに励んでいらっしゃいます。

行政側も、福祉避難所に指定させていただいた事業所や施設とは日ごろから連絡を密にしておくことで有事の際に役立ち、スムーズな避難対応に結びつくと考えますが、連携はどのようになっておられるでしょうか。また、担当の課長や担当者が、福祉避難所について先方と話し合う機会は持っておられるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 福祉避難所につきましては、協定締結時には話し合いがなされていますが、その後につきましては、施設としっかり項目を決めて協議していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 有事の際に役に立つように、日ごろから連携をよろしくお願いいたします。

福祉事業所や福祉関係者が集まっている会合も開かれていると思います。このような話をする時間もないかもしれませんが、そのような場で防災の担当者が入って話をするというのも一つの方法かと思います。今あるつながりを活用していくという連携の仕方もできるかと思いますので、そちらのほうの御検討もよろしくお願いいたします。

続いて、先ほど福祉避難所の説明をする際に、幾つか想定され得る対象者を述べさせていただきました。高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、一般的な避難所では生活に支障を来す人、このような方々を一概にまとめることはできません。支援体制も変わってくるかと思います。受け入れる事業所さんにお伺いした際も気にされておりました。どこの施設にどのような要配慮者に入っていたか、どのように想定されているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 本市といたしましては、要配慮者、家族、周囲の方の理解により対応いたします。その上で、避難所の福祉ニーズを把握いたしまして、要配慮者の必要に応じまして一時的 —— 一時的というのはおよそ1週間でございますが —— に受け入れ

をお願いいたしまして、各避難所に要請し、受け入れ態勢が整った施設へ移動していただきます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今の答弁ですと、高齢者はここの施設とか、障がい者はここの施設とか、事前に打ち合わせをしたりして決めておくということはないということによろしいのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 先ほど申し上げました施設の中には、一概に同じ、例えば老人の施設であったりというふうではなく、いろんな施設が混在しております。その中で、施設自身も被災者となりますので、必ずしも今、平和なときと同じように判断ができないところもあります。ですから、あらかじめじゃあこの地震が起きたからこうとか、そういうふうに被災後のことまで想定できない部分もありますので、それぞれのできる範囲でお願いするという形で考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 実際に高齢者の福祉施設ですと、高齢者しか対応できない人員の配置になっていると思うんですね。その辺を事業所の方々はすごく不安に思っておられるので、その辺の不安を解くようにこれからしていただけるとよいのかなと思います。

続いて、避難所を開設する際には、市であらかじめ決めた担当者がそれぞれの避難所に向かわれると思います。その担当者が何の理解もなく福祉避難所に行った場合、精神的にも肉体的にも大変苦勞すると考えられます。担当者の福祉避難所に対する理解を進めるための方策はとっておられるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 災害時におけます対応は多岐にわたるため、福祉避難所に限定した方策はとっておりませんが、福祉担当部局等の協力を得ながら対応していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 先ほど僕が言ったように、要配慮者の人に対応するには、それなりの知識とかがないと現場で大変苦勞をされると思うので、事前にそれなりの知識なり実際に現場を一度でもいいので見ていただくと、そういう有事の際に役に立つのかなというふうに思うので、そうなるようによろしくをお願いいたします。

続きまして、福祉事業所の場合は、ある程度の運営を事業所をお願いすることで、ノウハウを活用していただいたり要配慮者に対処することができます。一方、市の施設も指定されているかと思いますが、この場合、誰に運営を任せることになるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 本市の地域防災計画の中での避難所運営担当職員として定めた者と施設管理者との運営というふうになります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それは具体的にどういう人なのかというのはわかりますか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） まず、地域防災計画の中で福祉避難所関係につきましては、所管の中で児童課、福祉課の職員を充てております。あと、ほかの避難所につきましては、それぞれ配分をしておりますので、そういった中で行っておりますが、ただ現状をよく把握しながら、検討課題としてやっていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

続きまして、一般の避難所運営は、地元の自主防災組織の方々が連携をとり合って運営していくように、今、行政としてもお願いしているところですし、それぞれの地区においても、その自覚を持って動いておられることかと思えます。一方で、福祉避難所は施設内に自主防災組織というものがありません。しかし、自主防災組織の協力は期待できるのではないのでしょうか。

また、事業所においては、国が設定したガイドラインによりますと、特別養護老人ホーム、または老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ緊急入所等を含め当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしていないとなっております。つまり、現在利用している方は福祉避難所の対象者とはならないということですね。事業所サイドからしましても、自分の施設の利用者さんの面倒を見るのが精いっぱい、現場でもそのような声を伺ってきました。

そこで、支援人材の確保は重要であり、課題であると思いますが、そのための支援はどのようにする予定でしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 現状におきましては、施設と締結した協定によりまして本市からの依頼により可能な範囲内において受け入れを了承いただきます。対象施設の職員により援助を行っていただくものとしておりますが、日本赤十字社であったり市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターとも連携いたしまして人材を確保していきたいと考えております。

しかしながら、これにつきましては全国的な問題であり、施設・人材の両者が不足している現況でもございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 災害派遣福祉チーム（D C A T）と呼ばれるものなんですけれども、こちらが愛知県でも整備されておりますし、またほかの市町とも協力ができるような体制づくりもあわせてお願いしたいと思います。

続きまして、要配慮者の方々は海南病院など医療機関にお世話になっている方が多々いらっしゃると思いますし、それらの医療機関の技術、知識が必要となります。福祉避難所において医療機関との連携は欠かせないと思いますが、どのような連携体制をとっておられるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 平時におきましては、社会福祉施設や医療機関とは連携をとっております。発災時には、海南病院は拠点病院であり、医療が優先となりますが、市全体で捉えるのであれば、先ほど議員がおっしゃったD C A T隊とも連携をとりながら行ってきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） よろしく申し上げます。

今回は福祉避難所に特化した質問をさせていただきましたが、2次的な部分ではありますが、日ごろから連携をとっていくことは必要なことではないかなと思います。福祉避難所に指定されているある事業所では、ホームページのトップページに福祉避難所であることをうたっていたり、また昨年からの5カ年計画の中で福祉避難所として地域と連携をとるようにとの方針が示されたようです。ここは連携をとるいい機会だと思います。

では最後に、全体について服部市長に総括を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員にお答えを申し上げます。

まさにきょう、3月10日は東日本大震災、平成23年3月11日に、あの未曾有の大災害があったわけでございますけれども、6年が経過をする状況でございます。2週間ほど前、私も宮城県の七ヶ浜、そして東松島市を訪問させていただきました。これは、復興支援をしている私どもの職員という形の中での今までの御礼と、これからのお願いというようなことも含めて御挨拶に伺ったわけでございますけれども、まさにまだまだ復興は時半ばというような状況で、大変な勢いで今復興がされておるわけでございますけれども、一日も早く被災に遭われた方々が通常の普通の生活を取り戻していただけるように、国のほうも努力していただきたいと思っております。

その東日本大震災で一つの大きな課題としてあったのが、要支援者・要配慮者のあり方、そういったようなものが非常に大きな問題となったわけでございます。プライバシーの保護

等々を含めて、要配慮者のあり方についていろんな議論がされてきました。その後、私どももいたしましたし、その教訓を生かしながら、先ほど課長が答弁申し上げましたように、総合福祉センター、あるいは十四山総合福祉センター、輪中の郷、愛厚弥富の里、あるいは長寿の里・十四山等々、5つの避難所に対して福祉避難所として指定させていただいているわけでございます。具体的な形で締結もさせていただいておるわけでございますが、その内容についてしっかりと協議ということが本当になされてきたのかということ、今、江崎議員も御質問の中にもあるわけでございます。

私どももいたしましたし反省するところが多々あるなあという形の中で、総務部の危機管理課、あるいは民生部の福祉課、あるいは児童課というようなところを中心といたしまして、これらの施設としっかりと協議の場を設けていかなきゃならないと思っています。また、その中には要配慮者の御家族の方にも入っていただくのがいいかなあと考えておりますので、来年度、協議の場を発足いたします。そういった形の中で具体的な協議をし、そして要配慮者に対して少しでも安心していただけるような福祉避難所でなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

しかしながら、防災・減災の基本は、従来から言われております自助・共助・公助という形に、その連携にあるだろうと思っております。健常者の方はもちろんのことでございますが、福祉避難所等を御利用される方々、あるいは御家族においても、やむなく自助のお願いを、努力をしていただかなければならないと思っておりますので、日ごろからその辺の対応についてお願いをしていきたい。いわば公助の限界もあるということも御理解をいただきたいと思っております。

災害はいつ起こるかわかりませんが、日ごろから皆様の災害に対する準備を心がけていただき、少しでも被害を減少させることが私どもの願いでもあるわけでございます。

そして、この4月から、平成29年度から私どもの危機管理課の職員が東松島市のほうへ復興支援に参ります。従来の七ヶ浜の応援というのは公共事業等のハード面の復興支援でございました。今度、東松島に派遣する職員は、いわばソフトの避難所のあり方であるとか、あるいは仮設住宅の運営であるとか、あるいは健常者、要支援者のフォローのあり方だとか、そういうことを学んでいただきたい、向こうの市と一緒にソフトの研修をしていく、そんなような形で派遣をしていきたいと思っております。

今までと違った形での派遣に対して、我々としても現場での声というか、今までのこの6年間に対するさまざまな被災地、あるいはそれぞれの1次避難所のあり方ということについてしっかりと学んでいきたいと思っております。必ずしも大きな成果が出るわけではございませんけれども、必ず一条の光となるというふうに思っておりますので、また御報告を申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今、服部市長がおっしゃられたとおり、今、防災・減災に対してすぐ取り組まれているということも存じておりますし、またこれからもそれを発展させていくという御答弁をいただいたので、これから見守っていきたい、また御協力させていただきたいと思っております。

私の質問はこれで終わります。

○議長（武田正樹君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、がん対策の推進についてでございます。

弥富市は昨年、市制10周年を迎え、記念式典では、市民の健康づくりを意識してよりよい生活習慣に心がけ、ともに支え合い、地域社会全体で健康づくりを進めていくため、健康都市宣言を行いました。そこで、健康寿命を延ばす取り組みとして、がん対策の推進についてお尋ねをいたします。

2006年にがん対策基本法が成立してから昨年で10年を迎えました。全体目標としてきた10年間でがんの年齢調整死亡率を20%減少させることが困難であると予測されたことから、厚生労働省は2015年12月、がん対策加速化プランを公表し、がん対策を国家戦略として加速することを発表いたしました。

具体的には、がん対策推進基本計画に示されている分野のうち、死亡率減少につながる予防、治療・研究、がんとの共生の3つの柱から構成されており、1つ目の予防については、がん検診、たばこ対策、肝炎対策、学校におけるがん教育、そして2つ目の治療・研究については、がんのゲノム医療やがん医療に関する情報提供などです。そして、3つ目のがんとの共生については、就労支援や緩和ケア等がそれぞれ上げられています。

現在、本市においても、がん予防への取り組みやがん検診など、受診率の向上に向け努力をされていることは認識しておりますが、市民の命と暮らしを守るためにも、いま一度本市の取り組みをお聞きいたします。

初めに、がん検診の受診率向上に向け、本市においては子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診に節目ごとに無料クーポンを出しておられました。がん検診を受けるきっかけになってほしいとの願いでスタートしたものだとは認識しておりますが、この3つのがんの検診についてクーポン券の効果はあったのでしょうか。それぞれの受診率についてお伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、本市における子宮頸がんの無料クーポン検診対象者、平成26年度は20歳の方と24年度までの未受診者を対象に、27年度は同じく20歳の方と25年度未受診者を対象に、28年度は20歳の方のみを対象に実施いたしました。

乳がんの無料クーポン対象者につきましては、平成26年度は40歳の方と24年度までの未受診者を対象に、27年度は40歳の方と25年度未受診者の方を対象に、28年度は40歳の方のみ対象に実施いたしました。

大腸がんの無料検診については、肝炎ウイルス検査と節目の歯科検診、これとセット受診という形で、はがきによる勧奨、受診案内を行いました。対象者は、平成26年・27年度は40歳から60歳までの5年刻みの方を対象に、28年度は40歳の方のみ対象として実施いたしました。

本市のがん検診受診率でございますが、子宮頸がんにつきましては隔年実施という形でやらせていただいておりますが、平成25年度、10.5%、26年度、11.8%、27年度、7.9%ございました。

乳がんについては、これも隔年実施でございますが、視触診とマンモグラフィーの併用という形で実施して、エコーの検査は含めておりません。平成25年度が11.8%、26年度が11.3%、27年度が9.5%となっております。

大腸がんにつきましては、平成25年度、23.7%、26年度、24.8%、27年度、24.6%ございました。

受診率の変化といたしましては、平成20年度から見てみますと、子宮頸がんと乳がんについては、クーポン事業の始まったころの平成22年、それから23年、この年度につきましてはかなり増大いたしましたが、それ以後は微減といえますか、わずかに減少傾向になっております。これにつきましては、クーポン券の対象者の範囲が狭まったというようなことだと思われれます。大腸がんについては着実に増加傾向になっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、肺がん検診と胃がん検診の受診率についてもお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 本市の胃がん検診受診率につきましては、平成25年度、14.2%、26年度、13.9%、27年度、13.6%ございました。

肺がんについては、平成25年度、20.8%、26年度が21.9%、27年度が21.9%となっております。

受診率の変化は、胃がんがごくわずかに減少、肺がんは微増かと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 節目ごとの無料クーポン券は、それを使って初めてがん検診を受けたという方は確かにお見えます。そういう方にとってはがん検診を受けるきっかけになったかと思いますが、その後の持続性に欠けることが、今後の検診への課題になってくると思います。

また、肺がん検診は、その検査になれていて痛みもなく簡単にできるということで、比較的受診率も安定しているかと思いますが、他の検診は時間がかかることや痛みを伴うことなどで、なかなか受診率が上がらないように思います。

我が市では、検診の周知は広報等でも何度も取り上げてくださりまして、個人受診勧奨、いわゆるコール・リコールなども積極的に行うなどをしていただきまして努力をされているかと思います。国は、ここ5年以内に女性特有のがんにつきましては50%の受診率を、そして胃がん、肺がん、大腸がんについては40%を目標にと言っているところでございますが、かなり厳しい状況だと思えます。目標達成まで、これまで以上の取り組みが求められているわけでございますが、本市として今後の取り組みについてどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 現在、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん、この6つのがん検診を実施しております。各がん検診の対象年齢は、子宮頸がんが20歳以上の女性、乳がんは30歳以上の女性、胃がん、肺がん、大腸がんは40歳以上の方、前立腺がんは50歳以上の男性が対象となっております。

今まで、がん検診のチラシを各御家庭、各戸配布という形で受診勧奨をしておりましたが、平成29年度から直接対象者に受診券はがき、これは見本でなんでございますが、こういったはがき、圧着式の3連の受診券はがき、こういったものを各対象者の方へ郵送でお配りしたいと思えます。これによりまして、受診率の向上とがん検診の早期発見・早期治療につながるよう取り組んでまいりたいと思っております。

また、クーポン券事業については、そのあり方、方法、啓発等、あと補助事業等の兼ね合いもございまして、こういったところを検証いたしまして、受診しやすい検診の方法を検討していきたいと考えております。

また、今まで行っておりましたクーポン券の未受診者の受診勧奨、精密検査が必要な方へのお問い合わせ等については、引き続き実施していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま課長のほうから、29年度からは対象者に直接受診のはが

きを郵送していただけるということでございますので、対象者の方にとっては、直接はがきを受け取る中で受診への意識が高まり、受診率向上につながるものと期待ができると思います。

また、がん検診は新たなステージに入ったと国も示しております。かかりつけ医を通じた新たな受診勧奨を推進すべきではないでしょうか。特定検診や病気でかかりつけ医に行ったときに、かかりつけ医からがん検診を勧めてもらうことは非常に効果があると思いますので、また医師会とも連携をしていただきまして、受診向上に向けお願いをしておきたいと思えます。

次に、がん予防の充実、ピロリ菌検査の実施についてお尋ねをいたします。

我が国では、毎年約12万人が胃がんと診断をされています。子宮頸がん、肝がんは感染型のがんと言われておりますが、胃がんも同じく感染型のがんで、予防ができるというがんの一つと言われております。

胃がんの大きな原因とされるのがヘリコバクターピロリ、いわゆるピロリ菌です。日本のピロリ菌感染者は3,500万人以上とも言われ、胃の中のピロリ菌を取り除くことで胃がん発生を抑制することができるとあります。

ピロリ菌があるかないかを検査するピロリ菌検査というのは血液検査であって、ピロリ菌抗体と胃の萎縮度をはかるペプシノゲンを測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを明らかにするものであります。ピロリ菌が胃がんの原因であることをようやく国も認め始めました。

ピロリ菌検査は何種類かあるようですけれども、血液や尿を用いて抗体を測定する抗体測定検査が、体に負担もなく、約3,000円と安価でございます。胃がんの予防に重きを置いた取り組みと、その抗体検査を追加検査に入れたり、それに補助金を出す自治体がふえてきております。

これは岡崎市の例でございますが、岡崎市は平成22年度より、胃がん検診の追加検査として、40歳から60歳までの方の5歳刻みの年齢の方に、希望する方にピロリ菌抗体検査を胃がんリスク検査として実施しています。

また、これは高槻市の例でございますが、2014年度からピロリ菌の早期対策として、6月中旬から下旬にかけ、市立中学校に通う2年生全員に尿検査の容器と説明書を配付し、抗体検査で陽性反応が出れば、希望者については指定医療機関で2次検査の受診と、そして除菌治療、その確認検査を無料で受けられることにしています。検査対象者は約3,300人と言われ、市は900万円を予算計上して実施されているそうです。また、30歳から60歳の市民についても、5歳刻みで、これはワンコイン、500円でピロリ菌検査を受けられるようにされているということでございます。このように早い時期に予防ということで、中学生に対してピ

ロリ菌検査を実施する自治体もふえてきております。

私はこれまでも、ピロリ菌検査の実施要望であったり、また昨年6月議会におきましては中学生へのピロリ菌検査の導入について質問をさせていただきました。その時点では導入は考えていないということでした。国や近隣市町の動向に注視をしていくという、そういう考えである旨の御答弁でございました。

簡単な血液検査によるピロリ菌検査を受けてもらい、必要な対象者にピロリ菌の除菌を行えば、胃がん撲滅に大きな効果があると思います。ピロリ菌検査で自分の胃の健康状態を知って、計画的に検診を行うことも期待できます。

また、特定検診のメニューに任意でピロリ菌検査を入れて、希望する人には半額補助をするなどと助成制度が実現できれば、より多くの方がピロリ菌検査を受けられると考えます。

そこで、ぜひ我が市でもピロリ菌検査の導入と検査に対しまして助成ができないものか、そのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきます。

本市としましては、胃がんの原因の一つとなっておりますピロリ菌を除菌することにより、胃がんの発生リスクが低下されるということは十分認識しているところでございます。全国や愛知県内でもピロリ菌検査の助成を取り入れられる市町村がふえてきております。しかしながら、海部医療圏においては、まだどの市町村も取り入れておられません。

厚生労働省によりますと、がんの検診のあり方に関する検討会の中で、胃がん検診の検診項目等についての中間報告がございました。この中で、胃がん検診の検診方法でペプシノゲン検査及びピロリ菌抗体検査については、死亡率減少効果のエビデンス、臨床結果・検証結果でございますが、これが十分でないということで、引き続き検証を行っていく必要があると、こういうふうになっております。

しかし、本市といたしましては、胃がんの検診受診率が過去から低いということや、ピロリ菌の検査が胃がんだけではなく、胃潰瘍、胃炎、こういったものの発生に深くかかわることから考えまして、今後もピロリ菌検査の費用助成を検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただきます。

炭竈議員からピロリ菌検査についての御質問でございます。

健康長寿のために、さまざまながん検診を市民の方にも受けていただきたい、またがん検診の重要性というのは非常にあるだろうと思っております。先日、海南病院の副院長に、このピロリ菌につきまして私、直接お話をさせていただきました。胃がんというような予防の

中においては、このピロリ菌検査はやったほうがいい、必要であろうというふうな御見解でございました。しかしながら、その事前には胃カメラを飲むとか、あるいは胃の検査をするという形でないと、いわゆる保険診療の対象にならないということでございました。我々としては、まず胃の検査をしていただいてから、医師の指示でピロリ菌検査をしていただき、そのような形で努力していただきたいと思っているところでございます。

先ほど課長のほうからも話をさせていただきましたけれども、本市といたしましては今年度、健康都市宣言を発したわけでございます。市民の皆様にピロリ菌検査を受けていただき、自分の胃の健康状態を知っていただきたいと思っておりますので、先進自治体の導入というようなこともしっかりと参考にさせていただきながら、平成30年度に助成できるように関係機関と今後協議をしてみたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 市長からも御答弁をいただきました。ありがとうございます。

これは東海市の例でございますけれども、東海市では現在、節目の年齢の人を対象に、胃がん検診においてバリウム検査もしくは胃がんリスク検査を選択できる無料クーポンを配付し、好評を博しているということでございます。バリウムを飲むことが苦手な人に別の選択肢が生まれたことによって、受診率が上がっているということでございます。

これは本当に予防重視の取り組みでございます。ピロリ菌検査をして胃の中のピロリ菌を取り除くことで、胃がんになりにくくなるわけでございます。胃がんになった場合の医療費とピロリ菌検査の助成との費用対効果は歴然です。今、市長からも本当に力強い御答弁をいただいたわけでございますけれども、ぜひ前向きに御検討をいただきまして、海部市町村での先駆を切っていただきたいという気持ちでいっぱいでございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、昨年2月に国のがん検診実施のための指針が改正をされました。新たに胃の内視鏡検査が対策型検診として導入をされることとなりました。

そこで、我が市は現在、バリウムを飲む胃がん検診ですが、体への負担が少ない検診への拡大、移行など検診方法の見直しをされるお考えはございますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきます。

厚生労働省は、平成28年度以降のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、先ほど議員もおっしゃられました、こういった指針の改正がありました。市町村による科学的根拠に基づくがん検診の推進をこの中で図るよう定めております。

指針で定める胃がん検診の検診方法について、問診に加え、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかとするとし、胃内視鏡検査が追加されました。胃カメラが追加されたということでございます。対象年齢は50歳以上、ただし当分の間、40歳代の者に対して胃部エックス線検査を実施しても差し支えないとし、検診間隔は2年に1度、ただし胃部エックス線検査に関しては逐年実施としても差し支えないというふうになっております。

今後も指針に沿ったがん検診、近隣市町村との歩調を合わせました検診事業を推進していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 課長より実施のための指針について御説明をいただきました。

これも豊明市の例でございますけれども、豊明市では2016年度から50歳以上の市民を対象に胃がん検診に内視鏡検査を追加したところ、受診率が大きく向上したということでございます。

どうか本市におかれましても、こうした先進地、またこうした実施をされている自治体の研究をしていただくなどして、今後さらなる受診率向上に向けた取り組みをお願いいたしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員、質問の途中ですけど、暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それでは、2点目に障害者差別解消法に基づく本市の取り組みについて質問をいたします。

障がいと理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が平成28年4月1日から施行されました。この法律は、障がい者への差別を禁止し、障がい者の尊厳と権利を保障することを義務づけた障害者権利条約を批准するために必要な国内法の整備と位置づけられ、平成25年6月に成立しました。国連総会で障害者権利条約が採択されたのが平成18年12月のことであります。

この条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。ここでいう差別とは、障

がい者であること、それ自体を理由とする直接的な差別ではなく、障がい者の権利の確保のために必要な合理的な配慮も含まれることが示されています。合理的配慮の例といたしまして、段差がある場所にスロープを設置するなど、過度な負担でないことについては適切に配慮しなければなりません。

この条約の批准に向け、これまでに障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、そして障害者差別解消法の成立と障害者雇用促進法の改正など、国内法の整備やさまざまな改革や制度の充実が、障がい当事者からの意見等を踏まえ、行われてきました。法律ができたからといって、障がい者への差別がすぐになくなるわけではありません。今後、国を初め地方公共団体などの行政機関や民間事業者が、障がい者差別の解消へ向けた具体的な取り組みをしていく必要があると思います。

このような観点から、本市での取り組み状況についてお伺いをいたします。

初めに、障害者差別解消法の概要についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障害者差別解消法は、障害者基本法第4条の差別禁止規定を具体化するものと位置づけられております。目的といたしましては、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としております。

この法律の対象範囲でございますが、障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい——発達障がいを含むものでございます——の障害者手帳を持っている人だけでなく、心身の機能に障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にある人も含まれています。

また、事業者とは、営利・非営利、個人・法人の別を問わず、商業やその他の事業を行う者となっており、無報酬の事業を行う者、いわゆるボランティア、社会福祉法人、NPO法人も対象となっております。

次に、差別を解消するための措置といたしまして大きく分けて2つございます。1つ目として、国、地方公共団体などの行政機関と事業者に対しまして不当な差別的取り扱いの禁止であります。2つ目といたしまして、障がいの状態に応じて社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供が定められています。これにつきましては、行政機関は法的義務がありまして、事業者については努力義務となっております。

次に、この法律が禁止する不当な差別的取り扱いについてですが、障がい者に対して正当な理由もなくサービスや各種機会の提供を拒否すること、場所・時間帯などを制限すること、また障がいのある人だけに条件をつけるような行為であるとされています。例えば、障がいがあるという理由だけでアパートを貸してもらえないとか、車椅子だからお店に入れないこ

となどであります。

次に、合理的配慮の提供につきましては、障がいのある人から何かの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められています。例えば、段差にスロープを設置したり、筆談・手話などで意思疎通をしたり、休息時間を調整することなどであります。

次に、差別を解消するための措置といたしまして、地方公共団体においては、障がい者に対して職員の取り組みに関する対応要領の策定が努力義務として定められています。

その他重要事項といたしまして、差別解消の取り組みを推進するため、地域のさまざまな関係機関のネットワーク化も定められております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 部長より概要について御説明をいただきました。

正当な理由なく、障がいを理由として障がい者を差別することを禁ずる法律です。ただいま部長より職員の取り組みに関する対応要領のお話もございましたけれども、こうした観点から、市民への市職員の対応につきましてはどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 市職員の対応につきましては、昨年、法律の施行前になりますが、平成28年3月に市職員を対象に、専門の講師を招いて、障害者差別解消法の内容と障がいのある方に対する接遇の基本について研修を実施いたしました。この研修では、障がいのある方への対応に困ったらどうするのかということで、まずは本人の要望を確認することが一番重要であり、サービスを提供する側が勝手に判断するのではなく、こちらから積極的に声をかけることが重要であることを改めて認識しました。そのためには、日ごろから障がいのある方が自分の要望を伝えやすい環境づくりや接遇対応を心がけることができるよう、職員の意識の向上を図ってまいります。

また、今年度は、国の基本方針や県の対応要領を参考といたしまして、本市職員の対応要領を策定したところでございます。こちらでございますけれども、全24ページにわたりますけれども、職員の対応要領として職員のほうに配付をしてございます。

この対応要領は、障がいの特性ごとに、例えば視覚障がいであるとか身体障がいであるとかの種別ごとに、その対応の仕方について定めてありますので、今後はこの要領に従いまして、各部署では市民の皆様に親切な対応に心がけてまいります。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 実際に行政機関や民間事業に対しまして、これって差別ではないのと感じたときや、その場での合理的配慮が得られなかったときに、何とかしてほしいと思

ってもどこに相談したらいいのかわからないとか、本当に差別に当たるのかもよくわからずに相談しづらいといったことが実情ではないでしょうか。

そこで、このような障がい者からの相談が気軽にできる相談窓口の開設が必要であると考えますが、この対応についてはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 相談窓口につきましては、職員による差別等について障がいのある方及びその御家族や関係者の方からの御相談は対応要領にも定めておりますが、民生部福祉課、児童課、総務部総務課、教育委員会は学校教育課の4カ所としております。

また、障がいのある方へ不当な差別的取り扱いが行われることがないようにするとともに、合理的配慮が適切に提供されるよう、各課の課長を監督者として位置づけております。

差別解消のための取り組みの協議を行う障害者差別解消支援地域協議会につきましては、新たな協議会は設置はいたしません、障がいの体制整備について協議する既存の海部南部障害者自立支援協議会にて行うこととしております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 各課におかれましては、気軽に相談に応じていただけるような体制づくりを今後よろしく願いいたします。

そして、障害者差別解消法が施行されたことを機に、これは三重県伊勢市の例でございますけれども、障がい者への理解を深めようと、伊勢市は県内初の障がい者サポーター制度を昨年12月からスタートされました。伊勢市は、この法律施行の半年前から、障がいを理由に差別を受けたことや、また嫌な思いをしたことなど、実態を調査されています。その中には、発達障がいや落ちついていられない子どもと一緒に病院の待合室にいた保護者が、周囲の人から、ちゃんと子供のしつけをしなさいなどの心ない言葉を言われて傷ついたことなど、多くの事例が寄せられたそうでございます。伊勢市はこの結果を踏まえて、住民の理解が進まない限り、障がい者に対する差別はなくなるという観点から、住民に障がいへの理解を広げる取り組みとして、この障がい者サポーター制度を導入されたということでございます。

この制度は、サポーターになることを希望する住民が市主催のサポーター研修に参加をしまして、視覚や聴覚など、各障がいの特性や障がい者に必要な配慮などについて学習をいたしまして、研究会・研修会が終了した後、登録者は市からサポーターに認定をされましてピンバッジが付与されるということです。このピンバッジをサポーターが日常的に身につけることで、障がい者が手助けを求めやすい環境づくりを進められているということでございます。

そこでお伺いをいたします。

本市におかれましても、このようなサポーター制度を導入するなど、例えば細かくは色盲や白内障の方たちも、色別判断の不自由さや、また文字や看板などが見づらいついたように、日常生活の中で障がいを手助けする活動を推進していただきたいと思っておりますけれども、こうしたことに関しまして今後の取り組みについて市のお考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障がい者サポーター制度につきまして、議員から御質問をいただき、調べさせていただきました。

現在、先進的な取り組みといたしまして、三重県伊勢市が実施されています。事業内容としましては、市民のより多くの皆様に障がいについての理解を深めてもらい、障がいがあってもなくても誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまちの実現を目指して、障がいがある人が困っていることやそれぞれ必要な配慮について理解し、日常生活の中で自分のできる範囲で活動する方をサポーターとして登録する制度でございます。

弥富市においてもこうした取り組みが実施できれば大変すばらしいことと思っておりますので、今後研究をさせていただきます。今後も職員に対し研修等を行うとともに、市民に対しても広報やホームページで、この法律の趣旨を周知してまいります。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、このたび新庁舎建設における予算が計上されておりますけれども、合理的配慮に即した設計に基づくものでしょうか。障がい者への合理的配慮をした新庁舎の建設や、また公共施設の整備・改善について、市の見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（伊藤重行君） 新庁舎の設計におきます障がい者への合理的配慮について御説明いたします。

新庁舎の設計におきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法、また愛知県条例にあります人にやさしい街づくりの推進に関する条例などに基づき、高齢者や障がい者の方にも気軽に安心して庁舎にお越しいただき、また御利用いただけるよう、さまざまな配慮をしております。

その中で幾つか具体例を紹介いたします。

新庁舎の1階フロアの高さは、浸水時の影響を考慮し、前面道路より1メートルほど高く設定してあります。このため、高齢者や車椅子を御利用の方に対しましては、手すり付きの緩やかなスロープや手すり付きの階段を設置いたします。また、視覚障がいの方には誘導ブロックにより正面玄関まで円滑に移動できる経路も設置いたします。

また、車椅子をお使いの方の駐車スペースにつきましては、正面玄関の車寄せの下に2台、

立体駐車場2階に1台を確保し、雨の日でもぬれることなく乗降していただけます。そのほか、車椅子用の駐車スペースは既設図書館側にも3台を設置いたします。

次に、新庁舎の建物内につきましてはバリアフリーといたしまして、安心して移動していただけるよう配慮いたしております。

また、上下階への移動を円滑に行っていただけますよう、来庁者用エレベーターを2基設置いたします。エレベーターの中には車椅子が回転できる大きさを確保し、仮に同乗者がいた場合に回転できなくても、ミラーを設置することで後ろ向きでおりる際に後方の確認がしやすいよう配慮いたします。

また、視覚障がいの方には、点字ボタンによる表示や到着階数などを音声によるアナウンスにより御案内いたします。

続きまして、トイレについてでございますが、庁舎が南北に約60メートルと長いため、南北に1カ所ずつ設置いたしまして、1階から6階までの南側のトイレには男女別トイレのほかに多機能トイレを設置いたします。多機能トイレは中で車椅子が回転できるスペースを確保し、各階により設置器具は異なりますが、ベビーベッドやフィッティングボード、オストメイト対応の水洗器具などを設置し、さまざまな利用者に対応ができるよう配慮いたします。

また、多機能トイレには、万が一異常があった場合の呼び出し装置を設置いたしまして、4階の集中警報盤及び宿直室の副警報盤に呼び出し表示を行いまして、異常を察知できるようにいたします。

そのほかにも、窓口カウンターには車椅子のまま使用ができますローカウンターの設置、議会の傍聴にも車椅子のままで行けるなど、さまざまな配慮をいたしております。

また、案内表示に関しましても、障がい者の方や視覚障がいの方にもわかりやすいものを取り入れてまいります。

このように、新庁舎建設事業におきましては、ハード面から障がい者の方々への可能な限りの合理的配慮の提供ができるよう考えております。

また、来年度には建設工事の発注を予定しておりますが、発注後におきましても改善すべき点があれば可能な限り取り入れ、市民の皆様が親しまれる庁舎になるよう努めてまいります。

続きまして、現在の公共施設の整備・改善についてでございますが、各施設において整備状況は異なっております。全ての施設のバリアフリー化や手すりの設置、点字ブロックの設置等の整備には大がかりな改修が必要となることも考えられます。したがって、現在の施設の整備・改善につきましては、本市の公共施設等総合管理計画との整合を図りながら行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

続きまして、法律に関連をいたしまして、最後に学校教育での取り組みについてお伺いをいたします。

児童・生徒の学びと育ちを育む教育現場の対応は、児童・生徒の成長に大きな影響を与えます。不当な差別的取り扱いにより、障がい児童・生徒の権利や利益を侵害してはならないことはもちろん、障がい児童・生徒や保護者から社会的障壁の除去を必要とする意思があった場合の合理的な配慮であったり、また教職員への理解啓発も重要であるかと思いますが、学校教育における取り組み、推進について、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関して、学校での取り組みを申し上げます。

学校は、法の定める合理的配慮の提供者であることに加え、障がいのある児童・生徒が社会に参加していくに当たり、適切な意思の表明ができるよう、必要な支援を自分で選択し、他者に伝える力を身につけさせるための教育を担う機関であります。したがって、教職員の理解のあり方や指導の姿勢が児童・生徒に大きく影響することに十分留意し、児童・生徒等の発達段階に応じた支援方法、外部からは気づきにくいこともある難病等を初めとした病弱、発達障がい、高次脳機能障がい等の理解、児童・生徒等の中で不当な差別的扱いが行われている場合の適切な対応方法等も含め、研修・啓発に努めてまいります。

研修・啓発においては、文部科学省等が提供する各種情報を活用することが効果的であること、内容によっては医療、保健、福祉等の関係機関や障がい者関係団体と連携を実施してまいります。

また、学校においては、校長のリーダーシップのもと全校的な支援体制を確立し、障がいのある、またはその可能性があり特別な支援を必要としている児童及び生徒の実態把握や支援方策の検討などを行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置して取り組んでいます。

さらには、平成29年度から特別教育支援員や特別支援学級担任をサポートする特別支援教育相談員の配置を予算計上しております。

教育委員会としましては、役割の重要性和、その責任を十分認識し、障害者差別解消法の目的に従い、特別支援教育の推進に努めてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 教育部長より、推進への取り組みをお伺いいたしました。また、先ほどは庁舎建設準備室長より、新庁舎における障がい者への配慮につきまして、具体策を詳細に御答弁いただきました。市民の皆さんを初め障がいをお持ちの方々にとっては、本当

に安心していただけるものと思います。

この法律では、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、そしてともに生きる社会をつくることを目指しています。さまざまな角度から質問をし、市側より御答弁をいただきました。今後におきましても、当事者からの御相談、またお声をお聞きするなど、全庁的な推進体制を整えていただきますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、本日は学校教育で1点、生涯学習関係で1点質問させていただきます。まず第1点目、小・中学校の英語教育について質問させていただきます。

英語は多くの方が中学校で学習しました。そして、高校や大学等で学んだ人もいます。しかし、何年やっても、いわゆるしゃべれる人は余りいません。しゃべれる人は、大学や専門学校等で集中的に学習した人、または長期に留学、外国に滞在した人等だと思います。

グローバル社会だと言われて久しくなります。外国の方もどんどん日本にやってまいります。英語は国際語として話せるようになることは大変重要であると思います。そこで文科省は、20年ほど前からでしょうか、外国人のALTを各中学校に配置を進めるようになり、それが小学校へも波及していったように思います。

小学校では主に外国語活動としてゲーム等、会話を中心に楽しい授業が展開されました。そして、現在も続いております。評価・評定はもろんなされていないと思います。どのぐらい子供たちに英語力が定着したのかよくわかりません。

そこでお伺いします。

現行の小学校外国語活動の沿革と問題点について教えてください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小学校外国語活動の沿革と問題点についてでございますが、公立小学校では平成15年に総合的な学習の一環として国際理解教育が導入され、平成16年度以降は研究校において独自の授業プランを作成して、担任とALT（外国人英語指導助手）が効果的なチームティーチングの指導が行えるように年間35時間の指導計画も作成されるようになっていきました。そして、平成23年より外国語体験活動が小学校5・6年生を対象に必修化され、開始したころは「英語ノート」、現在は「Hi. Friends!」という教材を使って週1時間学習しています。

本市におきましては、まず弥生小学校において平成19・20年度に文部科学省から、平成20年・21年度に海部地方教育事務協議会からの委嘱を受け、英語活動の研究に取り組んでまいりました。この先進的な取り組みの機運の中、本市の英語活動に対する関心は高く、新学習

指導要領に新設された小学校5・6年生の外国語活動は、市内の全小学校において平成21・22年度の移行期間から全面実施をしています。また、4年生以下の学年についても多くの学校がALTを活用し、英語活動または国際理解教育に取り組んでいます。

しかし、問題点として、好きか嫌いかの調査結果において、低・中・高と学年が進むに従って「好き」と答える児童の割合がやや減少する傾向にあることや、学校・学級間での関心・意欲の高低が見られるということがありますし、小中連携の面でいえば、中学校では1年生から英語や英文を読んだり文法を覚えたり書いたりすることから始まりますので、急に難しくなったという印象を子供たちは持っています。

また、教員の指導体制、ALTなどの外部人材の確保などに比べ、教員の指導力や研修は十分でないと感じている教員が多いということが上げられます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁にもありましたけれども、長年、こんなことを言っただけですが、やってきた割には、その効果は顕著にはあらわれていないように思いますが、どうでしょうか。特に中学校での本格的な英語学習との橋渡しとしての意義はどうでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 児童の英語活動に対する全体的な傾向を見ますと、8割近い児童が英語活動の授業が好きで進んで参加しており、8割以上の児童が、英語が使えるようになりたい、英語は大切だと感じています。児童の英語活動に対する関心が高まっているということでもあります。

中学校への橋渡しをより円滑にするために、中学生になる前に小学校の中学年から聞く・話すを中心とした外国語活動を通じて外国語になれ親しみ、外国語学習への動機づけを高め、高学年では発達段階に応じて読む・書くを含む4技能を総合的・系統的に扱う教科学習を行っていけるよう研究を進めていき、さらに中学校では小学校での学びの連続性を図っていくことの意義は大切であると認識しております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） メディアでもほとんど取り上げられませんけれども、英語とよく似たものにローマ字教育というものがあります。ローマ字と英語は違うということは何回も聞いたことがあり、私もわかってはおりますが、このローマ字教育というのは今どうなっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 現行の学習指導要領にローマ字については、第3学年においては、日常使われている簡単な単語についてローマ字で表記されたものを読み、またローマ字で書

くこととされており、これは日常生活の中でローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たりコンピューターを使う機会がふえたりするなど、ローマ字は児童の生活に身近なものとなってきていることなどから、より早い段階において指導するようにされたものです。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 近年、このローマ字教育の重要性が高まったことがあります。それはパソコン教育との関連性からだと思いますが、今ではその多くがローマ字入力ということで、その必要性が言われたからでしょう。しかし、次期の指導要領では、ローマ字については特に触れられておりません。私は現在、小学校3年生でやっているローマ字の時間、僕の記憶では確か二、三時間じゃないかと思いますが、これをもう少しふやしたほうがいいと思っております。

さて、平成32年度実施の次期指導要領に話を移しますが、これはこれまでの教育改革の中でも大変大きなものであると思います。その中の一つが、小学校の英語教育正規導入であります。正規というのは、これまでの外国語活動と違って、国語や算数と同じような位置づけであるわけです。5・6年生で週2時間ずつ、3・4年生は週1時間の外国語活動導入ということであります。そして、5・6年生は評価・評定もしていくということで、テストも導入されると思います。これまでは話す・聞くだけだったものが、書く・読むも入ってきます。そこで、どうなっていくのかということが聞きたいわけです。その一つが教える側であります。

3・4年の外国語活動は、これまでの5・6年生が行っていたやり方でALTが中心となって担任が補助となって進めていくことは予想できますが、5・6年生の正規としての英語指導をどのようにやっていくのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 5・6年生の正規としての英語指導をどのようにやっていくのかということでございますが、平成29年度に英語の教科書が文科省から配布されるということを知っております。また、平成30年度、31年度は教科としての英語の授業を先行実施してもよいという期間になります。平成32年度からの新学習指導要領全面実施を見据えて、英語の教科化に向け、小学校における指導体制の強化及びALTの活用促進を目指したいと考えております。

具体的には、先ほど申し上げましたように、発達段階に応じて聞く・話す・読む・書くの4技能を総合的・系統的に扱う教科学習を行っていきけるよう研究を進めた上で、来年度より小学校英語活動研究の枠を広げ、小中連携のさらなる強化を目指すとともに、小・中学校の教務主任を中心とした弥富市小中連携英語教育研究推進委員会において、市の全小・中学校の英語教育の充実と、その質の向上、指導者の指導力向上を図ってまいります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 指導も大変であると予想されますが、評価・評定も大変だと思います。どんな評価項目ができるのかわかりませんが、発音とかの項目があると、にわか仕込みの研修ぐらいで評価できるのか心配になってまいります。

次に、平成33年度施行の次期中学校指導要領であります。これも英語については大きく改訂されると思います。これまでは小学校で幾ら外国語活動をやっても、中学校の英語が影響されることは余りなかったように思います。それは、よくも悪くもだと思います。中学校の英語の先生に詳しく聞かなければわかりませんが、小学校で外国語活動をやってきたから、中学校英語の指導が楽になったという話は余り聞きません。まさに一からの英語教育だったと思います。しかし、今度からは、小学校でこれだけ学習したのだから中学校はここからスタートということになるような気がします。つまり、中1で学習する内容を小学校5・6年でやることになるのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小学校で外国語活動の授業が始まってから中学校の英語の先生の話をお聞きすると、外国語活動の目標である英語へのなれ親しみは達成しているとおっしゃってみえます。

全ての領域をバランスよく育む教科型の外国語教育を高学年から導入することとしており、その際、単なる中学校の前倒しではなく、なじみのある表現を使って自分の好きなものや一日の生活などについて友達に質問したり答えたりすることができるといった発達段階にふさわしい力を育成していくこととなります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 新指導要領は、完全実施が小学校、平成32年度、中学校が平成33年度となっておりますが、移行期間、いわゆる先行実施期間が小・中とも早速来年4月からとなっております。この移行期間の実施は市町村単位で決められると思いますが、これまでの私の記憶では、かなりの部分が実施されるのではないかと思います。そうした場合、すぐに各現場が対応できるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小学校における外国語教育の導入に当たっては、授業時間数もふえるために新たに時間を生み出すことなど、現行のままではすぐには実施が難しいかと思えます。しかし、先行して教材を整理することや、高学年を担当する現職教員の専門性を高めるための国や県における認定講習の開設支援や外部人材の活用支援なども含め指導者の確保等をあわせて実施し、早い段階で、具体的には平成29年度内に教育委員会と各小学校で、いつ実施に踏み切るか、どのような方法で行うかを十分に話し合った上で、平成30年度の先行

実施に備えたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私が一番心配しているのは、今までの各教科の授業数をそのままにして、新たに3・4年生で英語でプラス1時間、5・6年生でプラス2時間が実際にできるかどうかということでもあります。

新指導要領では、時間割り編成等については各学校がカリキュラムマネジメントを促進すると示しているようですが、もう現場はパンク寸前ということを目にします。そんな中、どのようにしていくのか、プランがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 現段階で明確なプランはございませんが、取り組み方として、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語の音声や語順等に気づいた上で、外国語の音声や表現などになれ親しませるようにするために、中学年から聞くこと、話すことを中心とした外国語活動を行い、高学年の教科型の学習につなげていくことが必要であり、そのためには年間35単位時間程度の時間数が必要です。

高学年では、現行の外国語活動（35単位時間）における聞くこと、話すことの活動に加え、読むこと、書くことを加えた領域を扱うためには、年間70単位時間程度の時間数が必要となってきます。

したがって、時間数としては、中学年、高学年において、それぞれ年間35単位時間増となり、週当たりで考えれば1こま分ですが、小学校における多様な時間割り編成の現状を考慮すると、全小学校において一律の取り扱いとすることは困難と思われまます。地域や学校の実情に応じて組み合わせながら柔軟な時間割り編成を可能としたり、現在既に小学校で行われている時間割り編成の工夫を参考にしながら、効果的な創意工夫のあり方を検討していくこととなります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ゆとり教育からの脱却と言われて、指導内容が余りにも膨らみ過ぎてきた昨今であります。とても学校や市町村の段階では解決し切れない課題もふえつつあります。

最後に、市長にこれからの英語教育、その他学校教育全般についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員のほうから、英語教育に関する学校での御質問でございますけれども、冒頭議員もおっしゃっているように、これからのグローバルな社会において児童・生徒がしっかりと御活躍いただくためには、英語というのはまさに大切な語学であろう

と思っております。その究極は、話すことができる、あるいは読むことができる、あるいは書くことができる、特に話すことができるということについては大変重要な位置づけであろうと思っております。

現在でも小学校におきまして英語教育がされておるわけでございますけれども、これはさまざまな形で児童間のコミュニケーションツールというか、なれ親しむというような領域ではないかなあと思っております。そして、中学校への英語教育へのスムーズなつなぎ役もあるわけでございますけれども、中学校に入りますと、私どもの経験からしてもそうですけれども、高等学校への進学ということに対してどうしてもその力点を置かざるを得ない。いわゆる文法等をしっかりと勉強されるわけでございますが、そういった形について生徒のほうで少し英語に対する興味を失ってきてしまうというようなことがあるのではなかったかなあとも思っております。

そうした形の中で、先ほど議員からお話がありましたように、2021年、あるいは2020年という形の中で新しく改訂される新学習指導要領という形の中において、現行とどう違うんだということ、この学習指導要領を熟知しながら、その問題点を探っていかなきゃならないと思っておるところでございます。

そうした形の中で教育委員会の役割も非常に大きいだろうと思っておりますけれども、大変失礼なことではあるかもしれませんが、先生の英語力についても問われてしまうということがあろうかなあと思っております。そうした形の中で、英語担当になる先生、あるいはALTとの関係、こういったことについてしっかりとしていかなきゃならない。生徒のほうに教える立場としての先生たちの英語力ということに対しても研修を踏んでいただきたいと思っておるところでございます。

英語教育の実態について、私は教育委員会ともども新学期になりましたら一度学校のほうへ訪問させていただき、しっかりと現状の英語教育について把握をしていきたいと思っております。

私は、特に話すということ、あるいは聞くということについては、現在の英語学習塾がどのようなことを取り入れているかということについても勉強する必要があるというふうにも思っております。そうした形の中で、その関連するような機器というものが必要ならば、図書館の一角に置いて、そういったものを装置し、また児童・生徒が興味を持っていただけるならば、これは非常に大きな効果もあるかなあと思っております。こんなことも教育委員会ともども、あるいは学校ともよく連携をとりながら考えていかなきゃならない一つの課題だろうと思っております。

実際問題、英語をマスターするということはその簡単なことではないということ、英語に携わる全ての学校関係者、私ども行政、あるいは教育委員会ともども、しっかりとしても

う一度この英語教育に対する考え方を改めるべきであろうと思っているところでございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。貴重なお考えをいただきました。

○議長（武田正樹君） 永井議員、質問の途中ですけど、暫時休憩といたしたいと思います。  
再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 午前中に続きまして、質問の2点目、歴史民俗資料館の運営について質問をさせていただきます。

この歴史民俗資料館は、現在のところにできて20年以上が経過していると思います。私自身、できてから現在まで、20回以上は行かせていただいております。当地弥富は、歴史的にも由緒ある建物、書画も多く、偉人も多く輩出しております。文化財的なものが散逸しないように集中管理する意味もあると思います。また、過去の人が使っていた農具、漁具、生活用具も貴重な財産であります。そういうすばらしいものが展示してあるこの歴史民俗資料館の存在を御存じない市民もいるかもしれません。1日の来館者数も余り多くないように思います。

そこでお伺いしたいと思います。

ここ三、四年ほどの来館者数の推移を教えてくださいたいと思います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 議員御質問の歴史民俗資料館の来館者数ですが、平成25年度は年間3,576人、1日平均にしますと14.3人、平成26年度は年間4,017人、1日平均にしますと16.2人、平成27年度は年間3,825人、1日平均15.3人の来館者数となっております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁によりますと、1日平均15人ほどということですね。年間を通して考えますと、土・日・祝日や何か催しを行う場合、来館者が多くなると聞いております。本年度はどんな催しがなされたか、教えてくださいたいと思います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 平成28年度の歴史民俗資料館の事業ですが、企画展や講座な

どを開催して、郷土の歴史、民俗、産業、自然等を紹介しております。昔の暮らし展の開催や講演・出前講座、小・中学校の社会科の授業の一環として見学の受け入れ、また愛知県などが開催するスタンプラリーなど、各種事業を展開しております。

特に平成28年度におきましては、市制10周年を記念しまして特別展として「弥富金魚150年」を企画展として開催しました。こちらは、10月15日から11月27日までの32日間で2,000人を超える方が来館され、金魚の歴史を学んだところであります。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） とてもすばらしい企画だと思います。できるだけ多くの来館者に来ていただくことが意義のあることだと思います。

ちょうど小学校3・4年社会科の教材に、昔の道具と人々の暮らし、昔から伝わる行事、地域の発展に尽くした人々というのがあります。ことし1年間で市内の小学生が社会見学という形でどのくらい訪れたのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 小学3年生の3学期に社会の授業で、昔の暮らしがテーマになった授業が設けられております。各小学校が工夫して授業を行っておりますが、その一環として歴史民俗資料館を社会見学として、今年度は市内の小学校6校が来館しております。また、歴史民俗資料館もこの授業に合わせまして、1月から3月の間、昔の暮らし展を開催し、授業に役立てております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 歩いてこられる距離の小学校はいいわけですが、遠い学校は市のバスを利用してでもぜひ来るようになると思います。

次に、今後の歴史民俗資料館の運営についてお聞きしたいと思います。

昨年、市長より、庁舎完成の暁には保健センターを移動し、図書館棟1階に歴史民俗資料館を移すという話がありました。それはすばらしいことだと思います。今の場所は、過去には郡役所が置かれたりした由緒ある位置であります。駐車場スペースも少なく、いわゆるリピーターも少ないように思います。図書館とつながっていれば、図書館へ来る市民の方が少し寄っていかうかということになって、来館者もふえること間違いないと思います。

そこで、新しい資料館はどんな感じの内容にしていくのか。今ある部屋をそのまま使っていくのか。展示スペースは、常設のものとはか、まだ先と想っていると、すぐに来てしまいます。また、生活用具、電気器具も、30年前、50年前と比べると随分違ってきております。昭和の古いものが多く残っているような気がします。何かテーマを決めて収集し、展示するのもおもしろいと思います。現在、どんな計画をお持ちなのか、お聞かせをください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 歴史民俗資料館は、総合的に弥富市の歴史や民俗を調査・研究及び展示をすることにより、市民ばかりではなく、広く弥富市を知っていただく資料館として親しまれているところであります。

新しい庁舎が完成し、図書館棟に移った後は、弥富市にゆかりの深い偉人たちにかかわる資料の常設展示や企画展コーナーを充実させるなど、より多くの方に先人たちの生活文化の特色を示す資料を展示し、広く一般に公開するとともに、これらの歴史的意義を理解するための学習の拠点として計画してまいります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 最後に市長にお伺いしたいと思います。

歴史民俗資料館は、弥富市の歴史を知っていただく絶好の場所だと思います。歴史民俗資料館に対する思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

先ほど来、歴史民俗資料館に対する位置づけというようなことにつきましては、担当の教育部長からも答弁をさせていただいたところでございます。弥富市の古きを訪ねて、そしてまた新しきを知っていただきたいということで、老若男女、そしてまた小学生の児童等においてもさまざまな展示をしているところでございます。

また、昨今では文化活動という形の中において、非常に多くの市民の皆様が興味を抱いていただいているというような状況の中で、弥富市に大変有名な漢詩人の服部擔風先生であったり、あるいはまた個人としては日本画で大変有名な市野亨先生であったり、あるいはまた日本画だとか洋画を自分のテリトリーとしていただいていた加藤静児さんというような形のは、今まで個人的な形として展示会を開かせていただいたところでございます。また、団体といたしましても、文化人の集合団体という形の中での展示もさせていただいております。

先ほど議員からお話があったように、現在の歴史民俗資料館は、駐車場スペースも狭く、また展示するものについても、そのスペースが少ないというような状況でございます。いずれにいたしましても、歴史民俗資料館もいずれは老朽化してまいりますので、今回の庁舎の建設については合理的な考え方をしていかなきゃならないというふうにも思っておるわけでございます。耐震化が進んでおります図書館棟においての保健センターの1階を新しい新庁舎の中に入れることにおいて、歴史民俗資料館をその後に考えていったらどうかということは、再三皆様方にも御答弁申し上げているところでございます。

そうした形の中で、これは広く市民のほうから、どんな歴史民俗資料館にしていくかということについて私はアンケートをとっていったらいいかなあと思っております。それぞれの

御興味のあるさまざまな歴史、あるいは文化、そしてまた将来に対して弥富にこんなものができるといいねえというような、まさに先ほど最初に言いましたように、古きを訪ねて、今後の弥富はこんな形にしていくといいねえというような形での資料館になっていけばと思っております。

そうした形の中で、先進自治体を研究することも必要であるわけでございますけれども、市民の皆様の手によってつくられる歴史民俗資料館というのが私は一番いいだろうと思っておりますので、そんなところを一つのポイントにして考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回は2項目に質問させていただきます。

まずは、平成29年度における農業施策についてでございます。

アメリカの大統領がトランプ氏に決定をいたしました。この大統領が署名しましたTPPに関する大統領令には、アメリカがTPP交渉から永久に離脱することを指示すると記されておりました。そして、アメリカの産業の発展を促し、アメリカの労働者を守り、アメリカ人の賃金を引き上げるために可能な限り二国間貿易交渉を進めていくとして今後の方針を説明されました。

TPPが発効するためには、加盟国12カ国のGDP（国内総生産）の85%以上を占める少なくとも6カ国以上が国内手続を終える必要があります。このうち、アメリカが全体のGDPのおよそ60%を占めるため、トランプ新政権がTPPからの離脱を決定したことで、発効のめどが立たなくなりました。

日本政府の対応は、安倍総理大臣が衆議院予算委員会で、TPP協定への理解を粘り強く働きかける考えを示しながらも、日米の間でどのような経済連携の関係がよいかも見据えながら議論をしていきたいと述べ、アメリカとの間でFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）の締結に向けた交渉を行うことに含みを持たせております。

日本の農業とTPPの関係については、締結されれば一番のメリットは農作物を海外に売り込めるということでしたが、日本の農作物は味も安全性も含めて信頼度がよいわけですから、食イコール安全イコールお金が高くてもよいという考えもあるぐらいなので、海外ではかなりの消費者に好まれ需要が高まれば、飛ぶように農作物が売れるようになったかもかもしれません。

しかしながら、農業に対してのデメリットもあります。個人農家の衰退・減少であります。

T P Pには関税がありませんから、もちろん海外から日本の価格では考えられないほど安い農産物が出回ります。消費者が海外の農産物を選べば、農家が衰退することは間違いございません。アメリカという国の力は、経済、人口、面積を含めて、いまだに強大であります。T P P離脱となると、まず売り込みができませんので、日本全体のものやサービスの輸出は減ると予想されます。また、逆もしかりです。アメリカのものやサービスにも関税がかかるわけですから、同じことが言えます。

国全体の輸出量や国内自給率を考えれば、それこそ比になりませんが、安い農作物が入らなくなれば、農家にとっては国内産を販売しやすくなり、国内自給率も上がります。日本にとっては非常に厳しいですが、農業にとっては難しいT P P、この先どうなっていくのでしょうか。これを踏まえて質問させていただきます。

T P P締結での米価下落が予想されていて、弥富市においても一昨年あたりから農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化が進んでおります。過去にも農地中間管理事業に関して質問をさせていただいた経緯はありますが、新年度に向けて改めて聞きたいと思えます。

全国的に見ましても担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているとのこと。国としては、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化をさらに加速し、生産コストを削減していく方針であります。このため、農地中間管理機構は、さらに推進するためにも、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動を支援する必要があります。

弥富市では、平成28年度の経営転換・リタイアする場合の経営転換協力金、農地の集積・集約化に協力する場合の耕作者集積協力金、機構にまとまった農地を貸し付けた地域への地域集積協力金、それぞれどの程度実績が上がっておりますか。

また、28年度から導入されております15年以上機構に貸し付けた場合の最初の5年間、10年以上15年未満の場合の最初の3年間、2分の1に固定資産税が軽減される方はどれぐらいおられるのでしょうか。そして、28年度終了時点のトータルしてここまでの集積面積、割合を聞かせてください。お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

本年度も農地中間管理事業の推進に御協力いただき、まことにありがとうございます。

さて、1点目の協力金の実績状況でございますが、平成28年度の各種協力金の状況で、経営転換、リタイアする場合の経営転換協力金は36件で面積約23ヘクタール、金額983万9,000円となっております。農地の集積・集約化に協力する場合の耕作者集積協力金は21件で面積約12ヘクタール、金額122万2,000円でございます。機構にまとまった農地を貸し付けた地域

への地域集積協力金につきましては5地区で面積約30ヘクタール、金額459万6,000円となっております。

2点目の御質問でございました固定資産税の軽減される方はどれくらいおられるのでしょうかということですが、今回、農地中間管理事業によります固定資産税の軽減措置は、所有する全ての農地、10アール未満の自作地につきましては除くことができますが、その農地を農地中間管理事業のための賃借権を新たに設定し、かつ当該賃借権等の設定期間が10年以上である農地に該当する方が、最初の3年間もしくは5年間、課税標準を価格の2分の1にするという対象となるわけでございます。来年度の課税計算につきましては、現在、税務課のほうで進めておりまして、現時点で正確な人数につきましては不明でございますが、私も農政課のほうとしましては約15人ほどの方が適用されるのではないかと考えております。

また、3点目の現在までの集積面積、また割合はという御質問でございますが、平成28年度の農地中間管理事業によります農地集積面積は55.3ヘクタールでございます。平成27年度の面積と合わせますと現在合計250.7ヘクタールというふうで農地中間管理事業によります集積がまとまっております。割合でいいますと、現在、弥富市の水田面積というものが約1,650ヘクタールございますので、割合的には全体の約15%というふうになっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 協力金のほうも、28年度からでしたっけ、減額をされておるということで、この1年で集積に急に気持ちに移るといような農家さんもそんなにはおられないと思います。また、29年度に関しても集積のほうは鈍化していくんではないかなと思っております。

また、課税の軽減措置に関してでございますけれども、農地に関する固定資産税というのを考えると、余り優遇されたような気持ちにはなれない制度ではなかろうかと思っております。

また、トータルの集積面積を聞かせていただいたということで、次の質問に移らせていただきます。

多面的機能支払交付金についてでございます。

昨年、まだ交付金制度に加入がなかった北部地区への対応について質問させていただいておりますが、今回、土地改良役員さんへの説明会、一部集落への地元説明会を開催した結果を踏まえて、改めて質問させていただきます。

近年、農村地域の高齢化、人口減少などにより、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担

い手への水路・農道等への地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されるという懸念がある状況でございます。

このため、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があることを目的に、この制度があるわけでございますけれども、確かに高齢化は否めませんが、それ以上に農地を中間管理機構に預け、農家の方々の農地への執着がなくなってきたということも問題であります。

このような状況が進んでいくと、担い手農家さんへの負担が増し、将来的には農地中間管理事業も多面的機能支払交付金制度とともに崩壊していくのではないかとというような心配もしております。この後、3月には個別に単位集落への説明会を土地改良を中心に予定しております。市として農家さんへの御理解を得る良策などはございませんでしょうか。

また、今回の説明会の内容には、広域化への案も盛り込んでおります。既に市内では南部地区が実施しているわけでございますけれども、事務手続の一本化により事務負担が軽減され、複数集落の対象農用地面積に応じた交付金により、老朽化が著しい水路への重点的な活動が可能になります。広域の協定の対象となる区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度または協定の対象とする区域内の農用地面積が200ヘクタール以上を有する場合が対象となっているようでございます。面積要件は理解はできるんでございますけれども、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度の要件について、もう少し詳しく説明をお願いできませんか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

まず、1点目の農家への理解を得る良策でございますが、多面的機能支払交付金は地域の共同活動を支援する制度でございます。地域の自治会・町内会で実施しております一斉大掃除等での水路の泥上げや自然環境の保全のための休耕農地への花の植栽など、従来から地域で実施している行事からまず取り入れていただければよろしいかと感じております。

2点目の昭和25年2月1日時点の、要件でございますが、多面的機能支払交付金実施要綱には、議員のおっしゃられるとおり、広域活動組織の区域は、旧市区町村区域等が対象区域となる旨記載されております。その旧市区町村区域が、昭和25年2月1日時点での市区町村であった区域ということでございます。具体的には、本市では旧弥富町、鍋田村、永和村の一部、市江村の一部、十四山村が旧市区町村区域というふうになっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この要件が適用されても、広域がまとめ上げられるか限りませんけ

れども、好条件であることには間違いないわけでございます。最後は当該地区の個々の農家さんの気持ちだけということでございますけれども、これからも働きかけていきたいと思っております。

次の質問でございます。

日本の食事に欠かせない米、これまで減反政策の上に成り立っております。しかし、この政策が平成30年をめどに終了いたします。かつて政府は農家から米を高く買い、市場に安く売っていました。これは主食である米の価格を安定させるためでありましたが、生産量がふえるほど政府は損をし、さらに売れ残りが出て値崩れが起きてしまいます。それを避けるために、減反という生産調整が行われるようになりました。

1994年以降には政府による米の買い付けは行われておらず、各農家に生産目標の名で生産量の上限が割り当てられ、それを達成した農家に補助金を出す仕組みになっております。さらに自給率の低い作物を余った農地で作ると、補助金を得ることができるのでございます。

この減反という生産調整の位置づけが変わったのは、戸別所得補償が導入された2010年です。この制度は、作物の価格が生産コストを下回った場合、国がその差額分を生産農家に補償するものであり、その上、減反を条件に農地10アール当たり1万5,000円の補助金が一律支給されておりました。

しかし、これも2018年（平成30年）に、この政策が廃止されるということが閣議決定されております。その理由はもちろんTPPであります。補助金も2014年から2017年には7,500円に減額され、それ以降は生産目標がなくなるため、どれだけ米をつくってもオーケーですが、補助金はもらえなくなります。

そもそもTPPにより米の関税が撤廃されれば、生産調整も意味がありません。現状は減反しても補助金が得られるのでよいだろうが、生産目標以上の作物をつくれぬこの制度は、自主的に生産性を高めてどんどん商売をしたいと思っている農家の夢を阻む側面がございますが、弱者は守られるが強者は育たない制度でございました。

TPP締結後は、海外から安い米がががん入ってくるのが予想され、価格では太刀打ちするのは困難なので売れる米で勝負するしか道はなく、価格以上の価値を生み出すブランディングが大事になってくると思われておりました。この勝負には相当工夫を凝らさない限り勝ち目はないだろうと、政府は食用米以外の栽培を推奨し、飼料用米などに切りかえると10アール当たり8万円補助金を出していましたが、2014年から最大10万5,000円に拡大をしております。

多くの農家が米栽培での経営は赤字でございます。そうなりますと、減反廃止イコール補助金打ち切りを期に廃業か転作を余儀なくされ、より中間管理機構への預け入れが加速するであろうと思われま。この加速に、現在、市内の担い手農家さんは対応できるのでしょうか

か。

またもう一点、国土が狭く、農地面積も限られている日本において、主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持・強化等を図るためには、生産資源である水田を最大限に有効活用することが重要であり、このため需要に即した主食用米の生産を進めつつ、飼料用米や加工用米といった多様な米の生産振興をコスト削減とあわせて図るとともに、小麦・大豆など、固定的な需要がありながら、その多くを海外からの輸入に依存している品目について作付を拡大していくなど、こういった取り組みを進めており、水田活用の直接支払交付金、こちらに関しては平成37年度までの国の政策目標が示されておるといふことをごさいますけれども、こちらの交付金についてはまだ継続をされていくのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） まず、1点目の市内の担い手農家の対応でございますが、国の目標としまして、農地中間管理機構を活用し、平成35年度までに全農地の8割を担い手に集積するということが位置づけられております。また、議員のおっしゃられますように、多くの農家が今後、高齢化などにより耕作からリタイアされると、ますます農地の担い手への集積・集約が進むと考えております。

このような状況に市内の担い手農家さんに対応していただけるよう、法人化を進めていただくなど、経営体質の強化をお願いしていきたいと考えております。

2点目の御質問でございます水田活用の直接支払交付金でございますが、国からの生産数量目標が示されますのが平成29年度までとなっております。水田活用の直接支払交付金につきましては、農林水産省の資料にも平成37年度までの政策目標が記載されておりますので、水田を活用して飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産した場合の交付金につきましては、平成37年度まで交付されるものと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 農地の集約化には、最終的には強靱な担い手農家さんの体制づくりだと思っております。1歩先、2歩先を見据えた話し合いをまたお願いしていきたいと思っております。

また、麦・大豆などの転作、まだまだ続くという形で受けとめましたが、政策としては廃止される制度との兼ね合いから、個人的には本当にわかりにくい制度だなというようなことを思っております。

また現在、弥富市単独事業でございますけれども、転作に対しての補助金について、こちらに関して今後の見通しを少しお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

さまざまな農業を取り巻く環境というのは大変厳しいわけですが、そうした形の中で政府としても農地を守っていこう、あるいは農地の生産性を高めていこうという形の中でさまざまな補助金制度ということは今までもやってきたし、また今お話がありましたように平成37年度までにおいては、減反政策というのは終わるけれども、他の目的でそれを継続していくというようなことも言われておるわけですが。

本市といたしましても、今まで生産調整の対策事業というような状況の中で、減反に対しては10アール当たり3,000円、そしてまたその転作奨励金といたしましては10アール当たり7,000円という形の中で1万円の補助事業を継続してまいりました。そうした形の中で、いろんな形の中で農業を守っていかなくちゃならないというのは重々わかるわけですがけれども、私どもといたしましては、行革元年ということをよく口にするわけですがけれども、先ほどの支部長会議においても私は話をさせていただきました。平成30年においては、減反当たり、10アール当たり3,000円、あるいはまた転作当たり7,000円ということにつきましても、しっかりと見直しをしていくということを申し上げました。

そうした形の中で、弥富におけるさまざまな厳しさということも御理解をいただきたい。特に社会保障である費用等も非常に増大しているわけですので、その辺につきましては、利用権設定をされているオペレーターの方、そしてまた農家の地主の方と協議をしながら進めていかなくちゃならないと思っておりますけれども、市としての単独補助事業についても見直しをさせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） このお話は2年ほど前ですか、市長のほうから将来的には考えていかなければならないというようなお言葉も聞いたような記憶がございます。いよいよかというような気持ちもございますけれども、これはある一部の農家さんが補助を受けておるというわけですが、これからは農家全体、例えば土地改良の賦課金等々に対する補助となるような形の中で移行して行っていただきたいなというような要望でございます。よろしく願いをいたします。

次の質問でございます。

こちらも以前質問させていただいた地域農業再生協議会であります。この協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的に設置されております。

海部南部地域農業再生協議会は、弥富市、蟹江町、飛島村の3市町村、JA、農業共済な

どなどが原則として会員になっておるということですが、ほかにどのような団体が会員となっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 海部南部地域農業再生協議会の会員でございますが、規約により、弥富市、蟹江町、飛島村の3市町村、JAあいち海部、愛知県農業共済組合以外に、3市町村の議会、農業委員会、生産組合長、土地改良区、担い手農家によります受託部会が会員というふうになっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） これに続いての質問でございますけれども、農業政策においては、総合的なTPP関連政策大綱に即し、水田、畑作、野菜、果樹等の産地が創意工夫を生かして地域の強みを生かしたイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を緊急に実施する必要があるとしています。

このような背景をもとに、産地パワーアップ事業がございます。農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ実需者のニーズに応じた生産を行うことで収益力の向上に一体的かつ計画的に取り組む山地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取り組みをソフト・ハード面で一体的に支援するということになっております。

今回、産地パワーアップ事業を視野に入れた支援のため、この協議会の規約が一部改正されたと聞いておりますが、具体的な内容を少し聞かせてください。また、管内での交付はあったのでしょうか、それもあわせてお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 議員の御説明にございました産地パワーアップ事業でございますが、この事業によりまして農業者や農業者団体を支援する場合、地域農業再生協議会——私どもですと海部南部地域農業再生協議会でございますが——が作成します産地パワーアップ計画に該当者を位置づける必要がございます。そのため、協議会規約を改正し、今回、事業の項目に産地パワーアップ事業を加えたものでございます。

また、当管内におきます産地パワーアップ事業によります交付のほうは、現在ございません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この質問に関しては、市内のほうでこの事業に手を挙げようかというような動きがあったということで、通告のときには詳細に聞こうかなあとっておったわけですが、どうやら弥富市内のほうで要件不足で認められないというようなことになったと聞いております。この事業に関しては本年限りということで、これ以上質問というようなことも見当たらなくなってしまったというような状況でございます。

次に移ります。

農業委員会の法改正については、私たち議員は全員協議会、常任委員会で説明を受けておるわけでございます。しかしながら、なかなか市民の皆様には周知されていないように思われます。そもそも農業委員会は、農地利用の最適化、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進をよりよく果たすことが主たる使命でございます。

主な改正点としては、農業委員の選出方法は、これまでは選挙制と市長の選任制の併用だったのでございますけれども、市議会の同意を要件とする市長の任命制一本化にするというようなことでございます。過半数を原則として認定農業者といたします。委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度にします。また、現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として農地利用最適化推進委員を設置するという事、そして推進委員はみずからの担当区域において活動を行うことを上げております。

この改正は農家の皆様へどのような形で周知をされておられたのでしょうか。また、農地利用最適化推進委員の役割について、もう少し具体的にお話を聞かせてください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 御説明させていただきます。

今回の農業委員会法改正につきましては、農協法の改正と合わせまして実施されまして、国会での審議等を含め、新聞やテレビ等で大きく報道されておりましたので、市としての周知につきましては特にしておりません。

ただし、今回の改正によります農業委員や新たに設置します農地利用最適化推進委員の定数につきましては、各市町村個別の案件ということになりますので、議会だよりなどでの議案審議内容やホームページでの周知を実施しております。

また、今回新たに設置いたします農地利用最適化推進委員でございますが、担当区域での担い手への農地集積や農地パトロール、農業への新規参入の促進などの農地等の利用の最適化ということを日常的に担っていただくことが役割となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 私のところに来た問い合わせにおいては、決してその方が委員をやりたいというお話ではなくて、特に市内の北部地区なんかにおいては、委員がある地域に偏るのではないかという心配からだとは思っております。国の改正でございますから、将来のビジョンのある農家の方々が主にやっただければと思っております。

また、この認定農業者ですが、平成5年から制度が創設されているということでございますけれども、具体的には農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市が作成する基本構想に照らして市が認定された農

業者ということでございますけれども、今後、この認定農業者の役割は重要になってくるわけでございます。高齢化が非常に危惧されておるわけで、後継者不足ということをお聞きいたします。新しい新規の認定農業者は多くおられるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 認定農業者でございますが、本年度、平成28年度の当初は93件の認定農業者の方が見えました。ただ、高齢化によりやめられたりお亡くなりになった方が見えてきて4件減りまして、現在は89件の登録となっております。そのため新規という形では本年度はございません。

今年度についてですが、新規の認定農業者の方はお見えになりませんが、担い手の中には後継者の方が既に農業にかかわっておられる農家が何件もありますので、今後、共同申請等がふえてくるものと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 共同申請というような形で後継者の方が引き続きということであれば、急激な減少というのはないようでございますけれども、ただ長いスパンを見ていけば、農業後継者の減少というようなことも視野に入れていくわけで、将来的には非常に心配なことであろうかと思えます。

最後に、統括して市長にお尋ねをいたしますが、トランプ大統領がTPP交渉から永久に離脱する大統領令に署名をし、その後、日米自由貿易協定（FTA）交渉になりかねない事態となっております。安倍首相はFTAについて、日本の国益になるのであればいいし、国益にならないと進めないと言っており、国益にかなうと判断すれば交渉入りを容認するというような姿勢を示しております。

日米FTAになれば、焦点の自動車を初め、農業分野でも日本は譲歩を迫られる立場で、冷静な対応を求める声も上がっております。TPP以上に農業には厳しくなるのではないかとというようなことでございます。そちらの見解もお聞きしたいと思います。

それともう一点、農林水産省は今国会に土地改良法の改正案を提出しておりまして、農地中間管理機構が預かった農地を農家負担なしで整備する優遇制度で、転用を規制するための特別徴収金を設けます。農地整備後に機構への農地の貸し付けをやめた出し手農家に対し、事業費の支払いを求めます。優良農地の転用を防ぐと同時に、機構を通じた担い手への農地流動化を確実に進める狙いがあるそうです。こちらはまだ決定をした事項ではございませんけれども、この案に関してもあわせて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、アメリカ大統領のトランプ大統領が1月に就任されたわけござい

ます。矢継ぎ早に大統領令を署名されて、さまざまな議論も呼んでいることも皆さん御承知のとおりでございます。そうした形の中の一部としてのTPPということに対しても離脱をするということが表明されております。そういったことでTPPの発効はあり得なくなったわけでございますけれども、今後は、アメリカは日本に対して二国間の自由貿易協定、いわゆるFTAの締結を要求してくるというような状況になっております。

安全保障等の問題については、日米同盟というものを堅持していくということが表明されておるわけでございますけれども、アメリカの最大の輸出国は日本であります。日本が一番多くのアメリカの穀物、あるいは完成品、あるいは加工品という形の中で、米だとか、あるいは畜産物を中心に我々としては輸入されてくるわけでございますので、相当な規模でアメリカの農業というのはされてくるわけでございます。そういった形の中において、市場開放ということについては相当アメリカは厳しくやってくるだろうということを予測するのが私は常道であろうと思っております。

先ほど安倍総理の基本的な考え方もおっしゃってみえましたが、まさにそのとおりでと思います。本当にそういったFTA交渉というのが、日本にとって利益がなければやめるということが言い切れるかどうか、これが試されるだろうと思っております。農業を取り巻く環境は大変厳しい状況の中で、この日本の立ち位置というのは極めて難しいということを考えるわけでございます。どうかしっかりと政府として交渉をいただいて、日本の国益にかなうような形でお願いをしていきたいと思うような形でございます。

もう一点の土地改良法の改正案についての見解ということでございましたけれども、新たな土地改良法の改正案につきましては、今、議員が御説明をいただいたとおりでございます。この事業によって整備された農地が直ちに転用されてはいけませんという形の中で言えるわけでございますけれども、農業という形の中での農地というのは、いろんな形で利用されるということが我々としてはあっていいだろうと思っております。守ることと攻めることという2局面が農地には私はあると思っております。そういった形の中で基盤整備事業が農家の負担なしに実施できるということは大変結構なことでございますけれども、我々のように都市近郊の農家ということについては、その農地のあり方というのはしっかりと検討していく必要があると思っておりますので、この制度についてよく検証していかなきゃならない、全てがプラスにはならないということを土地改良法ではお願いしていきたいと思っております。

三浦議員も弥富土地改良区の理事長をやっていただいております。そうした形の中で、農業政策に対するさまざまな基盤整備事業、あるいは農家の方たちのリーダーシップをとっていただいておりますので、その辺もあわせて土地改良の一人の役員としてもしっかりとお考えいただければ幸いかなあと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） まだ国として何も動き出してはいないわけで、何も決まってないというようなことで、こういった事柄に対しての質問で大変申しわけない思いでございましたけれども、想定範囲内ということで、この水郷地帯の弥富市の対応ということで少しお聞きしたわけでございます。

また、土地改良法改正案というようなことでもございますけれども、農地中間管理機構に預ける農家が増加していく中で、土地改良事業としても、預けられた農家さんにいたしましても、基盤整備を進めていく上では朗報なのではないかなというような改正案になり得ることを期待して、1項目めの質問を終わらせていただきます。

次に、市内防犯カメラ設置状況についての質問でございます。

愛知県では、県民が安全に安心して暮らすことができる社会を実現するため、愛知県安全なまちづくり条例に基づき、市町村等の関係機関・団体が一体となって犯罪のないまちづくりを推進しております。

そこで、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する不安を緩和するため、設置及び運用に関するガイドラインを策定しております。弥富市においても、ガイドラインと個人情報保護法などの法令に従って適切な運用に努められておられると思いますが、設置に当たって配慮すべきこともあります。設置目的または場所、撮影範囲、管理責任者の指定、画像の漏えい、滅失、毀損、改ざん防止などの画像の安全管理に係る媒体の保管方法、保管期間、消去方法、そして画像の利用・提供の制限、苦情等への対応ということが上げられております。

全国的に見ましても、公共施設に防犯カメラの設置が増加しております。不特定多数の人が行き来する場所では、突然のトラブルが起きる場合を想定いたしまして、未然に防げるよう安全管理を徹底しなければなりません。しかしながら、防犯カメラは目となり犯罪発生を記録することよりも、一番は犯罪が発生する前に、カメラをつけていることで犯罪を抑止することが重要になってくると思っております。

公共施設、主に学校では子供、その他の施設では高齢者など、事故やトラブルが起きた場合、個人では対応できないケースが想定されます。弥富市全体で安心できる環境づくりが必要でございます。

平成28年度、10台の設置予定というようなことになっておりましたが、現在、ここまでの公共施設、小・中学校、保育所などの総設置台数はどうなっておりますか。また、市として防犯カメラの設置・管理に関するガイドラインを、プライバシー保護などに関する件を重点にどのように策定されておりますか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） まず、1つ目のほうからお答え申し上げます。

これまで本市では、弥富駅前に設置しました3台を初めとして、市内の総合計は23台であります。このうち、平成28年度において設置いたしました防犯カメラは、近鉄弥富駅前2台、富島地下道2台、十四山西公園1台、下之割に隣接しています北前新田地下道1台、ひので公園1台、中六公園に1台、五明公園1台、弥富駅北第3駐輪場3台となっております。この第3駐輪場の3台のうち1台は、ふぐあいのあったカメラの取りかえ分1台を含んでおります。

小学校におきましては、弥生小学校4台、桜小学校2台、大藤小学校2台、栄南小学校3台、白鳥小学校2台、十四山東部小学校2台、十四山西部小学校3台、日の出小学校が12台となっております。

中学校におきましては、弥富中学校7台、弥富北中学校2台、十四山中学校4台でございます。

保育所では、弥生保育所5台、白鳥保育所5台となっております。

また、プライバシー保護につきましては、弥富市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱におきまして、防犯カメラが作動している旨の表示や画像の記録媒体の管理等について定めております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 思ったより設置台数があるということでございますが、また台数がふえれば、トラブルも多くなるのではないかともしれません。十分な対応をお願いしていきたいと思っております。

次に、平成29年度、前年度同様に台数が予算計上されておると思いますが、設置予定場所ということでございますが、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

次年度の予定ということで、平成29年度におきましては公園への設置を予定しております。具体的には、水郷公園、五反波公園、平島北公園、川平北公園、川平南公園、平島東公園、作左山公園、楽荘公園、中之割公園、十四山東公園を予定しております。以上です。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） これは通告が、予算書が私たちに配られる前に通告をしちゃったということで、予算の説明書の中にも記載をされておったということでございますが、気になる点が少しございまして、予定している公園、大きさに大小があるというようなことでございます。小さな公園ですと、近隣住宅が映り込むような公園もありそうなのですが、これは事前に近隣住民の方々への周知というのはあるんでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

私どもの設置する防犯カメラにつきましては、市の所有地及び公道上ということで限定したものを映すようにしております。ですから、例えば小さな公園であっても公園のみの撮影であったり、公園の出入り口を中心として道路面のみであって、民家とか、そういった施設が映る場合につきましては設置をしないというふうにしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 市民の皆様の安心・安全を守るために、防犯カメラの設置というのは大変重要なことだろうと思って、3年計画を着々と進行している状況でございます。これは、単に防犯上の役割だけではなくて、防災・減災というような役割も含めて今後は活用していきたいと思っております。

民間のところから御寄附いただくというような状況もございますけれども、市としては危険な箇所ということにつきまして自治会のほうからお聞きしたりして設置を進めていきたいと思っております。

そして、安心・安全なまちづくりという形の中で皆さんに御理解いただけるように進めてまいりたいと思っておりますので、御理解ください。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 防犯カメラ設置というような表示もなされるわけでございますけれども、もし市のほうに問い合わせがあったというときには、丁寧な対応をお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

愛知県の防犯カメラに対するガイドラインに該当するのは、公共施設以外に商店街、駅、金融機関、コンビニ、スーパーなどの小売店、病院など、不特定多数の人を撮影している場合はプライバシーを侵害するおそれがあり、ガイドラインに準じた運用を行うことが求められております。

また、不特定多数の人の出入りが想定されていないマンション・アパートなど共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などを専ら撮影している場合は対象とならないというようなことになっているそうです。

弥富市では、このガイドラインに準じて、防犯カメラの運用をしている民間の設置場所ということに対しては把握されているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 民間の設置します防犯カメラにつきましては、把握をしてございません。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 数多くのカメラが恐らく、スーパー、コンビニ等に設置されているということで、全てを把握するというのはなかなか難しいことではございます。トラブルに関しても、地域住民と民間の小売店等々との協議で対処していければいいのかとは思っておりますけれども、市のほうに住民からの相談というようなことがあれば、また弥富市の設置及び運用に関する要綱を参考に助言していただければなと思っております。

次の質問に移ります。

こちらのほうは以前質問させていただいた件でございます。当時、自治会設置寸前までには行ったのですが、カメラ設置の近隣住民の方々からプライバシー侵害の観点から断念をした経緯があります。現在の犯罪捜査では科学技術が威力を発揮しておりますが、その代表格が防犯カメラであります。最近では、まちでふと見上げるとカメラを見かけます。設置するルールがないまま、数だけがどんどんふえていく点は大きな問題でございます。行政が管理していない箇所ですと、どこにカメラがあり、誰が管理をしていて、苦情がある場合はどこへ訪ねればいいのかわからないというようなことがございます。明確な設置基準を定め、映像の目的外使用を禁止するなどのルールがあると思うのでございますけれども、自治会での設置となると、お一人、お二人が反対があれば、なかなか実現に至らないというようなところでございますが、弥富市といたしましては2分の1で50万円を上限として防犯設備整備費補助金というのがございますが、現在の申請状況についてお伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

平成27年度におきましては2地区からの申請がございましたが、平成28年度の補助金については申請がございません。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） ちょっと少ない申請状況でございます。防犯上有効なアイテムではあるのですが、なかなか難しい状況となっていることを察します。これからは自治会としての問い合わせがあれば、市としても設置運用要綱を丁寧に説明していただき、カメラ設置の実現に対応をお願いしていきたいと思っております。

これらをお願いいたしまして、今回の私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時05分 休憩

午後2時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清算員、お願いします。

○14番（佐藤高清算員） こんにちは。

今回、私は2点の通告をさせていただいております。通告に従いまして質問をさせていただきます。

弥富市行政運営と公共サービスにおける自助・共助・公助のバランスとあり方について質問をさせていただきます。

弥富市財政における歳入と歳出のバランスについて、まずは質問をいたします。

財政が果たすべき機能と役割には大きく3つ考えられます。1つには資源配分。道路の建設・整備、警察、消防、大きくは国防など、民間企業では供給が困難なものを供給する役割があります。2つ目は所得の再配分。累進課税や社会保障等を通じ、極端な貧富の差をなくす役割もあります。3つ目が景気の安定。恐慌を防いだり景気の過熱を抑えるなどの調整をする役割を果たし、失業やインフレが起きないようにしなければなりません。特に地方公共団体での財政が果たすべき役割として、1つ目の資源配分と2つ目の所得の再配分で、その機能を十分に発揮しなければなりません。

我々の生活と財政活動は密接な関連を持っていることは言うまでもなく、日常生活に必要な公共サービスはどれもただでは供給できません。限りのある税収の中、弥富市にとって今何が必要とされ、何をやるべきなのか整理し、時には優先順位をつけて配分していることと思います。

現在の弥富市は、少子・高齢化に伴う社会保障のあり方、次の世代を担う子供たちへの教育等のあり方、さまざまな課題に直面しております。さらには、戦後の高度成長期、日本経済復興と豊かな住民生活を送れるようにと皆が働き汗を流した時代、その基盤を支えるべく建てられた庁舎等の箱物も老朽化を迎え、さらには阪神大震災、東日本大震災での教訓と近い将来必ず発生すると言われている南海トラフ大地震に備え、有事の際の対応拠点としての役割を果たすことが可能な体制整備の原点からも、庁舎の建てかえという一大事業も控えております。

これら全てのことは、間違いなく今後の弥富市にとって取り組まなければならない重要課題であることは明白です。地方分権が進展していく中、住民参加と協働による健全な行政運営のまちを目指し、情報公開、地域懇談会等の開催を通じて住民参加の機会を提供する努力はしてきたわけではありますが、住民の自主活動の応援施策として、まちづくり補助金制度において、各種団体や自治会単位での活動にも補助等が行われている現状もあります。

しかし、住民のニーズは多種多様化し、高度化し、変化し続けるため、これら全てに対応

したきめ細かなサービス提供をしていくことは、財源に限りある行政で全てを担うこと自体が大変困難な状況となっており、十分対応できますと言い切れる収入があれば、これほどよいことはありませんが、財源に限りがある以上、皆で知恵を出し合うことでしか解決の糸口は見えないのではないのでしょうか。

あれもこれも行政が面倒を見てくれる、これほどよいことはないでしょうが、行財政に携わる者にとっては、あれもやります、これもやりますといった発言が一番の無責任な発言となり得ると肝に銘じなければならぬと考えます。

まずは財政に関して、歳入と歳出のバランスの現状や何に重きを置いているのか、また将来への見通しなどを伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、平成29年度予算の中でのバランスを御説明させていただきたいと思えます。

平成29年度の当初予算の歳入と歳出のバランスにおきましては、税収は堅調に伸びているものの、普通交付税の合併算定がえの段階的な縮減等によりまして歳入が減少いたしましたので、歳出の財源確保として多額の財政調整基金の繰り入れによりバランスを保っておるところでございます。

当初予算につきましては、新庁舎建設事業が本格的に着手するほか、小・中学校や保育所の環境改善のため、その関連予算や、津波・高潮避難設備、防災でございますけれども、そちらの整備など、防災対策の関連予算にも重点を置いて編成いたしましたところでございます。

また、将来の見通しということでございますけれども、普通交付税の合併算定がえの段階的な縮減によりまして、平成33年度にはその増額分が完全になくなることとなります。平成29年度よりもさらに歳入の減額が予想されてまいります。

一方、歳出面におきましては、新庁舎の建設事業やJR・名鉄弥富駅整備事業など大きな事業が続いてまいりますので、当面、投資的経費が増加するとともに、社会保障費も右肩上がりで増加しており、財政状況は一層厳しくなることが予想されております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） 多額の財政調整基金の繰り入れによってバランスを保ったと。そして、庁舎の建設、また小・中学校の環境改善、そのほかさまざまな事業を展開して歳出があるということと、また歳入の部では普通交付税の合併算定がえの段階的な縮小によって33年にはなくなると。そういった結果、財政状況はより一層厳しくなるということが予想されているわけでありませう。

そうした中、自助と公助の限界について質問をいたします。

行政のみの力では解決できない事項が多くなり、住民生活の主体的な取り組みが必要な状況であることは十分に理解していただいております。これからは、住民が行政運営に積極的に参画するまちづくりの推進を継続しつつ、健全な行政運営を構築するときだと考えます。

防災や社会保障の分野では、自助・共助・公助の基本的な考えが提唱されております。これらの自助・共助・公助の適切なバランスや組み合わせが形成されておるわけであります。全ての住民が社会的、経済的、精神的な自立を図ることを目標に、第1に、みずから働いて、みずからの生活を支え、みずからの健康もみずから維持する自助を基本として、第2に、これらの生活リスクを相互に分散していく共助が補完し、第3に自助や共助では対応できない困窮した状況に対し、需給要件等をクリアした上で公的扶助等の公助を行うことが本来あるべき姿だと考えます。

しかしながら、市民生活の現状では日々の生活もままならず、自助にも限界があります。しかし、公助に関しても、財政面からすれば、その限界があることも認識しなければなりません。ただ言えることは、自助なしに頭ごなしに公助はあり得ないことだと考えます。住民の皆様にもさまざまな分野で、まずは自助をお願いしなければなりません。自助の限界、公助の限界、さまざまな意見があると思いますが、弥富市として自助・公助の限界、はたまた自助・共助・公助のバランス等について、その現状や目指すべき目標を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 自助と共助の限界についてでございますけれども、日本国、我が国を初め、人口減少を受けまして、行政の資金・財源、人材といった経営資源はさらに縮小してくることが予想されております。地域住民そのものが減少傾向にある中、市民と我々行政が同じ視点で地域に対する誇りと愛着を持ち、それぞれの限界や制約、人材・専門知識等、資金も含めてでございますけれども、そちらをしっかりと認識して克服していかなければなりません。相互に連携・協力し、課題を解決するための市民との協働ということがますます重要になってくることと考えております。

そのような中で、市全体で持続可能な社会の実現に向け、将来どうなるかをイメージした施策展開が必要となってまいります。また、自治会・町内会などの地域コミュニティは共助として住民同士をつなぎ、市と住民をつなぎ、より一層強いつながりを持った組織へと向かっていかなければなりません。全ての人や市民活動団体、企業などが、それぞれの立場で持てる限りの能力を生かすことができる全員参加が重要であり、自助・自立を第1としつつも補完性の原理、これは自治などでできる限り小さい単位で行っていただき、できないことのみ大きな単位、団体、公助でございますけれども、そういうことで補っていくという概念でございますけれども、補完性の原理のもと、自助・共助・公助のバランスのとれた政策を進

めていく必要があります。

公助には財政上の限界・制約がある中で、地域の課題に対応し、活性化を図っていくためには、共助の精神によって人々が主体的に支え合う活動を促進することで、活力ある弥富市、また地域社会になっていくものと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 自助・共助・公助の質問をしておるわけでありましてけれども、市民との協働、また自治会・町内会、こういう地域コミュニティに共助という形で協力をしていただいて、そういった中、補完性の原理、これは初めて聞いた言葉なんですけれども、小さな組み合わせで、まずは自助を確立して、隣近所で合わせながら共助を確立して、そして公助でやっていくということであると思います。補完性の原理によって、公助には財政上の限界があるということを理解していただきながら、自助努力、共助努力を進めないかんという答弁だったかと思います。自助・共助・公助のバランス等について質問をさせていただきました。

次に、将来的な社会保障制度のあり方について質問します。

現在の社会保障制度を取り巻く状況は大きく変化しています。雇用基盤が変化し、就労形態も多様化しています。家族形態が変化し、単身高齢化やひとり親家庭も増加しております。地域に目を移せば、その基盤が変化し、都市化や過疎化、地域コミュニティの弱体化や人口減少も如実にあらわれています。社会的ストレスの増大や自殺・鬱等の増加等に代表される生活リスク形態の変化も取りざたされております。これらのことが複雑な組み合わせによって我々の生活が成り立っているわけでありまして。

社会保障の充実は確実に必要ではありますが、今後はこのような社会的な劇的な変化に対応可能な社会保障を提案し、運営していかなければ、市政の運営も成り立たなくなります。自助のための公助を推進していかなければと考えます。このままでは社会保障費の膨張は明らかであり、市政の弱体化につながってしまいます。

そこで、住民参加型の自助型保障制度の構築について伺います。

例えば、要介護と認定される前の介護予防を促す試みを促進してもよいと考えます。講座や体操教室を通じ、元気な老後を過ごせるように支援していけば、それだけでも大きな違いを生むのではないのでしょうか。今の段階で将来に対し何ができるか、それはよくわからない部分はあると思いますが、一度見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 自助を促す公助として今何ができるか、社会保障全体的な御質問かと思いますが、まず介護の関連から御答弁させていただきます。

弥富市における要介護認定者は、平成28年4月1日現在1,724名でございますが、急激な

高齢化に伴いまして、今後さらに要介護認定者の増加が予測されております。その中で特に危惧されているのが認知症高齢者対策でございます。団塊世代が後期高齢を迎える2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人に達することが見込まれておりまして、今や誰もがなり得る身近な病気であり、認知症予防は市としても重要な課題だと認識しております。

現在、認知症を中心とした介護予防の取り組みとしまして、地域包括支援センターでは元気塾や生涯元気講演会の開催、認知症介護者家族交流会、ささえあいセンターでの協力会員に対する講座などを行っております。

市では27年度から、認知症予防教室として、タブレット端末を使った脳トレ教室や、ふれあいサロン運営事業を開始しました。また、本年4月より、認知症が疑われる人や認知症の人などに対し、初期の支援を集中的に行う認知症初期集中支援チームを設置いたしまして、自立支援のサポートを行ってまいります。

市ではこうした事業を今後も継続し、公助の役割を果たすとともに、一方で介護予防を促進することによって医療費・介護給付費の削減につなげたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） 今、介護高齢課長、半田課長のほうから説明をしていただきました。自助・共助・公助の質問をしておるわけですが、たまたま介護高齢のほうでは昨年、また本年に向かって新たな事業展開をしていただいております。

きょうもいろんな議員が質問をしておるわけですが、市のいろんなさまざまな事業に対して市民の皆様が多く参画していただいて、それなりの成果が上がって経費節約につながったり、自分の体を健全に保ったり、できるだけ市に迷惑をかけないように、皆さんに迷惑をかけないようにと、いろいろな形で質問しておるわけでありまして。市の用意した事業に対して我々市民がそれに応えてきちっとした成果を出せば、これは決まった事業としてよくなると思います。要するに市からいただいたサービス、10いただいたサービスに対して我々が11にして返せば社会の繁栄につながっていくと思いますが、これが10いただいたサービスに対して6や7でとどまっておれば社会は疲弊していくという原理があるかと思っております。

そういった意味において、市が一生懸命取り組んでおる事業に対して、我々もこれから参画して、また市側もいろんな形で啓発をしていただいて、多くの皆さんに参画していただいて事業成果を出していただきたいと考えております。ありがとうございました。

それでは、次の質問に行きます。

弥富市では少子・高齢化が進行し、今後さらに団塊の世代が高齢化を迎えることから、これまでの状況をはるかに超える超高齢化社会が待ち構えております。そのため社会福祉にかかる費用の増加は年々拡大する傾向にあり、加速しています。さらには、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少は避けては通れない問題です。

昨年12月に弥富市は、平成29年度から平成33年度までの弥富市中期財政計画を策定し、公表されております。この計画の中で計画期間5カ年の財政見通しが具体的な数字で示されており、歳入と歳出の差である形式収支は平成30年度でマイナスの5億5,900万円程度、平成33年度になりますとマイナス7億7,600万円程度の赤字の推計がなされております。

これを見る限り、弥富市における歳入と歳出のバランスは崩れ出していると考えざるを得ません。弥富市は計画の中で、厳しい財政状況に対応していくために、今後の財政運営における歳入と歳出の取り組み項目を列記しております。まずは、そこから数点伺いたいと思います。

初めに、歳入に関してであります。要するに歳入をいただいて、歳出を出してバランスをとるという質問でありますので、よろしくお願いいたします。

歳入に関する取り組みの1点目として、保育料の見直しについてであります。

弥富市はこれまで、保育料を20年間改定しておりません。一般的に弥富市の保育料は、国基準額や県の平均額と比較して相当安い保育料だと言われております。具体的にどの程度のものなのかを伺います。

また、仮に弥富市が国の基準額や県の平均額相当に保育料を見直したとするならば、歳入がどの程度増加するのか、その見込みや今後の保育料見直し方針について見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 保育料は、前年中の所得に応じて階層区分がございまして、また入所する子供の年齢に応じ、3歳未満は3号、3歳以上は2号の認定区分がございまして、それぞれの区分により定められた保育料を毎月徴収しております。

保育料の軽減を考慮せず、一例として利用対象者が一番多い階層で県内市町村の保育料を安い順番で比較いたしますと、目安といたしまして、ゼロ歳から2歳までの3号認定では上位から11番目、2号認定の3歳は上位から4番目、同じく2号認定の4歳・5歳では上位から5番目という順位でございます。

市町村の保育料は、国が想定している保育料を基本に定められております。国の基準額まで保育料を引き上げると仮定し、試算しますと、1億9,300万円の増加が見込まれます。

次に、県の平均相当額まで保育料を見直した場合の増収見込み額の御質問につきましては、各市町村の保育料は、国基準額はありますが、自治体独自に定められております。本市の保育料は11階層に区分されておりますが、8階層の区分の自治体から20階層区分の自治体までさまざまであるとともに、保育料を当てはめる園児の年齢区分も、本市は2区分であります。4区分の自治体までさまざまでありまして、県の平均額の試算ができませんでした。

厳しい財政状況の中で、多種多様な子育て支援ニーズに応え、本市の保育を安定的・継続的に維持・運営をしていくため、公的負担と利用者負担の適切な保育料のあり方を検討して

まいりますので、保育料の見直しについて御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 保育料が20年間改定されておらず、県の平均値から大きく下回って、4番目、5番目といった形の中で安い順位にあると。これは、7億7,600万という赤字が見込まれておるんですから、御理解をいただいて、早く議会のほうに提案していただいて議論してきちっとした結論を出すべきじゃないかなと思うところでもありますけれども、ただ、議論なしでいきなりということはいけませんから、この問題も我々もきちっと協議、質疑していきたいと思っておりますので、来るべきときが来たら出していただきたいと思うところがあります。

それから、2点目として都市計画税の検討について伺います。

現在、愛知県内の市で都市計画税を課税していない自治体となりますと、弥富市と愛西市、あま市の3市のみとなっています。今後、少子・高齢化、人口減少の加速に伴い、財源不足や社会福祉に係る費用増加を乗り切るためには、新たな財源確保となる手法としては大変有効な手だてであると思えます。仮に都市計画税を課税した場合、どの程度の歳入の増加が見込まれるのか、伺います。

さらには、中期財政計画にうたわれているように歳入確保の名目であるならば、地方税財政制度においても用意されている都市計画税の制度行使もあり得ると考えることもできるのではないのでしょうか。この辺についてもあわせて伺いたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤高清議員の御質問にお答え申し上げます。

都市計画税の検討をしたらどうだということでございますけれども、これは私ども自治体が唯一提案をさせていただき、そして議会のほうで御決定されるという形の中での、自治体の判断でこの都市計画税というのは導入できるという原則でございます。しかしながら、これには市街化区域の住民さんに土地・家屋に対する固定資産評価額の100分の0.3を最大限とするという形でございます。もし、そういうような状況の中で算出させていただきました場合においては、これは前にもお話をさせていただきましたけれども、4億8,000万ほどの歳入の増という形になってくるわけでございます。

今までの経過という形の中においても、昭和59年から60年にかけて議会のほうで御検討されたわけでございますけれども、反対というような状況の中で終わっているわけでございます。私も4年ほど前に、これからの都市基盤整備といたしまして、この都市計画税というのは必要になってくるという形の中で御提案申し上げたわけでございますけれども、現在としては棚上げ状態になっているという形でございます。

結論から申し上げますけれども、都市計画税を導入することは現段階では考えておりませ

ん。そういう状況の中で、何とか行革を進めながらやっていきたいということでございます。

私どもは今回、この3月議会に対しまして行財政改革ということをやっているわけですが、行革の最大の目的だったのは、平成18年4月1日に合併という形の合併が究極の行財政改革だっただろうと思っております。そして、10年が経過し、そして新たなまちづくりというような状況の中で、いろんなプロジェクトがめじろ押しというような状況の中で、これはもう一歩さまざまな形で今現在の制度を見直していかないと大変厳しいという形の中のことを行政改革でお願いしているわけでございます。

都市計画税については考えておりませんが、その理由としては、本市の市街化面積が全体の20%というような状況でございますので、御負担をいただく上においては全体の面積がまだ少ないというふうに思っております。また、少子・高齢化という時代の中で、さまざまな形で住民の皆様の御負担が多いという形の中のことも大きな要因でございます。そして、先ほどから言っておりますように、行財政改革を進めることにおいて、歳出の削減というようなことについても考えていかなきゃならないと思っております。

そうした形の中で、市民の皆様に厳しい状況ではあるのですが、さまざまな形で効率化を求めながら行政としてはやっていきたいと思っております。現状としては、そのような判断をさせていただいております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 歳入の形の中で、都市計画税ということを質問させていただきました。

仮にコンマ3%を課税するならば、4億8,000万ぐらいの見込みがあるという、課税額となるという答弁でありました。また、市長のさまざまな挨拶の中で、固定資産税が順調に伸びておると。また、市民の皆様の努力によって市民税が伸びておると。そういった形の中で都市計画税は考えていないということでもあります。

こういった形で、先ほどの保育料の見直しの件も、また都市計画税も、歳入の部でこれを断念するならば、じゃあ歳出の部で市民の皆さんにこれだけは我慢していただきたいというところがあってしかるべきだと思います。平成33年には確実に赤字になるわけですよ。歳入を抑えるならば、市民の皆さんに歳出については御負担をかける、迷惑をかけるという場面が出てきて当然だと思います。

それでは、歳出に関して質問をさせていただきます。

1点目は、地域公共交通のあり方の検討についてであります。

弥富市では地域公共交通活性化協議会を設置し、地域公共交通としてのコミュニティバスのあり方について協議をさせていただいております。コミュニティバスの運行については、これまでアンケート調査や運行時間の見直しを行ってきたものの、依然

として利用者が少なく、効果的な利用者増加策へとは結びついていない状況であります。

そこで、協議会発足後の協議会における取り組み成果について質問をいたします。

平成27年度において、1人の利用にかかるコストはどのくらいであったのか。年間利用者の中で無料の方が占める割合についてを教えてくださいたいと思います。

さらに、コミュニティバス運行に年間1億円弱の税金を投入するのであれば、自助・共助・公助の精神を活用し、コミュニティバスの運行について抜本的に見直すことも一理あると考えます。

例えばコミュニティバスの運行を基幹路線にとどめるかわり、それ以外については65歳以上の方々に対し、障がい者の方々等に配付しているタクシー券を配付することで、必要とする人には必要な策を打つ対応を検討されるのも一つの案だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） コミュニティバスについて御答弁申し上げます。

平成27年度におきまして、コミュニティバスの利用者は年間7万人余りでありました。これにかかっております事業経費といたしましては9,300万余りございまして、これを利用者1人当たりで割りますと1,300円ほどになっております。

また、無料の方の占める割合についてでございますけれども、こちらについては数をちょっと把握できておりませんが、定期券、回数券も含めまして27年度の売上金額から推計いたしますと、おおよそ利用者の半数以上は無料の方ではないかと考えております。

また、議員のおっしゃられるタクシーチケットの事業と現状のバスの基幹路線化につきましては、なかなか公共交通機関の使命等もございまして、今後いろんな面で、自助・共助・公助の面も含め、課題として研究してまいりたいと思います。

一般の方の利用者より福祉性が高い面も見受けられますけれども、現在は地域公共交通ということで、不特定多数の人々が利用できる公共交通事業として運用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次君） 7万人でしたか、利用者が。27年度で。24年度は6万8,000人でしたね。

○総務部長（山口精宏君） 年々ふえております、若干ですけれども。

○14番（佐藤高次君） ふえておる表現はふさわしくないと考えます。24年で6万8,000人ですよ。27年で7万人。24年度で1人当たり1,400円、今回、27年度で1,300円。もういいでしょう、これも。

先ほどから、収入を抑えるんですよ。赤字になるんですよ。じゃあ支出はどうするかという質問なんですよ。何も手当てする人にはしっかり手当てして、福祉は福祉、路線は路線と

分けたらどうですかという、これも多くの議員がこの場で質問しております。部長、もう一回回答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 公共交通機関の使命として、不特定多数の方も、半数以上無料の方もおるんですけど、半数はお金を払って乗ってみると。そのあたりでなかなか、公共交通機関としての役割は果たしていかねばなりません、議員が力を入れておっしゃられるとおり、出すお金がなくなれば、おのずとまた検討していかねばならないということは重々承知しておりますので、現状としては公共交通機関として運用してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高浩君） これも今の形で7万人が1万4,000人利用していただければ、これは正解なんですよ。多くの方が利用すればするほど、この事業も成功という形になるわけですけれども、24年で6万8,000人、27年度で7万人、努力します、努力しますもういいでしょう。部長も厳しい答弁になろうかと思えますけれども、これは抜本的に見直してほしい。強く要望します。赤字になるんですよ、弥富市は。歳入は抑えるんですよ。

次の質問に移ります。

2つ目は、民間委託等の推進について伺います。

弥富市では、平成21年11月に民間委託等に関する検討指針を策定されております。指針の中で、本市が実施する事務事業全般について改めて見直しを行い、市場原理が働く領域において民間にできるものは民間に任せるとの視点から民間への移譲を推進しますとうたわれております。

そこで、民間委託や指定管理などの民間活力などの活用を積極的に行うことが可能であれば、そこで生み出された財源や人員を新たな市民ニーズに対応したサービスの提供へと移行することができ、最終的には市民サービスや満足度の向上へとつながっていくものと考えます。

そこで、弥富市では公立の保育所が9カ所、私立幼稚園が1カ所、認定こども園も1カ所の運営状況があるわけです。他の自治体と比較しますと、公立の保育所の割合が高くなっております。行政の守備範囲や役割、行政にしかできないことはありますが、ある程度民間に委ねることも検討できる分野であり、そうすることで財源や人数を新たに生み出すことが可能な分野であると思います。

さらには、平成28年度弥富市事務事業評価結果によりますと、評価シートの保育所運営事業では、2次評価での指摘事項として、保育所の民営化について検討を進める必要を感じますとの担当部長の総括意見も記載されております。

例えば、公立保育所の1カ所を完全に民間へ移管したとする場合や管理を委託した公設民営を行った場合について、公設公営の場合とどのくらいの差がどれだけ出るのか、その見解と今後の弥富市における保育所の民営化を含めた運営方針について伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 保育所の民営化の手法については、移管と委託の2種類がございます。移管は、公立保育所を廃止し、民間に運営を任せるものでございまして民設民営と言われ、設置主体及び運営主体が市から法人に変更となります。なお、土地は貸与し、建物は譲渡することが一般的であります。

もう一つの手法として委託がございまして、土地や建物は市が所有し、運営のみを指定管理者等の受託者に指定管理、あるいは委託するもので、公設民営と呼ばれています。

政府の三位一体の改革により、平成16年度から公立保育所に対する運営費の補助が廃止をされまして、市直営の場合は保育所の管理運営において市が全額負担していかなければなりません。民営化されますと、国が定める徴収金を差し引いた残額に、国からは2分の1、県からは4分の1の負担金がそれぞれ支給されますので、大きなメリットとなります。

公立保育所を民間へ移管した場合を想定すると、例といたしまして、現在、ひので保育所は200名ほどの園児が在籍し、保護者からの保育料を差し引いて年間1億2,000万円ほどかかる保育所運営費が、民間への移管により国・県からの負担金で7,000万円程度の財政効果が見込まれると試算をしております。

公設民営の場合の支払い額は受託者によりさまざまでございますので把握しかねますが、建物は市が保有しますので、大規模な修繕等の費用が引き続き市の負担となります。

民営化を含めた運営方針として、経費削減と今後も安定した保育所運営を行うために、民営化によるメリット・デメリットをよく精査し、研究をしております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次郎君） 保育所の民営化ということでもありますけれども、民営化のメリットとしては、国が定める額によって2分の1とか、県からは4分の1の負担金がそれぞれ支給されるということであると同時に、公立の保育所を民間に移管した場合は、負担金で数千万の財政効果があらわれるというお話でした。これも今後の課題かなと思って、きょうこうやって質問させていただいたわけであります。

今回、この自助・共助・公助の質問については、弥富市がこの先大変厳しい財政状況になると。うちの家計のことになれば、3年先、5年先がもう真っ赤っ赤でやっていけんといったら、息子も嫁も来てもらって、何とかせないかんぞと家族会議を開きますよ、当然。会社でも一緒だと思います。会社でも、もう見込みが赤字となったら、なりふり構わずのような形で立て直しということにかかると思います。

そういった意味において、きょうは歳入の部と歳出の部について私のできる範囲、勉強した形で質問をさせていただきました。ただ総務部長、公共交通バスは部長で判断して、もういいでしょうと思います。よろしくをお願いします。

それでは、この公共サービスにおける自助・共助・公助の質問は終わって、2点目の名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターへの移転について質問させていただきます。

この件につきましては平野副議長が、今、副議長という立場で一般質問を遠慮してみえます。そういった形で私のほうがこの質問をするわけであります。また、多くの議員がこの件について今回の3月議会でも質問を用意した中で、私の通告が1番ということで代表的な質問になろうかと思えます。市長も次の方が質問されたら、佐藤さんで質問は終わったよという形で答弁をしていただければ結構かと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターへの移転に関し、質問をいたします。

名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターは、昭和52年3月、競馬場の調教場所として開設されました。当時、その周辺には、弥富町営の火葬場と海部津島地区11市町村衛生組合が管理するし尿処理施設がある上野センターがあるぐらいで、当時の西尾張中央道も2車線で、交通量も今と比べればそれほどありませんでした。そんな中、弥富トレセン開設の計画が持ち上がり、周辺住民からは、公営とはいえ競馬イコールギャンブルといった複雑な思い、地域の風紀に対する影響、悪臭等の衛生環境面、さまざまな側面からの問題提起がなされ、その計画に反対する運動もあったと聞いております。

しかしながら、40年という月日がたつ中で、現在の競馬は親子で楽しめるクリーンなイメージへとさま変わりしております。しかし、その反面、競馬自体が衰退していく傾向もあり、実際、駒野地区で競馬の仕事に携わっておられる住民の方々の人数は減少しております。周辺地域全体も、人口減少と重なり、地域全体の活気がなくなりつつあると言わざるを得ませんでした。

このような状況下、弥富市南部地区の活力を取り戻すには何をすべきか、何が必要なのかと皆で思案している中、2026年開催予定であるアジア競技大会の開催地が愛知県・名古屋市と決まり、その流れで名古屋競馬場の弥富トレセンへの移転が計画され、弥富市での競馬開催に向けてのさまざまな調査や検討がなされ、今年度の愛知県競馬組合12月議会において、その中間報告がなされてきました。あとは本年度、愛知県競馬組合3月議会での最終判断を待つ状況となっております。

私一個人の思いといたしましては、弥富市南部地区の活性化の起爆剤となればよいとの思いを込め、期待をしているところもあります。愛知県競馬組合における移転がまだ正式にされていないので、その詳細については競馬組合との協議中であることはよく承知しておりますが、決定次第にその詳細等を報告願えればと思います。

現時点での弥富市の考え方や方向性について、その認識を質問させていただきます。

名古屋競馬場の弥富トレセン移転計画に関し、地元周辺住民の方々からの賛成や反対、意見や要望等、具体的な反応についてどのように把握されておられるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤高議員の名古屋競馬場への移転の問題でございますけれども、その前に、今回、一般質問、13人の議員のほうから御質問をいただいております。私どもといたしましては、議員各位の御質問に対しては真摯に受けとめさせていただいて御答弁申し上げたいと思っておりますので、御理解も賜りたいと思っております。

トレセンの問題につきましては、今、議員がおっしゃるように、まだ最終的には確定されておりません。3月28日の競馬組合議会において最終決定とうたっておるわけでございます。私といたしましては確信をしているというような状況の中で、弥富トレセンのほうへ移設されるだろうと思っておるところでございます。

組合議会において決定された場合においては、千載一遇のチャンスという形の中で、さまざまな形で地元の要望、あるいは私ども行政の要望という形の中でしっかりと申し上げていきたいと思っております。地元の要望、あるいは多くの市民の皆様のこの問題に対する関心度は非常に高いと思っておりますので、また各界各層の御意見も承りたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高議員） まだ協議中ということですので、これからのことかと思えます。また変化があれば、議会等で市長のほうから御報告をお願いしたいと思えます。

次に、名古屋競馬場の運営について、現在は愛知県、名古屋市、豊明市で組織された愛知県競馬組合が行っております。弥富市に移転されるとなれば、この事務所が弥富市に設置されることになり、弥富市としての愛知県競馬組合への加入について検討が始まるかと思えます。加入条件等いろいろとあると想定されますが、このことも含め、弥富トレセンへの移転計画に関して弥富市におけるメリット・デメリットについて検討はどのように認識されているのか。

また、税収面で考えれば、固定資産税の土地については変更はなくとも、建物、機械類の償却資産税がふえるのではないかと予測されます。そのほかではどのような収入があるのか、あわせて伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

競馬組合の構成団体という形の中で、愛知県、名古屋市、そして豊明市という形でございます。私どもといたしましても、今後、最終的に御検討いただいて組合が加盟ができる状況というものをつくり出していきたいと思っております。ぜひこの組合議会に対して我々とし

ての意向をはっきりと申し上げていきたいという旨は、もう既に組合の方にも伝えているところでございます。さまざまな条件提示はあると思います。これについても、また議会のほうで御協議いただいて、どういう方法があるということに対して結論を出しながら、組合への加盟ということを臨んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今、税収面のお話がありましたけれども、現在といたしましては国有財産の市町村交付金というのが年間約5,000万円ほどいただいております。しかしながら、現時点では移転後の具体的な施設に対する詳細がわかりませんので、まだまだ計算しづらい部分があるわけでございます。

しかし、未利用地約17ヘクタールは売却をするという形で県のほうもお考えになっているようでございますので、このところについて、企業誘致なり、あるいはさまざまな形で土地利用というものがあるわけでございますが、今回、私どもは県のほうに、この17ヘクタールの未利用地について、現在は市街化調整区域でございますので、来ていただける業種だとか産業というのは限られるわけですね。そういったことに対して、この用地に対して、若干その周辺も含めて市街化区域に編入をしていただきたいということを申し述べさせていただきました。そうすることにおいて、さまざまな娯楽性のある競馬場でございますので、そういった形の中で産業の進出だとか、あるいはさまざまな計画というものが組めるのではないかなあという形で、バラエティーに土地の利用ができるというふうに思っておりますので、このことにつきましては今後2年間かけてしっかり検討するという答えをいただいているところでございます。しかし、こういった形の中で17ヘクタール、あるいはその周辺における開発行為において、税収はうんと伸びるということを期待していきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次郎君） 非常に楽しみな話をさせていただいておりますけれども、私、先ほど、このトレセンへの移転計画に関して弥富市におけるメリット・デメリットという、デメリットという言葉はこれだけ前が明るく見える話にふさわしくないと。今後の課題という形で取り組んでいただいて、さまざまな問題をデメリットではなく、課題をクリアしていただいて、この地区の発展に、このタイミングを機に取り組んでいただきたいと思っております。

先ほど市長のほうから、先月、2月3日の読売新聞の紙面で、弥富トレセン内の未利用地17ヘクタールの土地の売却についての話があったわけでありまして、これにつきましてもよく組合と話をさせていただいて、あの地区の、この機会が起爆剤となることを強く願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は3時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 07 分 休憩

午後 3 時 15 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問は、学校環境の整備についてと職員の労働環境についての質問でございます。

前回の12月議会だったと思いますけれども、市長が平成30年度までに中学校の普通教室にエアコンを導入したいとの、そういった旨の発言がございました。そこで幾つか質問をさせていただきたいと思います。

今回の予算のほうにも、中学校費の中で設計監理委託料が560万円組み込まれております。これは恐らくエアコン導入のための設計委託料が大半を占めるんじゃないかなあと考えておりますけれども、このエアコン導入の予算に、どれぐらいの予算規模で現在考えられているか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

今回、エアコンの導入に対しての予算規模でございますけれども、平成29年度当初予算といたしましては設計業務委託料という形の中で470万でございます、議員がおっしゃるのは90万円がトイレのほうの設計料という形で御理解をいただければと思います。

また、エアコンの設置工事は平成30年度に計画をしておるところでございますが、これは3中学校の合計41教室、合計合わせて2億2,700万円程度を設置工事費として考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、41教室で2億2,700万円程度というお答えをいただきました。

こうして中学校の導入を決められ、実際、30年度に向かって導入ということ動いていくとは思いますが、そうしますと小学校のほうもというふうに考えることができます。そうすると、基本的には小さい子供ほど気温に対する変動の影響を受けやすいと思うんですが、小学校の計画も立てていくべきかなあと考えています。そうしますと、じゃあ予算はということになってくると思いますので、その点について少し申し上げたいと思っています。

例えば、名古屋市でもこうしたエアコン導入のときに議論があったと思います。教室に例えば家庭用のエアコンを2台つければ、コストとしては安くなるんじゃないかと、こういうような議論がございました。さすがに教室に家庭用のエアコンではということ、それはなかったということなんですけれども、要するに単価のコストを下げれば、小学校のほう

も一気に導入できるのではないかとということをお願いしたいなと思っております。

先日、市内のとある電気屋さんにお話を伺いまして、今はエアコン自体が性能がかなりよくなっていて、あと業務用のエアコン、学校教室用のエアコンもそうですけれども、そうしたエアコンでも価格が大きく下がっているということでございました。今の中学校の教室に導入したいと考えているエアコンは、どれぐらいの性能というか馬力があるようなものを考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。

まず、小学校への計画の件についてですが、現時点では計画は立ておりません。今後は、自主財源にも限りがあるとか、国庫補助についても防災機能の充実が優先されますので、どのような方法がよいか、またほかの事業とのバランスも考えながら検討したいと思っております。

それから、エアコンの性能についてでございますが、おおよそ8馬力を想定しております。ただし、実施設計の段階で室内の空気の総量やら熱負荷等の条件を考慮して、空調負荷計算を行った上で機器を選定していくことになろうと思われれます。以上です。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 8馬力ということで、かなり大きな力のあるエアコンを考えてみえるんだなと思いました。

私のほうもいろいろ調べてみました。業務用学校エアコンについて調べてみましたら、今、一般的に教室についているエアコン、人気どころといたらそうなんですけれども、風が4方向に行く教室全体を空気が循環するようなエアコンということで私のほうは調べてみたんですが、この天井4方向のもので例えば3馬力ですと、値段としては1基当たり100万円近い当初の値段のところから、今の市場価格だと大体17万円ぐらいで売られている。4馬力でも19万円程、5馬力でも22万円程度と。こういう形で、100万近いというところがかなり下がって割り引かれているということが私が調べた段階ではございました。

今、8馬力ということでおっしゃったんですが、教室が40人教室ということで想定しまして、おおよそ40畳という計算をすると、3から5馬力程度あれば十分に対応ができるということで書かれておりました。

こうして考えれば、仮に5馬力で22万円程度のものを中学校41教室で考えますと、機械導入に902万円程度で済むということになるということでございます。もちろん、そんな単純な計算ではないので、実際には工事費がかかったり、電気の容量を上げなければいけないので電気の設備を整えたりとか、そういったものが必要にはなってくるんですが、それでもそうした市場価格に照らして考えていけば、市が考えているよりも大幅なコストダウンが可能

だと思えますけれども、そういった分野において、設計委託で今出しておりますけれども、よく言われるのが、公共施設の装備品等は市場価格とかけ離れているということがよく言われると思うんですけれども、そうした市場価格も見なければコストダウンが図られるんじゃないかと。もちろん専門家の話も聞きながらやっていかなければいけないとは思いますが、そうしたことを考えていけば、早い段階で小学校にも導入できる、そういった方向で考えていけると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） コストの削減には努めてまいりますが、現段階では本設計もできておりませんので、削減することによって小学校まで一気に導入できるかどうかは未定だと思われまます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほど市長から答弁がございまして、41教室で2億2,700万円かかる。このうち仮に大幅なダウンを図ることができたら、それは小学校のほうにも回せるということが可能になるということだと思つので、そうした暁にはぜひやっていただきたいと思つています。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 本設計という形の中での精査もまだできておりません。そういった形の中で、いかにコストを下げていくかということについては、我々も他の自治体を含めてしっかりと検討していかなきゃならないだろうと思つております。しかしながら、先ほど部長が答弁したように、中学校だけで2億円以上の金額がかかるわけでございます。小学校は110教室の普通教室でございます。単純に3倍ぐらいの教室の数があるわけでございます。これを一気にやるということは、私どもとしては財政の健全化には合っていないと思つておりますので、現状といたしましては、全体のバランス、あるいは財政の状況、そういったことを総合的に勘案して考えていきたいと思つております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長も言われたとおり、多額な費用がかかるということでございます。小学校にも入れようとするると3倍かかると言われましたけれども、さらに弥富市は今後、庁舎の建てかえやJR・名鉄弥富駅の橋上化等も含めながら、これからさらに予算が大変になってくるということなので、これは何もエアコンに限ったことじゃないんですよ。そうした市場価格というのを見ながらと言つたのは、エアコンに限ったことではなく、ほかのものに照らし合わせても図れるところは大幅にカットしていく。先ほど申し上げたとおり、公共施設等々は市場価格と比べても、同じ基準ではなかなかいかないと思つていますが、余りにかけ離れ過ぎている部分もありますので、そうした部分をしっかりと精査できればと思

っていますので、ぜひこの部分に関して、真剣にもっと本格的にコストダウンを図っていただきたいと思っています。

また、財政面でいいますと、弥富市自体は、今、財政基準でいくと交付団体のぎりぎりの際どいラインに立っている状況に置かれていると思います。ただ、庁舎や橋上駅舎化も含めていくと、こうした大きな事業を抱えていくことで、当分、交付団体の枠から抜け出せない、要するに不交付団体にはしばらく超えられない状況にあるんじゃないかと私は思っています。それであれば、逆に起債をして一気に進めていって、交付税措置の算定にも加えていただいて交付税をふやしていくことによって、市のほうにとっても住民にとっても負担の少ない、そして必要な設備が早急に整えていけるんじゃないかなと思っています。

また、もう一方では、こうした大きな事業、エアコン等の事業は、補助対象にのせていくこともできるんじゃないかなと思っています。以前、トイレの改修等の洋式化等の質問をさせていただいた際に、補助対象の話をし少しさせていただいたと思うんですけども、市の見解は、そうした300万程度のものであると、なかなか補助対象にはならないよということでございましたが、これは規模が大きくなればなるほど、その対象にされるということが可能性としては広がっていくんじゃないかなと思っておりますので、それは皆さんのほうもわかっていると思いますので、こうしたことも踏まえて一気に進めていくことを検討してはどうかかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 学校環境の整備という形の中で、文科省のほうからさまざまな補助対象事業があるわけでございます。文科省もいかに財源を確保するかということに対しては四苦八苦されているだろうと思っております。大きな流れとして、よくあることなんですけれども、この補助対象から外しますよとか、こういう形の中で全体的に普及が広まってくると、財源がないもんですから外すというような状況というのはよくあるわけなんです。そういった形の中で、例えばエアコンの導入に関して今後どうなっていくかということについては、これはしっかりと注視していかなきゃならないと思っております。

そうした形の中で、国のメニューというものがどういうところにあるかということもしっかりと考察していきたいと思っております。それは那須議員のおっしゃるとおりだと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） エアコンは、今や各家庭にはなくてはならないものだと思うんですね。それが学校の教室に入っていないという環境の中では、これは当たり前の状況として整えていくことを国のほうにも認めていただいて、そういった補助の対象にぜひしていただきたいと思っています。

あと、トイレの洋式化等々においても、前回の議会でも、これまで多くの議員の方から質問がございました。市のほうにおいては、平成30年度までに各学校50%以上ということで今取り組まれている最中だと思っています。これも、今どき家庭にも、コンビニにも、近くにスーパーにも、そして大きなデパートにも、和式のトイレというのはほとんど見ることがない珍しい状況になっています。要するに家庭には、小さい子供が育っていく家なら特に、和式のトイレというのは余り見たことがないんですよね。そうした状況の中で、ぜひ、これは50%と言わずに、もっと進めていく必要があるんじゃないかなと思っています。

例えば日の出小学校や弥富中学校は、全部が洋式トイレになっているわけですので、そうした差を詰めていく部分においても、ぜひこれは進めていただきたいなと思っていますし、温水のシャワー室においても、新しい学校は各フロアにあたりとか、更衣室があたりとか、冷暖房の装置がちゃんとついていたりとかというところがありますが、逆にそうじゃないところは、保健室の中に入れてもらったところは、まだ暖房等がついているのでいいんですけども、そうじゃない保健室に入れられなかったところもあると思うんですけども、そうした部分において、その差を解消していくために、この際行っていただきたいなと思っています。

だって。だってと言ったら失礼ですけども、エアコンを導入するのに、以前より要望のあったトイレの洋式化やシャワー室はと聞かれたときにどうなっているんだとなった場合、これも必要な部分になってくると思うので、ぜひこの機会に一気に進めていただきたいと思っていますので、ぜひ御検討ください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

先ほど佐藤高次議員のほうからも、財政の健全化、あるいは平成30年から市としては赤字というような状況もございました。別に赤字が怖くて行政経営はできません。それは皆さん御承知のとおりでございます。しかし、その拡大は避けていかなきゃならない。行政も経営なんですよ、那須議員。そういった意味において、バランスあるまちづくりという形の中でやっていかなきゃならないものですから、考え方としては理解させていただきますけれども、行政経営という観点からして計画的に進めていくということに対して御理解をいただきたい。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） こうした地方が、市長も行政経営と言っておりますけれども、地方の自治体がこうした疲弊状態にあるという状況、ましてや弥富市なんかは財政状況がかなり上位のほうに占めているにもかかわらず、こうした状況になっているのはなぜかと。もっと国がしっかりとした交付金が出すとか、保障していくとか、そういった対応をしなければならぬというのが私も一貫したところだと思いますので、ぜひ市長にも国に対して御要望を上げ

ていただきたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

職員の労働環境の改善について質問させていただきます。

今、国のほうでも働き方改革ということで議論されておりますが、最近のニュースでは、過労死であったり、子供の寝顔しか見られないような長時間の残業の問題であったり、または正規職員と非正規職員の格差であったりと、こうした報道が日夜報道されていると思ひますけれども、じゃあそこで当市、弥富市のほうの状況はどうかということで質問させていただきますなと思ひています。

公務員は一般的に、休みが多いとか環境が整っているというようなイメージが世間にはあるかもしれませんが、実際にはこれまでのさまざまな人員削減、合併等においても人員削減をかなりされたと思ひますけれども、そうしたものや、制度自体も目まぐるしく変わっていく状況の中で、全部全部地方自治体に押しつけられて、その業務は多忙化して、国や県からの移譲によっても多くの業務を押しつけられて、本当に大変な状況におかれていると私は思ひています。

まずはそこで、当市の職員の残業時間について伺っていきます。

まず、一般職や保育士等の月平均の残業時間はどれぐらいか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 一般職や保育士等の月平均残業時間はどのぐらいかという御質問についてお答えさせていただきます。

平成27年度でございますが、一般職、月平均約12時間、保育士、月平均約10時間でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、御回答いただいた部分で、一般職は12時間、保育士は10時間という基準でございますけれども、この残業時間を見ると、今、国のほうで議論されているような45時間だとか、労使協定を含めた上で60時間であったりという部分にはかからないということでございますけれども、でも実際はここに私はからくりがあるんじゃないかなと思ひています。

というのは、なかなか残業時間にあらわれていない見えない部分があるということでございますが、一般企業でいうところの、わかりやすく言えば、サービス残業に当たる部分があるんじゃないかと危惧しております。

そこで、見ていかなければならないのが、実際に庁舎に残っている時間と残業時間との差を見なきゃいけないんじゃないかなと思ひています。例えば例を挙げますと、残業するときどうしても課長の決裁等が要りますので、2時間残業していくよということで申請いたします。ところが、実際にはその2時間では終わらずに4時間かかってしまったと。しかし、

申請の時間は2時間なので、2時間しか残業時間としてはあらわれてこないということです。

弥富市では、庁舎の退庁時間と残業時間の差はないのかお答えください。また、その差が何時間程度あるのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 退庁時間と残業時間に差はないか、またその差が何時間程度かわかれば教えていただきたいという御質問でございますが、現状としまして退庁時間と残業時間に差が見受けられる職員もおりますが、毎回相違しているわけではございませんし、その都度相違時間も違うというのが現状でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、答弁があったのは、差はあるけれども、毎回違うのでよくわからないということではなかったでしょうか。

今、そういうことで、退庁時間の差があるのでわからないということではございましたけれども、そうした実際の差がある部分については、これからもっと、30分とかは、多少残務整理というか机の片づけ等、そういった部分もあるかと思うんですけれども、それが1時間も2時間もになった場合は、その仕事が終わらないんじゃないかということで、ぜひ部課長、管理職等には目を光らせていただいて、そういう状況をしっかりと相談できるような環境を整えて、職員が生き生きと活躍できるような職場づくりに努力していただきたいと思っています。

たとえそこまでしてしまっても、2時間残業だよと申請して言ってしまったら、逆に、退庁時間と言いましたけれども、タイムカードを押しちゃえば、その時間が退庁時間かなと思っちゃうので、そういう方がもしかしたら、そういう対応をされてもあらわれるかもしれませんし、保育士等では、行事等があれば、その行事の物品をつくったりなど、実際では家に持ち帰ってつくられたり、俗に言う持ち帰り残業等もあるかもしれないんですね。そうしたところにおいて、ぜひ市のほうも、その差をどうやって解消して、また悩みを言える環境、相談しやすい環境づくりをしていくかだと思っています。一度ぜひこの実態の調査をして、よりよい環境づくりを進めるための対応をお願いしたいと思っています。

1月の末ぐらいに全協が開かれて、コミュニティ事務事業について報告がございましたけれども、コミュニティ事業の部分においては、環境改善のための努力をしていくということで回答がございましたが、ぜひそういった対応をほかの一般職の方や保育士等にも行っていただきたいなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） その違いについてどのように考え、対応するかという御質問でございますが、改善方法として現在考えている対応は、1つ目として、所属長は

定時になった段階において直ちに時間外勤務を要する職員の有無を確認して、時間外勤務を要しない職員は速やかに退庁させる。

2つ目として、時間外勤務命令をされた職員は、勤務命令時間に達した場合、直ちに終了し、速やかに退庁すること。

3つ目として、時間外勤務命令時間に達したが、直ちに勤務を終了することができない場合は、自己の判断により必要最低限の範囲内において勤務を延長することを可能とし、その場合には翌日または次の出勤日の勤務開始後、速やかに所属長へ時間外勤務状況等報告書——今回つくったものでございますが——を提出させ、所属長は時間外勤務命令時間を追記補正すること。

4つ目として、所属長は、職員の自己判断により勤務の延長があった場合、それが常態化しないよう留意すること。万一そのような状況が認められる場合は、特定の職員に業務が集中していないかなど現状を把握の上、職員間での業務分担を見直すこと。

5つ目として、所属長は勤務の翌日または次の出勤日に全職員のタイムカードの照合を行い、時間外勤務命令時間または定時と30分以上の乖離が認められる場合は、当該職員に時間外勤務状況等報告書を提出させ、説明を求めること。

なお、報告された内容が、例えば休息や自主的な学習などであっても、その報告内容が適正なものであるか、他の職員に聞き取るなど実態把握を行い、実際には所属長の指示による業務に従事しているなど認められる場合は、時間外勤務命令時間を追記補正することとし、一応4月以降は以上の方法により職員の労働時間の適正な管理を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、さまざまに考えられて、なるべく残業がないように配慮されたことだと思いますが、一番大事なのは相談しやすい環境をつくるということだと思いますので、そこら辺は担当の方々が優しい対応をお願いしたいなと思っています。

そして、次に休みについて質問させていただきます。

現在、年休等があると思うんですけども、年休の消化日数はどうなっているかということでございます。以前伺ったときは9.幾つかということでお答えいただいたこともありましたが、現在はどのような状況になっているのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 年休や有給の消化日数はどうなっているかという御質問についてお答えさせていただきます。

平成27年度でございますが、一般職で10.27日、保育士で10.86日、全体として10.51日でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 以前伺ったときよりも休みがしっかりとれているということで、努力をされたんじゃないかなと、または以前よりはとりやすい環境になっているんじゃないかなと思います。それでもまだまだ必要なときにとれない状況になっていたりとか、または私は適度な余暇のための休暇は、これは日本全体でございますけれども、まだまだ言い出しにくい状況になっているんじゃないかと思っています。

公務員の年休は1年で大体20日の年休がございます。これは翌年まで持ち越すことができますので、翌年には最大40日あるんじゃないかなと。このうちから逆に言えば年間10.51、今、平均で言われたところでございますけれども、10.51しか消化されていないということを考えれば、消化率で考えるとまだまだなんじゃないかなと思っています。

こういう話をすると、えっ、結構休んでいるんじゃないのと、一般企業から考えると、そう思われる方もいると思うんですけども、ヨーロッパでは、海外では余暇のための休みというのは当たり前のようにになっているわけでございます。日本ではまだまだ人間らしく働くという基準がおくれているんじゃないかなということだと思っております。

また、公務員だけが休みが多いと中には思う方がいらっしゃると思っておりますけれども、本来私は、公務員の方々の基準が人間らしく働く環境の当たりの基準だと思っています。今、国のほうでも議論されておりますけれども、この当たりの基準を下げていくのではなくて、日本国民の当たりの環境を整えていくことが必要だと言いたいと。

最近では近くにあったプレミアムフライデーというのがございましたが、話題に上ってあって、これについては賛否両論ございますけれども、私は大いにいいんじゃないかなと思っています。確かに小売業者や、所得がふえない状況でありますので、政府の言うような消費喚起にはつながらないだろうと思っておりますけれども、一方では余暇の部分をつやしていくことにおいてはいいことだと思っています。少し話がそれましたけれども、しっかりと休みもとれる、またとりやすい環境にしていくための努力をお願いしたいと思っています。

また、ちゃんとこうした休みをとるためには、仕事が業務時間内で回っていかねばならないと思います。そのためには人員の確保も必要になってくると思いますし、せっぱ詰まっている、業務が多忙でにっちもさっちもいかないような状況が慢性的にあるとすれば休暇申請も出しにくいと思いますので、人員確保と環境づくりをしっかりと行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 休みをとれるような人員確保と環境づくりをしっかりと行ってはどうかという御質問についてお答えさせていただきます。

新規職員を採用する際に、退職者の人数や各課の業務の状況等を検討して採用する人数を

決めております。平成24年からは職員1人当たり年間10日以上取得できております。また、休みをとる環境づくりとして、今年度は厚生労働省が推奨する年次有給休暇取得推進期間に合わせて、10月から12月の間で年次有給休暇を計画的に3日以上取得できるように各課に計画書を出していただき、その検証も行いました。

10月から12月にかけては、今年度は特に10周年記念事業も多くあり、課の平均で3日以上取得できない課もありましたが、ほとんどの課が達成することができました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 弥富市のほうでは、そうした努力をされて、とりやすい環境をつくっている、努めているということがございましたので、ぜひあとは相談しやすい環境をつくっていただきたいなと思っています。

もう一方で忘れていけないのが、私は非正規職員の待遇改善だと思っています。国からの予算がどんどん削られて、業務だけはどんどんふえていく今の状況に対応すべく、どの自治体も苦肉の策として非正規をふやしていきました。今では非正規の人たちがいなければ自治体の業務は回っていかない状況にまで来ています。住民サービスにも大きく貢献している存在だと言えます。余りこういう言い方は好きじゃありませんけれども、言いかえれば、その人たちの血のにじむ犠牲によって成り立っているとも言えます。

しかし、いつまでも犠牲にしておくのは本来あるべき姿ではないと思います。日本でもようやくここに来て耳にする機会がふえてきた同一労働、同一賃金、同一待遇と。日ごろから多大な貢献をいただいている非正規職員の身分の保障はさることながら、給与面でも、休暇面でも、正規職員に近づけていく必要があるのではないかと思います。先ほども言ったとおり、当たり前前の働き方を非正規の方々にも保障していく努力が私は必要だと思っておりますので、市の考え方としてはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 正規職員と非正規職員の格差を埋めるため、非正規職員の待遇を改善してはどうかという御質問かと思えます。

給与面につきましては、人事院勧告及び毎年10月に発表される都道府県の最低賃金をもとに翌年度の賃金の見直しを行っております。

条件面につきましても、勤務時間、休暇等に関する条例及び労働基準法に基づき、要綱に定めております。また、総務省の通達や労働基準法の改正があれば、その都度、条例及び要綱も改正しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 人勸や最低賃金に基づいて試算をして、私もこの間見ておりましたけ

れども、確かに非正規職員の時給自体は徐々に徐々に、微増ですけれども、上がっているんじゃないかなとは思っていますけれども、やっぱりこれは十分ではないところがあります。それは、例えば給与面でいえば、正規と決定的な違いとして一時金がございます。国のほうでも非正規職員に一時金を出そうかという議論もありますが、ぜひこれも検討課題に入れていただきたいなと思っていますし、また休暇部分においては、先ほど労働基準法の改正があったらということでおっしゃいましたが、以前は忌引休暇も認められない状況の中で質問させていただいて、忌引休暇がとれるようにはなったんですが、まだまだ正規と比べて少ないかなと思っています。

例えば年休の日数でいえば、正規職員は1年間に20日に対して、非正規の方々はフルで働いても10日分ぐらいしかございません。しかも、正規職員に関しては夏季休暇で7月から9月の間にそれぞれプラス3日の休みがありますけれども、非正規にはありません。まずは非正規職員に対して夏季休暇だけでもふやすことはできないかと私は思っています。特に、これは週1とかそういう方々は置いておいても、週5勤務になるような、正規職員と余り日数が変わらず貢献されている方に対してこうした待遇の改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

職員の時間外勤務につきましては、いわゆるサービス残業があってはならないという形のものもしっかり管理していこうということを、今、管理職を通じて、臨時課長会議、あるいは保育所においては所長会議という形の中で徹底をさせていただいておるところでございます。新年度におきまして、管理職の役割は非常に大きいよということで私がこの間の臨時課長会議でも申し上げているところでございます。

そして、これは健康管理上の問題、そして仕事をする人の余暇ということについても、自分自身を高める上においてさまざまなことができればいいかなあというふうにも思いますし、そういった形の中で、いわゆるめり張りをつけた時間外という形の中でお願いをしていきたいと。時間外ということも、ぜひとも必要な場合がございます。この仕事をここまでやらなきゃならないということにつきましては、それは私どもとしてもお願いをしていかざるを得ないという形でございます。しかし、年間を通じてしっかりとめり張りをつけて業務の効率改善を進めると同時に、管理職の役割をしっかりと見直したいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市長がおっしゃられたのは正規職員の対応だと思うんですけども、私が申し上げたいのは、同時に、正規職員の対応ももちろんそういうふうにして、待遇

改善というか、休める環境を整えていくのは必要なんですが、非正規職員に対してなんです。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 非正規職員につきましても、随分私どもとしましては、人件費も含めて改善してきたなあと考えております。特に保育園のところにおきましては、非正規職員の数が非常に多いわけでございます。そうした形の中で、今後もしっかりとそれぞれの非正規職員の要望だとか、あるいは他の自治体との比較だとか、そういうこともあわせてしっかりと精査をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長のほうからも、しっかり考えていきたいということでございますので、繰り返しは言いませんけれども、ぜひ一時金の導入や夏季休暇の導入等も検討していただきたいと思っています。

また、この非正規職員、現在は週5勤務のような常勤的な非正規職員に対しては交通費が支給されていると聞きました。この交通費は非課税部分ということでございますので、週5回じゃなくても、週5回までいってしまうと扶養から外れてしまうということで抑制されている方もいらっしゃいますので、この枠外から外れる非課税部分でありますので、ぜひ交通費は週5勤務じゃない方にも導入してはどうかと思っておりますし、また何でこれが週5の方だけ払われて、ほかの方は払われないのか。週5通う方には週5回分の交通費がかかりますけれども、週4回だって4回分の交通費はかかるわけでございますので、ぜひこの部分を見てもらえないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 交通費の支給についての御質問でございますが、現在、臨時職員の交通費の支給につきましては、一般職の職員の交通費の支給に準じてさせていただいております。ですから、月額の幾らということでやっておりますので、現在、正規職員と同じような週5勤務の方にさせていただいておるのが現状でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、一般職等の交通費と同じ算定をしているから、同じような働き方をされている方はいいけれども、ほかの方はちょっとということでございましたが、これは今後の慎重な検討によって改善されていける部分だと思いますので、これについてもしっかりと検討していただきたいと思っています。今、難しくても、これから今後において考えていっていただければと思っています。

最後にもう一度言うておきますけれども、非正規職員の方がいてこそ、私はこの業務が回っていると思うんです。しっかりとした身分保障や待遇の改善、同一労働、同一賃金、同一

待遇をしっかりと引き続き努力をお願いしたいと思っています。または正規職員のほうもふやして、業務の改善に努めていただければと思っています。当たり前の働き方の環境改善、当たり前を取り戻すために、国のほうにも意見を上げ、国民全てが人間らしく働ける社会の構築に、普通に働けば、8時間働いて、8時間休息して、8時間は自分のための時間、ILOの1号条約を初め、労働時間を定めた11の条約に日本は批准しておりませんが、ぜひそうした当たり前の環境、働ける環境を整えていただきたいと思っています。これも予算がなければもちろん実現しないことでもありますので、特に国からの予算がなければ根本的な解決にはならないと。先ほど言いましたように、自治体は大変疲弊している、どこも疲弊している状態だと思いますので、ぜひ一緒になって、こうした当たり前の働き方の改革を皆さんと一緒に求めていければと思っていますので、ぜひ市長、国のほうにもそうした意見を上げていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、国のほうにおきましては、働き方改革という形の言葉が言われております。これは、一つの民間企業のさまざまな時間外ということも含めて、行政のほうの処遇においてもそういった形を言われているんだらうと思っています。この働き方改革ということについて、我々、管理職というか特別職も含めまして、その方向性をしっかり理解して、それを徹底させていくということが、その改善につながるだらうと思っています。

いずれにいたしましても、効率的にしていかなきゃならないことも事実でございます。そういった形の中において、我々もしっかりと精査をしていきたいということでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 効率的に進めることは本当に大事なことでありますが、ぜひ職場環境の改善、これからも引き続きの努力をお願いして、私の質問は終わります。

○議長（武田正樹君） この後に質問予定の三宮十五郎議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしく申し上げます。

暫時休憩します。再開は4時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時02分 休憩

午後4時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、申し上げます。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、こんにちは。8番の日本共産党議員団、三宮十五郎でございます。

私は通告に基づきまして、まず最初に認知症などの人に障害者手帳をという問題を中心にしてお尋ねいたします。

市長も施政方針で、認知症初期集中支援チームの設置による自立支援サポートを表明されました。障害者福祉法に精神障がい者が加えられ、全ての障がい者が健常者と同じように生活できるよう国と地方自治体が支援を行うと改正されて久しくなりますが、認知症を初めとする精神障がい者が新たな社会問題となっているにもかかわらず、国と地方自治体などの対応も大幅におくれております。介護認定を受けている認知症が主体の人でも、障害者福祉手帳を取得している人は大変少ないのが実情でございます。

そこで、私はこの問題の最初に、認知症の人に医療費や公共料金等の減免が受けられる精神障害者保健福祉手帳の取得の支援を行うことについてお尋ねいたします。

お手元に配付をさせていただきました資料は、最近、横浜市で、こういうチェックリストに基づいて、こういう手続によって精神障害者福祉手帳の申請を行い、1年間の間に、この人は多分年金で課税の対象だった人だと思いますが、医療費の助成だとか、それから介護保険料の引き下げだとか、おむつ代の補助などで、精神障害者福祉手帳の1級を取得したことで、これは身体障がいの1・2級に相当ということでございますが、合わせて年間53万円余りの助成がいただけたということで、こんな制度、知らなかったということしておりますし、横浜市などではこのように診断できる医師の方が公にもこういうものだということを公表されているとか、いろんなことが行われて対応が進められております。

特に認知症について言いますと、この一番右側の1というところをごらんいただきたいと思いますが、精神障害者福祉手帳を申請する上での、自宅で、あるいは私たちが見て、どういう人が対象になるかということで、この調和のとれた適切な食事の摂取というのは、自分でつくってじゃなくて、出された食事でも、そういうものを普通の人食べるようにきちんと食べることができるかとか、それから洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができるかとか、金銭管理や計画的で適切な買い物、もちろん自分で行くということとは違いますが、そういう管理ができるかということですね。あるいは、規則的な通院だとか、決められた時間にお薬を飲むことができるか。こういうことが、家族がおれば一緒にできるけれども、この人は1人で住むとしてできるかどうかということが、この8つの項目の中の2つ以上に該当するところがあるような状態で、認知症という診断を受けてから6カ月以上たった人が対象になるという、そういう制度でございます。

それで、先行している通常の身体障害者手帳と、知的障がいだとか発達障がいと言われております、愛知県では療育手帳としてA、B、Cの3段階で発給されておりますが、この2つの障がいの間には、両方あわせて特別重度障がい者として国からの特別手当が出されたり、あるいは県による手当制度の支援もあり、以前からJRなどの公共交通運賃の割引制度が適

用されております。

そして、療育手帳のCと身体障害者手帳4級とのあわせた判定によって、身障3級相当として愛知県でも医療費無料制度の対象とされておりますが、精神の障がいというのは、残念ですが、いまだにそのいずれからも排除されております。

さらに、以前に市長が尾張9市と県の市長会で提案をされて知事に要請していただきました65歳以上で新たに重度障がいとなり、長期に在宅で苦しむ人々を県の重度障害者手当から除外したことを一日も早く解消するということが改めて焦眉の課題となっております。市内の介護や障がい施策にかかわる人々との間で、こうした問題を共通の認識に高め、手帳取得を初めとしたサポートを広げることができる制度の改善をされること、県と国が法の精神にふさわしい制度の改正に踏み切るための御尽力を強く求めますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障害者手帳の交付につきましては、市福祉事務所を通じて県に進達をしております。その後、県で審査をされまして、障がいに該当される方に手帳が交付をされております。

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証する手段となりまして、各種福祉サービスの利用や精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした制度でございます。

対象者は、精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある方でございます。

申請には、議員がおっしゃられたとおり、初診日から6カ月以上経過した医師の診断が必要となります。この診断書は、厚生労働省通知で、精神障がいの診断または治療に従事している医師となっております。身体障害者福祉法第15条第1項による指定医師制度ではございません。

障がいの等級は、重いほうから1級、2級、3級となっております。市内の精神障害者保健福祉手帳の所持者は現在306名となっております。このうち65歳以上の方は61人ですが、内訳は1級が16人、2級が34人、3級が11人となっております。

先ほど議員に配付いただきました資料は、横浜市での行政支援や負担軽減の資料でございますが、これは横浜市が作成したものではないと認識をしております。

本市では、認知症の方の手帳取得につきましては、介護高齢課で作成しております認知症ケアパスに掲載させていただき、市の窓口やケアマネジャーを通じまして御案内をさせていただいておるところでございます。

認知症に限らず障害者手帳の申請につきましては、あくまでも申請主義でございますので、御本人や御家族の意思に基づくものでございまして、市として特に勧めるものではないと考

えております。

なお、手帳申請の手続につきましては、市のホームページ等にも記載をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、議員のおっしゃられました愛知県の制度であります在宅重度障害者手当の2種につきましては、平成20年4月以降、65歳以上で新たに障がいになられた方は対象外となっておりますが、このことは、議員の要望もございまして、平成24年度の第155回愛知県市長会で本市から提案をさせていただきましたが、残念ながら県の回答としては、高齢になってから障がい者となられた方は、要介護認定を受けることにより介護保険給付サービスを受けることができること、また現役時代における資産形成や年金等もあり、収入面ではある程度は確保されているということで、現在まで見直しはされておられません。

最近の状況を申し上げますと、県内の市町村でも独自で行っている障がいのある方に対する手当につきましても、本市では現在のところ見直しをしておりますが、県内54市町村のうち幾つかの市町村では県の基準に合わせて年齢制限や所得制限を設けている市町村もございます。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 弥富市も、市長が意見書を出してくださったときに、人生80年、あるいは女性の方だと90歳まで近いような状態で、しかも資産形成なんかしているというお話もありましたが、国民年金なんかだと満額を掛けたって、しれたもんですよね。そして、脳梗塞だとかいろんなことで障がいで、しかも場合によっては10年、20年と介護を続けるということは、御本人にとってもそうですが、家族にとっても大変な負担ですよね。しかも、かつての共済制度だったり、あるいは厚生年金ですと、65歳までの間に、その保険に加入中の病気で一定以上の障がいになった場合には非課税年金で、しかも1級年金の場合は125%で支給されるという、そういうのがある中で、今の65歳を過ぎて新たに障がいになった人については課税年金ですよね。障害者手帳なんかのとれたり、あるいは介護で弥富市がやっているような障がい認定に準ずるということで証明書を出していただければ、そんなに多くない年金の方だと非課税になるわけではありますが、そういう意味でいうと、県が言っているのは全く、弥富市自身が出した意見書から見ましても、あるいは市長会で決めた意見書から見ましても違いますので、その点につきましては引き続いてやっていただきたいというのと、今置かれている状態をしっかりと見ていただきたいと思います。

次に、あわせて、そのことと含めてですが、どちらかというと要支援だったり介護1だとか2というのは、介護度も軽いし、障がいの程度も軽いというふうに多くの皆さんが考えておりますし、弥富市の税金の控除の証明書につきましても、大体そこら辺だとかなり低い、要するに一般障がいの範囲で2級以上の重度障がいなんてないという前提で処理がされてい

ますよね。

ところが、つい最近私の知人で、脳梗塞の後遺症で要支援1で重度障がいの手帳を取得した人がおります。この方は半身不随で、片側の手は腕の機能が全廃ということで、それだけでも2級の手帳が出るんですが、あわせて同じ側の足の機能が著しい障がいで4級相当ということですが、点数の関係で手帳は2級で重度障がいなんですよね。

それから、大体今、ほとんど要支援1・2のかなりの部分は認知症の方ですね。認知症がないと、今言ったように、2級の障害手帳がとれるような人でも、制度が違うから単純には比較はできませんが、要支援1というような状態に置かれておまして。だから、介護を受けている人たちが、要支援1や2が非常に軽いというのは、他人のサポートがなければ日常生活ができんわけでありますから、通常の例えば片一方の腕がないとか、足が片一方だめなんだとか、あるいは心臓の内部疾患があって割方重い障がいの手帳を持っていたって、基本的に介護の対象にならない。介護の対象になるというのは、日常生活で他人のサポートがなければできない状態で介護にかかるわけですね。

だから、実は認知症の場合の障害手帳の1級というのは、これは厚労省が制度をつくったときに、療育手帳と同じ、療育手帳のAは身体障害者手帳では1級相当、それから精神障害者福祉手帳は1級、療育手帳のAは愛知県の場合はAですが、これは身障の1・2級相当、それから療育手帳のBと精神障害者手帳の2級は3級相当、それからCは4級相当、こちらも3級は4級相当ということになっておまして、さっき言ったように、ほかの制度、身体障がいと療育手帳の制度の間には、あわせて3級にして医療費無料だとか、そういう制度が適用される仕組みになっているんですが、せっかく同じ障がいなら同じ支援を受けられると法律で決めながら、恐らく20年近く精神障がい者福祉の中に入ってたつのにいまだに改正されてないというのは、改正が求められると思いますし、さっき申しあげましたように、要支援の1でも、あるいは今の要支援の2なんかの認知症の人が身体障害者手帳をとれば、1級なり2級の手帳をとれる可能性というのはかなり高いんですね。

ところが、そういうふうに市の職員の皆さんも理解していない。それから、先日もある地方公務員の方が親御さんを介護している方と話をしたら、市から税金の控除の証明が来ているから、これがあるということはいろんなサービスがされていることでしょうなという理解。大変さと同時に、こういうサポート、特に弥富市の場合は、早くから精神障がいについては、旧弥富町時代からいろんなサポートもしてきまして、それから医療費無料制度を2级以上の人に適用したのは全県が7割ぐらいになった中で市長も決断されて始めた。そのほかに、75歳以上の、あるいは65歳からの障がい者の人、障がい者の方はあれなんです、75歳以上の人についていうと、自立支援医療の対象だったり、そういう手帳のない人でも精神の病気で治療を受けている、あるいはそういう制度の対象になっておる人については、ほかの

疾病も無料にするという方向に踏み出しているんですが、こういうことをやっている中で、その障がいの実態に合わせて、あるいは法律で決められた制度に従って必要な支援をしていくというか、介護の問題もそうなんですが、要支援1・2が軽いなんていうような理解は、制度が違いますから単純じゃないんですが、身体障害者手帳からいえば、要支援1・2で2級だとか1級の手帳がとれる人が十分存在しておるということも考慮に入れた、そういう特徴に沿った対応を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 心身障害者福祉タクシー助成事業は、身体障害者手帳の1級から3級までの手帳を有する方、療育手帳AまたはB判定の手帳を有する方及び精神障害者手帳1級または2級の手帳を有する方にタクシーチケットを年間48枚交付しております。

また、高齢者福祉タクシー料金助成事業は、要介護認定または要支援認定を受けた方にタクシーチケットを年間24枚交付しております。

要介護認定等を受けている方が心身障害者福祉タクシー助成事業の対象者に該当されるようになられた場合は、上位の制度、48枚のタクシーチケットを利用いただけるようにしております。

高齢者福祉タクシー料金助成事業については、当初は要介護高齢者等が医療機関等に通院するためにタクシーを利用する場合に料金を助成しておりましたが、より利用しやすい制度へと見直しをしてまいりました。平成28年度から総合事業実施に伴い、対象者を拡大して基本チェックリストにより事業の対象になった方にも外出支援としてタクシーチケットを配付しております。

本市の現状を申し上げますと、要介護認定者は、平成12年度は446名、平成27年度は1,724名、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度には2,603名と推計がされておまして、要介護認定者数は、この10年間で1.5倍になると推計をされております。

予算額につきましても、平成26年度460万円、平成27年度530万円、平成28年度600万円、そして本年度、平成29年度は646万円と拡大をしております。

今後ますます高齢化が進む中、皆様の要望に全てお応えできるならばよいのですが、公的福祉サービスが持つ限界がありますし、このような制度のない自治体もございます。高齢者人口が大きく伸び、高齢化が一層進展すると見込まれる中、高齢者の生きがいつくりや介護予防は、議員のおっしゃられるとおりますます重要になるものと考えてはおりますが、その一方で限られた財源のもと、高齢者人口の増加に対応した持続可能な高齢者施策であることが必要不可欠であることを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 要するに問題なのは、職員の皆さんの対応、例えば要支援1・2だとか介護1・2の人たちについては、障がいの程度が軽いといって、そういう税金の控除証明書を出しておるわけでしょう。

だけど、現実はどうだといったら、今、脳梗塞の後遺症で身障手帳の2級がとれる人が要支援1なんですよね。うちの中の手すりがついておるところをつかまってトイレに行けて、出された食事を自分で食べることができれば、今、介護認定の対象からは、認知症でもなければほとんど対象にならないというのが実態で、認知症というのは日常生活で他人の支援がなければ薬をきちんと飲んだりすることもできないとか、今言ったようなお金も計画的に使えないとかという、そういう状態の人たちですよね。これが介護や障がい者としての支援の度合いが軽いとか、あるいは障がい者としてきちんと手続をとればそういうサービスが受けられるのに、何か軽い制度だというような形で押し込められている状態というのは、私は非常に不正常的な状態だと思うんですよね。

これは、そういう手帳を取得できる人たちにはきちんと手帳が取得できるような、皆さんはどなたが認知症で介護サービスを受けているのか、あるいはどんな程度の障がいで介護サービスを受けているのか、だから介護サービスを受けている人の中で、通常精神障害者手帳も、精神障害者健康福祉手帳ですか、これもとることができる人たちが相当いるというのは私たちが現実に現場で接している感覚なんです。ところが残念なことに、要支援1・2だとか介護1・2という人たちは、障がいの程度も軽いから、今言った高齢者タクシーの半分でいいんだという。

実際に使われていないということも以前言われたことがあるんですが、それはひとり暮らしだったりでは、それを使って本人が、やむを得ず医者に行くときは別ですが、買い物に行ったりそういうことができない人たちが多いわけでしょう、介護を受けている人たち。そして、そういう人たちが介護認定が受けられないとなると、買い物に行くこともできない、自分で食事をつくることができない人たちでも、認知症がなければ介護認定が受けられないという実態があることを考えると、私はこの問題はもう少し実態を皆さん自身がきちんと把握していただくことと、行政の考え方、あるいは私たちの考え方を変えて、そういう法律で定められた支援が受けられる人については、きちんとその支援をできるようにしていくことが必要だと思いますが、市長いかがでしょうか。そこは今の、どう考えてもかなり現実から離れているような気がするんですが、ここは一度御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 認知症に当たられる方が、どういう形の中で県のほうで位置づけされているかということについて、我々もしっかりと精査をしなきゃならないと思っております

けれども、いずれにしても県の考え方と市町村の考え方に少し乖離があるなあと思っておりますので、その辺をまた県の職員と一遍私どもの職員が基本的な話をして、両方のところでの理解というものを深めていかないと、いつまでもいつまでも平行線になってしまっているなあと思っておりますので、またそのような時間をぜひつくっていきたくて思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） そして、私この問題で、次の質問に移らせていただきますが、精神障害者保健福祉手帳の例えば2級以上の人だとか、中学校卒業までの子どもの医療費無料制度だとかいう制度、国・県は、結局いろいろ言っていますが、財政的に厳しくなったからということで、子どもの医療費無料制度も含めて所得制限を導入するとか、それから有料化を導入するとかと言ってきたんですが、県下の市町村の皆さんの声も反映されて、とてもそれは今はできんということで続けておるんですが、もともと少子化も高齢化も、この問題に正面から対応するのは国の責任なんですよ。だって子供がいないような国やまちは滅びますよね。こんな少子・高齢化が長期に続いて、ますます人口が減るといときに何の対策もとらないとか、そういう中で高齢化が進んで介護を受ける人がいっぱいふえたから皆さん我慢してくださいと言うんですが、こんなことをやっておったら共倒れですよ。

ここは本当に、そうした法律の精神を生かすなら、精神障害者保健福祉手帳の方も、弥富市なんかは県下の多くの市町が、手帳のない人を含めて、自立支援医療の人についていうと、我がまちでは75歳以上の人是一般疾病も手帳がない人も対象にして支援をしていますよね。なぜだといったら、とても見ておられる状態じゃないから、一番住民と直接かかわっておる市町として、そこでできることを一生懸命やってきたというのが今までのやつだと思うのね。本来は法律の趣旨からいうと、国の制度として、あるいは県と市町村の共同の制度として、子どもの医療費も中学校まではせめて無料だとか、国も一定の負担をするとか、それから精神障害者保健福祉手帳ももう20年近くなりますから、療育手帳と同じような扱いにして、4級程度の障がいと2つ重なれば、若い人たちでも医療費無料制度に迎え入れていくとかという、こういうことを本気で考えていただくように、ぜひ市としても今後も努力を続けていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 今後も関係機関と協力をしながら、国の制度として確立されるよう引き続き要望をさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 問題は、結局いろんなことを言っているんですが、今回の市長の施政方針でも行革元年と言われるのは、一つは国からの地方交付税などの必要な負担がだんだん削られてきておるといことと、もう一つは働く人たちの給料がどんどん下がる、非正規

雇用やそういうことで、そういうことで税金や社会保険料が、次の世代を支えていく、高齢者を支えていくような財源が確保できないということが最大の問題で、これは天災でも何でもありませんよね。これはそういう働き方を小泉内閣以来やってきたこと、ここに最大の原因がありますし、現在の日本では、その後始まった介護保険制度だとか、後期高齢者医療制度だとか、あるいは恒久措置と言われておりました国税や地方税ですね、個人の所得税や住民税、こういうものをどんどん値上げする。ましてや、これだけ少子・高齢化対策が叫ばれているときに、子ども手当をもらっているからということで高校生以下の子供の扶養控除だとか特別扶養控除をなくするとか、こういうことを次々とやって、結局収入が減る中で弥富市の税金がふえておるのは、市長、施政方針の中で景気の上向きによってと言うんですが、そうじゃなくて、その増税によってふえておるだけなのね。たまたま弥富市は固定資産税が、その中で若い人たちが平成20年過ぎまでたくさん来ていただいたことと、もう一つは西部臨海工業地帯が平成18年以降に本格的に稼働を始めたことと、この両方によって、尾張18市の中でほとんど税金がふえてない中で、弥富市だけは断トツのふえ方をしておって、所得がふえておるわけじゃないわけね。

こういうことを考えると、例えばここに2月12日付の中日新聞のサンデー版の特集記事がありますが、労働配分率は下がり続けて、1997年は66.3%であったものが、最近では、2015年度は58.7%と10ポイント近く下がっている。それから、生産性に対する雇用者報酬の割合も、アメリカやユーロ圏はほとんど比例して伸びてきておりますが、日本だけは、1995年を100としますと2014年には118%になって、そしてところが雇用者報酬は98%に落ちているということを見ると、実は今、市町村や地方が困っている最大の要因は、市長も就任された当時におっしゃられましたが、中間層がちゃんとある、そして8時間働けば子供や家族をちゃんと養って税金も払うことができる、社会保険料も払うことができるという、こういう働き方がない限り、絶対に日本の経済再生や市町の発展というのは、この土台のところを壊していろんな努力を皆さんが頑張っておられるけれども、この土台のところをしっかりといていただくという方向にぜひ強力に国に向かって働きかけていただきながら、健康で文化的な最低生活を守るというんですか、市長はこの議会の所信表明演説の中で、憲法施行の70周年の年として非常に大事なときだという趣旨の発言もされましたが、憲法に定められた基本的人権を守る、健康で文化的な最低生活を保障するという立場も、平和主義とあわせて憲法のもう一つの側面でもありますので、ぜひそういう方向に県や地方団体が力を合わせて日本の経済のかじ取りをしていただくように要請していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

まさに生産年齢人口、いわゆる若い人たちの減少に応じて、この社会保障制度が持ちこたえられないというようなことは私も同感でございます。国勢調査の人口動態という形についても、それぞれの自治体の人口の増減というのがあるわけでございますけれども、私ども弥富市も一昨年の5年間の国勢調査において、人口の減というのはマイナス3というような数字が出ておりますけれども、これは1つは、この近辺においても自治体において人口を減らしているところは非常に多いわけですが、1つは地理的な環境、これは平成23年3月11日の東日本大震災という形の大きな自然災害に対して人口が大きく動いているということはず言えるわけですね。この間も地方創生、まち・ひと・しごとのさまざまな形での人口ビジョンというものを分析しておっても、あの23年の大きな転換期は大きいなというふうに思っております。それは弥富市が抱えている生活環境というような問題もあるでしょうけれども、これは少子・高齢化ということの中において、その原因があるということが非常に大きいと思っております。

これからの社会保障が、国のほうはなかなか持ちこたえられないから、いろんな制度に対して補助金を打ち切ったり、あるいは地方交付税を減額していったりという形の中で、そうせざるを得ないという形の中で、ある意味では不作為な形かもしれませんですね。そういった形の中で、中間層が持っている生産年齢人口ということについて、ここをいかにふやしていくかということが非常に重要であるということは私も同感でございます。

今春闘もこれから真っ最中に開かれるわけでございますけれども、企業として正規の雇用であるとか、あるいは非正規雇用ということに対する格差ということに対しては、ぜひともこの春闘の大きな課題としてそれぞれの企業が取り組んでいただきたいと思っておりますし、またその賃金ベースにおいてもしっかりと担保していかなきゃならないとも思っているところでございます。この辺が次の時代における生産年齢人口ということに対して活力が湧いてくるだろうというふうにも思っておりますので、今春闘もしっかりと見きわめていきたいと思っております。

そして、生産年齢人口をしっかりと復活させていただいて、良質な雇用の拡大というようなことについて結びついていけるといいなあと思っております。このことにつきましては我々も、地方自治体としても大変重要な問題でありますので、いろんなことを通じながら、一度、9市の市長会等に議案として出していきたいなあとも思っておりますので、また議論をしていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） さっきの同じ中日新聞のあれなんですけど、今、大企業の内部留保は400兆円近くになっているということで、急激にふえておりますが、特にこの中日新聞の特集で私が注目したのは、内部留保がイラク戦争のころにはせいぜい120兆円ぐらいだったの

が、今では現金が199兆9,000億円まで内部留保がふえていて、お金が幾らあっても、要するに買う人がいないから、設備投資をほとんど日本の企業は今していないというような状態になっているんですよ。働く人の懐を温めて、若い人たちが結婚して子供を育てることができるよう働き方をつくることを通じてしか日本の経済と国力の再生はできんということを本当に肝に銘じていただくようにぜひ御奮闘をお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、少し皆さんに報告させていただきます。

本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長します。よろしくお願いたします。

どうぞ、三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） なるべく簡潔にいたしますが、次は公共下水道管の被害対策についてお尋ねをいたします。

ハイセラミック管のかなり大規模な破損によりまして修繕が必要だということを市側から先ごろ聞かされまして、資料もいただきましたが、このトラブルによります下水道管に地下水がどの程度余分に流れ込んでおるのか。また、それによります市の年間被害は、おおよそその地域の人たちの、水量の比較でもいいんですが、水量でどれだけで、どういう割合で、年間の被害想定はどの程度になっているか、まず御報告いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 地下水等の流入による排水量ということですが、日光川下流浄化センターに流入する汚水量と各市町が報告する汚水量との差が不明水としてみなされるものでありますので、地下水なのか、どこからの水なのかとは判別することができなく、ハイセラミック管に関係する不明水の水量及び金額も特定することができません。

報告できるものとしては、流域下水道に関係する6市町の全体の不明水量をそれぞれの汚水量で案分して算出したものとなります。弥富市全体の平成27年度の水量で報告させていただきます。報告水量51万8,759立方メートルに対し、請求水量57万5,559立方メートルとなっていますので、弥富市の不明水量は5万6,800立方メートルとなります。1立方メートル当たりの負担金単価は116.4円ですので、不明水分の金額は約661万円余りとなります。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 被害の発生に弥富市が気がついた時期と、この材料を購入した経緯、そして購入した事業者名と、さらに使用を中止された理由について御報告いただきます。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） まず、気がついた時期ですけれども、平成26年夏ごろに、操出地区のマンホールで不明水が流れているのを発見し、10月に1路線のカメラ調査を実施

しました。

そして、導入した経緯ですけれども、ハイセラミック管を導入した経緯としましては、事業着手当時、循環型社会形成推進基本法が平成12年に成立し、資源を循環利用、廃棄物の抑制が求められており、下水道汚泥の有効利用が社会的に課題となっていました。そうした中で、愛知県にある会社が下水道汚泥の焼却灰を利用したハイセラミック管を製品化しており、先ではそのリサイクル管が使用できる見込みがあり、日本下水道協会の認定品であることや愛知県の推奨もあり、本市ではハイセラミック管を設計に採用しました。

購入した事業者はということですが、市が製品を直接購入しているものではありませんので、建設業者への納入業者ということであれば2者ありました。

そして、平成19年度から使用しなくなった理由としては、下水道汚泥を利用したリサイクル管を製造する会社はその事業を撤退し、製品としての流通がなくなりましたので、国内で安定的に流通している塩ビ管を使用することとしました。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私ちょっとお尋ねしたときには、国内の事業者から確かに買ったんですが、もともとこれはイギリスかどこかで製造したものを輸入していたものだというお話を伺ったんですが、違いますか。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 製品自体は輸入品でありまして、今説明申し上げましたのは納入業者ということで、輸入品を納入している業者となります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） もともと下水道管というのは、日本下水道協会がお墨つきを与えて、50年ほど使えるということで、お尋ねしたところ、認可を受けたものということなんですが、この間の全員協議会に報告されたものによりますと、平島東と、平島南と、鎌島南と、操出の9,665メートルの管路のうち8,403メートルかな、86.9%でカメラを入れて確認したところでは、ふぐあいが発生しているんで改修が必要だというふうに伺っておりますが、しかもその事業費というのは、ここは、この平島東・南、鎌島南、操出もそうですが、ハイセラミック管以外も後でやっておりますから、私たちが外から見ただけではどこまでかわかりませんが、ハイセラミック管以外のものも含めて1万5,028メートル当たりで10億円ほどの費用を追加して、これは埋立マンホールも含めて10億円ほどでやって、そのうちの8,403メートル分がふぐあい、この間のお話だと改修しなきゃいかんという資料をいただきまして、しかも大体改修の費用は7億円ほどだというお話なんですが、7億円といたしますと、今のマンホールを含めまして1万5,028メートルのメーター当たりの単価は6万6,994円なんですが、7億円だと仮に仮定しますと、8,403メートルでは、それよりもさら4分の1ぐらい高い8

万3,000円をメーター当たり超えるものになりますが、そういうこの間の説明で、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 改修費につきましては、おおよそ総額7億6,000万円余りを見込んでおります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） これは本当に大変なことですよ。もともとそういう下水道協会のお墨つきのものが、この間大きい地震があったわけでもないし、全域でそういう割合で破損するなんていうのは極めて異常なことで、当初たしか市側については、県や国の支援も含めて費用については考えたいというお話だったんですが、結局どうもこの間のお話だと、全部市で負担しなきゃいかんというようなお話だったんですが、なぜ国や県は支援をしないということになったんでしょう。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 県には本市の現状と健全度の低い管の改築を進める旨を相談し、その際に国・県の補助金等の支援が受けられないか確認をお願いしました。回答としては、現状の制度の中では補助金の交付要件に該当する項目はなく、補助対象にならないとのことでありました。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 聞くところによると、この事業を引き受けた会社は既に倒産をしてないということになっておりますが、もともとは、だから認定を受けていたのもそうだと思いますし、それにしましてもこんな形で大規模に破損するというのはとても通常で考えられませんよね。この原因については、弥富の業者の施工が悪かったとか、そういう問題では全くないでしょう。その辺はどうなんですか。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 工事につきましては、施工後にはカメラ調査等で確認はしておりますので、工事等に問題はありませんでした。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 国の法律や制度の改正に乗るという形でやられたことですが、例えば環境事務組合の焼却場も、灰を溶融固化して路盤材で使えるということで、結局あれをつくるときは、そういう施設を導入しなければ高額な補助金は出しませんよと言われて乗ったんですが、結果として結局あれは、目的は達成したとあって、路盤材に一回も使われずに廃止をする、巨額な恐らく50億円近い経費をかけたものが、結果としてそうやってつくった灰も産業廃棄物として埋められるという状態で効果がないという形で、形の上では目的を達成

したとしてやめたんですが、下水道協会がお墨つきを与えた材料が、かくも短期間にこんな格好になるということについていうと、よほどの原因がなければ考えられないことですよ。もともとの認可をとったつくり方をしてなかったのか、手抜きをしたやつを買ってやったのか、今さらその会社は潰れておるからということなんですが、それにしただって非常に納得のいかない対応。

それからもう一つは、今の年間600万円程度だったら、7億円もかけて改修する必要が本当にあるかどうかということですけど、もっとたくさんの被害が発生することがわかっておれば改修しなきゃいかんと思うんですが、やらないと全部やりかえなきゃいかんような状況になるからやるのか、それともこの不明水のロスがあるからやるのか、その辺はどうなんですか。

○議長（武田正樹君） 小笠原下水道課長。

○下水道課長（小笠原己喜雄君） 今、管自体は割れている状態のものが多数あって改修をしようとしているわけなんですけれども、地下水が流入しているということがありまして、砂と一緒に引っ張っている可能性も十分ありまして、今、社会一般に道路の陥没等がしきりに話題になっていると思いますが、そういったことの一因ともなりかねないし、いつ道路の中に空洞ができるかということもわかりませんので、そういったことを防ぐためにも、早くそういった不安を取り除く対策はとりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） そうですよ、道路が陥没して事故でも起きれば大変なことになりますから、年間600万円で済んでおるからやめるというのはなかなか難しい話だと思います。ただ、こんな形で、これは弥富だけなんですか、それとも県下のほかのところではどんなふうになっているんですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ハイセラミック管の不良という形についての御質問でお答え申し上げますけれども、これは別段弥富だけではありません。愛知県の多くの自治体がこれを使用し、そして管渠の布設工事を行ったというような状況でございまして、私どもといたしましても当初教えていただいたのが愛知県の高浜市からの情報でございました。そして、高浜市の市長と私も含めて、国の議員との集会があるわけでございますが、その場においても私と高浜市の市長で、国の補助を求めていかないと大変な金額ということに対して、自治体としては大変困っているんだということでございます。

具体的にどこの自治体ということにつきましては県のほうで掌握をされているということでございますので、我々としては一つ一つの自治体に対してお話をするわけにはまいりません。しかし、これが不明水という形の中で非常に多くの量が今後も発生するということに対

してはほうっておけないだろうということで、私どもといたしましては順次やり直していこうという形で議会の皆様方にもお話を申し上げて、ある日突然陥没が起きたというような状況では大変危険なことですので、そのような形で平成29年度では約7,000万の事業費を組み立てていったところがございます。

しかし、総延長全てハイセラミック管をやり直した場合においては、10年間ぐらいの年月がかかり、7億数千万になるということが今回の皆様方に御報告申し上げる内容でございます。これは県のほうに一度しっかりと精査をしていただいて、どこの自治体でどういう形があるかという形で総合的な動きにしていかないと、これは解決できる問題ではないだろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、まとめてください。

○8番（三宮十五郎君） 時間がありませんので。幸い私どもも県議団も2議席持っておりますので、ぜひ県議会のほうでも県当局から説明を受けて、今おっしゃられたように、不明水そのものでいえば、そう大した被害ではないんですが、そのことによって道路や周辺の陥没が発生すれば、また大変なことになっておりますし、わかっておいて放置できる問題ではありませんので、ぜひこんな形になった背景と責任問題も明らかにしながら道理のある解決ができるように、私どももできる方向で努力しますが、市側も県下の市町と協力して必要な支援をお願いしていただくように強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、13日月曜日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時07分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 大 原 功

同 議員 朝 日 将 貴

平成29年 3月13日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 朝 日 将 貴 | 2番 | 江 崎 貴 大 |
| 3番 | 加 藤 克 之 | 4番 | 高 橋 八重典 |
| 5番 | 永 井 利 明 | 6番 | 鈴 木 みどり |
| 7番 | 那 須 英 二 | 8番 | 三 宮 十五郎 |
| 9番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 2番 | 江 崎 貴 大 | 3番 | 加 藤 克 之 |
|----|---------|----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 |
| 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齡 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼
農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 平 野 宗 治 |
| 庁 舎 建 設
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 | 秘 書 企 画 課 長 | 佐 藤 雅 人 |
| 危 機 管 理 課 長 | 羽 飼 和 彦 | 税 務 課 長 | 山 下 正 巳 |
| 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保 険 年 金 課 長 | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 | 伊 藤 仁 史 |

| | | | |
|--------|--------|----------------|---------|
| 福祉課長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所長 | 村瀬 修 |
| 児童課長 | 大木 弘己 | 商工観光課長 | 大河内 博 |
| 土木課長 | 山田 宏淑 | 下水道課長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水谷 みどり | 生涯学習課長 | 安井 文雄 |
| 図書館長 | 山田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 三輪 眞士 | 書記 | 土方 康寛 |
|--------|-------|----|-------|

6. 議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、江崎貴大議員と加藤克之議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） おはようございます。4番 高橋八重典でございます。

まず最初に、この3月11日で6年を迎えられます東日本大震災で被災されました方々と、4月14日で間もなく1年を迎えられます熊本の震災で被災されました方々に、心よりお悔やみを申し上げます。

なお、震災で亡くなられた方々の御冥福と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問2日目のトップバッターとして、また1期生の2年目の最初の一般質問として、元気よく通告に従いまして質問させていただきます。

今回、私は1点、「めざせ！交通死亡事故ゼロの街！！（脱ワースト）」をテーマに質問させていただきます。

近年、弥富市において交通事故が多発しております。中でも死亡事故が蟹江署管内で断トツの件数であります。特に昨年は、1月早々の死亡事故に始まり、12月末の死亡事故に終わるという非常事態が続いております。全国的に交通事故自体は年々減少傾向にありますが、相変わらず愛知県は14年連続ワーストと不名誉な記録を更新しており、平成29年2月20日から3月1日までの10日間に10名以上の死亡事故が発生し、ことしになって初めて、3月2日に大村愛知県知事が交通死亡事故多発警報を発令されました。3月8日現在、33名の方が亡くなっておられ、昨年に比べまして7名ほどのマイナスではございますが、依然、愛知県は断トツワーストワンです。

交通事故件数減少の中、高齢者による交通事故の割合は増加傾向にあり、連日マスコミ等で報道されております。愛知県に至っては、交通死亡事故の6割強が高齢者によるものです。

国も対策に乗り出し、平成29年3月12日から改正道路交通法が施行されました。そこで、当市における平成29年度の交通安全対策等を含めて伺います。

本市と蟹江署管内における交通事故発生状況を伺います。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） おはようございます。

御質問につきましてお答えいたします。

平成28年中におけます本市と蟹江署管内の交通事故発生状況についてお答えいたします。

まず、本市におきましては、事故件数が243件、死傷者316人、蟹江町では214件で278人、飛島村では113件、140人でありまして、蟹江署管内合計では570件、734人となっております。このうち死亡事故につきましては、本市が4人、飛島村が1人で、蟹江署管内では合計5人でございます。重傷事故は本市が6人、蟹江町が3人、飛島村が5人で、蟹江署管内では合計14人でございます。軽傷事故におきましては、本市が306人、蟹江町が275人、飛島村が134人で、蟹江署管内では合計715人であります。このほかに物損事故が3,139件ございました。以上です。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、御答弁いただきましたとおり、事故発生状況、平成28年1月から12月蟹江署調べによりますと、弥富市内で243件、316人の事故が発生し、死亡事故が4件発生しました。この中で高齢者によるものが67件、90名が事故にかかわったとのことで、死亡事故は3名の方が亡くなっておられます。市内交通事故のうち、高齢者の割合は27.5%、死亡事故に至っては75%と高い割合を占めております。

本市または蟹江署管内事故の当事者別、道路形状別、法令違反別の人数、構成率を伺います。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

蟹江署管内ということになりますが、当事者別発生状況につきましてお答えいたします。

四輪車が556人で75.8%、二輪車が40人で5.4%、自転車104人で14.2%、歩行者が34人で4.6%となっております。

続きまして、道路形状別についてでございますが、交差点が270件で47.4%、単路が277件で48.6%、そのほかが23件で4%、踏切の事故はありませんでした。

それから、次に法令違反別についてでございます。

まず、信号無視が24件で4.2%、運転操作が38件で6.7%、安全不確認が203件で35.6%、そのほか305件で53.5%でした。以上です。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現状、警察、安全協会、交通指導員、スクールガード、青パト隊等の方々による啓発活動が行われておりますが、答弁の数字からもわかりますように、自動車と自転車の交通事故の割合が大きく占めております。

そこで、当市での自転車運転に対する交通安全対策の現状を伺います。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

自転車の交通安全対策につきましては、小・中学生については交通安全教室、高齢者につきましては、警察による交通安全講話などの際に、自転車に関する話を含めまして、交通安全意識の向上を行っています。

また、弥富市のみではありませんが、海部南部高齢者交通安全総決起大会などを開催する際においても行っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 平成27年6月1日に施行されました改正道路交通法から自転車が軽車両であることが明確化され、危険行為とみなされれば厳罰化が盛り込まれております。私も警察でお話を伺った際に、自転車の取り締まりの強化、指導を強化してくださいとお願いもしてまいりました。

対策事例として、名古屋市が自転車事故の被害者を守ることを目的とした自転車の保険加入を条例化することを議会に提出すると先ごろ報道されておりました。そもそも事故をなくすことが前提ですが、被害者、被害者家族が泣き寝入りを防ぐためであるとの内容でございました。

実際、神戸で、小学5年生が運転する自転車にはね飛ばされ、67歳の女性が意識不明の重傷事故が起き、結果、裁判で高額な賠償金が請求された判例です。事故を起こさないことが一番ですが、事故が起きた際に被害者が守られることが大事であると思います。

当市の小・中学校自転車保険加入率はどのようになっていますか、伺います。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

学校での把握分のみとなりますが、まず弥富中学校が628人中396人、加入率が59%です。弥富北中学校が480人中227人、加入率47%になります。十四山中学校が159人中89人、加入率56%でございます。

小学生につきましては、徒歩による通学のため把握できておりません。以上です。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 自転車単体の保険のほかに、自動車の任意保険、クレジットカードにオプションで安価で簡単に付加できるものがございます。いま一度市民の皆様に見直しを

していただき、自転車の保険加入率100%を目指して取り組んでいただきたいと思います。

当市として、自転車の利用率が多い小・中学生、高齢者等に対する運転講習指導強化対策と被害者を守る対策等、平成29年度に向けてのお考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

今後も小・中学生につきましては交通安全教室、高齢者については警察による交通安全講話などの際に、自転車に関する話を含めまして交通安全意識の向上を図っていきたいと考えております。

また、被害者を守る対策といたしましては、保険加入の促進もあるのではと考えております。保険加入の促進につきましては、現在、交通安全教育の際に、自転車による事故における損害賠償につきまして詳しく説明いたしまして自転車保険について案内しておりますが、強制ではなく、あくまで任意のものですから、今後も交通安全教室等の際での案内程度にとどめさせていただこうと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、交通事故の絶対的な大きな原因が自動車です。幹線道路が多い当市を含む蟹江署管内ですが、それを言いわけにすることはできません。この問題は、さきにも述べましたとおり、今後ふえ続ける高齢運転者対策です。

本年3月12日施行の改正道路交通法の中でリスクの高い運転者対策と位置づけ、高齢運転者の推進として、新たに臨時認知機能検査・臨時高齢者講習が新設されました。改正前は、75歳以上の運転者が免許更新の際、3年に1度受けておりました。改正後、一定の違反行為、例えば信号無視、通行区分違反等があれば、3年を待たずに受けることになります。

国・県も対策に動き出していることから、当市としても連動して対策をしていかなければならないと考えます。

そこで、当市の自動車運転による交通安全対策の現状を伺います。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

これにつきましては、交通安全キャンペーンや交通安全講話などにより啓発活動のほうを行わせていただいております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現状の対策で高齢運転者の事故が増加していることに対してのお考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

高齢化が進みまして車を運転する高齢者の割合がふえれば、必然的に事故の割合もふえるかもしれませんが、問題は身体能力の衰えであったり、また判断能力の衰えが、車を安全に運転できるボーダーラインを超えていないかの判断がうまくなされるかどうかがとても重要だと考えております。それには、日ごろから家族や身近な人たちの見守りがとても大切ではないでしょうか。痛ましい交通事故を起こさないためにも、高齢者の身近にお見えの方々に、ぜひ御理解、御協力をお願いしたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 高齢者交通安全決起大会の中でも行われました交通安全対策等をもっと市民全体に波及するよう手段を考えなければならないのですが、役員の方々の参加だけで、周知は難しいのが現状だと思います。

そこで、市として各組織団体までの周知をいかに徹底するか、各個人がどれだけ自覚していただけるかが今後大きな課題になってくると思います。平成29年度の自動車運転による交通安全対策と高齢運転者による交通安全対策を伺います。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

現在行っております交通安全キャンペーンの際に行う啓発活動、高齢者を対象とした交通安全講話、小学生への交通安全教室以外にも、弥富市のホームページへの掲載であったり、広報を活用し、幅広く交通安全意識の高揚を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 近隣では、既に取り組みがされている市町もございます。中でも、豊田市、刈谷市では、市内在住満65歳以上を対象に、新車購入時、先進安全装置が搭載された自家用車購入に、一定の基準を満たせば、補助金を出して取り組みされております。

当市はこのような取り組みの予定、もしくは今後検討する考えがあるか伺います。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

本市といたしましては、先進安全装置に関する補助金交付につきましては現在のところは考えておりません。以上です。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 高齢者交通安全決起大会や警察の広報等で推進されております自動車運転免許自主返納について、当市の取り組みを伺います。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

本市におきましては、自主返納者に対しての特典などの優遇措置は行っておりません。以

上です。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 愛知県内で二輪車を含む運転免許人口は、愛知県警調べで平成28年12月28日現在では508万4,414名おられますが、うち65歳以上が104万5,834名おられます。自主返納者数は1万7,749名おられ、返納率は1.66%です。

当市における二輪車も含む運転免許人口は、愛知県警調べではございますが、3万126名おられ、うち65歳以上が6,772名おられます。蟹江署の調べではございますが、平成28年12月28日現在、自主返納者数は75名で返納率は0.24%です。仮に自主返納者全てが65歳以上と仮定しても、返納率は1.1%にとどまっております。

現在、60歳から64歳の方が2,141名おられますので、5年後を想定して単純に加算すれば8,913名になり、高齢者の占める割合が現状の約2割から3割に増加します。このような数字からもわかるように、運転免許自主返納をいかに推進しなければならないかがわかります。強制をするのではなく、自主返納をしやすい環境を整え、情報を提供することが大事だと思います。

運転免許証の有効期限内で自主返納と同時に運転経歴証明書を取得していただき、自主返納された方への特典を当市でも官民一体で取り組むことを考えてはいかがでしょうか。家族のために簡単にできる例を1つ御紹介いたします。

自主返納を機に車を処分する際に、意外と知られていないのが任意保険の中断手続です。等級が8等級以上であれば、中断手続がすごく特になるということです。10年間現状等級が保持され、同居のお孫さんであれば譲渡が可能になるため、この10年間の間に免許を取得できれば譲渡ができます。現在、若者の任意保険は非常に高額で、無保険の若者の車も少なくありません。おじいちゃん、おばあちゃんから、お孫さんへのすてきなプレゼントになると思います。

運転経歴証明書を取得された方への特典事例としては、最近、三重交通がグループ会社を含め平成29年3月1日から、運転経歴証明書を提示された方と同伴者1名まで、通常運賃の50%引きを開始されました。愛知県内では愛知県警察のホームページの高齢者運転免許自主返納サポーター一覧に紹介されております。

当市も、市内の企業や飲食店、商工会等の民間と協力体制をとり、高齢者運転免許返納サポーターの弥富版を取り入れてはどうかと思いますが、市側の考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

まず、先ほど議員がおっしゃった任意保険のそういったもう一度使うという方法につきましては、割と知らない方が多いので、そういったのも非常に大事だなというふうに考えられ

ます。

また、御質問にありました、現在、サポーター制度につきましては、各県の県警が主導で行っている制度でございます。県警としても既に浸透し始めている制度があります。ですから、弥富市独自で制度をつくるよりも、愛知県警の制度に登録する方がサポーター登録者もふえ、返納の優遇措置も充実するのではないかとということで、今後は愛知県警の高齢者運転免許自主返納サポーター制度の周知を行うために、本市といたしましてももっと啓発していきたいと考えるものでございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 最後に、全体の交通安全対策、高齢運転者対策及び運転免許自主返納について、服部市長に総括を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

高橋議員のほうに御答弁申し上げたいと思っております。

交通死亡事故ゼロのまちと、そういうものをしっかりと目指したらどうかということで、全く同感でございます。今までの御質問の中におきまして、私どもが今考えている施策につきまして答弁をさせていただいているところでございます。

また、この時間をかりまして、日ごろはゼロの日という形の中で、交通指導員さんの大変な御活躍をいただいております。また、小学生、あるいは中学生という形の中でのスクールガードさん、こういったことについても子供たちの交通安全に対して、天気の悪い日も含めて御指導をいただいております。心から感謝を申し上げていきたいと思っております。

先ほどの答弁の中にも出てきておりますし、また高橋さんもおっしゃっているわけですが、平成28年、愛知県は全国ワーストワン、14年連続というような不名誉な記録が続いております。そして、ことしに入りまして3月9日現在でも、同率ではございますけれども、大阪府、あるいは千葉県という形の中でトップを争っているというような状況でございます。また、弥富市におきましては、昨年、4名のとうとい命を亡くしてしまったというような状況でございます。

これは、交通安全対策にいたしましては全国的な規模でフォーシーズン、春・夏・秋・冬という形の中で全国交通安全週間ということを設定いたしながらしっかりと行事をさせていただいておりますけれども、何といたっても昨今の交通事故は高齢者が関係する事故が非常に多いと、6割を超えているというような状況でございます。高齢者の皆様方にハンドルを握る際にしっかりと注意していただきたい。時間に余裕を持っていただく、あるいは交通マナー・ルールを徹底して守っていただくというようなことをお願いしていき

いわけでございますけれども、この交通死亡事故につきましては、愛知県市長会のほうでもそれぞれの自治体から要望が出されておるわけでございます。それは、交通信号機であるとか、あるいはさまざまな標識、あるいはさまざまな道路改良というようなところに至るまで、交通事故に結びつくような状況というのを少しでも排除していかなきゃならないということで、我々も、特に信号機の設置につきましては自治体からも要望をしているところでありますし、またそういったことについても県のほうとしても予算を配分していただいていると思っておりますけれども、いずれにしてもまだまだそういったスピード感が私としては足りないということで、今後も信号機の設置等につきましてはしっかりと要望してまいりたいと思っております。

また、市といたしましても、平成29年度の交通安全に対する予算という形の中で示させていただいておりますけれども、施設整備という形の中で1,300万円、そして道路の区画線設置工事等々で1,600万円、合計2,900万円を計上させていただいておりますのでございます。こういったことで少しでも交通安全対策というような状況を図っていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

そして、高齢者の運転対策ということで御質問でございますけれども、何と云っても、今まで市単独でもいろいろと御指導させていただいておるわけでございますけれども、運転手、いわゆるハンドルを握る方の自覚というものをいま一度しっかり持っていただきたいと思うところでございます。ハンドルを握ったら必ず安全確認をしていただきたいということ、そして先ほど言いましたようにマナー・ルールをしっかり守っていただく、そして冷静な運転に心がけていただくという形でございます。

今、一番多いのがブレーキとアクセルの踏み間違いというような状況が非常に多いわけでございますので、冷静に運転をしていただくということが高齢者の運転対策としては非常に大事だろうと思っております。引き続き自治会として、あるいは福寿会として、さまざまな形の中で交通安全対策講話であるとか、あるいは実地指導というようなことについて継続していかなきゃならないと思っております。

免許証の自主返納という形についての御質問でございますけれども、これは大変難しいなああと正直思っております。私どもの地理的な要因もあろうと思っております。南北に16キロというような状況でございます。交通のアクセスという形の中においても、大変市民の皆様には御不便をかけているというような状況もあるわけでございますけれども、そうした形の中で、乗るということに対しては、まだ御本人さんも自信があるということもあるでしょうし、あるいはとても不便だというような状況の中で車の運転をされるというような状況だろうと思っております。

また、御家族の方に、おじいちゃん、おばあちゃん、もうやめたらという形で催促される

と思うんですけれども、そういうときはお話は聞かれると思いますけれども、なかなかそれが継続しないというのも実態ではないかなあと考えております。

そんなような形の中で、運転免許証の自主返納ということはなかなか難しい。しかし、じゃあこういう特権をつけたらやめていただけるかということがあるわけでございますけれども、例えばタクシーチケットを出すとか、あるいはコミュニティバスに対するチケットを出すとかというようなことについて、あるかもしれませんけれども、そういった形については、75歳以上の方についてはそのような制度についても実施しているところでございますので、どういふ方法があるかこれからも検討はしなきゃならないとは思いますが、御本人の自覚に任せていくというのが今のところの施策でございます。

ある自治体では、こういうことをお話ししていいかわからないんですけれども、御本人が亡くなった場合、自主返納していただければ、火葬場の費用の15%を費用として見ますよというようなこともあるわけでございますけど、この施策はいかなものかなあというふうにも思っておりますので、弥富市としてはそんなことも考えておりませんし、いずれにいたしましても、自主返納という形については御本人の自覚という形でございます。そんな形の中で、交通安全対策に対して全員で対応していくということが我々の基本的なスタンスでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、服部市長のほうから力強い御答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

結びといたしまして、今回、交通事故に対する質問ではございましたが、人命にかかわることですので、行政と市民が一丸となり、「めざせ！交通死亡事故ゼロの街！！（脱ワースト）」を目指して平成29年が1年過ごせるよう、私たちも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。服部市長には、持ち前のリーダーシップにて現実性の高い政策をとっていただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之。おはようございます。

春うららかな季節を迎え、春日和を目の前にし、身も心も弾む姿と。そして、また春の花も膨らみかけてまいりまして、面前に見えるそれぞれのまち、このまちにも私らのすばらしい三花春まつりがいよいよやっております。当市へ迎えることに市民も喜び、それに寄り添った私らも行くわけでございますが、それに参加をすることが大事なかなあと思っております。そういう意味で、躍動するこの弥富市に、新たなる楽しみと、うれしみと笑顔がこれから舞い込んでまいります。その市民とともに感じたいなあと感ずる次第でございます。

また、東北の震災後はや6年を迎え、私らは逆に6年生かさせていただくという状況かなと感ずる次第でございます。命をいただいて、そしてまたそれぞれの立場で市民の皆さんがおのおの、そしてまた思いを感じる状況だと思ふ次第でございます。そして、東北の震災と、また春を迎えるにおいて人間の五感細胞がめらめらとやってくるわけでございます。どうかそのような思いで、一つ実は子供さんたち、または子供の指導をしているスポーツクラブの皆さんたちが、3・11のちょうど午後2時46分に、スポーツクラブの監督さん、またコーチ、また子供たち、そして保護者の皆さん方が、その定刻になりましたら一旦スポーツをやめ、黙祷をしておられました。そういう指導も非常に子供さんにとってよいこと、そしてまたよい心を与えているなあと感じた次第でございます。弥富市の保護者の皆さん方がそういうような心づけを、これも一つに、常に市長さんは言うておりますけど、社会教育の一環だと思います。そういう意味で大事な子供さんのために、監督さんも黙祷をし、みんなとともに黙祷しながら、その後にもまた監督さんがいい言葉を言いまして、君たちはできる喜び、そして感謝をなさいよと。今ある自分たちの姿に、またスポーツにと。それぞれの状況の中で感謝をするということをおっしゃってられました。非常にいいお話なんで、少しつけ加えました。

さて、その中で我がまちが取り組んでいくのも、この5年間、さまざまな状況で、いろいろな分野で、そしてまた強固としていただく安心・安全なキーワードをもとにまちづくりが進んでまいりました。その中の一環で、地域地域におかれましてはそれぞれ考えがある中で取り組むわけでございますけど、いま一度十四山地区におかれましても、樺場、また神戸、鳥ヶ地と地域におかれましても再度確認状況をしたい旨もありながら、新しい目線でも考えていただきたい。現在の状況、一時避難、まず一時避難をすることが我々は大事でもございます。いろいろな会合の場でも、一時避難ということがまずは大事だということもそれぞれ申しておられます。今の現状、どのような運びになっているでしょうか、お伺い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

十四山地区の人口は、本年2月1日現在、5,469人で、この地区における一時避難所、私どもはわかりやすいように、よく「いっとき避難所」という言い方をしております。いっとき避難所につきましては、十四山支所、十四山中学校、海翔高校、孫宝第2排水機場、長寿の里・十四山、野村胃腸科、十四山保育所の7カ所で、全体の収容人数は7,184名でございます。これは1平米当たり1人という換算で計算しておりますので、よろしく願いいたします。

昨年度におきましては、十四山保育所に屋外階段を設置しまして、あと屋上避難施設整備

を実施いたしました。

津波・高潮避難場所の協定につきましては、内閣府の津波避難ビルガイドライン等に基づきまして、昭和56年施行の新耐震基準に適合または耐震診断によって耐震安全性が確認されたもの、構造が鉄筋コンクリートづくり、鉄骨鉄筋コンクリートづくりである建物で、3階以上での避難可能場所を有している建物。ただし、2階建てでも屋上への避難が可能な場合は対象としてお願いしております。

現在のところは新たな避難施設の建築については考えてはいませんが、今後も1人当たりの面積向上と移動距離が短くなるようにするために、公共施設の利用や避難計画を進めていきたいと考えております。

十四山地区の中の鳥ヶ地、梶場、神戸地区におきましては、基本的には十四山中学校、長寿の里・十四山、海翔高校、十四山支所、孫宝排水機場となります。現在、本市の津波避難計画の策定を進めておりますが、ここで地区の皆様と開催しております津波避難計画策定ワークショップでは、新たな避難場所について既存の民間等の建物を検討しております。以上になります。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 取り組む上では、今の現状の中で、そのように市民の皆さん方にしっかりと周知、そしてまた確認、そしてまた話をするということが大事でございます。どうぞそういう形でしっかりと今後は地域にとりましてお話を進めていただきたい、そしてまた確認をしていただきたいと思っております。

そういう意味ではもう一つ、大藤学区のほうでございますけど、稲元、寛延、また間崎、あちらの地域におかれましては、おのおの一時避難所というどういう対策を、今の現状、どのような形で相進んでおられますか、お伺い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

新たに黎明高校と一時避難場所の協定を結びまして、既に自主防災会が共同で避難訓練を実施してみえます。来年度には、学校教育課の事業になりますが、大藤小学校避難用屋上防護柵設置工事によりまして施設整備を行う予定になっております。

避難場所の協定につきましては、国の基準で協定を結んでおりますので、その基準を満たさないために本市が協定を結ぶことができない高い工場などの施設においては、地区と民間の顔の見える関係づくりで共助での協定をお願いしております。ただし、要請がありましたら、地区とともに協定のお願いのため、訪問等を行うことにしております。以上です。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 地域におかれまして、協定をしっかりと国のほうでの方針に従って行

っていくというわけでございます。当然のことでございますので、しっかりとそのような形で進んでいただきたいなあと思います。

また、梶場地域や稲元、寛延、間崎の地域におかれましては、新たな地域を見渡しますと、近隣の自治体、そういうまちがございます。飛島村さんでは大宝の避難所がございます。または、やすらぎの里がございます。このようなまちの考え方の一環として、見方を上手に考えていただく、そしてまた現状把握を確認する上で、広域的な視野を持っていただければなと、そしてまた御協力と御支援と、また臨機応変に対応していただくことが大事じゃないかなあと考える次第でございます。そのような心づもりはどうでしょうか、お伺い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

昨年7月に西尾張9市で災害時における支援協定を締結しております。ここで協議会を立ち上げておまして、今後は市以外にも、蟹江町、大治町、飛島村を初めとする町村とも協定を視野に入れ、その中で広域避難場所についても検討してまいります。以上です。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 非常によろしい考え方で、地域一体となる、まさしく言葉のとおり安全・安心に向けて地域がその方向性、しっかりと9市、そしてまた1町1村、そのような私らのこの地域は大事でございますので、くまなくお話をしっかりとまたしていただいて、そして弥富にとってよりよい形に臨んでいただきたい。

地域住民は、高台の場所に周知と、そしてまた安心感を与えることによって、日ごろから動きが保たれ、そしてまた話もでき、そしてまた確認もできるわけでございます。どうかそのよい取り組み方法、そしてまた地域と一緒に進んでいただきたいとよろしく願い申し上げます、この地域におかれませ対策を切にお願い申し上げる次第でございます。

次に質問を移らせていただきます。

当市におきましては、すばらしい魅力のある企業が数多くございます。その中でも平成22年、ファミリー・フレンド企業として県知事より表彰を受けられました企業がございます。その中では、子育て支援制度、介護支援制度、そしてその他の支援制度、所定外労働削減への取り組み、育児・介護以外での独自の休暇制度と、それぞれが思う管理責任者の方々が職員の言葉を聞きながら職場環境を整えと進んで取り組んでまいっている状況でございます。大変すばらしい状況だと思います。

その中で、新たにまた愛知県とともに、あいっこ家庭教育応援企業も、海部地区におかれましても津島市5社、そしてまた愛西市3社、あま市13社、大治町2社、飛島村3社、そして我がまち19社の事業所が一番多く事業所登録はなされておられます。そういう意味で、

この事柄の内容に関しても、最新的に取り組んでいますことは大変よいことでございます。

職場内や家庭教育を進めていく中で、みんなが教え合ったり、話し合ったり、また趣味の話をさせていただいたり、そして今一番重要な目上の方との会話ができる喜び、そういうことを学んだり、学力の向上と精神力、忍耐力、やる気が子供にとって出てくるという状況を進んでおられると感ずる次第でございます。とてもよい事業所、弥富市に19社の方々がおられます。これらの当市におかれませう応援や支援を一度考えていただければなあと感ずる次第でございます。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

ファミリー・フレンドリー企業とは、仕事と育児、介護、地域活動など、仕事以外の活動とを両立できるさまざまな制度と職場環境を持ち、ライフステージに応じた多様でかつ柔軟な働き方を従業員が選択できる取り組みを行う企業のことをいいます。

少子・高齢化がますます加速し、ライフスタイルの変化、経済のグローバル化など、社会経済構造が大きく変化する中で、労働者の家族を取り巻く環境も変化してきており、育児や家族の介護は労働者が就業を継続していく上で大きな問題となっております。

企業においては、このような状況に応じて、男女労働者が仕事と家庭を両立させ、十分に能力を発揮して働けるような新しい人事労働管理を行うことが必要となります。このような取り組みは、労働者にとってもメリットが大きく、企業の経営上も合理的であると言われております。愛知県では平成19年度にこの制度を創設し、推進を図っているところでございます。

また一方、平成25年度に始まったあいっこ家庭教育応援企業は、子育てに不安を感じながら働いている保護者がふえる現状を踏まえまして、企業・事業所等で働く保護者が安心して仕事に励むことができるよう、愛知県教育委員会と企業・事業所等が連携して家庭教育の一層の推進を図っております。

このファミリー・フレンドリー企業は、愛知県への登録制度でございます。あいっこ家庭応援企業は愛知県への賛同書の提出となっており、今後の登録制度及び賛同企業の啓発活動の一環といたしまして、この取り組みを市ホームページに掲載させていただき、企業や働く方を支援、応援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 部長の答弁、ありがとうございました。わかりやすく市民の皆さんにも伝えることができたかなあ感ずります。

ぜひとも市としても率先的に市のホームページをたくさんクリックしていただいて、地元にも、そしてまた中心にと皆さん方が、これからの子供さん、子育てしていく若い年代の皆さん

ん方が、私らのまちにすばらしい企業、事業所がたくさんあることを周知してもらうことが大事でもございます。魅力のある企業と事業所がたくさんあることは、さらなるこの弥富市にとって、そしてまたきらめく弥富にとって、若い世代が住んでいただき、住み続けるということを養うことができれば本当にすばらしいことだと思います。ぜひとも前向きに、これからそのような市のホームページをしっかりとまた出していただいて、多くの方に見ていただけるような形を相とっていただきたいと思いますと思う次第でございます。

私からの質問、以上をもちましておさめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に朝日将貴議員、お願いします。

朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 通告に従いまして質問をいたします。

大きく2点、1つ目は公共施設の今後の展望、人口減少社会に対応していくには、2つ目は若者に対する福祉政策で人口減少を抑制ということについて質問をいたします。

市長の施政方針演説の中でも、景気回復による市税収より社会保障費や公共施設の維持管理費増加が上回るため、財政環境は大変厳しい状況であり、これまでとおりのサービスの提供が難しい。そこで、平成29年度は行政の構造改革元年として、保育料の見直し、国民健康保険税の見直し、公共施設の統廃合を含めた維持管理の見直し等、さまざまな改革に着手するとおっしゃってみえます。私も同じ思いであります。次世代に負担を残さないためにも、今この問題に取り組む必要があるのだと思っております。

そこで、今回私が取り上げさせていただきました公共施設について質問をさせていただきます。

平成28年3月にお示しいただきました弥富市公共施設等総合管理計画を見せていただきました。2025年には団塊の世代が高齢期を迎えるなど高齢化が進み、社会保障費は増大の傾向にあります。一方、少子化が進み生産人口が減ることで、市の財政が圧迫されることが予想されます。

余談になりますが、私は高齢者がふえることは問題とは思いません。健康で長生きをしていただくことは大変すばらしいことであり、ただ高齢者という定義自体は今の時代に沿っていないと思うところもございます。年金制度が開始された昭和36年とは大きく時代が変わり、

その当時の平均寿命は、国の推計で男性が66.03歳、女性が70.79歳、平均69歳でした。一方、昨年、WHO（世界保健機構）が出した日本の平均寿命は、男性が80.05歳、女性が86.8歳、平均が84歳であります。平均を比べますと15歳寿命が延びているのに対し、年金の受給開始年齢や定年制については時代に追いついていないと思います。この問題を是正していき、生産人口をふやしていかななくてはならないのだと考えます。時代に沿った働き方改革は、今後進めていかななくてはならない課題の大きな一つであると思います。

問題は高齢化ではなく少子化であり、この少子化については次の質問で触れたいと思います。

さて、本題に戻ります。

財政を圧迫していく大きな要因の一つは、公共施設等の維持管理費ということでございます。この管理計画では、平成28年から40年間の見通しが計画をされております。平成44年から平成61年、この間に一斉に更新時期を迎えることを考慮し、計画をされております。詳細を見ますと、40年間の更新費用の総額は、総務省の公共施設更新試算によりますと1,076.6億円、単年度にしますと26.9億円必要となり、弥富市の過去9年間の投資的経費の平均が21.7億円ですから、インフラを含めた公共施設数を現状維持していくには、昨年度までの額に約5億円プラスして経費がかかるという計算になると思います。しかし、弥富市の中期財政計画の中の投資的経費は年度平均9.1億円とされており、先ほど申しました総務省の計算額の単年度当たりの計算でいきますと26.9億円に比べますと、17.8億円の差額が生じるということが指摘をされておりました。

さらには、事後保全型から予防保全型、要するに長寿命化していきましようということに移行することによって、単年度経費を18.7億円まで下げることができるというふうに記載もされており、この方式を採用して、なお中期財政計画との差額は9.6億円あるわけです。この差額をどう埋めていくかという課題に対応を迫られている上に、これから新庁舎建設事業、そしてJR・名鉄弥富駅の橋上化事業と大型事業が控えることも考慮をしていかなければならない大変厳しい状況に今弥富市はあると思います。

公共施設を統廃合、複合化、転用、民営化していくことは、将来世代に負担をかけない喫緊の課題として取り組まなければなりません。市民の理解を得ながら、議会もともに進めていかななくてはならないと私は考えております。

そこで、質問でございます。平成29年度から平成33年度までの弥富市中期財政計画が策定されておりますが、この計画には管理計画が反映されていないと思いますが、その理由を含めて伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 現在までの中期財政計画におきましては、平成23年度から平成27

年度までの決算額、平成28年度の予算額及び決算見込み額ベースに今後5年間の財政見通しを立てて今後の予算編成に資することによりまして、本市の計画的かつ健全な財政運営を維持していくことを目的として策定しております。

一方、公共施設等総合管理計画におきましては、先ほど議員もおっしゃられましたが、総務省のソフトを活用した今後40年間の公共施設にかかる経費の試算を行っておりますが、あくまで標準的な試算でございますので、今後は公共施設再配置計画、各施設の個別計画を策定することによりまして具体的な経費が積算できましたら、中期財政計画にも反映させていくことが必要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 各施設の個別計画をということでございますが、公共施設の中の約5割を占める学校教育施設では個別の計画というのが策定されておると伺っておりますので、ぜひそういったところからも早期に進めていくべきではないかと思えます。

次に移りますが、管理計画では、その施設ごとの方針が書かれております。その中の一つの弥富産業会館について少しお話をさせていただきたいと思うんですが、産業会館も老朽化が進み、早期修繕の工事が必要な施設ということでございます。更新、統廃合については、新庁舎建てかえとともに移転を考えると書いてあります。新庁舎の中に商工会が入るのは難しいと伺っておりますが、その理由と、新庁舎への移転が難しくても、保健センター、歴史民俗資料館など、新庁舎建設に向け、統廃合、複合化をどのようにお考えであるかを伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員に御答弁申し上げます。

まず、朝日議員のほうから、一緒になって、大変厳しい時代が来るという形の中で、行財政改革を進めていかなきゃならないということでお話をいただいております。そういった考えに立っていただいて、一緒になって議員ともども、議会ともども、我々としてはこの行財政改革に取り組んでいきたいと思っております。

今現在も、先々週あたりから、平成28年度のさまざまな自治会の総会に私は出席をさせていただいております。そして、その中で施政方針の一端として話をさせていただいているのは、この行政改革の話でございます。

平成18年4月に合併したということにつきましては、最大の行政改革であったらうと思っておりますけれども、さらにそれを進めていかなきゃならないという形のもので私が言っている行政改革の元年だということでございます。さまざまな形において公共施設の老朽化、あるいはさまざまな形で今までやってきたものに対し、手直しをしていかなきゃならないということでございます。そうした形の中において、御負担をいただくことも住民の皆様にも

お願いしていかなきゃならないという一端の中で、国民健康保険税の問題、あるいは保育所の料金の問題等々についてもストレートにお話をさせていただいているところでございます。そういった形の中で、1年間しっかりとその基本的な計画を定めて、また決定をしていきたいと思っております。

さて、産業会館についてどうするかということの御質問でございますので御答弁申し上げますけれども、議員おっしゃるように、産業会館は建設が昭和51年12月ということでございますので、約40年経過をしているわけでございます。老朽化が進んでいるということは、私どもとしても理解をしているところでございます。しかしながら、この産業会館というのは、1階が商工会、そして2階が市の持ち分という形で協定書を交えさせていただいております。そういう状況の中において、産業会館を他のところに移すとか、あるいはあそこの場所からなくすということにつきましては、これは商工会とも十分な協議をして諮っていかなくちゃならないというところでございます。そうした形の中で、一度商工会の皆さんとも意見交換もさせていただきたいと思っております。

そして、御質問の歴史民俗資料館につきましては、先日、永井議員にも御答弁をさせていただきましたけれども、私は今度の新庁舎の建設に対しては、外にある公の施設をできる限り中に取り込みたいということでございます。いずれはそれが老朽化をし、あるいはやり直しをしなくちゃならないというような状況が来るわけですね。そしたら新庁舎を建設するときに、保健センターであるとか、そういった公共の施設を一堂に入れて、そして効率化を図っていく、あるいは利用勝手のいいようにしていくということを今、基本的に考えているところでございます。

そうした形の中で、今、視野として考えているのは、保健センターを庁舎に入れて、そしてその跡地に歴史民俗資料館を持ってきて、図書館との連動、そして庁舎との連動という形の中で、多くの市民の皆様にご利用いただきたいという考えを持っておるところでございます。具体的な移転等につきましてははっきりしてまいりましたら、また議員の皆様方にも、そういった形について御意見をいただきたいと思っておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 大変力強い行政改革への意見を伺わせていただきました。

特に産業会館は1号線にも面して市内でも一等地であります。その有効活用は市民からも注目度が高い施設であります。先ほど市長がおっしゃられた新庁舎建設という絶好の機会を生かして進めていただきたいと思います。

統廃合と聞きますと、多くは総論賛成、各論反対とよく言われて、そういったことが予想されるわけですが、私たちは先の現実を見据えて健全な財政運営をと強く訴えていかなくてはならないと思っております。こうした寂しい話をしなくてはいけないのは、現実

から目を背けない、市民皆さんに、そしてそのお子さんやお孫さんの世代のことを考えて丁寧に説明していく誠実が必要であると思います。その説明をしていくに当たりまして、しっかりとした先の見通しを示して、その見通しを一つの物差しとして訴えていきたいと思っております。この見通しの必要性、そうしたところから、今現在、市はどこまで先の財政見通しを立てておられますか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 財政見通しでございますけれども、さきに御答弁いたしました中期財計画5年でございますけれども、その計画の中に長期見通しとして10年後の予測をしておるところでございます。公共施設等総合管理計画の更新、統廃合、長寿命化へ取り組みに対する財政見通しにつきましては、先ほども申し上げましたが、総務省の試算ソフトを活用した40年間の公共施設にかかる経費の試算を行っております。

これは、まず計画の第1ステップとして保有する公共施設の現状把握を行う段階での標準的な試算でありますので、今後は次へのステップの段階となる公共施設の再配置計画、学校さんとか再配置を計画しておるところもございまして、全て多くのものが公共施設の再配置計画を立てて今後進めていくわけでございますので、その中でまた各施設の個別計画の策定をしていくことによりまして、より具体的な試算を行いまして、中期財政計画との整合性のある財政見通しを立ててまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 見通しがなければ、市民に説明ができませんので、ぜひわかりやすい指標を作成いただくと助かります。

さて、人口減少社会、右肩下がりの方が予想されます。市民感情としても、漠然とした不安の声が特に私の同世代からも聞こえております。その不安を取り除くために、具体的に先の未来をさらに今以上に発信していく必要があると考えております。健全な財政を運営していくためにも、今後、公共施設の増減をどうすべきか、管理計画で示されている施設ごとの方針にも記載されていますが、これらの中で仮に減らしていくということをするならば、どのような理由で、どこの施設から取り組んでいかれるのか、その方向を含めて市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 公共施設の更新、統合や廃止等につきましては、今後、老朽化した公共施設の修繕、更新費用に対して充当可能な費用が大きく不足することが予想されております。人口が減少する局面を迎えまして財源不足となる中で、現在の規模や機能を維持したまま施設を更新することは非常に困難になることから、更新時期を迎えた建築物については、原則として他の施設との統合、複合化や減築等の検討を行い、施設総量の縮減を図って

いく必要があると考えております。

これらを計画的に実施していたために、公共施設適正配置計画を策定いたしまして、施設総量や施設配置の適正化を推進していかなくてはなりません。特に施設の廃止を検討する対象といたしましては、利用者数が少ない施設、本来の設置目的による役割を終えた施設、老朽化の進んだ施設で、代替施設がある施設などが考えられます。また、民間サービスへの転換が可能な施設についても、廃止の検討もあわせて行う必要があると考えております。

ポイントは、市民の皆様、議会、市役所庁内にわたる合意形成であると考えております。公共施設の老朽化をめぐる状況は極めて深刻ではありますが、あるべき論だけでは理解、納得は得られないと考えており、取り組みの各段階におきまして常に合意形成に気を配り、市民とともに着実に推進していくことが大変重要であると認識しております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 合意形成というキーワードが出ました。合意形成が大事なのだと。この合意形成をこれからつくっていただけるということでしょうか。ぜひ検討していただいて、我々もぜひ参加をさせていただきたいと考えます。

次に策定されます新しい総合計画が、平成31年度から平成40年度まで、前後期合わせて10年の計画を策定するとのことでございます。公共施設の統廃合等なしで総合計画の計画期間内、現状の今の市民サービスを提供し続けていけるのでしょうか、見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 本市が将来にわたって安定的に満足度の高い行政サービスを提供できるように、健全な財政運営、最適な資産管理、職員の能力向上など、長期的かつ多角的な視点で進める自治体経営の確立を目指していかなければならないと考えております。

効率的な行政運営の推進とか限られた財政を効率的に活用するため、経費全般についての見直しを行い、徹底的な削減、合理化を図ってまいります。

また、財政状況の分析・公表を積極的に行うことや、事業効果や費用効果など、重要度、緊急度等を総合的に勘案し、事業の重点化を図りながら、効果的・効率的な財政運営を推進し、また自主財源の確保として、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、市税を含めた収納率の向上や公共施設等の利用者の増加及び維持管理コストの縮減などに努めながら、自主財源の確保と国・県の各種補助制度の有効活用を図りながら、今後もサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員に追加答弁させていただくわけですが、平成31年から平成40年までの第2期の私どもの総合計画を立案していかなきゃなりません。これは、平成29年度と30年度、2カ年にわたってしっかりと、また市民の皆様にもアンケートを配りなが

ら進めさせていただくわけでございますけれども、先ほど私も答弁させていただいたように、この第2次の総合計画の中においては、さまざまな形で行革を進めるということをはっきりと明記させていただきたいと思っております。そして、市民の皆様と、さらにその10年、そしてその先の10年に対して、弥富市がそういう形の中で市民の皆さんに安心していただけるようなまちづくりをしていかなきゃならないと思っております。

そういう形の中で、次の第2次の総合計画につきましては大変重要な計画になるだろうと思っておりますので、議会の皆様方にも御理解をいただきながら計画を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） おっしゃるとおりでございます。行政運営の限界を超えれば、市民の負担が増していくわけですので、バランスを考えた公共施設の数の適正化というのをしていかななくてはならないのだと思います。

私は市民サービスの現状維持をしていくには、今、服部市長から、総合計画をつくっていく際に考えるとおっしゃっておられましたが、行政改革、市街化区域をふやすだとか、そういう働きかけ、それから企業誘致、観光資源の創設など、今以上に実行していかななくてはならないと思います。

管理計画の中でも注目すべき点は、人口1人当たりの公共施設の面積という項目がございます。その中で特に保育所でございます。弥富市は公共施設の延べ床面積が人口1人当たりが3.41平米で、近隣市町村に比べて多少多い程度でございました。しかし、保育所に関しては、飛島村を除く他市町に比べて2倍以上多いことがわかりました。弥富市は子育てに手厚いということが、このデータを見てもわかるとおりでございます。この点については改革の余地があるのだと思いますし、この管理計画でも統廃合、複合化または転用、そういった可能性を検討すると記載されております。私もその改革を進めるべきだと思います。

私が思うに、保育所に関しては民営化というのが一つのキーワードかなと思っております。民営化をされた場合、その分、今、保育所に勤めてみえる職員さんが、今度新しい新庁舎になったときに増員をしなくてはならないというところが出てくると思います。そういった部署にも補充することも可能であろうと思っておりますし、問題はさまざまあると思っておりますが、こうしたところを重要検討課題にするべきだと私は考えておりました。次に策定する新総合計画には、こういった点も含めてどのような施策を盛り込んでいくべきか、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 総合計画につきましては、先ほど市長が述べたとおりでございます。各マスタープラン、都市計画マスタープラン及び第3次の行政改革大綱、それから中

期財政計画などとも整合性を図りながら、市長が言いましたように、市民アンケートとか市民ワークショップ、パブリックコメントなどを実施いたしまして次世代を担われる市民の参画をさらに進めて、行政と協働・連携して各種の課題を解決するための方策を探りながら、引き続き住みよいまちづくりの指針となる、市民の皆様とともに今後の弥富市の針路となる総合計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 10日の金曜日に行われた一般質問でも、佐藤高清議員がおっしゃられておりました。歳入をふやさないと、歳出を抑えていくしかないと言われておられます。私も共感いたしますし、とにかく次世代に負担を残すことだけは避けたいものだと思います。次に、2つ目の質問に入りたいと思います。

若者に対する福祉政策で人口減少を抑制ということでございます。

余談で少し申し上げました。高齢化は問題ではない。少子化こそが問題であるとの考えです。私も独身でありますので、人口減少に拍車をかけてしまっている一人として、この課題に独身者の目線で取り組ませていただきたいと思います。

私の知り合いにも同世代で未婚の方は、少数ですがおられます。話を聞きますと、一番の課題は出会いのチャンスがない、次いで収入が少ない、結婚を負担と感じているというような内容です。確かに収入が少なければ、結婚へのステップの障がいとなることでしょう。私自身、職業上、いつ無一文になってもおかしくない業界に不安視されることもあろうかと思えます。しかし、結婚された方々の話では、結婚を機に真面目に働くようになった、安定した収入を得なければならない状況になったので仕方ないけど働いています、そういった現実と向き合う姿勢が一方ではあるわけです。この現実から目を背けては結婚というのはできないのであろうし、何とかするという勇気を持たなくてはいけないのだと思います。

そこで、そうした勇気を持たない私のような方々に手を差し伸べていくことが少子化対策の一つだろうと考え、お金をかけずにサポートしていくにはどうしていくべきであろうかという思いで質問に入りたいと思います。

昨年2月に策定されました弥富市の人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所の推計で、2040年には弥富市の人口は3万8,247人という推計が出ております。人口減少自体はとめられないと私は考えますが、今後、人口はふやすことができるのか。具体策を含めて、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 人口減少問題は、地域経済や地域住民の生活に大きな影響を与える極めて深刻な問題と認識しております。我が国の人口は1億2,711万人となりまして、平成22年から平成25年にかけて94万7,000人が減少して年平均18万9,000人の減少でありまして、

本市におきましても人口減少が始まっておりまして、平成27年の国勢調査の人口等基本集計結果によりますと、平成27年10月1日現在の本市の人口は4万3,269人でありまして、前回の調査、平成22年でございますけれども、3人の減少となっております。

また、年齢3区分別人口と高齢化率の状況といたしましては、15歳未満の年少人口は5,894人で、15歳から64歳までの生産年齢人口につきましては2万6,249人、65歳以上の老年人口につきましては1万702人ございまして、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で老年人口が大幅に増加いたしまして、高齢化率は25%になりました。

前回の国勢調査時点までは緩やかに人口増がございましたが、今後はさらなる人口の減少と少子・高齢化は避けられず、本市におきましても自然増・社会増の伸びは厳しいものであり、減少することになると考えております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 人口をふやすことができるかという形の中で、先ほど国勢調査の結果、27年の結果は22年対比でマイナス3人というような状況で、マイナス3人でも減少は減少であろうと思っておりますけれども、22年と27年の間に何があったかという、それは平成23年3・11東日本大震災なんですね。これが、海拔ゼロメーター、マイナスという大変厳しい環境にある私ども弥富市にとって、大変これは重要な問題であろうと思っております。それ以前は緩やかな人口増という形で来ているというふうに総務部長も言いましたけれども、400人、500人、一時的には600人は1年間で人口がふえたときもあるわけですね。そういった形の中での今回の国勢調査の結果というのは、大変厳しく受けとめていかなきゃならないと思っております。

それは、まず自然環境をどうしていくかということだろうと思っております。防災・減災という形の中で、これは弥富市が、もう安全だという形のを早急に準備していかなきゃならない大変大きな課題だろうとも思っております。そしてまた、生産年齢というか生産人口が縮小しているというところに対して、よく考えていかなきゃならないと思っております。まずはそういったことに対して、もちろんふやすということは努力していかなきゃならないわけでございますけれども、減らさないという努力をまずはしていかなきゃならないと思っております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 本当におっしゃるとおりだと思います。この減らさない努力というのを私もこれから、拍車をかけてしまっている一人としても考えていかななくてはいけません。そういった人口が減っていくという現実をしっかりと受けとめて、ただ黙って見ているわけでもいけませんので、少しでも歯どめをかけていきたいと思っております。

人口増を、減っていくというようなことに対して、ふやすというか、人口減少を抑制しよ

うという意味で、人口を少しでもとどめましょうということを考えるときに、他市町村より弥富市への移住を伸ばすのか、今現在お住まいの弥富市民の皆さんの出生率を上げていくのか、はたまた外国人をさらに受け入れていくのか、限られた財源の中で全てに全力投球はできないと思いますが、市としてはどの方向に力を入れていかれるのか、方針を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） この人口減少に向けてでございますけれども、弥富市も国からの要請によりまして、弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しておるわけでございます。先ほどの移住につきましては基本目標の2として新しい人の流れをつくるということにおきまして、出生率については基本目標3の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという、その2つの点において取り上げておるところでございます。

移住につきましては、潜在的な移住希望者が本市への移住・定住に結びつくように、移住の促進、本市出身者の地元での就職率の向上など、本市への人の流れをつくる取り組みに、仕事と人の好循環を確立することに取り組むことを重要視しております。

都市圏からの本市への流れを見据えながら、移住・定住者の希望のニーズを的確に把握いたしまして、各種環境の整備及び本市の魅力の発信など、積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

出生率向上につきましては、安心して産み育てることができるよう、結婚・出産・子育てに係る各種施策・事業に取り組んでいるところであり、今後も継続して充実に努めてまいります。

また、本市には多くの外国人の方も居住してみえますので、外国人の方にも安心して生活できるような環境整備や体制づくりも必要であると考えております。

弥富市人口ビジョンにおきましては、自然増減と社会増減の両方を重要視しておりますので、地域の活力を向上させまして、若い世代が集まり、安心して働き、希望の結婚ができ、子供を産み育てることのできる地域社会の実現のために、引き続き各種施策や事業の推進を行ってまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 外国人の方のちょっと追加をさせていただきますけれども、多分、議会議員の皆さんもびっくりされると思いますけれども、今、弥富市は外国から見えまして住んでいただいているわけでございますけれども、外国の国籍を持ってみえる国籍の数は39カ国あります。多分びっくりされると思いますね。1,500名でございます。これは少しずつ増加しているというような現象にあるわけでございます。そうした形の中で一番多いのは、今、ベトナムとか、あるいはブラジルとか、3番目には中国と、そういうところが多いわけでございますけれども、いずれにいたしましても39カ国の方々が弥富市に在住でございます。

そうした方々も含めて、我々は生活環境も含めて、しっかり御意見等も聞きながら共生していかなきゃならないとも思っております。とりあえず外国人に対する基本的な情報をお伝えしました。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 大変驚きの数値であります、39カ国ということ。

方針については、満遍なく総合計画のほうでもやられていくということですが、先ほどの市長の御答弁でもございました東日本大震災の影響で、我が弥富市は海拔ゼロメートル地帯にあり、その災害のことを考えると、転入のほうはなかなかしにくい環境であると私も思っております。ですから、移住に力を注ぐよりは、現在弥富市にお住まいの方、この方々へ出生率の向上を図る施策の充実を図っていったほうがよいのではないかと考えます。

現在、弥富市の出生率が伸び悩む要因と、出生率を上げるには何をすべきか、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 本市におきます出生率を見ますと、平成22年に413人であったのに対し、平成27年は346人と減少しております。合計特殊出生率は1.56と全国平均の1.38を若干上回るものの、出生数に大きくかわる15歳から49歳の人口が平成22年の9,355人から、先ほども申し上げましたが、平成27年には9,075人と減少しております。これは弥富市に限らず全国的なものでございますけれども、出生率が増加に転じることは厳しい状況であると考えております。

また、私どものデータはございませんが、全国的に未婚化・晩婚化が進行しておりまして、平成27年の平均初婚年齢を見ますと、男性31.1歳、女性29.4歳となっております、平成7年から男性は2.6歳、女性は3.1歳上昇しており、晩婚化が顕著であるというデータが出ております。

このような中に、出生率向上に向けた取り組みといたしましては、私どもの施策でございますけれども、子育て支援に力を入れるということと、また先ほど議員もおっしゃられる若者の出会いの場の創出、それから結婚につなげるための支援や妊娠・出産・子育ての各段階に応じて切れ目のない支援などを基本的な方向として各種事業を取り組んでまいりたいと考えております。

また、来年度、平成29年度には、経済的問題で結婚に踏み切れない方を支援する目的で、新婚の方の世帯所得が340万未満の方に24万円を上限として、住宅賃貸費用等の一部を補助する結婚新生活支援補助事業を新規事業として計画しておりまして、弥富市で結婚をして、弥富市で安心して子育てができるよう、引き続き各種施策を実施してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 御答弁の中に晩婚化ということでございます。晩婚化、男性が現在31.1歳、女性が29.4歳ということですね。切れ目のない支援をやっていくということでございます。さらに、この29年度では引っ越し住宅の支援として、上限を24万円つけましょうということでございますね。予算の枠は750万円だったかなあとと思いますが、たしか年齢制限や所得制限なんかがございますが、これは聞くところによると、豊橋市で以前取り組まれていた政策だと。去年は申請の数が1件しかなかったとか、なかなか手が届かないような制度では意味がありませんから、ぜひとり合いになるぐらい、750万円の予算がぱっとなくなるぐらい、所得制限なんかも大幅に中間層をもっと見ていただくような政策にさせていただいて、4月に開始したらすぐなくなっちゃいましたというようなものにするのが望ましいのではないかなと私は思っております。

晩婚化という人口ビジョンにも示されていないかと思いますが、弥富市の結婚年齢の推移というのは、市の推移がどうなっているか、またこの出生率に対する是正策というのがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほどの答弁と重複いたしますけれども、晩婚化の推移については本市のみのデータは把握してございません。先ほどの国のデータでも晩婚化は上昇しておりますということでございます。

私ども地方創生の関係で若い方にアンケートをとった結果がございまして、結婚に関する社会規範が弱まる中でアンケート調査をした結果ですけれども、結婚願望は強くあるということでございました。結婚の実現に向けまして、本市といたしましては、社会福祉協議会とかJAとの連携によります結婚相談や婚活イベントの開催など、出会いのきっかけづくりや結婚につながる環境づくりを進めてまいります。しかしながら、結婚への障がいといたしましては、議員もおっしゃられていましたが、収入状況も大きく、結婚資金を確保し、経済的に自立した夫婦生活を送ることができるためにも安定した雇用の創出が課題であるとともに、育児休業の取得促進や多様な働き方の普及などを通じまして、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた男女共同参画を初めとする各種取り組みが重要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ワーク・ライフ・バランスの実現ということでございます。仕事と生活の調和という意味だろうかと思うんですが、こういった若い世代がどういう考えか、私も同じ世代ですけど、詳しくはわかりません。そのアンケートの結果も、また詳細を教えてくださいなればと思います。

最後に、子育てするなら弥富市へとおっしゃっておられます前段階である若い世代に向け

て、市長の総括をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 若い世代という形の中では、独身者もそうでしょう。また、もう既に社会人として御活躍をいただき、そしてまた結婚生活をしてみえる人も若い人はたくさん見えるわけでございますけれども、一般的にいう若い方々という形の一つの年齢の幅の中で、そんなようなことも考えていきたいわけでございますが、よく住みやすいまちづくりのランキングってどういうことというふうに言われます。それが東洋経済新報社あたりから、こういう条件を満たすと住みやすいまちづくりなんだよということが言われて、そのランキング順位が毎年のように発表されるわけでございます。

日本全体では1,800の自治体数がございます。これは全国の市町村、そして東京だとか神奈川県横浜等は区があるわけでございますが、そういうところもカウントされておるわけでございます。名古屋も区があるわけでございます。そういった形の中で、1,800の自治体のランキングという形の中で、弥富市は今現在、53位の位置づけにされております。少しランキングが落ちたぐらいなんですけれども、その指針として、指針を我々はまちづくりの一つの参考にさせていただいているというところもあるわけです。

どういうことかという、これは若い人だとかそういうことじゃなくて全体的に言えることなんですけれども、まず生活環境という形の中で衛生環境はどうなっているのということが問われます。公共下水道事業であったり、あるいは農業集落排水事業、いわゆる下水道事業の完備、これが問われるわけです。そして、少子・高齢化ということがございますので、病院だとか、あるいは介護の施設はどうなっているの、そのまちはということが問われます。あるいは、土地の単価という形も含めてそうなんですけれども、持ち家制度ということが問われます。自分の持ち家制度が、そのところに住んできちっとできるかどうかということがあられるわけです。今、弥富市、全体の持ち家制度というのは95%を超えているんですね。皆さん個人個人で住宅を持ってみえると言っても過言ではないかなあと考えております。

そして、もう一つ大きくは、財政力指数はそのまちはどうなっているのということだと思います。これはさまざまな行政サービス、あるいはそれぞれの皆様方の負託に応えられるかどうか、そういう財政力があるかどうかということがランキングを決められる。また、そのまちは大都市に近いかどうか。私どもといたしましては、名古屋という大都市に比較的近いところにあるというようなことから高いランキングにもなっているかなあと考えておるわけでございますが、こういったことに対して新たに私たち独自のまちづくりという形の中で、例えば若い方々に対しては子育てするなら弥富市へという形の中で、さまざまな子育て支援をさせていただいておるわけでございます。これをもう少しうまくアピールしていかなきやならないということも言えるだろうとっております。

いろいろな機会を通じて、そういう子育てという形に対してはアピールをしていかなきゃならないと反省もするところでございますけれども、そういったことと同時に、実際、アンケートをとったことがないんですけど、若い方々が私ども弥富市に住んでいただいて、あるいは住もうとしていただいている人に対して、どのような要望があるのか、どのようなことを望んでみえるのかということをしかりと私たちが把握しなきゃならない。それは、いろいろな要望だとか、あるいはお願い事という形で出てくるかもしれませんが、私たちが想像する以上のことがアンケートの中からその効果が出てくるんじゃないかなあというふうにも思っております。ぜひそういう形の中で若い人たちに対して一度アンケート調査をしていきたいなあと思っておりますのでございます。

そして、若い人たちは、そういう要望もあるかもしれませんが、すごい情報の発信力であるとか行動力があります。そうした形の中で市をぐんぐん引っ張っていただくということを期待していかなきゃならないと。そういう形の中のものが少し欠けているということについて反省をし、次のステップで若い人たちの意見を聞いていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 今、市長のお言葉の中に、アンケートをとっていくと。今、若い人たちがどのような要望を市に持ってみえるのか、これを把握していくことが本当に一番大事だと思っております。御答弁いただきましたので、ぜひ29年度、実施していただければと思っております。私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） この後に質問予定の早川公二議員から通告の全部を取り下げる旨の申し出があり、これを認めましたので、よろしく申し上げます。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最初に、服部市長のほうから修正答弁がありますので、よろしく申し上げます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 済みません、時間をいただきまして。修正させていただきたいと思っております。

先ほど朝日議員の答弁の中で、私が住みやすさランキングという形の中で全国の自治体数1,800と申し上げましたけれども、このランキングの順位の対象は813という形の中で、市と

区の間違いでございますので、町村は入っておりませんので、813という形の中で訂正をさせていただきます。おわびして訂正させていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目、県道子宝愛西線又八地区の歩道設置についての進捗状況をお聞きしたいと思います。

平成27年9月議会の一般質問で、県道子宝愛西線又八地区の危険箇所の歩道の設置をお願いしました。区内距離は前ヶ平から佐古木1丁目まで2.2キロメートル、速度制限は40キロで、追い越し禁止、駐車禁止となっています。現在、工事中であります。弥富八田線、今の段階ではこの県道までの工事になりますが、これが開通するようになれば、また状況も変わってくるようになるかと思えます。今以上に交通量がふえる可能性もあります。市長より、まずは地縁団体の設立をしていただいて、しっかりした手続を踏まえた後に県に要望していきたいとの答弁をいただきました。そこで、27年12月20日に又八町内会臨時総会を開催し、子宝愛西線歩道設置に伴う地縁団体認可申請について賛成多数により承認・可決され、認可申請に向けて進めることができました。

平成28年7月24日に、再度、又八臨時総会を開催し、地縁団体認可申請について賛成多数により承認・可決され、必要書類を添えて区長から市長宛てに認可申請書を提出することが確認されました。平成28年7月29日に又八区長から市長宛てに認可申請書を提出しました。8月5日、市長より地縁による団体「又八町内会」の設立について認可を受理されました。このように、又八町内会地縁団体設立の経過がありました。又八町内会としての手続は一応全て完了しました。現在の子宝愛西線歩道設置についての進捗状況と、今後どのようにこれを計画されていくのかをお聞きします。

○議長（武田正樹君） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑君） 御答弁申し上げます。

先ほど議員のほうからもお話のありました県道子宝愛西線又八地区の歩道設置未整備区間につきまして整備進捗が図られるよう、昨年8月5日付で認可地縁団体「又八町内会」として設立されました。

この地縁団体の設立は、当該未整備区間の用地測量の際に必要となります境界立ち会い等、今後事業を進めていく上において非常に重要となるものであります。県に確認いたしましたところ、本年度、昨年6月より現況の地形測量と歩道詳細設計を実施しています。来年度は地元の皆様へ計画説明を行い、御理解していただき、今後の法務局への土地の登記手続の状況を考慮しながら事業を進めていきたいと考えていますとのことであります。

今後は、用地取得や登記事務処理についての調整等さまざまな諸問題について、関係者の

協力を得ながら地区の方々とよく相談させていただき、この事業が早期に整備されるよう関係機関とも調整しながら取り組んで進めていきたいと考えますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

これというのは、全て完了するというのか、そういう手続はどのぐらい年数がかかるものですか。

○議長（武田正樹君） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑君） 今、法務局とも調整を進めながら、この先どういったふうに登記の事務のほうの手続も処理も進めていかんということを調整しておる段階でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 最近発行されたある会の機関紙に、「行政どうなっておる。佐古木駅へ行く子宝線、歴代の区長が県道の側道陳情するも、相手にしない。よほど頭を下げてお願いしないとやらん。変わってきた世の中、危ない」と書いていらっしゃる方もいます。何十年もの間、危険箇所として指摘されてきました。この危険箇所に歩道を設置していただくために地縁団体をつくらなければいけないため、平成27年に設立を諮ったところ、人口数622人のうち、ほぼ全員の賛同を得ることができました。事が起きてからでは遅いと、住民の皆さんも一日の早い歩道設置を願っています。この住民皆さんの思いと願いが早く実現できますよう、市からも強く働きかけをしていただくことを要望いたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員に御答弁申し上げますけれども、行政どうなっておるというお叱りをいただくわけでございますけれども、少し勘違いをさせていただいているかなあと思っております。この問題につきましては平成4年、あるいは平成12年にも、過去2回にわたりますて県との折衝の中で私どもは道路の安全ということ、あるいは歩行者の安全ということについて事を進めさせていただきました。しかしながら、事業認可というか、事業のこの内容についてはお認めいただくわけでございますが、法務局、いわゆるそういった形の中での調整がうまくいかないわけですね。ということは、地元名義の土地の取り扱いということに対して、さまざまな法務局の受け取り方というのがあるわけでございます。今度、皆様方に県のほうが平成29年になったら説明をするとおっしゃっておるものですから、これはこれでまたしっかりと説明会を開催されると思っておりますけれども、行政としては何とかあの道路に歩道が設置され、安全に車歩道分離という形の中で努力をしているわけでございますので、行政どうなっておるという形で一方的に言われるのは、少し私としては理解に苦し

むところでございます。

先ほども言いましたように、平成4年、平成12年、しっかりとそれぞれのところで交渉させていただいておっても、なかなかできないものはできないというのが、さまざまな所管との関係もあるわけでございますので、その点においては御理解もいただきたい。我々は努力していないということではないということをおえて申し上げさせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） おっしゃるとおり、この危険箇所につきましては、何十年も前から言われてきていました。私が思うには、あそこは県道ですので、直接弥富市がどうこうということはないと思うんですが、危険箇所としてわかっているのなら、市としてももう少し早くこうしたらいいんじゃないかという、そういう提案も欲しかったなあというふうに思っています。何十年かたって、やっと今一歩が踏み出されたという、そういう状況ですので、もっと早くこちらのほうに、こうしたほうが良いという、何かそういうアドバイスでもいただけたら、もう少し早く進んだんじゃないかなと思いました。

とにかく今後とも一日も早い歩道設置をよろしくお願ひしたいと思っておりますので、県のほうにもよろしく要望しておいてください。

これで1つ目は終わります。

2点目になります。学校給食による3R循環型環境教育についてをお聞きしたいと思います。

環境省では、食品ロス削減を含め、学校給食の実施に伴い発生する3R促進環境を図るとともに、食育、環境教育の観点から、学校における学習教材としての利用を促進するためのモデル事業を実施することとし、実施市町村の募集をしました。

環境省が各市町村における学校給食の実施状況を調べたところ、学校給食センター等の複数の学校の給食を調理する共同調理場のみで調理を行っている割合は50%と半数を占めています。単独調理場と共同調理場の併用が29%、単独調理場のみで行っているのは19%という調査結果が出ています。

昨年12月に弥富北中学校に厚生文教委員会で給食の試食に出かけました。生徒さんたちとともに食した久しぶりの給食でした。栄養士の方からの説明を受け、アレルギーのことや物価高騰などでメニューに影響があるのか、いろいろなお話を聞くことができました。献立にも工夫がされており、また人気のある献立についてはリクエストも起用しているとのことでした。給食時間が待ち遠しくなるのもよくわかります。給食センターから運んでくる時間がたって冷たくなってしまった給食ではなく、学校で調理して、できたてのおいしい給食を子供たちに提供できる弥富市は自慢のできる学校給食ではないでしょうか。生徒さんたちも楽

しみにしていると、校長先生からお話を伺いました。中には、お母さんがつくるのよりおいしいと言っている子供さんもいるとのことでした。たくさんつくと、二、三食分つくるよりも、たくさんつくったほうがおいしいのは事実ですが。

小・中学生期の健全な食生活は、健康な心身を育むとともに、将来の食習慣を形成する上で大きな影響を及ぼします。そんな中、弥富北中では給食の残食はゼロだというとてもうれしいお話を伺いました。

そこでお聞きしますが、弥富市のほかの小学校・中学校では残食状況はどのような状況でしょうか。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 答弁の前に、厚生文教委員会で給食の視察、試食にお出かけいただきまして、ありがとうございました。生徒たちも、緊張しながらも楽しい給食の時間を過ごせたことと思っております。

それでは、御質問の小・中学校の残食状況ですが、昨年、平成28年11月の1週間の全校分の残食量の調査を県が実施しました。そこで、弥富市の1日当たりの残食状況は、小学校8校で全体量1,345キログラムのうち残食量が7キログラム、残食率0.5%、また中学校3校では全体量739キログラムのうち残食量が2キログラム、残食率0.3%という結果でした。

平成27年度の調査結果では、県平均の残食率が小学校は5.1%、中学校は3.4%でした。この結果を見ましても、弥富市の学校給食の残食がいかに少ないかということがわかります。また、海部地区では残食率が一番低い状況でございました。

その背景といたしまして、弥富市の学校給食は、学校の給食調理室でつくる自校調理方式であり、児童・生徒が調理用具を見ることができ、調理員とも直接触れ合うことができます。つくった人への感謝の気持ちが自然に生まれ、残食量にも反映しているのではないかと考えております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 弥富市の学校給食はとてもおいしいと評判もいいそうです。今の結果をお聞きして、本当に弥富市の給食のレベルの高いことがよくわかりました。

皆さんも御存じだとは思いますが、3Rとは、リデュース、ごみを出さない、リユース、繰り返し使う、リサイクル、使ったものを資源として再利用することです。

そこで、少なからず給食に使う材料などから生ごみが出るとは思いますが、学校給食から発生する生ごみ、食品ロスについて、3Rとして何か取り組んでいますか。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 残食が各校ほとんどない状況もあり、3Rとして意識した取り組みは特に行っておりません。ただし、小学校では、野菜を切った際に出る残菜の一部

を校内で飼育しているウサギ等の餌にしているところもございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 4年生の社会科では、身近な生活からごみの処理や活用について学習する内容があると聞いています。三重県のある小学校では、平成24年から「くるりんフード事業」を行っています。これは、学校給食で出たごみを回収して堆肥化を行い、その堆肥を使って栽培活動を行う中で、堆肥化の様子を見学して可燃ごみの減量を目指す環境学習です。

この「くるりんフード事業」の大きなポイントは、循環型社会の実現、生ごみを大切な資源と捉え、堆肥にして田畑を元気にし、野菜の収穫や、その田畑を流れて流れる雨水がきれいになることだそうです。

このように、子供たちに循環型社会について学ぶ場があるそうですが、弥富市では食育、環境教育についてどのような考えを持っていますか、またどのような指導をしていますか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 食に関しては、給食を通して会食の楽しさを味わえながら食事のマナーや好ましい人間関係を育成するとともに、栄養のバランスのとれた食事や食品衛生について理解を深めさせ、各教科・領域の中で食に関する指導を進め、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通してみずからの健康管理ができるようにすることや、各地域の産物、食文化を理解し、尊重する心を持つことを目標として指導しております。

また、食育活動として、つくってくれた人への感謝の気持ちを持って残さず食べることを目標に、1年生に給食室で調理員が調理している様子を見せて、実際に調理員が使っている巨大な調理道具を扱う体験をさせている小学校もございます。

また、地産地消の取り組みとして、地元農家がつくった野菜や米を年間通して計画的に購入し、献立に取り入れることにより、地域や地域の産物の理解を深める機会としております。教科と関連させた取り組みとしては、学校で栽培した野菜を調理して食べたりもしております。

環境教育については、各教科・領域の中で循環型社会への関心を高めながら、限られた資源を有効に活用する手段や再生に向けた意識の向上を図ることも目標として掲げ、各校取り組んでいる状況でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 全体的に追加答弁をさせていただきます。

先ほど鈴木議員のほうから、現在の学校給食において、センター方式、あるいは単独の自

校方式というような形で、その構成比的な形でお話をされました。今、センター方式は、従来の自校方式から多くの自治体に変化させていっているわけですので。そうした形の中で、センター方式にどんどん移行していくというような状況で、鈴木議員がお調べいただいたように、自校方式ではもう2割を切ってきているというような状況でございます。

今、弥富市の児童・生徒の数というのは約3,700名でございます。そうした形の中で、全ての小・中学校において自校方式をとっておるわけでございますけれども、その総額は1億2,000万ほどかかっているところでございます。こういうような状況の中において、これは一つの考え方として、我々も自校方式から、あるいはセンター方式に変えた場合において、おいしさを維持しながらもどのような形で効率化を図れるかということは、行財政改革の一環といたしましても検討していかなきゃならないとも思っております。そういった形の中で、第2次総合計画の中においてその辺のところを今からしっかりと考えていきながら、市としての方向性も出していきたいと考えておるところでございます。

自校方式はすばらしい方式だということは重々わかりますけれども、今、そういった形の中での給食の提供に対して非常に多くの経費もかかっているということについては、ここでしっかりと考え直す必要もあるかなあと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 弥富市の先ほどの残食のすごく少ないというのは、そういう意味では各学校で調理したのから、給食をとる場所にすぐに温かいうちに持っていけるということから、恐らく冷たいものを温めなくてもいいということから、すごく残食率が減っていると思います。今、市長のお言葉のほうでは、それがセンターのほうに移行される可能性もあるということですよ、今後。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今の給食のあり方について、自校方式からセンター方式に一度検討して、費用対効果ということも図っていく必要があるということではお話をさせていただいておりますけれども、すぐにセンター方式に切りかえていくということではございません。先ほども言いましたように、多くの諸経費がかかっているわけでございますけれども、そういった形の中で、子供さんたちに対してはおいしさを失わないということが前提でございます。そういうことが前提で、一度そういった形のセンター方式も考える必要になってきたという形で御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 調べてみますと、平成25年度の日本の食品ロスの量は、事業系と家庭系を合わせると約632万トンになります。これは、平成26年の世界全体の食料援助量の2

倍になります。私たちの年代では、親から戦争中の食料がない時代の話をよく聞かされました。今の子供たちは、物があがり過ぎて選ぶのに大変です。未来を担う子供たちに、地球環境の一つとして、一人一人が食べ残しがないように意識することで地球の環境も大きく変わっていくんだという、そういう認識を持たせたいものです。

食べ残しのないことが一番大切なわけですが、再利用できるものはごみではありません。今後もおいしい給食が食べられ、残食がないことが自慢のできる弥富市にしていきたいし、子供たちにも食の大切さ、そして循環していることを小さな子供のうちから知ることは大切だと思います。学校給食を循環型社会の生きた教材として、さらなる御指導を要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（武田正樹君） この後に質問予定の堀岡敏喜議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願ひします。

暫時休憩とします。再開は1時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時28分 休憩

午後1時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願ひします。

○12番（堀岡敏喜君） こんにちは。12番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きくは防災について、以下数項目にわたり質問をさせていただきます。

阪神・淡路大震災から22年、東日本大震災は発生から6年が経過をし、熊本地震は来月で発生から1年がたとうとしております。このほかにも台風や集中豪雨などの風水害、それによる土砂災害、インフラの老朽化による災害、大火など、日本の各地で毎年のように災害が起こっております。地球の営みとして、自然発生をする地震や気象の猛威は避けることはできません。しかし、たとえ災害となっても、人命に及ぶ被害をなくす、少なくすることは、過去の災害から学び、現在の実生活に生かすことによって可能となります。

いかに減災を目指すのか。この3月定例議会の初日、平成29年度の施政方針の中で服部市長は、重点な視点の一つとして防災を上げられ、過去の災害を教訓にハード面・ソフト面の強化、さらには復旧・復興に向けての受援力の体制強化を上げられております。

これらを可能とするために、地理環境的なリスクをはね返し、それを上回る防災力をつけ、住みやすい、住みたいまち弥富市を目指すことが求められているのではないのでしょうか。本日は、そういった観点で質問をさせていただきます。

まず初めに、新年度の弥富市における防災への取り組みについて伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 新年度の取り組みについて申し上げます。

まず、津波ハザードマップを各コミュニティ地区単位で津波避難計画の冊子を作成し、皆様に配布する予定でございます。

次に、自主防災組織等支援事業で、結成費、活動費、防災資材購入費補助の継続、また各コミュニティ単位の防災訓練への補助は引き続き行ってまいります。

また、津波・高潮避難設備として、西部保育所屋外階段・屋上設備工事を行いたいと考えております。

次に、伊勢湾岸道路でございますけれども、伊勢湾岸道路の下のところの側道が消火栓がないということで、消火栓の設置工事を行ってまいりたいと思っております。

以上、市民の安全・安心のために、まちづくりをするものでございます。

また、今申し上げましたハード面だけではなく、ソフト面として自助・共助の重要性の観点からも、引き続き自主防災会全体会の開催を継続もし、公助としての役割として積極的に自主防災組織の活性化、未結成の地域への働きかけも続けてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今、部長のほうから、公助として自主防災組織の活性化、また啓発に向かうのは公助の役目であると、そういう発言がありましたので、以下の質問にもつながってまいりますので、そのまま進めさせていただきます。

次に、自主防災組織の現状について伺ってまいります。

現在は72地区中60の地域で設立をされていると伺っておりますが、現状と課題について市としてどのように認識をされているのか、伺ってまいりたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 自主防災組織の現状と課題でございますけれども、自主防災組織を結成することによりまして、被害の拡大を防いだり、付近の人たちの避難誘導をして混乱を避けることも期待ができるだけではなく、平常時においても防災知識の普及や地域の危険箇所、防災上の問題点を確認・改善することに役立つものだと考えております。

また、地域での防災訓練として、初期消火訓練、避難誘導訓練や防災資機材・設備機器の点検、動作確認などを初めとして、たくさんの効果があると考えております。

この大切な活動にも、地域や人によりまだまだ温度差があるように感じておりますが、組織を結成することだけではなく、本当に地区での防災意識を高めていただき、共助の力を発揮していただきたいと考えております。新年度におきましても、自主防災会全体会で東日本大震災を経験された現地の自主防災会の会長をお招きいたしまして、どのような活動が効果

的だったかというような講演をいただく予定でございます。

公助の役割として、地域の災害に対する対応力の向上に向け、自主防災会とのつながりを一層強力にしていくことに努めてまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） それはそうなんですけど、課題としては、できない課題というのはどういうふうに市は認識をされているんですか。まだ全部ができていませんよね。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 自主防災会ができない、難しいということにつきましては、それを引き受けられるリーダーのなり手と申しますか、そういう何かリーダーになると難しいんじゃないかということで、なかなかつくられないというのが市としての認識でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 組織をつくろうとすると、どうしてもそういうふうな壁に当たると申しますけれども、そうならないように市民お一人お一人の自助の啓発から始まるものだと思います。今回は防災会の全体会をされるということなので、このことも後で触れますので、このまま質問を続けさせていただきます。

その前にちょっとお聞きしたいんですけど、防災の補助で85%の補助が今、市はずっと取り組んでくださっておるんですけども、これはあくまでも資機材によるものなんですね。例えば、自助啓発のために、危機管理課の方であるとか身近な方がやると、侮って聞かないというのもあります。だから、第三者の力をかりて、例えばコミュニティで自助啓発するのに講演会などをされる場合、そういったことの補助というのは、資機材に今使っている防災会の補助としては使えないんですかね。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 今のところ要綱のほうでは資機材のみとなっておりますので、そのあたりは要綱の変更が必要かと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今後、防災会の全体会をされるということですので、後で聞きますけど、この間の津波避難計画策定ワークショップのときに、各自治体の責任者の方が、地域のつながりと自己の自助啓発という部分をすごく問題視されていたんですね。それを例えば一自主防災会でやろうとすると、どうしても費用もかかります。ただ、コミュニティの単位でやれば、お金をかけて呼ぶ人でしたら、それなりの人も必要ですし、そういうところでの補助があると取り組みやすいという部分もありますので、防災会全体会のときに、一度そういう意見がありましたら、ぜひ検討はしていただきたいなあと思っております。

それでは、質問を続けさせていただきます。

具体的な事例と現状を検証しながら伺ってまいります。

まだ記憶に新しい昨年12月の22日午前10時半ごろ、新潟県糸魚川市で発生した大規模な火災。火の不始末という人的要素と、強風と突風という自然的な要素が加わり、延焼件数は約140棟、被害は約7万5,000平方メートルに及んだと見られております。総務省消防庁によりますと、地震や津波を除く住宅や飲食店が火元となった火災としては過去20年で最悪の結果となりました。この大規模火災を契機に、住宅や店舗などが密集した市街地における大火の危険性や消火活動の難しさが改めて議論の的となっております。

今回の大規模火災で、糸魚川市は付近の約360世帯、約740名に避難勧告を出しました。しかし、これほどの大火にもかかわらず犠牲者はゼロ、これは後にも触れますが、被害地域における日ごろからの地域のきずなの成果だと言われております。

弥富市内、特に市街地には消防車も入れない狭隘道路に区切られた住宅密集地が幾つもあります。糸魚川市大火を教訓に、弥富市の住宅密集地をどのように認識し、その地域の防災対策について伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 大火でございますけれども、本市におきましても住宅密集地では糸魚川大火のように、乾燥・強風などの条件のもとでは大きな被害が考えられます。このことから、海部南部消防組合の消防力と市として適切な消火栓の配置はもとより、日ごろから火災に対する意識の啓発が重要でありまして、少しでも被害を減らすために自主防災会と地域の消防団の連携も重要でございます。互いに訓練をしていただくなど、少しでも被害を少なくとどめられるように市として協力して、そのようなことに努めてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 後でも触れますけれども、火を出さないことに重点を置いて進めていっていただきたいと思います。その後、また質問させていただきますけれども、続けさせていただきます。

弥富市における消防体制は、飛島村との一部事務組合として海部南部消防組合として運営をされており、消防本部消防署と北分署、南出張所で24時間365日、地域の安心・安全を守っております。近年、自治体の合併が相次ぎ、一つの自治体の面積が広がっている上、過疎化も進んでおります。地形や住宅の密集状況など、地域の実情に合わせた消防戦略が不可欠であると考えます。

火災は初動対応が肝心で、消防団など担い手の存在は大変貴重であり重要ですが、高齢化や人口減少により年々減っているのが現状であります。人口をもとに決められる消防車の台数は基準を満たしてはおりますが、消防職員の数はほとんどの自治体で国が求める消防職員

定数より下回っております。しかし、自治体財政の面からも消防職員をふやすことは簡単ではありません。消防装備の充実が進んでも、担い手の縮小が進む状況は全国共通であり、かなり心配な状況と言えます。

弥富市として現状の消防力をどのように認識し、糸魚川市大火を教訓に、実情に合った消防戦略をいかに構築していくのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員御意見のように、火災は初動対応が肝心でございます。海部南部消防組合の消防力だけではなく、地域の消防団の力は大変重要と考えております。議員の心配されております高齢化に伴う担い手の減少、消防団においても人員確保の難しさは本市においても同様でございます。火災に対する市民の意識の啓発の重要性は、先ほども述べさせていただきましたが、今後は市役所、消防署、消防団、自主防災組織の一層の連携が重要であり、それを進めることによりまして市全体としての消防力を発揮していけるものと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） それでは、消防力を高めることは、今、部長の答弁からもあります。容易ではありません。そうであるなら、今以上に自分たちの地域は自分たちで守るという住民の防災意識、火の用心の姿勢が問わせているのだと思います。火災が起きたら、発見したらどういう行動をとるのかなど、今後どのように市民、また地域の方に醸成をされていくのか、伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） どのような行動をとるかということでございますけれども、市民の皆様お一人お一人が防災意識を持っていただくことが一番重要なことでございます。この意識の高揚として自主防災組織の存在がございます。災害発生時の初期活動に始まり、消防などの防災機関が現場に到着して活動を開始するまでの間、初期活動や地域で組織的に活動を行っていただければ、被害は最小限に抑えることができると考えられます。その防災組織活動を活発にしていくことは地域の消防団の活動とともに大切であり、ともに災害時に活動できるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 先ほど本文でも言いましたけれども、被害者がゼロだったんですね。このゼロだったという一つの要因は、古くから人の入れかわりが無い地域でもあったわけですが、それは弥富市内でも同じ状況ですけれども、どういう連携がとられていて、消すという初期消火が追いつかない状況だった現状を考えますと、早く逃げろと、そういう連絡網ができていたということが一番大事じゃないかなあと。出たらそうせなあかんのですけ

れども、そうなる前に、まず火災を出さないということをどうやって地域の方、うちの地域は危ないんだよというところを地域の防災会なり地域の自治会の方が、よく御存じだとは思っただけけれども、そういうことをしっかり醸成していくというか情報を流してあげることも大事じゃないかなあと思います。

また、これはちょっと余談なんですけれども、たくさん燃えた中で、1軒だけ燃え残った家というのが実はありまして、その方は、すごい密集地だから、火事が起こったら多分延焼するだろうということで、建築段階からかなり意識が高く、燃え移らないような設計というものをされていたということです。普通の家が金額がどれだけのものかわかりませんが、大体1.5倍ぐらいかかったということなんですけれども、こういったことも情報で流されると、中にはお金に余裕のある方もいらっしゃったら、そういう密集地域で、そういうリフォームなどをしていただくと、そこで延焼がとまるということも考えられるものですから、情報として流すということはずごく大事でして、一つの災害から得られる教訓というのは幾つもあると思うんですね。そういう形でリフォームが進めば、市には助成はないですけれども、経済効果もあるんじゃないかと、そういうような考えもございます。

この火災を出さないため、災害にならないための本当の具体的な取り組みを以下の質問で進めていきたいと思います。

さて、昨年は市制10周年で、多くの祝賀行事、イベントが行われました。その中で、秋には地震による津波を想定した大規模な訓練が行われ、市主催の津波避難計画策定ワークショップも開始をされました。そのほか、最近では市内の自主防災会やコミュニティでも独創的な訓練を行うところもあり、市内全体では取り組みに差はあるものの、市民の防災意識は確実に高まってきていると思えます。

今後さらに防災意識の向上を図り、防災への取り組みは弥富市の文化の一つ、防災先進都市弥富市を目指すべきと考え、以下質問をしてみたいです。

昨年9月よりスタートをいたしました津波避難計画策定ワークショップですが、これはどういったことを目的に行われ、今後どのように展開をしていくのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 津波避難計画策定ワークショップでございまして、これにつきましては、6年たちます東日本大震災での巨大の津波などによりまして、死者・行方不明者が2万人という甚大な被害をもたらされたことを踏まえまして、震災以降、各地で津波避難計画の策定が進められております。

愛知県におきましても、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の結果を公表し、これに基づき本市をモデルとした津波避難シミュレーションを実施したところがございます。この結果を反映した愛知県市町村津波避難計画策定指針が平成27年2月に改訂さ

れました。

本市におきましても、これらの経緯や状況を踏まえまして、地震や津波から住民等の命を守るための施策として、この津波避難計画を市民協働のもと策定することといたしました。このたびのワークショップにつきましては4回開催しておりまして、第1回に始まりまして、第2回、3回につきましては地区別でのワークショップでの意見をいただきました。その意見などを計画に反映すべき内容を検討、提案を、第4回目の最終でございますけど、まとめさせていただき、津波避難計画へ反映していくことを目的としております。

開催に当たりましては、このワークショップの本旨でもあります、みんなで考え、計画する津波避難計画の策定へ向けてという本旨をつくりまして、みずからが考えていただきまして、実際に対応できる避難計画を目指し、取り組んでいただいております。新年度におきまして、その皆様からの意見を頂戴したものと、弥富市の特性や過去の災害を分析したものを反映した、発災後に次に何をすればいいか、どこへ行けばよいかを参考にできる冊子を作成してまいりたいと考えております。

今後も、策定した計画の時点ごとの修正を考えながら、ワークショップ開催の継続も行っていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 私もこの津波避難計画策定ワークショップ、2回目だけ抜けたんですけど、ほかは全部出させていただきまして、ここは議会でございますので、あまり褒めて言うことよりも、よりいいワークショップを、市が主催してやったわけですから、やっていただけるように。本当によかった点といたしますのが、市民の方と、消防団の方と、また小・中学校、そういう教育関係の方と一つのテーブルで、一つ防災のことについて、地域のことについて話し合うことができたというのは、そういう場をつくっていただいたというのはすごいよかった、そのように思います。ただ、全体的な4回の回数を通して、一番最初に廣井准教授に講演をしていただいておりますよね。その中で廣井教授が何を話したかといいますと、公助としては、ハードインフラというのは幾ら整備しても、災害の規模というのは、それを超えるものであればどうしようもないと。そしたらどうするかというところもありまして、いかに安全な場所に逃げるかとか、あと人間が起こったことへのパニックになったときに、どういう神経回路で、どういう考えを起こすか、精神バイアスというんですかね、そういうところの危険性をしっかり住民で周知しておくことが大切だよということを前段でお話しされてワークショップに入っていたわけです。ですから、一番最後、津波避難計画、どこに逃げたか、どこに私は逃げるのというところまで細かく決まったわけではないですけども、こういう話し合いをして決めていくんだよという姿勢だけは示せたということで、大変な効果だと思います。

きょう、資料を先に配らせていただいた学区別の津波・高潮緊急時避難場所、これは関係ないけど言うておきますけど、先ほど違う議員の方の答弁でも役場の方もよく間違えられるんですけど、避難場所と避難所とは違いますですね。避難場所というのは一時的に避難する身の安全を場所のことですので、避難所というのは、ふだんの生活ができなくなったので、一時的に生活をする場所のことを避難所と言いますので、ここだけ間違いないようにしないと、市民の方も混同される方が多いもんですから、まずそのことだけ言うておきたいなあと思います。

これ、資料が申しわけございません、平成27年の4月1日現在でしか学区別の人口統計がホームページのほうからとれなかったもんですから、それにあわせて、避難所の箇所、収容人数は今の市が公表されております緊急時避難場所のそれぞれの地域において出しております。これを見ますと、白鳥地区は約1割ぐらい足りない、一番足りないのが弥生地区でして、3,450人ぐらい足りない。ただ、でも津波が来るからといって、全ての市民が避難場所に移動しなきゃならないのかといたら、決してそうではないですよ。集合住宅も市街地には多いもんですから、その方々は逃げなくてもいい。また、小学校とか中学校が開校中は生徒さんは逃げなくていいわけですから、全員がその場所に移動するということはありません。津波避難計画策定ワークショップでもそうなんですけれども、一番最初に決めないかんことは、誰がどこに逃げるということをまず決めておかなきゃならないんじゃないんですかと。ですから、今後、津波避難計画策定ワークショップ、それで細かく決めていくということの下地は引いていただいたので、でも各学区にこれだけ、一応地域に住まわれる方が避難できるスペースが実は確保されているわけですよ。まず振り分けて、この3月11日前後にうちのほうにも問い合わせがあって、うちはどこに住んでいるんやけど、どこに逃げたらいいんですか、津波が来たらって聞かれるんですよ。でも、それは地域で決めていただくかなあきませんしか答えられないんですね、私ら。一番大事なことは、確かに自助を啓発していくことは大事なんですけど、津波というのは弥富市が準備が終わったから来るというわけじゃないですから、いつ起こるかかわからないわけなんで、まず決めなきゃならないのは、各地域に振ってもいいですよ。学区別に出ているわけですから、先にこの地域はこの場所へと言え、自治会でいう組あたりまで、この組はあそこの場所に避難するんだよということをもっと指定してあげることから始められてもいいんじゃないですかね。その辺、部長どうですか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 確かに議員のおっしゃるとおり、市民の方々がどこへ避難したらいいのかわからないということも結構ありますので、確実にここへということを決めるということは非常に重要なことだと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 僕、行政側がこの場所へ逃げなさいと決めることは必要ないと思うんですよ。ただ、そういう決めることを、地域に今、自主防災組織があるところに関しては、というかコミュニティ単位で自治会でもいいですから、まずこのことを地域住民の一人お一人が、逃げる必要がある人はここに逃げるんだというのがまずわかっていることからスタートするんじゃないかなと思うんです。家族構成とか、また御年齢が高齢だったりすると、うちが逃げるのは、ここは遠いからここへ逃げたいわとかいうのがあれば、それは地域で調節していけばいいんであって、また逆にそういう声が上がってくることによって、地域の要配慮者の、ここにはこういう方が住んでいるんだなということの確認が、私、とれていくんじゃないかな、そのように思うんです。

ですから、一旦振り分けてあげて、防災会の全体会をされるのであれば、その段階で各コミュニティに、この地域はこの地域とある程度割り振りを決めることが大事じゃないかな。地震があった後に津波が来るわけですから、地震があった後に、これは市が指定をしたのは56年以降の建築基準に見合ったRC鉄骨かな、流されないということを条件に建てられた、でもそれが残っているとも言えないわけですよ。ですから現実、本当に地震があった後にすぐ動かなきゃならないんですよ、水が来てなくても。そういう習慣が弥富市の人は誰もないですから、どれだけの人がこの行動にすぐ移せるかというのは、それこそ防災の今回の取り組みで醸成をしていかなあかん部分であって、まず決めてあげる。各お1人でもいいから、自分の避難場所までの距離とか、時間とか、避難経路とか、大丈夫かなとか、あと橋があつてここは壊れるおそれがあるなと思ったら、避難経路も2つ、3つ考えるとか、具体的な話に僕は進んでいけるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう行き当たりばったりとか、ぼんと投げてしまうんじゃないかと、実際に弥富市で避難者ゼロというのを目指すのであれば、そこまで下地を引いてあげるとか、きっかけをつくっていただけるとか、そういう取り組みこそ必要なんじゃないかな。

また、それがお一人お一人に各地域に振ったとすれば、それを例えば回覧板で回すとかやる中で、そこに自治会が収集するアンケートなんかを入れておきますと、さっき言った要配慮者でも、高齢者だけじゃなくて、あなたはこの場所でもいいですかと。どこか希望がありますかと。避難に困難な場合があるかもしれません。そのことを書いてくださいとか、そういうことを書いておくと、自治会でそれが把握できるようになれば、今、一生懸命要配慮者の対策というのを練っていますけれども、こういうことにも自治会単位でつながるんじゃないかなあ。

今回、年度がわりで、いろいろ首長さんとか新しい役員が決まっていく中で、自治会の年間行事というのが決まってしまっているから、これだけ出たらええなみたいな感覚で、本当

に役割が義務化というか形骸化をされている部分がありますけれども、こういった話も自治会を運営していく上で、組の大切さというか、そういったことを啓発するのにも使えると思うんですけども、この辺、どうですかね、部長。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員のおっしゃられるとおり、地域のつながりというか、そういうことが重要で、そういうことができれば、議員のおっしゃるように、地域の中でアンケート等がとれるようであれば、その情報をもとに的確な対応がとれると考えております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員に御答弁申し上げますけれども、今、私、きのう、おとこの先週、そしてその前の週も、自治会の総会が数多くあるわけございまして、きのうも10の自治会にお邪魔して、自主防災の組織のあり方だとか、自主防災での活動という形の中でお話も伺うわけございまして、私、そういう形をずうっと聞いておりまして、行政として大変反省をしていかなきゃならないなあと。まずは、東日本大震災というような状況の中で、自助・共助・公助というような役割、そしてその連携ということを皆様方にもお話をさせていただきました。しかし、自主防災組織を立ち上げてくださいということをお願いして、非常に形にこだわってしまっているということが反省なわけございまして。

72の自治体のうち80%以上のところで、そのような形で結成をしていただきました。しかし、今ここで反省を次のところに生かしていかなきゃならないというのは、もっと行政が出向いて行って、自主防災組織を立ち上げていただいたところに対して、どのような内容で活動してくださいとか、あるいはどういう形のを組織してくださいとか、あるいは什器・備品について、機材についてはこういうふうにしていきましょうと、市はこういう形で援助しますよということの内容について、事細かにそれぞれの自主防災会に話し合いをしていないということを強く反省として思っております。

そして、最終的な会計報告につきましては、本会計はどうなっていますか、私たちはその領収書をいただくわけございまして、そういう状況の中で、自主防災組織の内容そのものについて行政が出向いて行って指導させていただくなり、あるいは意見を聞いて実のあるものにしていかなきゃならないと思っております。ぜひこの平成29年度は、自主防災会との連携というものを、言葉だけじゃなくて、我々職員が出向いて行って、そして話し合いをさせていただいて、内容を深めていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市長がそこまで言っていたら、自主防災組織については、それにこしたことはございません。

市からは今回、東松島市でしたっけ、派遣もされるということなので、そういったところでいろんな情報がまたとれると思うんですね。ぜひそれを今の防災の形に役立てていければ、それこそが災害のときには減災にもつながるでしょうし、今時点では災害は起こっていませんから、地域のコミュニティの活性化にもつながっていくんじゃないかなあとと思います。

いろいろ今お話をしたんですけど、また個別に課に出向きまして、こうしたほうがいいんじゃないかという提案をさせていただきます。それも自分としても防災の取り組み、自主防災会の中での取り組みの中で感じたことでもございますので、ぜひ一度具体的な市としてどういう応援をされていくと自主防災組織が活性化しやすいのか、全体会の中でも意見をよく聴取していただいて、実のある全体会にしていいただきたいなと思います。

それでは、質問を続けさせていただきます。

ここで確認をしなければならないのは、津波避難計画策定ワークショップ、昨年秋の大規模訓練、自主防災会やコミュニティが行っている初期消火や救命救護、炊き出しや安否確認訓練、情報伝達訓練、そのほか避難所までの避難訓練、DIG、HUG、クロスロードなどの災害図上訓練など、それぞれは事前に行うことで、住民同士のコミュニケーションの機会ともなり重要で、行うべき必須の訓練であります。しかし、その全ては災害発生後の対処訓練であります。自助・共助・公助の三助の基本は、自分の命は自分で守る自助であるはずで、現在行っているさまざまな訓練は、全て自分が生き残っていることが前提の訓練であることを知っておかなければなりません。

先ほどの糸魚川市大火を例に挙げれば、火を消すことよりも、まず火を出さないことの訓練に重点を置くべきです。地震の場合でしたら、何度も引用しておりますが、阪神・淡路大震災での死者6,434名のうち、家屋の倒壊や家具の転倒、直後の火災で死亡された方は5,512人です。東日本大震災でも1万5,804人の方が亡くなられているんですけども、津波のインパクトが強過ぎて余り公表はされておられませんけど、先ほどの家屋の倒壊や家具の転倒等、最初の地震で負傷された方というのは1,000人を超えております。そういったこともあります。

閉じ込められた人を救う訓練も大事ですが、閉じ込められないようにする訓練、対処こそが大切です。地震でまず生き残るためには、家屋の耐震、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止、さまざまな状況でも判断できるように状況別行動選択訓練など、でき得る限りの対地震対策訓練が必要です。

また、台風や風水害など、気象情報で予測可能な災害では、当たり外れを恐れず、危険な状況を予測し、それを事前に避けるための自主避難訓練など、生き残るためにまずご自分が取り組まなければならないことをしっかり知ることが必要です。

発災前に取り組むべき災害予防訓練と発災後に行う発災後の対処訓練、さらに直下型地震、

津波を伴う海溝型地震、台風、豪雨など、災害別に行動を選択する訓練も加え、公助で行う自助の啓発では、ここをしっかりと確認して、市民と共有をすべきと考えますが、市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員のおっしゃられるとおりでございます。訓練には、発災前から発災後に至るまでのさまざまな場面での訓練が必要だと考えております。このため本市では、昨年11月6日に愛知県との共催で、地震による津波を想定したみずからの命を守るシェイクアウト訓練、避難、消防団と各機関連携での救助、総合的な防災訓練を実施したところでございます。

しかし、議員のおっしゃるとおり、災害に対する一人一人の発災前の準備としての啓発をもっとしていかなければならないと市としては考えております。今後は、コミュニティ単位とはなりますが、どのような訓練が必要かを、地域の方の意見も伺いながらいろいろな訓練を実施することにより自己啓発に努めさせていただきまして、市民と災害行動に対する共有を図ってまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） その縦分けですね、縦分けをしっかりと行った上で、訓練等の事前防災の取り組みを日常生活文化にまでしみ渡らせることができれば、災害時、結果減災につながるのみならず、自助の意識啓発が進み、近隣とのちょうどいい関係も構築ができます。それにより互助・共助の精神が芽生え、希薄化をしている自治会への帰属意識を高めることもできるのではないのでしょうか。今後も、各自治会で、コミュニティで、また大きくは市総合でさまざまな防災訓練を行っていきと思いますが、参加する市民の一人ひとりが、何々だから初期消火、何々だから図上訓練、だから何々と、それに至るシチュエーションと想起ができるよう、情報と知識の提供、取り組みへのきっかけづくりも防災におけるソフト面での公助の役割ではないかと思えます。これは先ほど市長もおっしゃってくださいました。

弥富市にお住まいの方々の中には、積極的に防災に取り組まれている方、心配けどどうしていいかわからない方、こっちはほうが多いですね、さまざまあります。これは昨年3月議会でも提案をいたしました。通り一辺倒な防災講話だけでなく、年代や状況、ニーズに合わせ、それぞれが取り組みやすくなるような講師による講演、また出前講座の充実を図っていただきたいと思えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 出前講座でございますけれども、地区防災会、福寿会、学校での学生さんに対するものなどさまざまな対象者がございまして、内容それぞれにできるだけ合わせたものとして開催させていただいておるところでございますけれども、御依頼をいただ

いた時点で特にニーズがございましたら、それを取り入れたものとさせていただきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） それに加えて、自助啓発というのは、災害に意識がない方、薄い方ですよ、そういう方を立てていくことで、実は災害にはすごい専門知識を持っていらっしゃる方も市内にはたくさんおられるんじゃないかなと思います。そういった方の養成にも市として、理想的な自治会、自主防災会のあり方など、既存の防災会ともしっかり連携をとってもらって、そのためにはどうしていったらいいのか、どういう講習が必要なのかということをよく思索していただいて、これと思ったことはすぐやっていただきたい、そのように思います。

過去の災害記録を読みますと、災害直後は誰もが自身のことで精いっぱい、助かっても家族と目の前の人を救うことしかできなかったといえます。災害後対処訓練が生かされるのは、災害直後2日か3日後からであります。だからこそ一人でも多く、自分の命は自分で守る意識と覚悟の啓発を行っていかねばなりません。

さて、事前の防災の取り組みは地域コミュニティの活性化につながると申し上げましたが、それには訓練に一定のルールを持たせる必要があります。特に今、今回もワークショップをやりましたけれども、ブレインストーミング方式を取り入れた図上訓練や、ワークショップでは次のようなルールが必要です。否定、断定をしない、心の変容を受け入れる、沈黙を大切に、書き出してつなげる、説教をしない、同意を求めない、評価をしないなど、意見や価値観の違いを認め合い、お互いに尊重をし合うルールのもとに行わなければいけないということになっています。それによってモアベターを導き出していくわけですが、これは地域で人と御近所つき合いをしていく上でも、あつれきや派閥を生まないための、いわゆるモラル、ルールであると思います。

防災組織の設立を急ぐ余り、先ほど市長もおっしゃっていましたが、既存の規則や会則に基づいて役員を先行して充ててしまうと組織維持が先行してしまい、自主であるはずなのに義務感に駆られ、形はできても本来の大切な役目が果たせなくなってしまいます。そうならないためにも、人材の裾野を広げる自助啓発の基礎としてルールの共有をし、それをグループワーク訓練に生かすことで互助・共助の精神を養成していく、そのための環境、機会の提供、きっかけづくりが現代の公助として必要ではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 本市で行いました津波避難計画策定ワークショップにおきまして、地区別に分かれワークショップを行ったところでございます。その中で、活発な意見が出さ

れ、地域の皆さんがいろいろと防災について考えていただいていることを改めて認識したところでございます。いただいたワークショップの感想には、大変有意義なものであったという御意見が多く聞かれております。このことを受けまして、自主防災会の全体会などでワークショップを活用していただき、より地域で有意義なものとなるような取り組み方法を自主防災会とともに市といたしましても研究してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） さっき言ったルールを先に決めて、この状況でやっていくんだということをしないと、例えば防災に意識が高い方なんか班に入っちゃいますと、そこはそうじゃないよこうだよと、知らない方が理解せんままに押しつけてしまったりすると話が進まないんですね。そうなってくると、そのグループがすごい輪が何か嫌な空気になって、もう二度とこんなん来んわと。そういう人の心のありようというのは物すごい微妙でして、それが今の自治会にもあるんじゃないかな。そういう人間関係を潰してしまうというのであれば、防災訓練とかワークショップも何の意味もないと思いますので、市民として共有する部分のルールという最低のルールをまずおつくりをしていく中で、同じ課題について話し合っていく、そういう場がふだんの自治会の運営とかにもしっかり役立っていくんじゃないかな、そのように思います。

ちょっとがらっと話を変えますけど、先月の17日、愛知県と県獣医師会が、災害時における動物救護活動に関する協定の締結を行いました。協定の内容は、事前的にペットを飼う世帯に対しての防災啓発や事後の防災ペットの救護・支援、行政が行う規制区域内などに残された動物への給餌活動の支援等となっております。さきの12月議会でも地元獣医師会との応援協定について質問をいたしました。今回の協定締結を受け、市の見解、今後の取り組みについて伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） ペットについての災害時における対応について述べさせていただきます。

大規模災害の発生時におきましては、限られた人手の中で災害救助活動のため、どうしても避難者が優先になりまして、その際、動物に対しては、アレルギーの方もお見えになるため、やむを得ず十分な対応ができない場合も想定されるところでございます。しかしながら、避難所の住民の皆さんが協力し合い、付近の別の場所にペット用に屋根のある場所などを確保できれば、生活が可能となる場合も考えられますが、避難所での皆さんの理解と協力なしでは成り立たず、避難が長期にわたる場合は、獣医師会や動物愛護団体等のボランティアの方々の協力が必要となると考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ですから、12月にも申し上げたんですけど、先ほどのワークショップでもそうですが、ペットがおることが不安になって避難がおくれるということになるとだめですね。ですから、これは事前にしっかり地域で話し合えるような機会を持っていただく。この間のワークショップなんかでも獣医師さんと呼んでもよかったんじゃないかなと、僕はそのように思います。

この間、12月の議会のときに言ったのは、ペット世帯に対して獣医師から自助啓発を行っていただく。あなたはペットがいらっしゃるけれども大丈夫と。災害が起こったとき大丈夫という話の先っぽから、市が推奨する自助啓発、自分の命は自分で守る、そういったことを獣医師から伝えてもらう。地域に積極的に、あなたはペットを飼っているんだから、避難所へ行ったときにペットを持っていけないよ、そのときどうするよと、地域で話し合っておいたほうがいいよと、そういった啓発をぜひ、市内に獣医師さんが何人かいらっしゃいますけど、協力をして、補助金がどうのこうのと、そういう問題じゃなくて、一体でやっていくべき問題。いろんな災害を見ていると、最後に一番かわいそうなのが放置されたペットですよ。このことについていつもでも、熊本でも今、問題になっています。こういったことが東日本大震災でもありました。いろんな災害地であったわけですから、これを教訓とするならば、先にしっかりそのことを手を打っておく、これも大事なんじゃないかな、そのように思います。

時間がありませんので、次に進ませていただきます。

次に、情報発信のあり方について考えてまいります。

災害後の情報発信は当然重要ですが、命を守る観点からすれば、事前の情報発信も大変重要です。もしものときのための伝達手段は、流すほうも、受け取る側も、日常から準備をしておくことが大切です。事前の伝達手段は、市のホームページ、広報、同報無線、SNSなどがあります。特にリアルタイムで情報の発信ができるSNSは、過去の災害でも、その有用性が認められております。

まず伺いますが、弥富市はSNSでは公式アカウントを取得してツイッターでの情報発信を行っておりますが、市のホームページを見ますと、弥富市・災害情報ツイッターというもう一つのリンクが存在をいたします。目的は、「弥富市内の防災に関する情報、災害が予想される場合の避難などに関する情報を提供します」、これは公式アカウントにも書かれています。開設は2015年の2月ですが、これまでの投稿はたった5回、フォロー数は58、2年前から今日まで日本の各地で多くの災害が起こっております。その一つ一つは弥富市には直接関係ないとはいえ、教訓とするための情報はたくさんございます。災害直後からの大切な情報を発信するにしても、現在のフォロー数では全くと言っていいほど役には立ちません。市の公式ツイッターは、フォロー数もようやく800を超え、日常の投稿にも市民の方や弥富市

に興味のある方から反応がふえております。何かの考えがあったのでしょうか。災害時の情報発信も公式のツイッターで十分です。災害ツイッターは市民の情報が届かないばかりか、アカウントが2つあることで逆に混乱を招くおそれがあります。この際、廃止をしたほうがよいと思いますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員のおっしゃるように、現在、ホームページ上でも御確認いただけますと、弥富市の公式ツイッターと弥富市・防災情報ツイッターに分かれております。今後でございますけれども、このツイッターの本来の趣旨である、市民にいかに情報を伝達するかが一番重要でございます。よりよい方法を考えて、一本化も含めて検討させていただきたいと思いますが、先ほどの情報量も少ないということでございますので、特に災害時にしか利用していないということで少ないわけでございますけれども、一番最良の方法を検討させていただきたいと思いますが、一本化ということはすぐには考えておりません。よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） それなら、もうちょっと使い方があると思うんですよ。弥富市の職員の中に、例えば大木副市長が、すごい健康マニアの方がいらっしゃる。2時間でも3時間でもしゃべれと言われればしゃべられる方がいらっしゃるように、防災に特化したすごい興味がある方というのは課を超えていらっしゃるんであれば、そういった方の協力を得て、つぶやくなんて、なれた方やったらそんな大した、10分も5分もかからんようなことです。出す記事には危機管理課なりの精査というか調査をしっかりと通してもらって、今までもいろんな災害があったじゃないですか。細かいさっきのこんなニュースもありましたよみたいな、さっき糸魚川市で1軒だけ燃えへんかったみたいな、こんなことも、それを良とするか悪とするかは本人の自由ですので、それはツイッターの無責任さですけど、でもいい情報ですよ。自分の家は燃えたくないと思えば、お金があればそうすればいいんであってね。そういうたわいもないと言えば失礼ですけども、世界でも一月に一遍何かいろんな災害がありますから、そのときを機会に、しっかり啓発をする意味で情報を流し続けますと、いい情報には必ずフォローがきます。ツイッターはフォローがないと絶対広がらないですよ。58人にしか広がらないんです。58人です。この中に弥富市の人がどれだけおるのかわかりません。10人ぐらいかもしれません。1,000人とか、2,000人とか、はたまた1万人とかフォロー数を持っている人がリツイートという、そのツイートをそのまま私も繰り返しますよとやって初めて1万人に広がるんですよ。そういうことを考えると、はなからフォロー数をふやすことに意識を置いて、前に危機管理課で聞いたとき予備って聞きましたけど、このツイッターが使えなくなる状態だと、予備も本アカウントのほうも使えないんですよ。それやったら、

はなから災害に特化した情報を発信することは、先ほど冒頭に言いました防災先進都市弥富市を目指す弥富市やったらあって不思議のないアカウントですので、一本化をしないのであれば、より防災に特化したものを常に情報を流していただくように、これは要望しておきます。

時間がないので次に進みます。

行政からの発令タイミングについて伺います。

最近では異常気象と言われますが、本来、異常気象は30年に1回以下しか起こらない現象のことをいいます。しかし、過去に例のない極端な気象が頻発する中では、それは異常とはい切れず、起こり得る災害との前提で対策を検討していくべきではないでしょうか。例えば、避難のタイミングもその一つです。政府は避難勧告などを早目に発令するよう、自治体に通知をしております。最近では天候の変化や河川の増水などが急激に起こり、甚大な被害を招いております。先ほども申し上げましたとおり、住民はみずから命を守る観点から、自主避難訓練等を通して、自治体の判断を待つだけでなく、独自に避難を決断する覚悟が求められております。近年は猛暑や豪雨、暴風といった極端気象と地球温暖化の関係を指摘する研究報告が相次いでおります。気温が上がり、待機中の水蒸気量がふえるにつれて、極端気象は起きやすくなるとされるからです。温暖化は今後も続くと見られ、極端気象を想定外にはなりません。災害別に行動を選択する訓練や自主避難訓練が市民の中で定着し、当たり前になれば、市としても危険な状況になってから発令をするのではなく、できるだけ安全な状況で避難準備情報、避難勧告、避難指示が発令できると思いますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 避難勧告等の発令につきましては、私ども、木曾川下流工事事務所や愛知県の出す河川の氾濫におけるタイムラインや気象庁の予測なども考慮し、発令をしておるわけなんですけれども、ここに確実にタイミングというのが、いつも検討、調整中ということでございます。市民の皆様の安全を第一に考えまして、適切なタイミングで発令できるよう努力してまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 以前にほかの議員がタイムラインのことについても質問され、しっかり設定されていると思いますけれども、前も言いましたけど、6年前の3・11の地震の前に、その前の1月の終わりかな、片田教授にスーパー伊勢湾台風を想定した講習を行っていただいて、そこにはタイムラインという文字こそないですけど、弥富市で伊勢湾台風並みの被害が出るおそれの台風が近づいているときは、何もない時間、11時間前に避難をせよと。それも、緊急時一時避難場所に行くのではなくて、生活がしていけるかなり遠方に、遠方というか、そういうところに避難していかないとだめだよと、そういった指導もされています。

そういったことが市民の中にしっかり定着をしていけば、自治体がためらうことなく、市民の中から自主避難が起こっていると、これこそが活性化した自主防災会の一つの成果になると思いますので、今回の質問は自助啓発を徹底して行ってほしいと、そういう内容の趣旨でございますので、最後に市長にまた御意見を求めますけれども、最後に重要な問題として、要配慮者への対策があります。

弥富市にはさまざまな状況でリスクを抱えながらもはね返し、日々暮らしを営んでおられる方が多数おられます。また、高齢社会の進展で、要配慮者もますますふえていきます。それでも防災への取り組みを通し、みずからの命の大切さを確認し、近隣を知り、地域を知ること、この方は目が不自由だ、丸々さんは耳が聞こえない、お隣の人は車椅子だった、向かいが外国人だったなど、向こう三軒両隣の状況を知ることできます。防災をきっかけにさまざまな方々と相互理解、信頼を深めていくことが可能です。その基本は、何度も申し上げますが、その人その人に合った自助の啓発が基礎になります。

自治会における最先端組織は組ですが、要配慮者対策を構築するためには、先ほどのワークショップなんかを通じて、さらには班、また隣組ぐらいまでの細分化が必要です。しかし、それは組織が上から割るのでは意味がありません。また、たとえ市の保有する名簿で担当者が宛てがっても、その担当者が自助意識が希薄であれば、その役目は果たせません。障がいがあってもでき得る限りの自助努力で近隣との信頼関係を相互的に持つことを意識すれば、班割りをしなくても、自然発生的に班に近いつながりをつくるのが可能となります。

問題は、それが一回の講話や訓練ではできないということです。一つ一つの訓練に意味を持たせ、何を目標とするのか、3カ年、また5カ年、10カ年、しっかり具体的に計画を立て、市民とそれを共有していくことが大切です。東日本大震災で被災をしたそれぞれの地域では、復興計画を10年を目途に立てられております。それは、便利さよりも安心・安全が基軸になっており、住民自治のあり方も見直されております。もちろん、でき得る限りのハード面での防災インフラの整備は必要ですが、弥富市に住まわれる全ての方々が心から住んでよかった、住み続けたいまちと思えることが、目指すべき防災先進都市弥富市だと思います。最後に市長の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員に御答弁申し上げます。

東日本大震災から6年が経過したわけですが、堀岡議員、その間、私が記憶するところでは、この防災・減災、あるいは災害に対してどう向き合っていくかということについて、もう20回以上の一般質問をされているんじゃないかなあと思っております。さすがは防災士の資格をお取りになり、そして将来に対してこういう危惧があるからということに対して我々に警鐘を鳴らしていただいているということに対して、この場をかりまして深く感

謝申し上げる次第でございます。

堀岡さんが学んでいただいていることと私たち行政がやっていることの相当なギャップがあるということを皆さんも感じていただいているのではないかなあと思うわけでございますけれども、本来的にはそこまで到達していかないと、本来の意味での防災・減災は達成できないということだろうと思っております。

私も、そういった形の中で、この東日本大震災から多くのことを皆さんとともに教訓として学び、それを具体的にどうしていったらいいかということに対して、それは予算の要るもの、あるいは人の話を聞いて、それを知識として得るもの、あるいは行動していかなきゃならないという形の中で自主防災組織等について結成をしていただきたいという形でやってまいりました。6年を経過し、ここでもう一度ここでしっかりとリセットしていく必要があるなと思っております。

先月私は、2月23、24日と東日本大震災の復興のあり方という形の中で、七ヶ浜と、そして東松島市を訪れさせていただきました。東松島市は、この29年度一般会計予算が何と850億という状況でございます。私ども弥富市が156億でございますから、約6倍近い予算を組まれて復興をやられておるわけです。まだまだ完全に復興されていない。あの津波で1,100人の方が亡くなり、そして25人の方が行方不明になり、いまだ350人の方が仮設住宅でお暮らしになっていると。この現実、自然災害の強さ、怖さだろうと思っております。我々がこういう状況の中で話し合っているような比ではないということでございます。

そういう状況の中において、どこまでやり切っていくかということが大変重要だろうけれども、もう一度自主防災組織のあり方について、先ほど私が話をしましたけれども、形にこだわっては何も成果が出ないという形だと思っております。そうした形の中で、行政と自主防災組織をつくっていただいている自治会との連携、あるいは他の機関との連携ということがいかに大事かということをもろもろと見せつけられるというような状況でございました。

今回の東松島市の私どもの職員の派遣というのは、大きくは3つ、4つございます。1つは、避難施設の管理運営のあり方についてしっかりと勉強していらっしゃいということをおっしゃっております。これにつきましては、前にも言いましたように、要支援者、要配慮者に対してどう我々としてはやっていかなきゃならないかという基本的なこと、あるいは津波避難計画をあちらのほうの東松島も見直すというような状況でございます。そうした形の中において、そのノウハウを学んでほしいということ。あるいは防災備蓄倉庫のあり方、あるいはその備品の管理のあり方等々、具体的なソフトの問題については、今度は応援要請をいただいておりますので、しっかりと勉強していただいて、我々のほうへまた還元していくという形で考えておるところでございます。

いずれにしても、いつあってもおかしくない自然災害でございます。そうした形の中で、どう備えていくかということは大変重要でございます。今後とも御指導をいただきながら、しっかりと議員の皆さん、そして市民の皆さんと連携をとりながら強化策を考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員、まとめてください。

○12番（堀岡敏喜君） 本当に自助啓発が基礎だと思います。健康も予防、介護も予防、防災も予防に徹してこそ、それぞれの施策の効果を最大限に発揮できるのではないのでしょうか、そして、それを可能とするのは、弥富市民お一人お一人が理解を深め、課題と知識を共有し、つながっていくことだと思います。弥富市民お一人お一人の心の中に防潮堤、防波堤を築く思いで自助・自立のための啓発事業に、自治体におかれましては知恵と力を注いでいただきますことを強く要望しまして、一般質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時38分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 江 崎 貴 大

同 議員 加 藤 克 之

平成29年3月14日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 朝 日 将 貴 | 2番 | 江 崎 貴 大 |
| 3番 | 加 藤 克 之 | 4番 | 高 橋 八重典 |
| 5番 | 永 井 利 明 | 6番 | 鈴 木 みどり |
| 7番 | 那 須 英 二 | 8番 | 三 宮 十五郎 |
| 9番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 4番 | 高 橋 八重典 | 5番 | 永 井 利 明 |
|----|---------|----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 |
| 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齡 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼
農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 平 野 宗 治 |
| 庁 舎 建 設
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 | 秘 書 企 画 課 長 | 佐 藤 雅 人 |
| 危 機 管 理 課 長 | 羽 飼 和 彦 | 税 務 課 長 | 山 下 正 巳 |
| 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保 険 年 金 課 長 | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 | 伊 藤 仁 史 |

| | | | |
|--------|--------|----------------|---------|
| 福祉課長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所長 | 村瀬 修 |
| 児童課長 | 大木 弘己 | 商工観光課長 | 大河内 博 |
| 土木課長 | 山田 宏淑 | 下水道課長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水谷 みどり | 生涯学習課長 | 安井 文雄 |
| 図書館長 | 山田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 三輪 眞士 | 書記 | 土方 康寛 |
|--------|-------|----|-------|

6. 議事日程

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第1号 平成29年度弥富市一般会計予算 |
| 日程第3 | 議案第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第8号 弥富市行政手続条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第9号 弥富市情報公開条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第10号 弥富市個人情報保護条例等の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第11号 弥富市職員定数条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第12号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第13号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第14号 弥富市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第15号 弥富市自治功労者礼遇条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第16号 弥富市税条例等の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第17号 弥富印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第18号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第19号 相互救済事業の委託について |
| 日程第21 | 議案第20号 市道の廃止について |
| 日程第22 | 議案第21号 市道の認定について |
| 日程第23 | 議案第22号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第24 | 議案第23号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |

日程第25 議案第24号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第26 議案第25号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と永井利明議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第2 議案第1号 平成29年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 弥富市行政手続条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 弥富市情報公開条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市個人情報保護条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 弥富市職員定数条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 弥富市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 弥富市自治功労者礼遇条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 相互救済事業の委託について
- 日程第21 議案第20号 市道の廃止について
- 日程第22 議案第21号 市道の認定について
- 日程第23 議案第22号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第23号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第25号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第1号から日程第26、議案第25号まで、以上25件を一括議題とします。

本案25件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

最初の質問者である平野広行議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしく願いいたします。

平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行。

通告に従いまして、議案第1号平成29年度一般会計予算について、議案第16号弥富市税条例等の一部改正についての2議案について質問をいたします。

まず、議案第1号平成29年度一般会計予算について伺います。

平成29年度の一般会計当初予算は、156億円という本市始まって以来、最高の予算案が計上されました。昨年は合併10周年を迎えましたが、この間、市民税、固定資産税も順調に増加し、29年度予算では80億円が計上されております。これは市税全体では10年前に比べ約16億円増加し、そのうち本市の基幹税である固定資産税においては約12億円の増加となっております。その一方で、市の歳入に大きく貢献してきました合併算定がえによる地方交付税が段階的に縮減され、29年度においては30%、金額にして約1億7,000万円が減額されます。さらに少子・高齢化に伴う社会保障費の増加、さらには公共施設の老朽化対策にも多くの財源が必要となり、本市を取り巻く財政状況は非常に厳しいものとなっております。

こうした状況を踏まえ、平成29年度は行政の構造改革元年として、保育料の見直し、国民健康保険税の見直し、公共施設の統廃合を含めた維持管理の見直し等、さまざまな改革に着手していきますと市長も施政方針で述べられております。このように、財政環境の先行きは大変厳しいものがありますが、そんな中においても新庁舎の建設は一日も早く、何が何でもなし遂げなければならない事業であることは、誰もが思いを同じにするところであります。

「たら・れば」を言うつもりはありませんが、仮に新庁舎の建設が予定どおり平成25年度に着手していれば、当初予算ベースで比較しますと、25年度では地方交付税は6億9,000万、使い道が自由な借金であります臨時財政対策債は6億1,300万円、合計13億300万円であります。一方、29年度においては、地方交付税は3億8,400万円、臨時財政対策費は1億200万円、合計4億8,600万円となり、約8億円もの減収であります。幸いにも合併推進債の適用が10年から15年に延びまして、平成33年まで起債ができるということになったのは幸いであります。自主財源は伸びておりますが、依存財源が大幅に減収になっているということでもあります。そして、新庁舎も27年度には完成し、合併算定がえによる減収の影響は受けなかったんだろうということになります。

一方では、自立したまちづくりの指針として策定された弥富市総合計画の目標達成に向け

でもしっかりと取り組まなければなりません。これは服部市長が10年前、市長に就任されたとき、真っ先に取り組んだ事業であります。ことしと来年、2年かけて次の10年間の弥富市のまちづくりである、第2次弥富市総合計画の策定をしなければなりません。このように、大変厳しい財政状況の中での予算編成になったと思いますが、まず初めに新庁舎建設、そして第1次弥富市総合計画の完遂に向け、予算編成に臨んだ思い、考えを市長に伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平野議員に御答弁申し上げます。

私も施政方針の中で、そしてまた議員各位の御質問の中でこの予算等、あるいは行政改革ということにつきましてお話をさせていただいておるところでございますけれども、いま一度私の基本的な考え方を御理解をいただきたいということの中で、御答弁をさせていただきたいわけでございます。

平成29年度の予算規模におきましては、一般会計で156億、対前年度比で107.4%。そして国民健康保険あるいは介護保険、あるいは公共下水道事業等6会計と特別会計は103億3,700万円ということで、103.4%の伸長でございます。トータルといたしましては、259億3,700万円が平成29年度の弥富市の予算規模で、対前年比は105.7%になりました。特に一般会計、107.4%という形で大きく伸びましたのは、昨年の秋、長い間訴訟にありました新庁舎建設に関して、名古屋地裁のほうから私どもの全面勝訴ともいうべき判決をいただいたわけでございます。その流れに従いまして、一日も早く新庁舎の建設に取り組まなければならないという状況の中で、平成29年度当初予算に上げさせていただいたところでございます。この10億の内訳といたしましては、隣地の物件移転補償費、そして土地の売買契約、そしてまた旧庁舎というか、今まで使っておりました市役所を解体する必要がある中で、予算を計上させていただいたところでございます。

平野議員のほうから、歳入、あるいは歳出につきましてのお話ございましたけれども、重複いたしますけれども、私のほうからもお話をさせていただきます。

議員がおっしゃるように、歳入のうち市税、特に固定資産税は順調に伸びさせていただいております。また市民税におきましても、市民の多くの大変な御努力によって順調に伸びておるところでございます。しかしながら、税収の伸びと歳出という形のバランスが少し崩れているということでございます。歳出のほうにおきましては、高齢化の進展に伴う社会保障関連、医療、介護、福祉、そして子育て支援等々の経費が増大をしてきているということでございます。また公共施設の維持管理に伴う経費の増大も大きいわけでございます。そういう状況の中において、私どもは議員各位にも平成29年から平成38年に及ぶ、いわゆる10年間の長期財政計画ということについてもお示しをさせていただいたところでございます。

いよいよ大変厳しい状況が、平成30年度からは赤字財政になるということでございます。こういう状況の中において、この財政の健全化をどう進めるかということは私どもの喫緊の課題であるということでございます。先ほども議員のほうからお話がありましたけれども、平成28年度、昨年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置は段階的に縮減されております。平成29年度は30%減ということでございます。もともとこの地方交付税は6億円近くございまして、平成33年にはゼロになるというような状況でございます。こうした状況を踏まえながら、地方行政という形の中では、平成29年度は私どもといたしまして行政の構造改革の元年として全ての事務事業を精査し、優先順位をつけて限られた財源を賢く使い持続可能な社会の実現に向けて、第1次総合計画に基づく施策を推進していかなければならないと思っております。

平成29年度におきましては、防災の拠点でございます新庁舎の建設業に本格的に着手したということ、そしてまた小・中学校、保育所の環境改善のために予算を優先的に配分をさせていただきました。また、大型プロジェクトでありますJR・名鉄弥富駅橋上駅舎化のための自由通路整備設計委託、企業立地して企業交付金奨励金や住環境整備といたしまして公共下水道事業を初めとする投資的な事業にも力を注いでまいりたいと思っております。また、災害に強いまちづくりという形の中におきましては、津波・高潮避難施設の整備など、防災対策の関連予算も引き続き計上し、計画的に整備を進めていきたいと考えております。行政改革といたしましては、保育料の見直し、国民健康保険税の見直し、公共施設の使用料等の見直しなど、公共施設の統廃合を含めた維持管理の見直し等、さまざまな改革に着手してまいりたいと思っております。

このような状況に対して、市民の皆様、そして議員の各位に御理解をいただき、あわせてさまざまな施策に対して御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 予算書を眺めて、そして今、市長の考えを伺ったわけですが、私が一番心配しているのは財政調整基金の取り崩しが大幅にふえたということでもあります。ここ数年来、財政調整基金の残高は21億円台でずうっと推移をしてきましたが、28年度末には約18億円、29年度末には約12億円と見込まれております。減債基金、公共施設整備基金を初めとする他の基金を合わせても、平成26年度末には約32億円あったものが、29年度末においては約21億円になると見込まれております。財政調整基金はこういったときのために蓄え、使うものであるということはわかりますが、庁舎建設に関しては来年約30億円、再来年約20億円の予算が予定されております。合併推進債を利用しても最高90%までしか起債できません。10%は自己資金ということで、財政調整基金が5億円ほど必要となります。そうしますと、

残高は約7億円ということになって、イエローゾーンに入ってくるということでもあります。

そこで、お配りしました私の資料をごらんいただきたいと思います。

この中で、表1は弥富市の市債の残高を年度別に掲載しております。23年度では110億8,500万ほどあったものが、27年度では100億9,900ということで、少しずつ減少してきております。そして一番下段のパーセントですが、これは市債の中で臨時財政対策債がどれほど含まれているかということを示しております。臨時財政対策債の市債に占める割合が53%ということにふえてきており、これはまだこれからもふえていくと思っております。ということは、弥富市の市債のうち臨時財政対策債がふえていることは普通債が減ってくると、こういうことになります。臨時財政対策債の返済は、後年度において国が本市の基準財政需要額に算入し交付税措置をとるということになっておりますから、実際の借金はかなり減ってきておられると思われま。この数字でいきますと50億円ぐらいじゃないかなあと思っております。

次の表の2ですが、財政調整基金及びその他基金の残高ということで掲載をいたしております。先ほど言いましたように、29年度においては書いてございませんが予想として12億円ぐらいになるだろうと予想をされております。

そして表の3ですが、これは西尾張9市、これを比較したものであります。市民1人当たりで換算をして掲載をしております。この表を見ていただきますと、市税の収入は弥富市は本当に断トツですね、17万8,615円、これ1人当たり。愛西市は11万2,834円ということで非常に少ないという、こういった面からも市の税収としては弥富市はすばらしいものがあるということがわかりますし、財政調整基金の残高でも4万5,700円ということで、現在では3番目に多いわけですが、これが29年度では先ほど言いましたように2万7,000円、31年度末になりますと1万5,730円になると予想をされます。そうしますと、一宮市に次いでワースト2というふうになるのかなあというような感じであります。また、市債の残高においては、岩倉市に次いで4番目に少ないということがわかります。

そしてその次の表の4ですが、これは公債費、借金を払っていく公債費の負担割合が載せてありますが、弥富市の場合10.8%ということで3番目に少ないことがわかります。このように近隣の自治体、西尾張9市において市民1人当たりについて市の税収、自主財源、財政調整基金の残高、市債残高等を比較しても本市は上位にランクされ、西尾張9市の中では財政状況は非常にいいということになるわけですが、新庁舎の建設、JR・名鉄弥富駅整備事業が終了するまでのここ3年間は、入りより出が多いという、こういう財政状況になりますが、じゃあその穴を埋めるにはどうするかと。言えますのは、借金であります。うまく起債を利用した財政運営を行うことが大事だと思います。

先日の一般質問で、佐藤高清議員が都市計画税の導入をしたらどうだというような提言を

されましたが、市長は現状では考えていないと、こういう答弁をされました。本市の場合、幸いにも市の税収は毎年伸びているわけですから、新しくそういった都市計画税を導入ということは市長の立場としては言えないと私は思います。であれば、歳出を抑えるよりしようがない、こういうことになります。

江戸時代の篤農家、二宮金次郎が言った言葉があります。「入るをはかって出るを制す」と申しますね。ここ3年が頑張りどころだと思います。財政課の皆さんも、財政のかじ取りをしっかりとしていただき、市民の皆様にも本市の財政状況をよく御理解いただいて、我慢するところはみんなで我慢し、御協力をいただき市民と協働のまちづくりによって「みんなで作るきらめく弥富」を目指すことを申し上げ、次の質問に移ります。

次は、新庁舎の建設事業予算について伺います。この後、議案質疑が終わった後に、庁舎に関しましては説明があるということですので、詳細な件につきましてはその場で、または総務建設経済委員会で質問をしますので、この場では要点のみの質問といたします。

自治体の予算については、各会計年度における歳出にはその年度の歳入を充てなければならないという会計年度独立の原則がありますが、今年度予算に計上された新庁舎建設に関しては、継続費として計上されております。そこでこの継続費とはどのような予算計上の仕方なのか、またどのようなメリットがあるか伺います。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 継続費につきましては、大規模な建設事業、そういったのであらかじめ事業の実施が2カ年以上にわたるということが確実な場合に、全体の事業費と各年度の事業費をあらかじめ予算で定めておくことができるというのが継続費でございます。メリットといたしましては、継続費で定めまして年度ごとの予算について、何らかの事情でその年度内に支出を終了することができないということが起きた場合に、特別に翌年度以降に繰り越して使用することができるというのが継続費でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 大型事業の際には、こういったやり方が有効であるというようなことを説明がございましたが、弥富町時代を含めて、本市は過去にも大型公共施設を幾つか建設をしてきておりますが、弥富町時代も含めまして、弥富市において過去に継続費として予算計上された事業はあるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 過去には継続費で事業を行ったことはございません。債務負担行為というのはございますけど、継続費はございません。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） じゃあ次ですが、今、副市長のほうから答弁がありましたけど、最

初のところですね。単年度会計において年度内に予算執行ができない場合、普通は繰越明許費として議決が要るわけですね。継続費の場合は、その年度内に予算が執行できない場合は、通次繰り越しとして処理されるということで今説明がありましたが、初年度、それから次年度についてはそれでいいですが、最終年度についてはどのようなふうになりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 継続費を設定している場合においては、最終年度にその年限を延長する必要があるというときにおきましては、継続費設定の趣旨に従って当該継続費の年限を延長する必要があるがございます。この場合は、繰越明許として繰り越すことはできないものでございまして、最終年度に継続費の補正として年割額を変更する必要があります。継続費の補正予算を議会で議決していただいて、お認めをいただく必要があるということでございます。

ただ、実際に風水害とか避けがたい事故のために、その年度内に支出ができないということがございます。実際には執行することができないということがございます。そういった場合につきましては、翌年度に繰り越しをして使用する、これを事故繰越と申しまして、翌年度に継続費精算報告書を調製して議会に報告をさせていただくということになって、制度上認められておるということでございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 風水害なんかによって事故があった場合は、当然できないということですが、その場合は事故繰越という処理をするということで理解をしておきます。

それでは次に、議案第16号弥富市税条例等の一部改正についての中で、法人市民税の法人税割の率を100分の9.7から100分の6.0に引き下げる改正について質問いたします。消費税が5%から8%に引き上げられた平成26年10月1日から、法人市民税の法人税割の税率が12.3%から2.6%引き下げ、9.7%となって現在に至っております。今回消費税率が8%から10%に引き上げられる予定の平成31年10月1日から、現行税率9.7%から3.7%引き下げ、6%とすると提案されたわけですが、平成29年度の当初予算ベースで計算したときのこの減収額はどれぐらいになるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 今回の改正により、法人税率が9.7%から6%に引き下げられることにより減収でございますけれども、割合にしますと法人税割が約38%減額になると見込んでございます。平成29年度の法人税の法人税割予算額につきましては、2億8,300万円を計上しておりますので、この額に38%を乗じて計算いたしますと約1億700万円が減収額となります。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 先回の引き下げのとき、減額の分の補填がされました。基準財政収

入額の減額分の4分の3が交付税として交付されたわけですが、今回はそのような補填というものはあるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 減額分に対する補填につきましては、前回の改正時、平成26年でございますけれども、新たに地方法人税を創設し、法人住民税の法人税割の税率を引き下げた分の相当分として4.4%を、4.4%というのは都道府県が1.8%で市町村が2.6%でございますけれども、税率といたしましてその税込額を地方交付税の原資とする措置が取り決められております。

今回につきましては、住民税の法人税割の税率引き下げ相当分5.9%、こちらの内訳につきましては都道府県2.2%で、市町村分3.7%でございますけれども、地方法人税の税率に加えて10.3%に引き上げ、その税込額を地方交付税の原資としております。この引き上げにつきましては、平成31年の10月1日から開始する事業年度からが適用となります。また新たな補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度として、法人事業税交付金が創設されることになっております。納付された法人税額の100分の5.4に相当する額を、従業員数を基準として都道府県から市町村に交付されます。なお、この制度は平成31年の10月1日から創設するものでございます。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 前回と違いますが、補填はあるというふうに理解をしておきます。法人税割の率については、標準税率と制限税率があるわけですが、多くの自治体では標準税率をこういうふうに適用をしているわけですね。中には制限税率にて課税をしている自治体もあることにはあります。現在は標準税率、本市の場合9.7%のときの制限税率は12.1%ですが、6%になったときのこの制限税率はどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） こちらにつきましては、制限税率は8.4%でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 最後になりますが、消費税率10%に予定されている平成31年の10月1日、これが仮に再度延期されたという場合には、本市としてはこの税率についてはどのように考えてみえるのかお伺いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 消費税率10%の増税につきましては、国において財政の健全化目標というものを達成しなければいけないということが言われておることもございまして、我々としてはこれ以上の延期はないものと考えております。しかし、今後またリーマンショ

ックのような出来事が発生して、万が一再々延期となった場合でございますけれども、その財源である地方消費税交付金、社会保障財源分なんですけれども、としての福祉事業、介護、国民健康保険、保健衛生としての医療などの事業において、大変厳しい状況になることが予想されます。このようなことから、再度延期になった場合は今回の延期時と同様に地方税の改正が行われるものと考えておりますので、その改正に的確に対応していくこととなるものでございます。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に追加答弁させていただきますけれども、法人税率の引き下げにおいては、愛知県ものづくりという形の中で非常に多くのものづくり法人、トヨタを中心にたくさんあるわけでございます。愛知県の税収も大きく減額になるというか、税率が少なくなると。そういうような中において、県は国に対して、私ども市は県に対して、それぞれその交付税に当たる分の増額を求めてこれから市長会等においても我々は努力していかなくちゃならないというふうに思っておりますので、何とかその思いを国のほうに伝えていくということだというふうに思っております。

消費税率につきましては、現在の8%が10%ということで平成31年10月に実施される予定でございますが、この8%から10%における私どもの地方消費税の交付額というのは約9,000万円違ってくるんですね。これは非常に大きいわけですよ。だからどうしても私ども地方自治を預かる者としては、この消費税率ということについてはそれをなされるかどうかは国の判断でございますけれども、もしこれが実行できない場合においては、先ほどの法人税の、いわゆる減額と同じような形のを要求していかなくちゃならないというふうに思うところでございます。いずれにいたしましても消費税率2%云々ということにつきましては、全て社会保障費に充てていくという三党合意がございますので、そういった形の中で我々地方自治を預かる者といたしましては、この消費税率についてはこれだけ延びてきたわけでございますので、正念場だろうというふうに思っておりますのでございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、これにて私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして質疑させていただきます。

私の質問内容については、主に大きなタイトルで言えば施政方針についてと平成29年度弥富市一般会計予算についてでございます。

まず、今回の施政方針の中で、市長が繰り返し一番力を入れて発言された中に、行政の改

革元年としていきたいということでございました。その内容を見ると、保育料の見直しや公共施設の利用料の見直しや国民健康保険税の見直しと。これだけを見れば、市民負担増めじろ押しというよう状況になっておりますけれども、私は市民の負担をふやすことだけが行政改革ではないと思っています。ほかにも見直すべき点があると思いますが、市長自身はどのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

私は今3月定例議会におきまして、施政方針並びにそれぞれの皆様方の御質問等においてお話をさせていただいておるわけでございますが、行政改革の、究極の行政改革は平成18年4月1日の合併にあったと思っております。さまざまな1町1村という形の中で、どのような形でこの新市をつくり上げていくかということがこの究極の行政改革だろうというふうに思っております。

そして10年たってまいりました。そして、さまざまなところに無駄とかあるいは無理をしているというようなこともあるわけでございます。先ほどのように保育料の料金の改定だとか、あるいは国民健康保険税の見直しだとかそういうことだけで行革ということを行っているわけではございません。全ての事務事業、あるいは組織体制、あるいは施設管理等々において、しっかりとこれを見直していくということが行政改革という形で御理解をいただきたいと思っております。いわゆる我々市が持ち合わせている財源、こういったものと人的な資源、こういうようなものを総合的に見直しをしていくというようなことで御理解いただければと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長おっしゃることもわかるんですけども、弥富市が財政が厳しくなる理由としましては、合併算定がえがなくなっていくということもありますけれども、やっぱりこれから大きな事業を抱えていくところにもあるのかなと思っておりますので、特に庁舎建設や駅舎橋上化、自由通路等大きな事業を抱えているということだと思っておりますけれども、また学校のエアコン等でも私のほうからお話しさせていただいたように、そういう中でやっぱり公共施設と民間の市場価格の差がやはり大きいんじゃないかなと。

ここをしっかりと真剣に検討して、少しでもコストを下げることができれば、例えば庁舎にしたってこの橋上駅舎自由通路にしたって、コストの削減がもっともっと可能になるんじゃないかなと思っておりますし、また先ほど平野議員からも財政についてお話があったと思うんですけども、交付税の算定として、借金の関係の中で入れていくことによって交付税を増額していくということとあわせて、また補助金の対象にならないかと。さまざまな事業においてならないかということで検討を重ねていけば、こうした保育料の値上げや国民

健康保険税の値上げをせずとも乗り切れるじゃないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ささまざまな建設事業というような状況の中において、コスト削減をしていくということは当然至極のことをごさいます、従来もそのようにやってきているわけをごさいます。しかしながら、この建設事業というのは何回も言っておりますけれども、合併での合併推進債が利用できる平成33年までに、これはやっぱり起債を起こしながらでも自己資金が軽く済むというか、当初予算としては軽く済むところの自己財源というものが少ないわけをごさいますので、何とかこの期間にできるものについてはやっていきたいというふうに皆様のほうにもお話をさせていただき、市民の皆様にも御理解をいただきたいということをごさいます。

また庁舎の建設につきましては、先日の全協でもお話をさせていただきました。この3年半という、いわゆるその訴訟という期間、19回における口頭弁論で、大幅におくれてしまった。当初、3年半ほど前のときには、この庁舎の建設コストというのは総額で46億という数字を皆様方にお示しをさせていただきました。しかしながら、この3年半の中において、東日本大震災の復興、あるいはこれから行われるところの東京オリンピックに対する特需、そういったことに対しても非常に多くのコストが上がってきているわけですね。そうした形の中で、現在としては58億というような状況で試算をしていかなきゃならない、こういうような状況について、コストが削減どころか、まずそちらのほうのコストが上がってしまっているということを我々はしっかりと認識していかなきゃならない。

そういう状況の中において、また私どもとしては財政課のほうと、しかしながら、このコストをさらに削減していくにはどうしたらいいかということに対して、さまざまな今現在の計画である、例えば壁面1枚に至るまで今修正をかけておるところをごさいます。そして今、金額としては6,000万、7,000万という金額で庁舎の見直しをしていこうということもしております。さらにこれを精査を加えていってコスト削減に努めていきたいというふうに思っております。また、JR・名鉄弥富駅の橋上駅舎化につきましても、さまざまな形の中でコストダウンを検討していかなきゃならない。それはバリアフリーの施設であるエレベーター、あるいは自由通路というような橋上駅での共同利用できるようなものについても、しっかりとこれはコスト削減に努めていくということをこれからもやっていきたいというふうに思っております。

大型プロジェクトだからこそ、細かいところに手を入れながらよく精査をしながら、その建設に向けて努力していきたいというふうに思っておりますので、各議員の御理解をいただきたいというふうに思っておりますのでごさいます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 庁舎の件については、もう少し後で触れようかなと思っていたんですが、市長が先におっしゃられたものですから私のほうからも一つ提案させていただきたいなと思っているのは、まず庁舎の建設について、早期に建てかえるということは私としてもそのほうが望ましいと思っております。ぜひ一刻も早く建てていただきたいと思っておりますけれども、まず私が一番不思議に思っているのは、保健センターを庁舎の2階に入れるということでございますけれども、この保健センターは、現状、別に今の場所でも使えるということなので、あえてここに入れる必要が私はないと思っているんですね。そうすればこの分をすこっと抜けるわけですから、大きくコストダウンが図れるのではないかと考えています。

そして市長のこの間のお話でありますと、歴史民俗資料館をその場所に持ってきていたいということですが、例えば庁舎のうまい使い方、面積等も少し見直していくことによって、庁舎の中に、一角に歴史民俗資料館を入れることによって保健センターをあえて移動する必要が私はないと思うんですけれども、そういった検討はなされているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先日、朝日議員の御質問の中でも答弁させていただいておるわけですが、庁舎のような大型プロジェクトは、向こう50年の期間でのプロジェクト事業になってまいります。そうした形の中で、今私どもが所有する公共の施設というところがどういふところがあるということについては、当然庁舎と考え合わせながら検討していかなくやならない。

例えば保健センターのほうのホールにいたしましても、じゃあ50年先、あそこはそのままの状態がいいのかどうか。そうすると必ず改修とか、あるいはいろんな手を打っていかなくやならない。そうしたら今そういった形の中のものについては、庁舎の中に取り入れることができるような施設については取り入れをすることにおいて、いわゆる従来の公共の施設についてはより有効活用していかなくやならない。歴史民俗資料館でも同じです。もう40年以上たっておるかなあと思っておりますけれども、ちょっと定かじゃありませんけれども、非常に老朽化している、いつかはやり直さなければならぬ。そうしたら、今いわゆる地震対策等も含めて、耐震性のある市民ホールのところへ歴史民俗資料館を持ってくることにおいて、より効率的に運営できるであろうということでございます。

そういった形の中において、我々としては現在の新しい庁舎に対して何が付加していけるかと、施設として。どういう形の中の連動ができるか。例えば歴史民俗資料館においても、上が図書館棟という形のものだったら非常に連動性がある、あるいは多くの市民が庁舎のほうへ来ていただいて、訪問していただける。今の歴史民俗資料館は、駐車場のスペースもない、あるいは手狭になってきている。こういうような状況の中においては、弥富市の歴史だとか文化というものを皆さんに正しく見ていただけない、こういうことについても改善を加

えていかなきゃならないということが私の基本的な構想、計画の中にあるということにつきましては、何回もお話をさせていただいておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 老朽化の話は私もそう思いますけれども、要は保健センターを庁舎に入れて、その保健センター跡に歴史民俗資料館を入れることは二度手間じゃないかということなんですよね。だったら民俗資料館が庁舎内に入ったほうが保健センターは移動せずに済むということで、コストの削減が図れるんじゃないかということでもありますので、この辺はまた検討していただけたらと思っておりますし、もう一点、そうしますと歴史民俗資料館の跡地があくと思うんですけれども、そのあいた土地には何を計画されているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） このところにつきましては、まだ具体的な基本計画を立てているわけじゃありませんけれども、やはり今さまざまな形で防災・減災上の問題ということが必要になっているところでございます。そういった形の中での館であるとか、あるいは地域の皆様に有効活用していただくとか、あるいはまた産業会館等において老朽化も目立ってきておりますので、産業会館の中での仮に商工会の部分そちらのほうへ移転するとかというような形で、総合的に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） はい、今は特に具体的な計画はないですが、将来的に産業会館等も含めて考えていきたいということでありますので、またその機会があったときにお話はさせていただきたいと思っておりますので、庁舎の件に関してはその辺にとどめて、私はやっぱり弥富市の看板政策といたしまして、子育てするなら弥富市へということで今まで頑張ってきてきました。これも20年間保育料を見直していないと言っていましたけれども、これは私は異常なことではなくて、ここは弥富市が頑張ってきた大きな成果、他市との比較をできるような、他市と比べても一番アピールできる分野だと思っております。

特に総合計画の中で、新しい人口の流れ、動きをつくるということで話しておりますけれども、やっぱりこの保育料を今ここになって値上げしてしまえば、そのせっきくの看板政策が少し欠けてしまうような状況になるのではないかと思っております。私はそういう意味では、この子育て支援の目玉政策の保育料の引き上げを20年間していないと、これ以上のセールスポイントはないと思うんですけれども、市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、那須議員がおっしゃるように、市としてのセールスポイント、あるいは看板政策というのは、当然私も考えながらやってきたつもりですし、また必要であろうというふうに思っておりますけれども、しかし保育料につきましては、愛知県下の自治体

と比較した場合において、本当に低額な状況で運営をさせていただいておるといような状況でございます。保育所、今9つございますけれども、一保育所で9億以上の運営費がかかっておるわけですね。ごめんなさい、10の保育所で10億ぐらいの、一保育所で1億です、単純に言いますとね、ごめんなさい。そういったような状況の中で、非常に多くの運営費がかかってきているということに対して、これも保育料の20年間の据え置きというようなことについてもその一因があるということでございます。

今後、現在の保育を継続的に維持していくためには、公的な負担と、また利用者の負担の適正化ということについて、我々としては考えていかなきゃならないという形のことを考えております。ただ単にこれは保育料だけじゃなくて、例えば農村農業の分におきましても市単独の補助政策があるわけでございますけれども、これも見直すという形の中で、さまざまな事務事業について見直しをしていくわけでございますので、保育料だけを取り上げてどうのこうのというふうではございません。それは大事な政策の一つであるということはありませんけれども、さまざまな形で、事務事業を見直すという形の中で御理解をいただきたいというふうに思っております。財政の健全化をやらないとだめなんですよ、弥富は。それを強く訴えておるんですよ。それを中期的な財政計画でお示しをさせていただいているじゃないですか。いつやるんですか、今でしょう。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長がおっしゃりたいこともわかりますけれども、ただ人口減少化社会、少子・高齢化社会の中で、人口をふやすというのはこれからなかなか厳しいところがある状況の中で、特に自然増なんかは見込めない状況ですよ。ところが、弥富の税収が上がってきている、これは私は弥富に住んでくれる方が多くなってきたということのあらわれじゃないかと。維持できているところもあると思うんですよ。固定資産税にいたしましても、例えばマンション等、住んでくれる方がいなければ、ここが潰れてしまったら固定資産税はなくなってしまいますので、固定資産税の伸びもそういったところから私は影響していると思うんです。

例えば、2010年から2015年の近隣市町の年少人口をちょっと調べてきたんですけれども、例えばお隣の津島市は、2010年のときは、14歳までの年少人口でございますけれども9,411人いました。ところが2015年になっては8,007人でございます。愛西市のほうで言えば、2010年には9,496人いたうち2015年度には8,108人です。我が町弥富市はどうかと言え、2010年度に6,400人いたのが、今は5,894人でございます。ということで、比べますと、津島市や愛西市は85%程度になっているんです。要するに15%減という状況の中で、弥富市はどうかというところと92.1%、要するに8%しか下がっていない。津島市や愛西と比べても、倍近い状況で人口減少を抑えられていると。これは私は弥富市が子育てに力を入れる、こうした保育に

かける思いが伝わって今の状況がつくられてきて、それが財政をキープして伸びているような状況をつくり出しているんじゃないかということなんです。

一概にコスト削減と言っても、例えば今市長がおっしゃったように県からすごく安いとおっしゃいましたけれども、35%近く安いと思うんですがこの35%、仮に上げたとしても、それよりも税収が伸びてきたほうが私は一番大きな効果があったんじゃないかと思うんです。だからこそ、今ここでこの看板政策の子育てするなら弥富市という状況を外すべきできないと強く申し上げたいなと思っております。市長、そういったお考えはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 子育て支援ということに対して、保育料との改正問題とイコールというような状況でお話をされますけれども、私どもとしては、子育て支援というさまざまな施策ということについては議員御承知のようにやってきているわけですね。これからもこれを継続していかなきゃならない、あるいはもっと付加していくとか、価値を高めていくようなことをしていかなきゃならないわけでございます。そういった形の中で、その保育料だけが子育て支援ではないということも御理解いただきたいと思います。さまざまな施策で子育て支援をさせていただいております。

そして、子供さんの年少人口云々ということがございましたけれども、こういった形の中では大変少子化ということについては拍車がかかっております。そういった形の中で、違う形でその生産年齢人口だとか、あるいは独身者だとかいう形に対して、若い人たちに対する施策というのはまたほかの方法もあるだろうと思っておりますので、保育料の改正だけを突出した形でおっしゃるということについては、少し異議を感じるところでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市長が違う形でほかにも魅力があるとおっしゃいましたけれども、やっぱりほかの市町から、例えば名古屋市からじゃあちょっと安いところを探そうかということで津島市や愛西市、近隣市町村を含めて考えられたときに、弥富市は保育料が安いとなったら、それはやっぱり来る要素の大きな要因となると思いますので、そういったこともやっぱり視野に入れていただきたいと思います。

繰り返しになりますので、次に進めたいと思います。今度は一般会計の予算について、1点質問させていただきます。

まず、昨年10月より個人負担として値上げになった給食サービス事業についてでございますけれども、配食サービスが本人負担として400円という状況に今なっておりますけれども、今、本当に年金がどんどん下がっていく中で、お年寄りの暮らしは本当に大変な状況になっている中でコスト400円というのはやっぱり軽い負担ではないんです。

このときは、配食サービスを多く注文される人がふえてきたということでもございましたけ

れども、だからこそそれだけ買い物に行けない人たちがいるということ、裏返せば言えると思うんです。であれば、市長、これも同じ思いかなどは思うんですけれども、であれば、予防対策としてぜひ健康寿命を長くしていくということで、私は外出支援も必要になってくるのではないかと考えています。その中で、同じ給食サービス事業の中に入っているチケット、今は福祉センターでしか使えないチケットでございますが、このチケットをほかのところでも、一般の喫茶店でも使えるようになれば、そこに出向く方が、行かれて健康寿命、人と話すことによって、そして動くことによって健康寿命を少しでも長くしていくことが可能だと思いますので、ぜひこうしたチケットをほかのところでも使えるようにしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 配食サービスのあり方につきましては、一つの考え方として65歳以上の高齢者のみの世帯だとか重度の障がい者のみの世帯、あるいは高齢者と重度の障がい者のみの世帯の方を対象にさせていただいて、週7回毎日給食サービスをさせていただいておるわけでございますけれども、これは業者の方に安否確認をしていただいているということが、他の自治体でおやりになっているかどうかわかりませんが我々独自の配食サービスではないかなあと思っております。

これは今所得制限だとかさまざまな制限をつけていない、いわゆる対象にある方全員に、御希望があれば我々としては配食サービスをさせていただくと。このところについては、一考を要するという事は考えております。例えば所得制限というものを付けて、やはり所得の低い方に対してのみとか、そういうような状況というものを考えながら配食サービスをするということも考えていかなきゃならないとは思っておりますけれども、いずれにいたしましても大変多くの、今これ数字を見ますと配食数は4万6,405食という形で、4万6,000食ぐらいありますね。前年度に比較して1万食ぐらいふえているということでございます。そういう形の中で、ふえているということは大変ありがたいんですけれども、我々の負担も大きいわけでございますけれども、この辺のところについて、所得制限をどうしていくんだとかいうことについては、一度考えていきたいなあと思っております。そして、全体の原資がどれぐらいになるんだということに対して検討も加えなきゃいかんと思っております。

また、給食サービス用のチケットという形で、チケットは総合福祉センターで利用をさせていただいておるんですけれども、ことしの4月から十四山福祉センターでもこのチケットは利用いただけるように開始いたします。そういう形の中で御理解をいただきたいと思っておりますので、何というんですか、喫茶店に集まる機会ということを大変楽しみにしていただいております。今のふれあいサロンという形の中で、十四山でもこの4月から実施していきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） はい、配食サービスについては、所得制限を検討されるということですので、またその所得上限に応じて検討していかなければならないかなと思いますので、それはまた今後の議論としておきますけれども、4月からチケット利用、十四山の福祉センターのほうでできるということをございますけれども、どういう施設を利用してこのチケットを使えるようになるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 詳しくは民生部長のほうから答弁させていただきます。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

十四山総合福祉センターには食堂施設がございます。そちらのほうに、今光神さんという事業所が入っておみえになります。そちらの事業所さんをお願いをさせていただきます、そこでチケットをお使いいただき、飲み物、それから可能であれば軽い軽食等が御利用いただけるように今準備を進めておりますので、4月から間に合うようにさせていただきますと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、今まで本当に十四山の方々は、もしこのチケットを利用されるのであれば、バスに乗って行かなきゃいけない状況になって、バスは片道200円かけて往復400円かけて行くというのは、やっぱりチケットの意味ないじゃないかということで、なかなか利用ができなかったんですけど、こうした十四山でできるようになれば比較利用もふえるんじゃないかと。そして、外出支援もふえて健康寿命を延ばしていただけるんじゃないかと思っておりますので、これは一歩大きな前進として喜ばしいことだと思いますが、ぜひ今後検討していく課題としましては、ほかにもやっぱり大藤や栄南の方々も困っていると思っておりますので、ぜひ一般の喫茶店等が使えるようになればいいかなと思っておりますので、引き続きの検討をお願いしたいと思います。

あと、最後になりますけれども、やはりさまざまな負担が今ありまして、実際は自治体自体も交付税の減額等やさまざまな業務の負担、市民サービスの増大や、あとは高齢化によってどんどん費用負担は大きくなっていくと思うんです。でもこうした状況に何でなっているのか、やっぱりここに焦点を向けていかなければならないと思うんです。大もとの原因としましては、やはり少子・高齢化ということをございますけれども、この少子・高齢化がじゃあ何で起こってきたのかと。やっぱりここに目を向けていく必要があるんじゃないかと思っております。その根本を考えて、やっぱり私はこうした国の交付税減や国の税収が下がったと言っておりますけれども、やはり国のほうでもじゃあどこに無駄遣いがあるんだという

ことを検討していかなければならないんじゃないかと思うんですね。

昨日、佐藤議員からもありましたけれども、税金の使い道としては所得再分配と、こういう機能がございます。ところが、今は全く逆転しているわけですね。お金があるところにどんどんたまっていく、庶民はどんどん疲弊していく、これがやはりおかしい現象になっているんじゃないかと思うんです。

大きく言えば、昨日、三宮議員からもございましたとおり、大企業には内部留保が400兆円たまっている。その中で200兆円は現金として使えるお金がある。このお金は本来どこから生まれてきたのか。国のさまざまな減税政策、そしてまた緩和措置によって非正規の人たちが大きくふえてきたことによって、その中から生まれてきた、いわば本来は労働者に還元して日本の経済を回していくお金がそこにため込まれているということになっていくんです。ここの原因を、やはり自治体の長としてもしっかりと見きわめていただいて、さまざまな機会においてぜひその発信をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 企業の法人税の利率の低減ということも含めて、今、日本の企業に対してはそういった形の恩恵は確かにあろうと思っております。昨日も三宮議員から内部留保金が400兆円、そしてそのうちの200兆円は現金で所有しているというお話もございました。私は国のほうもさまざまな形で企業、あるいは法人に対していろんな積極的な施策をとるよという話が出ておるわけでございますが、例えば一つの例ですよ、この200兆円ある現金だったら課税すればいいと思うんですよ、課税する。そういうのが具体的にあるということならば、課税をして税を払っていただく。

それともう一つは、この200兆円という形の中での資金があるならば、設備投資に回すべきですよ。いわゆる再投資をしていただいて、雇用とかあるいは働く人たちの正規雇用、そういうことに対して経済の循環を持っていかないと、今那須さんがおっしゃっていることに対して、私も同感ですよ。その辺のところを企業としてやっていかなきゃならない。そして国のほうも、そう言っているじゃないですか。この春闘においてもそうですよね、ベアにしてもさまざまな形で賃上げをしたらどうだと。それをまた国のほうも施策として後押しをすると。しかし、それが内部留保に回ってしまったんでは、これは何も意味がないということで、私は現金があるんだったら課税をすればいい、そして設備投資に回して、いわゆる経済の循環というのを好循環にしていくということが、やはり多くの人が望むところではないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市長から設備投資という言葉がありましたけれども、これはやっぱり国内で設備投資しなければ国内の雇用はふえないわけでございますので、ぜひ国内でと

というような規制もつけた上で、やっぱり労働条件を改正しながら、例えばこれだけ減税を受けているんだったら、あんたのところはこれだけ雇いなさいよと、正社員で雇いなさいよと、こういうルールづけが私は必要だと思っていますので、ぜひ市長と今共通のお考えということでございましたので、ぜひ雇用を守るという立場であっせんしていただきたいと思ひまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に報告いたします。

大原議員が所用のため早退させていただくと申し出がありましたので、これを認め、報告させていただきます。

次に、三宮十五郎議員。

○8番（三宮十五郎君） あといろんな日程があるようでございますので、なるべく簡潔に質問をさせていただきますが、私は今回の市長の施政方針及び予算等を聞かさせていただいたり見させていただいた中で、要するに弥富市の税収が伸びているのは、多少は景気の回復や何かもあって所得がふえて伸びておられるような感覚を持っておられると思いますが、実態はそういうこととは全く違って、本当に市民負担は限界、暮らしの応援を基本に据えた市制を進めていくということが非常に今強く求められているということを中心にしながら、まず最初の質問をさせていただきたいと思ひます。

実は平成10年代の末期に、それまで控除措置とされておりました所得税20%、住民税15%の所得割の定率減税が廃止になりまして、増税が行われました。また、そのときに老年者控除、65歳になると50万の所得控除が行われることと、それから障がい者と同じように、老年者ということで所得125万以下の方は住民税非課税という措置がありました。この措置も全部なくなりました。

そうした中で、弥富市の市税がふえている大きい原因の一つは固定資産税、もう一つはやっぱり個人市民税もありますが、個人市民税について少し申し上げますと、平成16年度にはそうした減税措置などが行われていた中でも、なおかつ1人当たり4万900円の市民税が納められておりました。それで、要するに10年代の末期に所得税と住民税は1年おくれて、結局3年間にわたって減税がなくなって増税に変わったんですが、その中で市民税のほうに国のほうから所得税の5%を配分するということがございまして、毎年国と地方の間で交付税

の算定の基準が交換されておりますが、その中に所得税分からどれほど市税に入れられているか、これは推定だと思っておりますが毎年起債をされております。これが平成19年度には3億9,900万、平成27年度には5億100万、多いときは平成23年度の5億8,700万というのがありますが、大体4億から5億の間で推移しております。

もう一つは、住民税の15%の定率減税による増収分と、それから平成24年度から子ども手当や児童手当をもらっているということを理由にいたしまして、年少扶養控除が廃止をされました。これによって、当時の税務課長のお話だとほぼ年間1億円ということでございますので、いろいろ増税がありました。定率減税と年少扶養控除の関係のほぼ1億円を合わせたもので、弥富市の税金がどの程度ふえておるかということと言いますと、平成19年度は3億900万円、それから24年度は1億円上乗せをしますと3億8,100万、27年度も3億8,200万程度かなと思っておりますが、この増税分が弥富市の税収の中で占めている割合というのは、平成27年度の決算額と言いますと個人市民税、私統計の関係で日本人のみとしておりますから少し全員との関係で出された表とは違ってくると思っておりますが、27年度の個人市民税は1人当たり5万7,000円ほどでございます。

これに対して、要するに今申し上げました税源移譲相当分ですね、所得税から振りかえられたもの、それから定率減税の廃止によるものと年少扶養控除の廃止に伴うものを合わせたもので見ますと、要するに税源移譲分と定率減税の廃止と年少扶養控除の廃止によるものが5万7,000円の税収のうち2万400円相当になります。要するに以前と同じ、平成十六、七年当時と同じ税率だった場合には、当時4万900円だったものが3万6,600円ほどで、実際には弥富市の税収の市民税でふえている分から見ましても、所得がふえたのではなくて増税と税源移譲によって、税源移譲もこれ増税分ですよ、によってふえているということが一つの特徴であります。

それから、固定資産税が非常に弥富はふえておまして、これはやっぱり非常に大きな尾張18市、名古屋を取り巻く全部の市の中でも特徴的なことでありますが、そういうこともございまして、平成17年度に比べて、これは十四山と弥富の平均を、弥富の場合にしたものでございまして、平成26年度には1人当たりの市税全体の収入は128.1%になっております。2番目にふえているのが岩倉市の114.3%、その後が春日井市の112.7%ということですが、結局平成20年ぐらいまではそんなに所得も落ち込みがなかったことや、いろんなことがありまして、一旦市民税はふえましたが、その後どこも市民税は減り続けております。

平成20年度に比べますと、弥富市は市税全体の増額分が1人当たり8,800円、2番目にふえているところが北名古屋市の3,300円、3番目が春日井市の2,100円ですか、もう減っておるところは、稲沢市は1万500円の減少だとか日進市が7,000円、犬山市が6,900円だとか、ほとんど減っておるところが多いんですよ。これは、法人税が減ったり個人市民税が減っ

たりということなのと同時に、固定資産税そのものも平成17年に比べて、ふえているところはごくわずかで、大多数は減っております。新たな建物が建たなければ減っていくわけですね。

こういう中で、弥富市の場合は西部臨海工業地帯の影響がありまして、これがあの当時税務課長からいただいた資料がここにありますが、課税ベースで平成18年に6億8,900万だったのが、平成25年度の課税ベースで言うと、これ臨海部ですが13億5,870万ということで、6億7,000万円ほどふえております。もう一方で、西部臨海工業地帯を除いた全体の課税ベース、今の部分を除いたものでいきますと、平成18年、27億3,900万円余りだったものが、25年は31億4,800万円、4億900万円ほど西部臨海工業地帯以外でふえておる、これはやっぱり背後地に運送関係の事業者が入ってきたことと、もう一つは平島を中心にした、たくさんの若い人たちが入ってきていただいたことによる住宅が建ったり、あるいはアパートが建ったりということの影響です。と同時に、個人市民税の伸びも弥富は額ではそんなに多くありませんが、1人当たりで比較をしますと、尾張18市の中で伸びが1番なんですね。やっぱり働き盛りの人たちが来ていただいたということが非常に大きい要因になっておると思いますが、いずれにいたしましても、税収全体では本当に他の市町、尾張18市のいろんな条件のいいところに比べてもふえている要因というのは、私はやっぱりその時々の方々の皆さんの声に耳を傾けて、本当に保育料の値上げをしないでほしいということで頑張ってきたり、あるいは都市計画税がないということが実は、平島の区画整理が計画された時期というのは、ちょうどバブルの絶頂期で地価が一番上がったときですよ。

それがたまたま平成19年度から子供の医療費無料制度を中学校卒業までにしたこととあわせまして、長期にもそれまでも保育料が据え置きになっていたんですが、そういうことの中で、若い人たちがやっぱりこの医療費と保育料、両方インターネットで探したり、あるいは当時、多分平成20年よりもうちょっと後、18年ごろから、18年は小学校6年まで医療費無料だったんですが、医療費無料だとかそういうことをずうっと、その平島の物件を扱う不動産の関係の方たちがチラシに入れて、海部地域だけではなくて名古屋の西部や桑名のほうにも配っていただいたということと、もう一つは本当に今の暮らしの状態が大変だということで、インターネットやそういうもので調べて、やっぱりこれは医療費や保育料は弥富がいいということで変わってきたのが大きな要因になっておりまして、今は健康推進課長ですが当時は保健センターの所長という名前だけだったような気がしますけれども、本当に弥富はよそから来て、もうすぐに母子手帳を取りに来る、要するに妊娠した人たちが弥富に引っ越してくるとか、あるいは来て数年たった後で来るとかというのが非常に最近ではふえましたということをおっしゃっていましたが、これは人口や、子供の当時のこの地域に比べて減少の少ないことにもはっきりあらわれておると思いますが、こうした市民の方々の暮らしの願い、とりわ

けここは市長も答弁の中で話をされましたが、ゼロメートルというハンデというのは非常に弥富は大変なことなんですよね。

だけど、今は親のすねがかじれずに、自分たちで働いて子供を育てようというふうにしかな対応できない人たちにとっては、そういうリスクはあっても、やっぱり地価は尾張18市の中で下から2番目に安いとか、都市計画税なんかの負担はないとか、医療費だとかそれから保育所だとかこういうことを総合的に考えて、自分たちで頑張っていこうという人たちがたくさん来ていただいたことが今の弥富の一つの土台になっておると思うんですね。

ところが、さっき申し上げましたように、今の市民税なんかは所得税と合わせた増税によって個人住民税がふえておるとか、それがこの間の社会保険料の引き上げだとかいろんなものによって本当に負担の限界に来ているし、住宅ローンを払っておるとか、いいアパート・マンションに入っておる人たちは結構高い家賃を払っているとか、そういう状況のもとで本当に負担の限界というのがある中で、なおかつそういうゼロメートルの災害の心配があっても、ここでやっぱり生活していこうということで来てくださった人たちを新住民として抱えた中で、やっぱりこの人たちと一緒に今後のまちづくりを進めていくということが大きな課題となっておりますので、やはり庶民負担は限界、もし本当に行革を進めるというなら、私はここでは庁舎建設の相当大幅な見直しだとか、それから下水道事業の見直しだとかということを含めてお考えいただきたいと思います。

特に庁舎建設について申し上げておきますと、この庁舎を計画したときにはもう既に基準がなくなっておりましたが、国が示した、これは多分本庁の事務室の面積だと思いますが、弥富市レベルですとそれまでの基準で言うと5,027平方メートルですよね。平成22年度に竣工した犬山市の庁舎につきましては、人口が7万3,899人でしたが1万平方メートル。弥富市の庁舎は1万1,000平方メートル。いろんな機能を、今市長もおっしゃったように入れていくということがありましても、市長自身も身の丈に合ったものにするというふうにおっしゃられましたが、これほど大きな負担をしていくということを考えたときに、やっぱりここは本当にこの規模をどうするかということも改めて御検討いただくとか、それから集落排水事業につきましても、下水道につきましても、市長が始められた事業と言うんではありませんが、もともと実際の集落排水で言いますと、収入は利用状況を過大に見込んで2倍程度の収入があるという計画で進めておられて、したがって事実上料金収入にほぼ匹敵する負担を毎年市が集落排水にしなければいけないし、公共下水道につきましても、ここもまた集落排水よりももっと大きな負担が伴うものでありますが、将来負担をどうするかというようなことについては具体的に明らかにしないまま今日まで事業が進められてきております。

そんな中で、先ごろも約1万メートルのふぐあいが発生して修理するために7億円余りの、8億円近い負担が発生するという示されておりますが、放置できない問題でそれはそ

れなりの対応が必要だと思えますが、それにいたしましても、私は将来の人口減少も見込みました状態の中で、やっぱり弥富市として改めて検討する、やっぱり財政問題として考えるならこの庁舎問題と下水道問題については避けて通れない問題だと思いますが、今の市民の暮らしの状態についてと、それからそういう市の大きな将来負担を伴う問題について、市長はどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 庁舎について少しだけ申し上げておきます。

現在の庁舎の設計につきましては、基本設計時に皆様にお示ししたのから大きく変わっておりません。現在計画しております庁舎の規模は、防災機能面からや市民サービスの面からも、これからの弥富市として行政運営を行っていくために必要な規模であると考えております。また先ほど市長も申し上げましたが、庁舎建設費の節約ということで新庁舎の建設工事につきまして、本年度解体工事等設計業務に合わせまして新庁舎の建設工事費の再積算業務を行っておるところでございます。その中で、設計から少しでも縮減できるものはないかと外壁の材質や内装の仕様、材質、照明器具等細部にわたって再検証し、材質の変更や仕様の変更などによりまして建設工事の削減を行っているところでございます。今後におきましても、事業費の削減については努力してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 下水道事業についてお答えをさせていただきます。

公共下水道事業につきましては、住民の要望も大きく、美しく快適な住環境づくりのため、水循環の視点に立った下水道の整備は大変重要な事業でございまして、汚水適正処理構想やアクションプランに基づく市街化区域及び人口集中地域の10年概成に鋭意取り組んでいるところでございます。現在は特別会計で実施しておりますが、平成32年4月からは地方公営企業の一部適用をし、公営企業会計方式を導入する予定にしております。このことによりまして、下水道事業の経営の健全化、計画性、透明性の向上を図りまして、経営の基盤強化に取り組んでまいります。いずれにいたしましても、下水道事業は長期にわたる重要な事業でございまして、議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力をお願いしながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○8番（三宮十五郎君） 市民の皆さんの負担は、私は相当大変な状況になっておるといふふうに思いますが、その辺は市長、どのようにお考えですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答えを申し上げます。

庁舎建設につきましては、いろいろと精査をしながら進めていきたいと思っております。

何でも平成33年までには完成に近いような状態で、本庁舎問題につきましては建設をしていかなきゃならないという前提がございますので、いろんなことを精査しながら進めていきたいというふうに思っております。また、検討委員会のほうでもしっかりと御議論をいただき、縮減すべきは縮減し、そして進めるべきところは進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから公共下水道事業につきましては、国のほうから10年概成という形のもものが示されております。私どもとしては、公営企業会計に移行していくわけでございますけれども、その中で収支をしっかりと見定めていかなきゃならないとも思っております。10年先の将来のことについてどこまで布設できるかは、おおよそ60%ぐらいまでは進捗していきたいと思っております。次のステップについてはまたそのときにしっかりと考えていかなきゃならない、またこの公共下水道事業につきましては、いずれにしても国の補助がないと進めていけないというような事業でございますので、引き続き私どもとしてはこの事業費に対して国のほうへ要望してまいりたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 先ほども申し上げました西部臨海工業地帯に進出企業が張りついて、IKEAも含めてでございますが、さっき申し上げましたような税収に貢献をしていただいております。同時に、これに対して弥富市はこれまで平成18年から28年まで、先ごろの補正予算までで19億7,600万円の、要するに5年間で4年分のいただいた固定資産税をお返しするという奨励金を交付しておりますし、新年度の予算から想定しますと、ほぼ同じ状態があると5年間続くとしますと、約8億円相当の、合わせて27億7,600万円の、これは本来弥富市の福祉や暮らしのために使えるものとして、国では地方交付税なんかを、附属分を弥富に支出する場合にはそういう収入があるという前提で計算をしますから、本来は私は弥富の市民のために使うべきお金だったというふうに思いますし、それから県は県で一層それを上回るような大きな企業に対する財政負担を行っております。

例えばMRJと言われております三菱重工の小牧工場に対しては、不動産取得税、県税ですが、100億円ほどかかるというものについて1事業100億円を減額するという制度をとっておりますが、やっぱりこういうことが愛知県の医療や福祉、社会保障の予算、本来愛知県だって交付税をもらったりもらわなかったりという状況ですから、その中でそういう形で税収を他に持っていくというやり方、それからそうやって企業に減税や優遇処置をした結果が、雇用の増大だとか働く人たちの給料という形になっていないということの中で、ずうっと市長が先ほど来おっしゃられておりますように、内部留保という形でため込まれておって、結局働く人たちが満足に必要な生活必需品を買うこともなかなかままならんという状態が、日本の企業が国内で設備投資をしないもう一つの大きな原因になっておるわけですね。雇用

もそれからそういうことでどんどん損なわれていく。

とりわけ最近の状況の中では恐ろしいことが進んでおりまして、経常利益が平成10年から1.24倍に伸びておりますが、この16年度までの1年間の間に新たに17兆7,000億円もふやしております。その中で、会社の役員1人当たりの報酬は1.1倍になっておりますが、働く人の賃金は4%、これ大企業の場合です。特に深刻なのは、国税庁の民間給与実態統計調査によりますと、2015年の非正規雇用者は大企業では正社員の27.1%の賃金しか受け取っていないというような深刻な実態が、本当にそういう人たちが税金も社会保険料も、あるいはまた十分な生活費も賄えないというような状況の中で、弥富市でもどこでもそうでありまして、若い人たちの半分ぐらいしか結婚できないような深刻な事態が進んでいることが、今の経済の後退の大きな原因であります。

ぜひそういう、やっぱり大企業が潤えば景気がよくなるというような考え方はきっぱり、今後は変えていただいて、やっぱり県や市町村の収入は、ここで暮らす人たちの福祉や暮らしや教育のために使っていく。それから、今、日本は消費税だけを法律で社会保障のために使うということで、以前から使っておった制度の国の負担分に置きかえたり、そういうこともやってきておるわけですね。ところが、先進国でそんなことをやっておるのは日本だけなんですよね。日本よりはるかに税率の高い消費税を取っておるところでも、実際にはいろんな軽減の制度があって消費税が国全体の税収の中で占める割合というのはそんなに高くなくて、ほかの税金も含めて教育や社会保障の負担をしていくというのがヨーロッパのほとんどの国の事例ですよ。

そういうことを考えますと、やはり抜本的な考え方を改めていただく。消費税が導入されて29年になりますが、2017年度予算も含めると、これまでの決算、それから16年度補正予算で、この間消費税として国が国民から徴収したか、する予定の額は349兆円であります。それに対して、この間、法人三税などの軽減に充てられたお金は280兆円あります。これが内部留保を積み増す。不景気、国内で投資しようにもできないという深刻な状態をつくり出していますから、雇用にもつながらない。こういう状態をやっぱり改めていく、消費税に頼らない、そしてまた大企業や大資産家に適切な負担を求めていくと、こういう立場を、やはり今後は市長のおっしゃられました、ことしは憲法が施行70周年の年で、ぜひ平和主義を守るということについては市長はかねがね言っておられますが、基本的人権や国民の暮らしを守る、本当に安心と安全を守る、そういう新たな出発点となるような積極的なイニシアチブを發揮していただきたいと思いますが、市長の御見解を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員からさまざまな観点から御意見・御質問をいただくわけでございますけれども、例えば今現在、我が市が採用しております固定資産税の奨励金制度につ

きましては、今までの額が19.7億だとかこれから8億だとかいう形で27億ぐらいの、いわゆる税を償還しているんだよという形でございますけれども、これも自治体各間の中においては企業誘致合戦というものがあるわけがございます。そうした形の中において、一定の期限内という形の限定をさせていただいておるわけがございます。また、今新たに条例を定めまして、これは西部臨海工業地帯だけではなくて、弥富市全域に対して一定の条件を満たしていただければ固定資産税の奨励金をさせていただいておるということでございますので、これは我々が今そういった形の中で、確かに固定資産税の奨励金は出させていただいておりますけれども、これが決して市の全体の活性化だとか、あるいはマイナスの要因になっているとは私は考えておりません。

そうした形の中で、これは粛々と進めていかなきゃならない、また今新たに検討していかなきゃならないのは、名古屋競馬場の中での未利用地、これが17ヘクタールあるわけがございますね。この17ヘクタールの県の取り扱いにおいては、これを売っていくという形でございますので、これをじゃあ私どもとして、この奨励金制度の中に当てはめていくかどうかにつきましては、また議会のほうと議論を重ねていきたいと思っております。平成34年が竣工というような状況も聞いておりますので、この対象の枠からそういったところが外れてくるわけでございますけれども、それも考えていかなきゃならないと思っております。

また大企業等の問題については、法人税の税率を下げるということに対して企業が相当潤っているのではないかとございまして、これは確かにそういったことがあり、我々地方に対していろんな影響が出てくるということでございます。しかし、これは国のほうは地方交付税という形の中で還元していくと、あるいは新たな税をという形の中で地方に渡していくということも言っておりますので、これをしっかりと期待をしていきたいと思っております。

また個々の企業につきましては、やはり春闘等におきまして内部留保した金をしっかりと従業員の方に還元をしていただくという施策はぜひやっていただきたい。やっぱり働く人たちが、次の自分の生活の中でいかに給与ということが大事であるかということが言えると思っておりますので、ぜひお願いをしていきたい。また非正規雇用につきましても、改善を加えていかなきゃならないとも思っておりますのでございまして。

先ほどまた那須さんのほうにも御答弁させていただいたわけですが、現金で所有しているというようなことに対しては、これはやっぱり課税を考えていただくことも一つの方法ではないかなあと思うところでございまして。

消費税の問題につきましては、これは税の負担だけではなくて、その消費税という目的税ということについては、何に使用してもいいということになっておりますので、これはさまざまその地方においてもまちづくりというような状況の中で施設整備をさせていただいて

おるところでございますので、これは税は負担ということだけじゃなくて、その消費税の還元という形の中においても生活の隅々まで行き渡っていると私は理解をするところでございます。

そしてまた憲法70周年の年を迎え、あるいは地方自治という形の中でのそんなようなことの御質問でございましたけれども、日本国憲法の三原則というのがあるわけでございますけれども、これは国民主権であり平和主義であり基本的人権の尊重ということがうたわれております。こういった形の中において、平和国家あるいは市政の発展と地方自治の進展ということについて、この70年の節目というのは我々はしっかりと考えていかなきゃならないと思っております。そうした形の中において、国とか県というような状況の中において、関係機関にさまざまな市政運営について御理解をいただくようにこれからも努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひ税金の集め方、使い方を本当に実態に見合ったものに改めていく社会的構成を改善していただくという努力をしっかりと強めていただきたいと思いますし、特に国民健康保険などは、先ごろ、平成23年のときもそうでしたが、そんなに医療費が変わっていないのに何でこんなに負担がふえるのかとか、あるいは所得、月給激減によって大幅に税率を上げなきゃならなかったような状態、あるいは現在も県へ移行というような状況のもとで、似たようなことしの補正予算なんかの関係をみると、状況が生まれておりますが、ぜひそのときだけで見るんじゃなくて、先も見越しながら、やっぱり本当に慎重な対応をしていただくことを強く求めまして、あとの質問はそのことも含めまして常任委員会での質問に移っていただくことにいたしまして、きょうの質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国民健康保険制度につきまして、私の答弁が漏れておるということがあってはいけませんので、先ほど三宮さんの御質問の中にはなかったかなあとおっしゃったのであえて言わなかったんですけども、今は国保税という形に対して見直しをしていきたいということをおっしゃるわけですが、これは今改めて言うわけでもないんですけども、国保制度の歳入歳出のバランスが大きく崩れておることは、もう皆さん御承知のとおりでございます。

そうした形の中で、私どもとしては毎年のように法定外の繰り入れというようなことをしておりまして、本年度も補正予算で1億3,000万、そして28年度の当初予算として1億2,000万、合計2億5,000万のいわゆる国保の運営の安定化という形の中でさせていただいており

ます。法定外の繰り入れをするということに対しては議論もあるわけですが、これはほかの多くの自治体においても、このことをやらざるを得ないということだと思います。そうした形の中において、平成30年度から国保の運営が市町村単位から都道府県単位ということの中でありまして、協働して保険者として平成30年度から運営をしていくというような状況でございます。この制度の中で、県が示す標準保険料率というのがあるわけですから、そういう形の中において、本市における保険税率というものを決定して保険税を原資にして県のほうに納付していくというような制度でございます。

今回、県から概略の試算という形を示されましたけど、その県からの概略の試算ということの状況を見ますと、現状の保険税率と相当の開きがあるということだと思います。その納付額と保険税率という形の中において開きがあるものですから、そのところについては一定の試算をしながら定めておるところでございます。まだまだいろんな要素を計算していかなくちゃならないというようなことがあるわけですが、今県のほうから示されている保険税率、あるいは納付額ということについては、これからも慎重に計算をしていきたいと思っております。しかしながら、大幅な国保税が上がるということについては、私どもも避けていきたいと思っております。これは避けていきたいと思っております。

今、私どもの庁内でも検討しておるわけですが、こういった形の中で弥富市の保険税率とその納付額が最終決定されるかということに対して、現在との乖離をどうしていくかということについては税のほうで負担をしていただくことと、もう一つは市のほうがどのような形で、従来と同じような考え方の中において、いわゆる繰り入れをしていくかというようなこともあわせて検討していかなくちゃならないと思っております。全てが国保の中での加入者のみに求めていくということについては、具体的な試算が終わらないとまだわかりませんので、その辺のところを御理解をいただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。今後また皆さんのほうにも説明させていただきます。

○8番（三宮十五郎君）　じゃあこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君）　他に質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君）　以上で質疑を終わります。

本案25件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。なお、大原議員が早退する報告をさせていただきましたが、戻って見えませんでしたので報告させていただきます。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時53分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 高 橋 八重典

同 議員 永 井 利 明

平成29年 3月23日
午後 2時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 朝 日 将 貴 | 2番 | 江 崎 貴 大 |
| 3番 | 加 藤 克 之 | 4番 | 高 橋 八重典 |
| 5番 | 永 井 利 明 | 6番 | 鈴 木 みどり |
| 7番 | 那 須 英 二 | 8番 | 三 宮 十五郎 |
| 9番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 6番 | 鈴 木 みどり | 7番 | 那 須 英 二 |
|----|---------|----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 |
| 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齡 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼
農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 平 野 宗 治 |
| 庁 舎 建 設
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 | 秘 書 企 画 課 長 | 佐 藤 雅 人 |
| 危 機 管 理 課 長 | 羽 飼 和 彦 | 税 務 課 長 | 山 下 正 巳 |
| 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保 険 年 金 課 長 | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 | 伊 藤 仁 史 |

| | | | |
|--------|--------|----------------|---------|
| 福祉課長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所長 | 村瀬 修 |
| 児童課長 | 大木 弘己 | 商工観光課長 | 大河内 博 |
| 土木課長 | 山田 宏淑 | 下水道課長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水谷 みどり | 生涯学習課長 | 安井 文雄 |
| 図書館長 | 山田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 三輪 眞士 | 書記 | 土方 康寛 |
|--------|-------|----|-------|

6. 議事日程

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 諸般の報告 |
| 日程第3 | 議案第1号 平成29年度弥富市一般会計予算 |
| 日程第4 | 議案第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第8号 弥富市行政手続条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第9号 弥富市情報公開条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第10号 弥富市個人情報保護条例等の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第11号 弥富市職員定数条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第12号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第13号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第14号 弥富市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第15号 弥富市自治功労者礼遇条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第16号 弥富市税条例等の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第17号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第18号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第19号 相互救済事業の委託について |
| 日程第22 | 議案第20号 市道の廃止について |
| 日程第23 | 議案第21号 市道の認定について |
| 日程第24 | 議案第22号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第6号） |

- 日程第25 議案第23号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第26 議案第24号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第27 議案第25号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

(追加提案)

- 日程第28 同意第1号 副市長の選任について
日程第29 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
日程第30 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
日程第31 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について
日程第32 弥富市庁舎改築等特別委員の選任について
日程第33 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 2 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第 2、諸般の報告をします。

弥富市長から下水道事業に係る経営戦略が策定され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第 1 号 平成29年度弥富市一般会計予算

日程第 4 議案第 2 号 平成29年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 5 議案第 3 号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 4 号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 7 議案第 5 号 平成29年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 8 議案第 6 号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第 9 議案第 7 号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第10 議案第 8 号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第11 議案第 9 号 弥富市情報公開条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 弥富市個人情報保護条例等の一部改正について

日程第13 議案第11号 弥富市職員定数条例の一部改正について

日程第14 議案第12号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第13号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 弥富市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

日程第17 議案第15号 弥富市自治功労者礼遇条例の一部改正について

日程第18 議案第16号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第19 議案第17号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第18号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第21 議案第19号 相互救済事業の委託について

日程第22 議案第20号 市道の廃止について

日程第23 議案第21号 市道の認定について

日程第24 議案第22号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第25 議案第23号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第26 議案第24号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第27 議案第25号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第3、議案第1号から日程第27、議案第25号まで、以上25件を一括議題とします。

本案25件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長に求めます。

まず、炭竈総務建設経済委員長、お願いします。

○総務建設経済委員長（炭竈ふく代君） 総務建設経済委員会に付託されました案件は、議案第1号平成29年度弥富市一般会計予算初め18件です。

本委員会は、去る3月15日に、委員全員と委員外5名の出席により開催をし、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第1号平成29年度弥富市一般会計予算、議案第2号平成29年度弥富市土地取得特別会計予算、議案第6号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第7号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計予算、以上4件を一括審査いたしました。

委員より、鯛浦地区及び佐古木竜頭公園周辺の豪雨による排水対策の新年度予算の対応はとの質問に、市側より、今年度は現況水路を把握するための委託費を計上しているとの答弁がありました。

農業集落排水特別会計では、土地改良連合会に委託をしている補修委託の点検の回数はとの質問に、浄化槽と同じ週1回、技術管理による点検を月1回、運転管理、設定時間の管理によるものは随時行っており、真空システムを採用している処理場のマンホールの点検は年2回行っていると答弁がありました。

さらに、企画費の地区公民館整備事業補助金に関して、委員より、エアコンの整備、トイレを和式から洋式にかえるといったものも対象になるのかとの質問に、市側より、条件が合えば対象になる、現在事業の効果を大きなものにするため、控除額、いわゆる下限を設けることを検討していると答弁がございました。

他の委員からは、国有資産等所在市町村交付金の減額の内容はとの質問に、市側より、名古屋港管理組合第1、第2バースの部分が対象から外れたことによるものであると答弁があり、さらに外れた理由はとの質問には、普通財産から財政財産に変わったことによるとの答弁がありました。

さらに交付金に関して、利子割交付金は増、配当交付金、株式等譲渡所得割交付金は減で

あるが、これらは連動すると思われるが、利子割交付金だけ増である理由はとの質問に、市側より、利子割交付金等は県からの内示に基づくもので連動していないと答弁がありました。

続いて新庁舎建設事業費では、繰り越しされた予算が執行されなかった場合の処理の仕方はとの質問に、市側より、翌年度に繰り越した予算は別枠で計上され、執行されなかった場合は、次年度決算において不用額として合計額が計上されると答弁がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計操出金が前年度より4,800万円ほどふえた要因はとの質問に、国や県の補助対象である十四山北部、西部、南部処理場及び鍋田浄化センターの機械等の機能を維持するための更新工事がふえたことによるものであると。さらに、公共下水道事業は、ハイセラミック管を使用しているが、農業集落排水事業は同じ管であるのかとの質問に、塩化ビニール管を使用していると答弁がありました。

他の委員から、コミュニティバスの運行事業9,370万円のうち、29年度国からの補助額はとの質問に、614万5,000円であると答弁がありました。

他の委員から、第2次総合計画の策定委託料の策定期間が29年4月から31年3月までとあるが、公共施設の維持管理費といった個別の計画は総合計画策定前に策定するのか、あるいは一緒に進めていくのかとの質問に、総合計画は29年度、30年度の2カ年事業で、公共施設の管理計画や再配置計画といった個別の計画は、別事業として来年度から順次進めていくとの答弁がありました。

以上のような答弁があり、討論では議案第1号に対し、庁舎建設事業に関して基本的な部分と必要な機能を含めての費用としても、市の人口規模を考えると大きな負担であり見直しの必要があると反対討論があり、議案第7号に対しても、事業着手に当たり、住民と行政の将来負担を十分な検討がなされず進められたことで矛盾が大きくなっていることから抜本的な見直しを求めると反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、議案第1号及び第7号は賛成多数で了承し、議案第2号及び第6号は全会一致で了承いたしました。

続いて、議案第8号弥富市行政手続条例の一部改正についてから議案第21号市道の認定についてまで12件を一括審査しました。

議案第21号では、委員より、西中地地区の路線認定より優先度の高い路線はあると思うがどう考えるかとの質問に、市側より、今回は西中地地区の土地改良事業の道路つけかえによる路線認定であり、その他必要な路線は今後個別に対応していきたいと答弁があり、さらに消防車、救急車が入れない道路がたくさんあると思うが、その対応はとの質問に、市長より、そういった路線がたくさんあるのは十分認識していますが、まずは中央幹線、穂波通を優先的にやっていきたいとの答弁がありました。

以上のような質疑があり、討論では、議案第16号弥富市税条例等の一部改正についてに対

し、法人税の市県民税をともに引き下げ、国税である地方法人税をその分引き上げて、自治体間の財政力の均等を図るため、交付税財源に充当するとの国の説明だが、本来所得の再配分の観点から適当ではないと反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、議案第16号は賛成多数で了承し、その他、議案第8号初め11件は全会一致で了承いたしました。

最後に、議案第22号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第25号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、その後、質疑に入りました。

委員から、一般会計歳入歳出予算額を1億3,000万円ほど減額とあるが、その点どう考えるかとの質問に、市側より、減額分を必要なものに使うことは重要であると考えているが、今回の補正はあくまで28年度事業を精査した結果によるものと考えているとの答弁がありました。

他の委員から、商工費の企業立地指定企業交付奨励金が504万7,000円減額とあるが、その内訳はどの質問に、市側より、当初概略で計上していた名古屋ユナイテッドコンテナターミナル分の予算が確定したことによる減額であるとの答弁がありました。

以上の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上のような審査の経過と結果を御報告申し上げて、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、鈴木厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（鈴木みどり君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成29年度弥富市一般会計予算初め9件です。

本委員会は、去る3月17日に、委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成29年度弥富市一般会計予算、議案第3号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第5号平成29年度弥富市介護保険特別会計予算、以上4件を審査いたしました。

委員より、新規事業のペアレントプログラムはどここの場所で行われ、開催回数はこの質問に対し、市側より、場所は総合福祉センターで隔週開催の全6回の予定であるとの回答がありました。さらに、同じく新規事業のマイナポータル対応導入業務では、母子手帳などの申請手続きがオンラインでできるとのことだが、直接顔が見えない分、相談がしづらくなると思われるが、それへの対応はこの質問に、オンラインで届け出をされた方には、今までどおり市から連絡し、手帳を直接取りに来ていただく際に相談支援を行いたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、本市では28年度から総合事業がスタートし、それまで介護保険の要支援1、2の方が利用していた訪問介護や通所介護のサービスが市の地域支援事業の予算へ移行されたが、利用者負担はどう変わったかとの質問に、市側より、負担割合は今までどおりだが、以前の介護報酬ベースで見ると地域支援事業サービスの専門型サービスは同等額、緩和型のサービスは2割カットでサービスが受けられるとの回答がありました。

別の委員からは、施設介護サービス給付費が前年度と比べると2億弱ふえているが、その要因はとの質問に、市側より、3月1日より開設された特別養護老人ホームおふくろの家が60床ふえたことによると答弁があり、さらに職員の配置は十分かとの質問に、市長より、現段階で介護職員の数は十分ではないが、60床に向け準備をされていると聞いていると答弁がありました。

現在、愛厚弥富の里、市社会福祉協議会、県青い鳥医療療育センターの3カ所で実施されている相談支援事業では、前年度と比べ、相談支援事業委託料の増加が計画相談支援普及費の増加より少ないのはなぜかとの質問に、市側より、市の社会福祉協議会以外は弥富市以外の業務も請け負っており、人件費をそれぞれの他市町村で案分しているため、計画相談支援給付費より少ない額で実施できるためであるとの答弁がありました。

他の委員から、ふれあいサロン等運営事業委託料の事業内容で、前年より介護サービス事業所が10カ所から5カ所に減った理由はとの質問に、市側より、実際は5カ所で実施しており、今後は事業所をふやすより、福寿会、自治会を中心とした地域での組織の方に重点を置いていきたい考えのためであるとの答弁がありました。

続いて、29年度の小・中学校のトイレ洋式化の整備予定はとの質問に、市側より、既に整備済みの日の出小学校、弥富中学校を除く全ての小・中学校を予定しているとの答弁がありました。

国民健康保険特別会計予算では、委員から、県に移行した場合、法定外の繰入金はどうなるかとの質問に、市長より、現段階では県から示された試算額は確定ではないので未定であるが、今後、税率、税額を決める際に市民の負担が少しでも軽減されるよう考えていきたいとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、討論に入り、委員より、自治体の財政が厳しいのは国の補助や交付金を減らしてきたところにある。国や県の負担割合を大きくし、自治体の財政を健全化させることが本来の姿であるべきとの反対討論がありました。

討論を終結し、採決した結果、議案第1号から第4号までの議案は、賛成多数で了承されました。

続いて、議案第17号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について及び議案第18号弥富市遺児手当支給条例の一部改正についての2件を審査いたしました。

委員より、今回の一部改正の変更点はどの質問に、市側より、内容が変わるものではなく、児童福祉法の改正に伴い条例の規定を改正したものであるとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第22号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第23号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第24号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上3件を一括審査いたしました。

最初に、市側より説明を受け、審査に入りました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

まず、那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。議案第1号平成29年度弥富市一般会計予算、議案第3号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号平成29年度弥富市介護保険特別会計予算、そして議案第7号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計予算、議案第16号弥富市税条例等の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

市長は施政方針で平成29年度を行政改革元年とし、保育料の見直し、国民健康保険税の見直しや、公共料金の見直しや、公共施設の統廃合を述べました。我が市において保育料は、長年今日の弥富市をつくり上げてきた根幹であり、今でもこのまちに住もうとする大きな魅力であります。少子化のこの時代において、新しい人口の流れをつくり出すためには必要なことであり、また、現に近隣市町と比べても年少人口の差をつけている大きな要因となっております。また、国保税に対しては、定年退職者や非正規などで社会保険等に入れないような働き方を強いられている方など、比較的収入の苦しい方が多く、日々の暮らしも大変な状況にあり、そこにさらなる負担を強いることはしてはならないと思います。

一般会計予算では、新庁舎関連の予算がございましたけれども、早期建設という観点にいたしましては、私も心を同じく望むところでありますけれども、身の丈に合ったものに見直して負担軽減に努めるべきだと思います。

国民健康保険税や後期高齢者医療介護保険については、市民にとっても、そして市においても大変負担の大きいものとなっております。国に税の集め方や使い方を見直しさせ、社会

保障の負担割合を見直し、市民が必要なサービスを受けられるよう負担軽減に努めるべきです。

公共下水道事業については、人口密集地や既に下水管が入っているところ以外では、浄化能力の十分な合併浄化槽などを主に据えて、巨額な費用負担、将来負担にならないように計画を見直すべきです。

税条例改正については、市の法人税の税収を引き下げるものであり、国は交付税でその分を見るとは言っておりますけれども、結局は市税を減らし、ますます地方自治体の財源を苦しくさせ、市民の生活を苦しくさせるものであります。国は、地方自治体からそうした財を取り上げる方向ではなく、違う財源を確保すべきです。大企業が内部留保を400兆円持って、そのうちの200兆円はすぐに現金化できるものであり、本来、この内部留保の200兆円分は、労働者に支払わなければならないものとも言えます。ここが市民生活を疲弊させ、国内需要に結びつかず、今日の長引く日本経済の低迷を起こしている大きな原因で、国の財政、ひいては地方自治体の財政を悪化させる大きな要因となっています。消費税増税ではなく、応分負担をしっかりとしてもらい、市長自身が言っていたように、内部留保に課税するなどして、その財源を社会保障に充て、本当の意味での所得再分配機能を税金本来の役割を果たすべきだと思います。

憲法で定められた平和主義、基本的人権、国民主権と大きく脅かされる中で、その土台となる国民の命と暮らしを守る政治の転換を目指し、市役所は市民のために役に立つという立場に立って、市民の願いに寄り添った市政を進めることを強く求めるものです。

よって、これらの議案に対し反対討論とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に、平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行。議案第1号平成29年度弥富市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成29年度一般会計当初予算は156億円で、前年度比7.4%増と弥富市始まって以来最高の予算となりました。これは、新庁舎建設事業として、29年度においては旧庁舎の解体費、土地購入費、物件移転補償費として約10億円を計上したことによるものであります。個人市民税、法人市民税、そして本市の基幹税であります固定資産税は、いずれも2.5%前後の伸びを見込んでおり、市税収入総額は80億円の大台に乗るものと予想されております。

しかしながら、歳出においては、医療、介護、福祉といった民生費が3.5%の増を見込み、農林水産費、土木費が削減される予算となっております。

そんな中におきましても、ゼロメートル地帯であります本市の安心・安全を守る排水機の維持管理費におきましては増額予算となっており、また排水賦課金の補助率30%は堅持し、確保されております。

このように非常に厳しい財政状況におきましても、29年度の重点目標でありますもっと災害に強いまちづくりに取り組む事業として、大藤小学校、西部保育所の屋上整備を行い、津波、高潮からの避難場所を確保する予算が計上されております。

もっと人に優しく健やかなまちづくりを目指し、昨年、本市は健康都市宣言を行い、市民、地域、行政が一体となって健康づくりを進めていくための健康づくり推進協議会の立ち上げ、また高齢者支援としては、認知症初期の支援を包括的、集中的に行う認知症初期集中支援チームの設置より自立支援のサポートを行う等、健やかなまちづくりに取り組む予算、事業予算も計上されております。

また、もっと豊かで活力のあるまちづくりに沿った企業立地推進については、企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇により、弥富市内全域における企業立地推進予算も計上されており、またJR・名鉄弥富駅自由通路整備事業に向けて調査設計費の予算も計上されております。

そして、教育環境の整備として、市内全中学校普通教室へのエアコン設置に向けた設計費も計上されております。

このように、新庁舎、JR・名鉄弥富駅前整備事業といった大型事業が進む中、29年度の基本方針である、もっと災害に強いまちづくり、もっと人に優しく健康なまちづくり、もっと豊かで活力あるまちづくりの3つの重点目標に向け、確かな予算計上がなされており、賛成討論といたします。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第2号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第8号から議案第15号まで、以上8件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第15号まで、以上8件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第17号から議案第25号まで、以上9件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第25号まで、以上9件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

服部市長から同意第1号議案が提出されましたので、直ちに日程に追加し、議題としたい

と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28 同意第1号 副市長の選任について

○議長（武田正樹君） この際、日程第28、同意第1号を議題とします。

大木博雄君の退場を求めます。

〔副市長 大木博雄君 退場〕

○議長（武田正樹君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（服部彰文君） 先ほどは、当3月議会で議案として提案させていただきました各議案に対し、御承認をいただきましたことを、高い席ではございますがありがとうございます。感謝申し上げます。

本日、追加提案し、御審議いただきます議案は、同意1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第1号副市長の選任につきましては、大木博雄氏が平成29年4月10日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市平島中四丁目11番地、大木博雄氏を引き続き選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより同意第1号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

大木博雄君の入場を求めます。

〔副市長 大木博雄君 入場〕

○議長（武田正樹君） 大木副市長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

○副市長（大木博雄君） ただいまは、御同意をいただきまして本当にありがとうございます。

市役所の庁舎の改築を初め、さまざまな課題が山積しておるわけでありましてけれども、微力ではありますが、皆様方といろいろ御相談しながら、一步一步前へ進めていくつもりでございますので、どうぞ御指導、御支援、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（武田正樹君） この際、日程第29、海部地区水防事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区水防事務組合議会議員に、炭竈ふく代議員、三浦義光議員、松岡雅樹さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された炭竈ふく代議員、三浦義光議員は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

また、松岡雅樹さんには文書をもって通知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について

○議長（武田正樹君） 日程第30、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区急病診療所組合議会議員に、永井利明議員、高橋八重典議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（武田正樹君） 日程第31、海部南部広域事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部広域事務組合議会議員に、堀岡敏喜議員、那須英二議員、江崎貴大議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 弥富市庁舎改築等特別委員の選任について

○議長（武田正樹君） 日程第32、弥富市庁舎改築等特別委員の選任についてを議題とします。

庁舎改築等特別委員会の委員、三浦義光議員より辞任の申し出があり、これを許可しました。

お諮りします。

後任に、委員会条例第8条第1項の規定により、大原功議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した議員を選任することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 閉会中の継続審査について

○議長（武田正樹君） 日程第33、閉会中の継続審査についてを議題とします。

庁舎改築等特別委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

庁舎改築等特別委員長及び議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、庁舎改築等特別委員長及び議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成29年第1回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時42分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 那 須 英 二